



豊島区の保健衛生

(事業概要)

平成24年版

豊 島 区

保健福祉部
池袋保健所

《 目 次 》

— 総 説 —

1. 沿革 ······	1	9. 母子保健 ······	103
2. 保健所の位置と管轄区域 ······	3	10. 精神保健 ······	124
3. 保健所関係施設の概要 ······	4	11. 歯科衛生 ······	133
4. 組織と分掌事務 ······	5	12. 栄養指導 ······	137
5. 職員配置 ······	6	13. 感染症対策 ······	143
6. 人口のあらまし ······	7	14. 予防接種 ······	160
7. 峰入・峰出決算 ······	10	15. エイズ・性感染症対策 ······	166

— 業務の概要 —

1. 衛生統計 ······	12
2. 食品衛生 ······	26
3. 環境衛生 ······	47
4. 衛生害虫対策等 ······	62
5. 薬事 ······	65
6. 医務 ······	68
7. 獣医衛生等 ······	71
8. 成人保健 ······	74

9. 母子保健 ······	103
10. 精神保健 ······	124
11. 歯科衛生 ······	133
12. 栄養指導 ······	137
13. 感染症対策 ······	143
14. 予防接種 ······	160
15. エイズ・性感染症対策 ······	166
16. 特定疾患対策 ······	170
17. 肝炎対策 ······	175
18. 公害健康被害補償 ······	177
19. 保健師活動 ······	184
20. 保健所実習 ······	188
21. 休日・平日準夜診療 ······	190
22. 在宅医療の推進 ······	193
23. 豊島健康診査センター ······	195

— 附属機関等 —

1. 附属機関等一覧 ······	198
2. 委員名簿 ······	200
3. 財政補助団体一覧 ······	203

凡 例

表中の表章記号は次のとおりである。

(平成19~23年度)
計数のない場合 0
事業のない場合 /

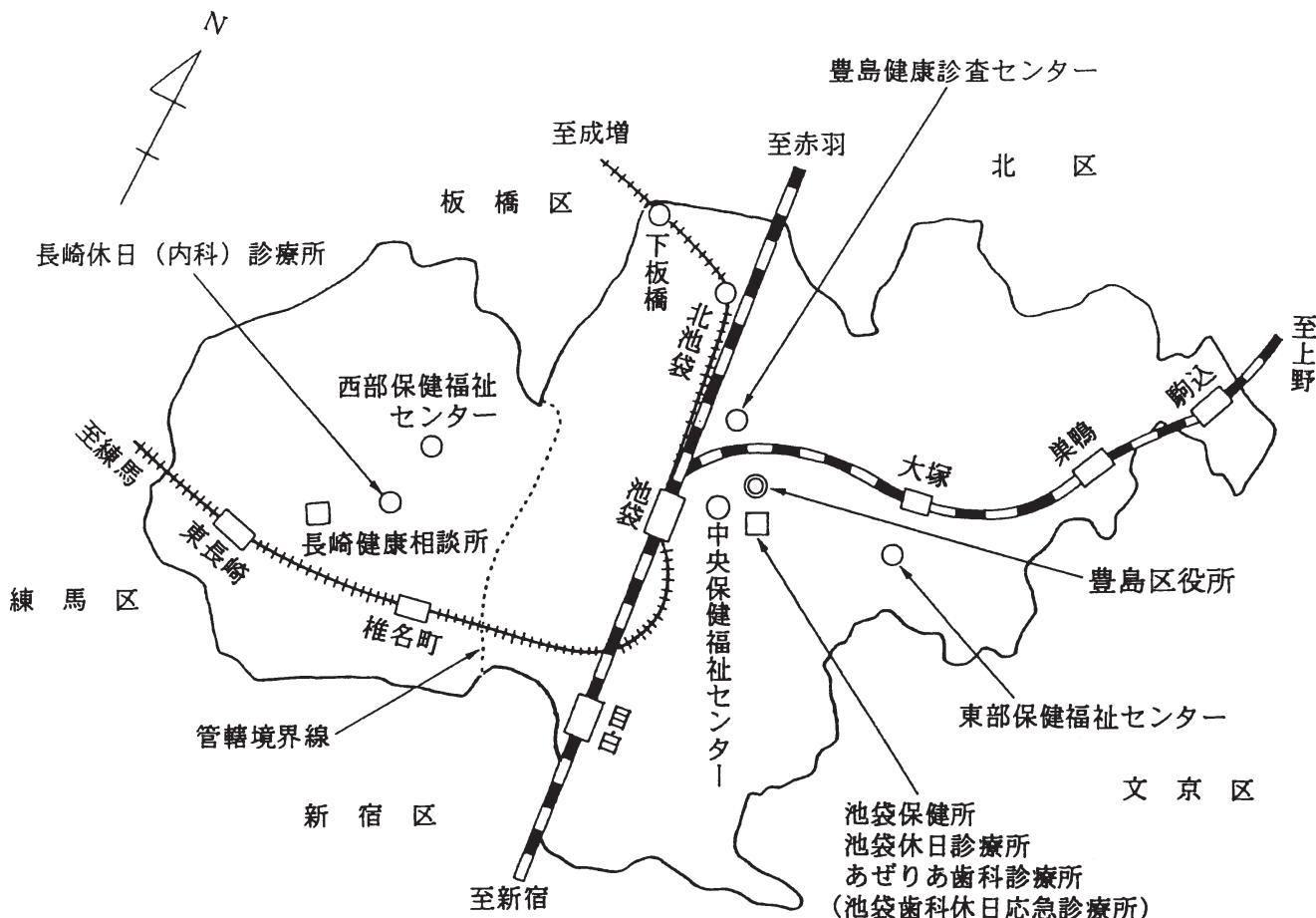
総 説

1. 沿革

- 昭和12. 4. 5 旧保健所法（昭12年法律第42号）公布施行
15. 8. 15 東京市立豊島健康相談所開設
19. 4. 1 東京都立豊島保健所と改称
22. 9. 5 保健所法（昭22法律第101号）公布 23. 1. 1施行
23. 10. 1 新制度による東京都豊島保健所として発足
28. 5. 20 東京都豊島長崎保健所新設 これに伴い東京都豊島保健所は東京都豊島池袋保健所に改称
40. 4. 1 地方自治法（昭22年法律第67号）の一部改正により、保健所業務の一部が区に移管となる
48. 12. 6 豊島池袋保健所改築
50. 4. 1 地方自治法の一部改正により保健所業務が区に移管され、豊島区池袋保健所、豊島区長崎保健所となる。区に衛生部（管理課、業務課及び両保健所）設置
50. 12. 19 公害健康被害補償法（昭48年法律第111号）に基づく第一種地域に指定
53. 3. 12 衛生部分庁舎完成
53. 3. 31 長崎保健所改築
58. 2. 1 老人保健法（昭57年法律第80号）施行
62. 10. 1 雑司が谷休日診療所新設
63. 3. 1 公害健康被害の補償等に関する法律（昭63年法律第7号）の施行により、地域指定解除
63. 7. 1 精神保健法（昭和62年法律第98号）施行
平成元. 2. 17 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律（エイズ予防法）（平成元法第2号）施行
元. 3. 31 池袋保健所増設（精神障害者デイケア室）
2. 3. 31 長崎保健所増設（精神障害者デイケア室）
3. 6. 2 長崎休日診療所・歯科休日応急診療所新設
5. 4. 1 介護相談センター開設
6. 7. 1 保健所法改正、地域保健法（昭22年法律第101号）施行
6. 10. 3 池袋保健所AIDS知ろう館開設
7. 7. 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健福祉法）（平成7年法律第94号）施行
8. 4. 1 らい予防法廃止
8. 9. 26 母体保護法（平成8年法律第105号）施行（優生保護法の改正）
8. 11. 26 池袋保健所子ども事故予防センター開設
10. 11. 4 新池袋保健所移転竣工（平成10年12月28日開設）
10. 12. 28 豊島健康診査センター竣工（「健康プラザとしま」内、平成11年9月1日開設）

11. 1. 15 雜司が谷休日診療所と池袋休日診療所を統合、池袋保健所内に池袋休日診療所として移転開設
歯科休日応急診療所を池袋歯科休日応急診療所に名称変更し、池袋保健所内に移転開設
11. 4. 1 口腔保健センター開設（障害者等歯科診療事業開始）
組織改正（衛生部管理課医薬係→池袋保健所生活衛生課医薬係）
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）施行
(伝染病予防法・性病予防法・エイズ予防法の廃止)
11. 9. 1 豊島健康診査センター開設
12. 4. 1 介護保険法（平成9年法律第123号）施行
組織改正（衛生部と福祉部が統合し保健福祉部に、管理課と保健計画課が統合し地域保健課に、長崎保健所の生活衛生課と衛生検査課を統合し生活衛生課に名称変更）
12. 12. 15 保健福祉部（旧衛生部）分庁舎改修
14. 4. 1 組織改正（池袋保健所と長崎保健所を統合、池袋保健所に一本化。長崎健康相談所を設置）
15. 5. 1 健康増進法（平成14年法律第103号）施行（栄養改善法廃止）
17. 7. 15 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（医療観察法）（平成15年法律第110号）施行
18. 4. 1 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）施行
事務移管（共同作業所・小規模通所授産施設・民間精神障害者通所授産施設建設費・運営費助成・カフェふれあい運営助成事務を障害者福祉課へ移管、介護予防事業を介護予防担当課へ移管）
18. 10. 28 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）施行
18. 12. 1 池袋保健所内に池袋あうる薬局開設
19. 4. 1 がん対策基本法（平成18年法律第98号）施行
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第106号）施行（結核予防法廃止、改正法に統合）
組織改正（生活衛生課・健康推進課・長崎健康相談所において係再編）
20. 4. 1 高齢者の医療の確保に関する法律（平成18年法律第83号）施行（老人保健法の一部改正）
組織改正（生活衛生課・健康推進課において係再編）
21. 4. 1 組織改正（地域保健課・健康推進課において係再編）
22. 1. 1 肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）施行
組織改正（がん対策担当課を設置。健康推進課は栄養係、歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合。長崎健康相談所は歯科衛生担当係長を廃止し、健康係に統合）
23. 4. 1 組織改正（生活衛生課は衛生検査担当係長を廃止、健康推進課は栄養係を設置し、衛生検査担当係長を廃止）
23. 8. 10 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）施行
24. 4. 1 組織改正（がん対策担当課を地域保健課に統合、グループ制に移行。健康推進課に感染症担当係長を設置し、栄養係を栄養担当係長に名称変更。）

2. 保健所の位置と管轄区域



	所在地・電話 〒170-0013 豊島区東池袋1丁目20番9号	地域保健課 (3987) 4203 生活衛生課 (3987) 4175 健康推進課 (3987) 4172
池袋保健所	管轄区域 (9.268km ²)	駒込1~7丁目、巣鴨1~5丁目、西巣鴨1~4丁目、北大塚1~3丁目、南大塚1~3丁目、上池袋1~4丁目、東池袋1~5丁目、南池袋1~4丁目、西池袋1~3丁目、西池袋4丁目 (1~4番、7~11番、13~18番) ・5丁目 (1~24番) 、池袋1・2丁目・3丁目 (1・2番、4~10番、13・14番、19~71番) ・4丁目、池袋本町1~4丁目、雑司が谷1~3丁目、高田1~3丁目、目白1~3丁目・4丁目 (1~4番、17~23番、35・36番)
長崎健康相談所	所在地・電話 〒171-0051 豊島区長崎3丁目6番24号	(3957) 1191
	管轄区域 (3.742km ²)	西池袋4丁目 (池袋管内除く) ・5丁目 (池袋管内除く) 、池袋3丁目 (池袋管内除く) 、目白4丁目 (池袋管内除く) ・5丁目、南長崎1~6丁目、長崎1~6丁目、千早1~4丁目、要町1~3丁目、高松1~3丁目、千川1・2丁目

(注) 平成14年4月1日の組織改正により、池袋保健所と長崎保健所を統合、保健所を池袋保健所に一本化するとともに長崎健康相談所を設置した。

3. 保健所関係施設の概要

1. 池袋保健所

豊島区東池袋1-20-9

建物竣工年月日

平成10年11月4日

敷地面積	609.84 m ²	鉄骨鉄筋コンクリート地下2階、地上7階
建物面積	地下2階	416.98 m ² 駐車場
	地下1階	436.55 m ² 電気室、倉庫
	1階	481.10 m ² A I D S 知ろう館、会議室、エントランス、池袋あうる薬局
	2階	490.44 m ² 子ども事故予防センター、診察室、歯科相談室、臨床検査室、受付、待合ホール
	3階	461.36 m ² X線室、健康教育室、講堂
	4階	491.16 m ² 所長室、事務室、相談室、男女更衣室
	5階	491.16 m ² 事務室、衛生検査室、男女更衣室
	6階	445.26 m ² 池袋休日診療所、あぜりあ歯科診療所
	7階	302.08 m ² デイ・ケア室、環境分析室
	塔階	44.55 m ² エレベーター機械室
計	4,060.64 m ²	

2. 長崎健康相談所

豊島区長崎3-6-24

建物竣工年月日

昭和53年3月17日

敷地面積	1,499.63 m ²	鉄筋コンクリート地下1階、地上2階
建物面積	地階	420.83 m ² 車庫、書庫、倉庫、休憩室、機械室、電気室
	1階	739.26 m ² 講堂、歯科相談室、栄養相談室、相談室、診察室、予診室、受付、ホール
	2階	784.14 m ² 所長室、事務室、デイ・ケア室、会議室、休養室、男女更衣室
	塔階	20.31 m ²
	計	1,964.54 m ² 平成2年3月31日2階増築デイ・ケア室 92.86m ²

3. 休日診療所

施設名	電話	住所	施設床面積	
池袋休日診療所	(3982)0198	豊島区東池袋1-20-9 (池袋保健所6階)	診療所 待合室	58.01 m ²
長崎休日診療所	(3959)3385	豊島区長崎2-27-18 (長崎複合施設3階)	診療所 待合室	51.57 m ²
池袋歯科休日応急診療所	(5985)5577	豊島区東池袋1-20-9 (池袋保健所6階あぜりあ歯科診療所内)	診療所 待合室	237.76 m ²

4. 組織と分掌事務

平成24年4月1日現在



5. 職員配置

平成24年4月1日現在

(単位:人)

課別 職種	総数	地域保健課	生活衛生課	健康推進課	長崎 健康相談所
総 数	108 (1) 10	23 — 1	35 — 3	37 — 2	13 (1) 4
事 務	41 — 4	19 — —	4 — 1	13 — —	5 — 3
医 師	3 (1) —	1 — —	— — —	2 — —	— (1) —
衛 生 監 視	29 — 2	— — —	29 — 2	— — —	— — —
検査技術	2 — 2	— — —	2 — —	— — 2	— — —
診療放射線	1 — —	— — —	— — —	1 — —	— — —
保 健 師	25 — 1	— 1 1	— — —	— 17 —	— 7 —
栄 養 士	4 — —	1 — —	— — —	2 — —	— 1 —
歯科衛生士	1 — 1	— — —	— — —	1 — —	— — 1
環 境 技 能	0 — —	— — —	— — —	— — —	— — —
心 理	0 — —	— — —	— — —	— — —	— — —
福 祉	1 — —	— — —	— — —	1 — —	— — —
業 務	1 — —	1 — —	— — —	— — —	— — —

(注1) 保健所長（医師）は地域保健課に含む。

(注2) 各欄上段()内は兼務職員数で外数。長崎健康相談所長は、健康推進課長（参事）が兼務。

(注3) 各欄下段は、再任用又は再雇用職員で外数。非常勤職員及び臨時職員等は記載していない。

6. 人口のあらまし

[1] 人口の推移

各年10月1日現在 推計人口 (単位:人)

年次	全 国	東京都	豊島区
19	126,085,000	12,488,000	256,884
20	125,947,000	12,552,000	259,154
21	125,820,000	12,596,000	261,599
22	126,371,000	12,868,000	264,425
23	126,180,000	12,869,000	286,329

(注) 全国・東京都人口は「人口動態統計月報年計(概数)」(厚生労働省)、豊島区人口は「人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)による。平成23年「人口動態統計年報速報(概数)」は平成22年国勢調査による補正を反映したものである。

[2] 町別世帯と人口

(1) 池袋保健所管内

平成24年1月1日現在 住民基本台帳人口

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 102,056	(人) 172,480	(人) 87,192	(人) 85,288	(K m ²) 9.268
駒込	8,709	16,097	7,804	8,293	0.752
巣鴨	9,314	16,392	7,995	8,397	0.799
西巣鴨	6,839	11,891	5,875	6,016	0.547
北大塚	5,935	9,502	4,771	4,731	0.409
南大塚	8,279	13,634	6,721	6,913	0.607
上池袋	9,148	15,525	8,072	7,453	0.681
東池袋	10,500	16,634	8,699	7,935	0.935
南池袋	3,937	6,386	3,254	3,132	0.748
西池袋	6,608	10,509	5,486	5,023	0.803
池袋	9,465	14,062	7,761	6,301	0.736
池袋本町	9,209	16,584	8,549	8,035	0.636
雑司が谷	4,629	8,124	4,001	4,123	0.404
高田	5,387	9,499	4,721	4,778	0.494
目白	4,097	7,641	3,483	4,158	0.717

(2) 長崎健康相談所管内

平成24年1月1日現在 住民基本台帳人口

町 名	世 帯 数	人 口			面 積
		総 数	男	女	
総 数	(世帯) 44,570	(人) 75,819	(人) 37,930	(人) 37,889	(K m ²) 3.742
西池袋	2,085	3,222	1,638	1,584	0.137
池袋	450	678	359	319	0.019
目白	2,736	4,810	2,369	2,441	0.217
南長崎	10,975	18,288	9,300	8,988	0.812
長崎	10,149	17,313	8,628	8,685	0.823
千早	6,686	11,594	5,843	5,751	0.640
要町	5,309	8,695	4,335	4,360	0.506
高松	3,961	7,131	3,534	3,597	0.354
千川	2,219	4,088	1,924	2,164	0.234

[3] 外国人登録者数

各年1月1日現在 (単位:人)

年次	総 数	男	女
20	15,913	7,703	8,210
21	17,163	8,388	8,775
22	18,575	9,053	9,522
23	19,868	9,511	10,357
24	19,324	9,277	10,047

平成24年1月1日現在 (単位:人)

国 別	登録者数
中國	11,737
韓国及び朝鮮	3,030
ミャンマー	933
ネパール	567
フィリピン	428
米国	360
タイ	269
ベトナム	223
その他の	1,777
合計	19,324

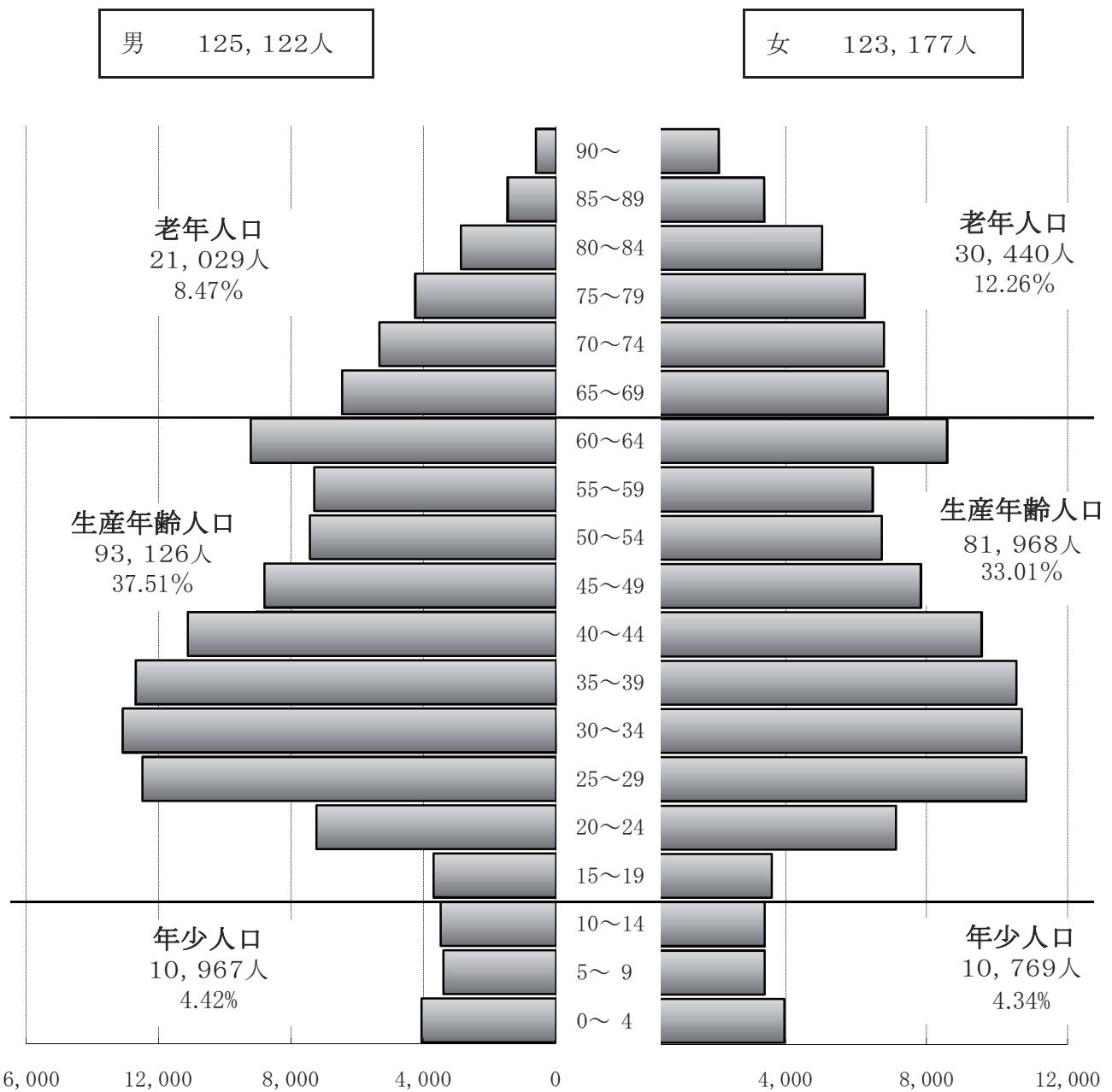
[4] 性・年齢階級別人口

平成24年1月1日現在 住民基本台帳人口 (単位:人)

区分 年齢	総 数			池袋保健所			長崎健康相談所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
総数	248,299	125,122	123,177	172,480	87,192	85,288	75,819	37,930	37,889
0~4	8,028	4,064	3,964	5,748	2,907	2,841	2,280	1,157	1,123
5~9	6,812	3,413	3,399	4,825	2,403	2,422	1,987	1,010	977
10~14	6,896	3,490	3,406	4,780	2,440	2,340	2,116	1,050	1,066
15~19	7,316	3,710	3,606	5,096	2,600	2,496	2,220	1,110	1,110
20~24	14,370	7,246	7,124	10,073	5,023	5,050	4,297	2,223	2,074
25~29	23,321	12,494	10,827	15,982	8,609	7,373	7,339	3,885	3,454
30~34	23,788	13,084	10,704	16,614	9,195	7,419	7,174	3,889	3,285
35~39	23,231	12,691	10,540	16,312	8,915	7,397	6,919	3,776	3,143
40~44	20,679	11,122	9,557	14,394	7,766	6,628	6,285	3,356	2,929
45~49	16,650	8,817	7,833	11,611	6,164	5,447	5,039	2,653	2,386
50~54	14,170	7,441	6,729	9,974	5,276	4,698	4,196	2,165	2,031
55~59	13,771	7,303	6,468	9,802	5,225	4,577	3,969	2,078	1,891
60~64	17,798	9,218	8,580	12,475	6,442	6,033	5,323	2,776	2,547
65~69	13,361	6,470	6,891	9,204	4,482	4,722	4,157	1,988	2,169
70~74	12,134	5,344	6,790	8,259	3,633	4,626	3,875	1,711	2,164
75~79	10,507	4,258	6,249	6,978	2,812	4,166	3,529	1,446	2,083
80~84	7,910	2,882	5,028	5,332	1,951	3,381	2,578	931	1,647
85~89	4,846	1,466	3,380	3,202	946	2,256	1,644	520	1,124
90~	2,711	609	2,102	1,819	403	1,416	892	206	686
100歳以上 (再掲)	102	16	86	66	7	59	36	9	27
年少人口 (0~14) (8.75%)	21,736	10,967	10,769	15,353 (6.18%)	7,750	7,603	6,383 (2.57%)	3,217	3,166
生産年齢人口 (15~64) (70.52%)	175,094	93,126	81,968	122,333 (49.27%)	65,215	57,118	52,761 (21.25%)	27,911	24,850
老人人口 (65~) (20.73%)	51,469	21,029	30,440	34,794 (14.01%)	14,227	20,567	16,675 (6.72%)	6,802	9,873

(注) () 内は、構成比。

年齢別（5歳階級）男女別人口構成図（平成24年1月1日現在）



7. 歳入・歳出決算

[1] 歳 入

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	予算現額に比し 増(△)減 (千円)	収入率 (%)
款	項				
19	年 度	1,061,767	990,244	△71,523	93.3
20	年 度	790,263	697,662	△92,601	88.3
21	年 度	1,022,621	795,005	△227,616	77.7
22	年 度	886,792	817,455	△69,337	92.2
23	年 度	896,281	831,025	△65,256	92.7
分担金及び負担金		496,748	423,011	△73,737	85.2
	負 担 金	496,748	423,011	△73,737	85.2
使用料及び手数料		53,168	51,330	△1,838	96.5
	使 用 料	806	1,007	201	124.9
	手 数 料	52,362	50,323	△2,039	96.1
国 庫 支 出 金		87,329	101,346	14,017	116.1
	国 庫 負 担 金	48,258	57,483	9,225	119.1
	国 庫 補 助 金	38,731	43,236	4,505	111.6
	国 庫 委 託 金	340	627	287	184.4
都 支 出 金		161,413	163,853	2,440	101.5
	都 負 担 金	8,780	8,465	△315	96.4
	都 補 助 金	151,370	154,614	3,244	102.1
	都 委 託 金	1,263	774	△489	61.3
寄 付 金		2,200	707	△1,493	32.1
	寄 付 金	2,200	707	△1,493	32.1
諸 収 入		95,423	90,778	△4,645	95.1
	貸付金元利収入	24,150	24,150	0	100.0
	受託事業収入	19,771	19,776	5	100.0
	雜 入	51,502	46,852	△4,650	91.0

(注) 平成20年度の医療制度改革に伴い、健康診査関係の負担金を国民健康保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計で歳入したことにより、歳入額が減少した。

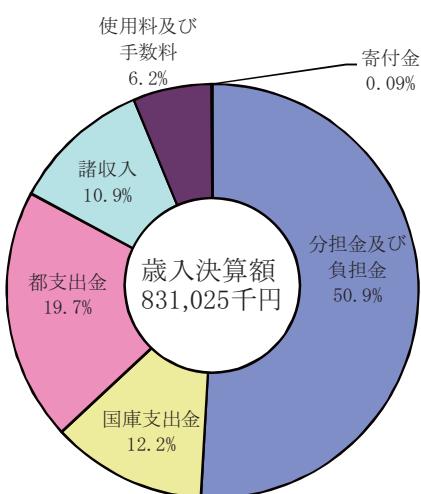
[2] 歳 出

科 目		予算現額 (千円)	決算額 (千円)	不用額 (千円)	執行率 (%)
款	項	目			
衛 生 費					
19	年 度	3,231,677	3,108,072	123,605	96.2
20	年 度	4,595,491	4,276,661	318,830	93.1
21	年 度	3,166,106	2,639,956	526,150	83.4
22	年 度	3,145,586	2,798,026	347,560	89.0
23	年 度	3,167,641	2,865,930	301,711	90.5
	衛 生 管 理 費	1,573,942	1,486,305	87,637	94.4
	衛 生 総 務 費	960,955	958,304	2,651	99.7
	保 健 所 費	87,596	79,277	8,319	90.5
	公 害 補 償 費	525,391	448,724	76,667	85.4
	環 境 衛 生 費	69,021	52,715	16,306	76.4
	環 境 衛 生 費	69,021	52,715	16,306	76.4
	保 健 衛 生 費	1,524,678	1,326,910	197,768	87.0
	保 健 指 導 費	1,013,796	873,967	139,829	86.2
	予 防 費	510,882	452,943	57,939	88.7

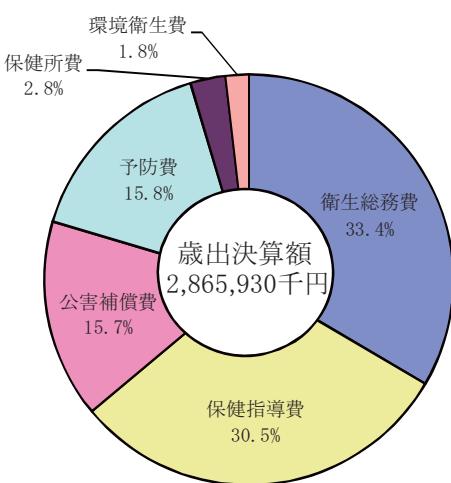
(注1) 千円未満を四捨五入しているため、総数と一致しない場合がある。

(注2) 平成20年度において、池袋保健所等建設用地買収費の全額繰上償還をした事で歳出額が増大した。

歳入決算額（構成比）



歳出決算額（構成比）



(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

業務の概要

1. 衛 生 統 計

[1] 各種統計調査

(1) 人口動態統計（基幹統計）

出生・死亡・死産・婚姻・離婚という人口動態事象を計量的に把握し、保健衛生や文化水準の指標として重要な役目を果たすだけでなく、社会保障資料となる調査である。戸籍法及び死産の届出に関する規定によって区長が、上記事項を受理した都度、人口動態調査票を作成して、保健所、都道府県を経由して厚生労働省に報告される。保健所では、区民課より送付された人口動態調査票を基に集計を行ない、月に2回、東京都に送付する。

（豊島区における人口動態の詳細は[2]のとおり。）

(2) 人口動態職業・産業調査（基幹統計）

出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の届書から職業、産業という社会経済的属性との関連を明らかにすることを目的として5年毎に実施している調査である。

(3) 国民生活基礎調査（基幹統計）

国民の保健、医療、年金、福祉、所得等国民生活の基礎的事項について、世帯面から総合的に把握し、今後の厚生行政施策の企画立案の基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定することを目的とする。調査は、昭和61年から3年周期で行なう大規模調査と、中間年に、世帯の基本的事項について簡易な調査を行なう小規模調査がある。

調査票は、「世帯票」「健康票」「介護票」「所得票」及び「貯蓄票」の5種類で構成されている。世帯票では、世帯員の基礎的属性のほか、医療保険の加入状況、公的年金の加入状況、介護の要否、寝たきりか否かなど、健康票では、入院や通院の状況、傷病名、健康の状況、健康管理の状況などを主に調査事項とし、介護票では、要介護の方の介護度、居宅サービスの利用状況、負担費用などについて調査している。（なお、所得票及び貯蓄票の調査は東京都が行なっている。）

平成23年は6月2日を調査日とし、3地区173世帯を該当世帯として、小規模調査を行なった。

(4) 医療施設調査（基幹統計）

全国における医療施設の分布及びその整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的としている。動態調査と静態調査がある。

動態調査は、施設の開設、廃止、変更の届出等により作成した調査票を、毎月提出する。

静態調査は3年ごとに行なわれ、各施設の管理者の自計により、所在地、開設者、診療科目、設備概況、従事者数などを調査している。平成23年に実施、次回は平成26年の予定。

(5) 医師・歯科医師及び薬剤師調査（一般統計）

医師・歯科医師・薬剤師の従事場所、診療科名等による分布などを把握することを目的とする。隔年ごと、区内に住所を有する者及び区内に就業する者を対象に、12月31日現在で保健所に届け出される届出票を回収する。また、区内に就業している保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士についてもあわせて調査を行なっている。平成22年に実施、次回は平成24年の予定。

(6) 患者調査（基幹統計）

病院及び診療所を利用する患者について、その傷病の状況等の実態を明らかにし、医療行政の基礎資料を得ることを目的として、3年ごとに調査が実施されている。全国の医療施設から、層化無作為に抽出された医療施設を利用する患者を調査の客体としている。

調査票は、病院（奇数）票・病院（偶数）票・一般診療所票・歯科診療所票・病院退院票・一般診療所退院票の6種類で構成されており、患者の住所、入院・外来の種別、受療の状況、診療科名、診療費支払方法、病床の種別、入院の状況、介助の状況、入院前の場所、退院後の行き先、転帰、手術の有無などを主に調査事項としている。平成23年に実施、次回は平成26年の予定。

(7) 受療行動調査（一般統計）

全国の医療施設を利用する患者について、その受療状況や受けた医療に対する満足度を患者から調査することにより、患者の医療に対する認識や行動を明らかにし、今後の医療行政の基礎資料を得ることを目的として、平成8年度を初年度として以後3年度毎に調査をすることが定められた。

調査票は入院患者票と外来患者票の二種類で構成され、出生年月日、受療経験、医療機関選択理由、情報源、治療期間を共通として、入院患者票では入院回数、入院待機期間、説明の有無と理解・満足度等、外来患者票では受診目的、通院時間経費、待ち時間、満足度を主な調査事項としている。

平成23年に実施、次回は平成26年の予定。

(8) 21世紀成人者縦断調査（一般統計）

調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等、厚生労働行政施策の企画立案、実施のための基礎調査を得ることを目的とする。平成14年10月末時点に20～34歳であった全国の男女及びその配偶者を対象とし、前年の調査に協力を得られた者を調査対象としている。

平成21年まで区が行なっていたが、平成22年から国が直接実施。

(9) 中高年者縦断調査（一般統計）

調査対象となった男女の健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、行動の変化や事象間の関連性等を把握し、高齢者対策等、厚生労働行政施策の企画・立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とする。平成17年10月末時点で50～59歳であった男女を対象とし、前年の調査に協力を得られた者を調査対象としている。

平成21年まで区で行なっていたが、平成22年から国が直接実施。

(10) 社会保障・人口問題基本調査（一般統計）

国立社会保障・人口問題研究所が、5つのテーマを5年周期で行なっている調査で、平成23年は、「人口移動」をテーマとした第7回目の調査を行なった。各世帯を構成する世帯員が、入学・就職や結婚という人生の節目でどのような移動を経験するのかを調査し、来るべき人口高齢化と地域人口の変動を予測し、対処するための基礎資料を得ることを目的とする。7月1日を調査日とし、国民生活基礎調査の調査地区から無作為に抽出した1地区62世帯を対象として調査を行なった。

(11) 国民健康・栄養調査（一般統計）

健康増進法に基づいて毎年実施しているもので、国民の栄養改善の方途を講ずる基礎資料を得ることを目的としている。調査内容は、世帯及び世帯員の状況、食事の状況、食事の料理名並びに食品の名称及びその摂取量、身体状況、食生活状況についての調査である。調査客体は、国民生活基礎調査地区から無作為抽出法により地区を定め、その地区内において都道府県知事が調査世帯を指定することによって行なう。調査月は11月。（昭和21年～平成14年は、栄養改善法に基づいて実施。）

(12) その他の統計

① 地域保健・健康増進事業報告（一般統計）

保健所の活動を中心とする管内の公衆衛生活動状況を把握することを目的とし、地域保健法に基づき保健所から報告される表式統計。報告される活動実績は、健康診断実施状況、環境衛生、食品衛生、結核予防、予防接種、母子衛生、栄養改善指導、衛生教育、保健師、試験検査、がん検診、精神保健等15種にわたる。平成19年度まで地域保健・老人保健事業報告の名称で実施されていた。

② 感染症発生動向調査（感染症法12条・14条による届出調査）

感染症患者を診断し若しくはその死体を検査した医師からの届け出に基づいて患者発生の事実を迅速、的確に把握するものとして実施されている。

③ 食中毒統計（食品衛生法第58条による届出調査）

食中毒患者を診断し、またはその死体を検査した医師からの届け出に基づいて食中毒の事件数、患者及び死者の発生状況を迅速、的確に把握するものとして実施されている。

④ 衛生行政報告例（一般統計）

公衆衛生、環境衛生、医療などの衛生関係行政の業務内容について、年報及び隔年報の形で、厚生労働省に報告する。現在、衛生検査、墓地、火葬場及び納骨堂、興行場、理容、食品衛生管理者など57種類にのぼる報告様式がある。

[2] 人口動態統計

(1) 結果の概要

① 出 生

豊島区の出生数は、1,864人で、平成22年より67人増加し、昨年から引き続き上昇している。

出生率(人口千対)は、6.5と昨年より低下しており、東京都出生率8.2、全国の8.3と比較しても依然として低率である。また、一人の女性が何人の子供を出生するかという合計特殊出生率では東京都の1.06、全国の1.39に比較して、豊島区は0.91であり、依然として低率である。

② 死 亡

豊島区の死亡数は、2,403人で、平成22年より142人増となり、死亡率(人口千対)は、8.4と0.1減少した。また、東京都の死亡率は8.2、全国の死亡率は9.9であった。

豊島区の3大死因の死亡数と死亡率(人口10万対)は、

第1位 悪性新生物 669人 (233.6)

第2位 心疾患 360人 (125.7)

第3位 脳血管疾患 240人 (83.8)

であり、昭和63年以降、平成7年と9年を除いて心疾患が、第2位を占めている。

なお、全国の主要死因も平成7年と8年を除いて心疾患が、第2位を占めている。

③ 乳児死亡

豊島区の乳児死亡数は4人で、平成22年より2人増となり、乳児死亡率(出生千対)は、2.1と1.0増加した。また、東京都の乳児死亡率は2.0、全国の乳児死亡率は2.3であった。

④ 死 産

豊島区の死産数は39胎で、平成22年より13胎減少し、死産率(出産千対)は、20.5と7.6減少した。また、東京都の死産率は22.9、全国の死産率は23.9であった。

⑤ 婚姻と離婚

豊島区の婚姻数は、2,200組で平成22年より16組減少した。婚姻率（人口千対）は7.7と0.6減少した。また、東京都の婚姻率は6.8、全国の婚姻率は5.2であった。

豊島区の離婚数は520組で平成22年より44組減少した。離婚率（人口千対）は1.82と0.3減少した。また、東京都の離婚率は1.94、全国の離婚率は1.87であった。

(2) 人口動態年次別数・率

年 次	区分	全 国		東 京 都		豊 島 区	
		人 数	率	人 数	率	人 数	率
出 生	19年	1,089,818	8.6	103,837	8.3	1,654	6.4
	20年	1,091,156	8.7	106,015	8.4	1,654	6.4
	21年	1,070,035	8.5	106,613	8.5	1,776	6.8
	22年	1,071,304	8.5	108,135	8.4	1,797	6.7
	23年	1,050,698	8.3	106,025	8.2	1,864	6.5
再掲 低体重児出生	19年			9,787	94.3	151	91.3
	20年			10,140	95.6	181	109.4
	21年			10,088	94.6	179	100.8
	22年			10,147	93.8	171	95.1
	23年			10,064	93.1	187	100.3
死 亡	19年	1,108,334	8.8	96,354	7.7	2,113	8.2
	20年	1,142,407	9.1	98,248	7.8	2,168	8.4
	21年	1,141,865	9.1	98,304	7.8	2,212	8.5
	22年	1,197,012	9.5	104,238	8.1	2,261	8.5
	23年	1,253,463	9.9	105,708	8.2	2,403	8.4
再掲 乳児死亡	19年	2,828	2.6	278	2.7	5	3.0
	20年	2,798	2.6	261	2.5	6	3.6
	21年	2,556	2.4	246	2.3	3	1.7
	22年	2,450	2.3	212	2.0	2	1.1
	23年	2,463	2.3	216	2.0	4	2.1
再掲 新生児死亡	19年	1,434	1.3	146	1.4	3	1.8
	20年	1,331	1.2	119	1.1	2	1.2
	21年	1,254	1.2	119	1.1	3	1.7
	22年	1,167	1.1	95	0.9	0	0
	23年	1,147	1.1	98	0.9	1	0.5
周産期死亡	19年	4,906	4.5	455	4.4	9	5.4
	20年	4,720	4.3	458	4.3	10	6.0
	21年	4,519	4.2	421	3.9	8	4.5
	22年	4,515	4.2	424	3.9	7	3.9
	23年	4,314	4.1	395	3.7	9	4.8
再掲 後期死亡	19年	3,854	3.5	353	3.4	8	4.8
	20年	3,751	3.4	383	3.6	8	4.8
	21年	3,645	3.4	342	3.2	6	3.4
	22年	3,637	3.4	352	3.2	7	3.9
	23年	3,490	3.3	329	3.1	8	4.3
再掲 早期死亡	19年	1,052	1.0	102	1.0	1	0.6
	20年	969	0.9	75	0.7	2	1.2
	21年	874	0.8	79	0.7	2	1.1
	22年	878	0.8	72	0.7	0	0
	23年	824	0.8	66	0.6	1	0.5

年 次		全 国		東 京 都		豊 島 区		
		人 数	率	人 数	率	人 数	率	
死 産	19年	29,313	26.2	2,621	24.6	41	24.2	
	20年	28,177	25.2	2,724	25.1	50	29.3	
	21年	27,005	24.6	2,482	22.8	47	25.8	
	22年	26,560	24.2	2,587	23.4	52	28.1	
	23年	25,755	23.9	2,482	22.9	39	20.5	
再 掲	自然死産	19年	13,107	11.7	1,201	11.3	20	11.8
		20年	12,625	11.3	1,218	11.2	15	8.8
		21年	12,214	11.1	1,118	10.2	20	11.0
		22年	12,245	11.2	1,143	10.3	16	8.6
		23年	11,946	11.1	1,139	10.5	16	8.4
	人工死産	19年	16,206	14.5	1,420	13.3	21	12.4
		20年	15,552	13.9	1,506	13.8	35	20.5
		21年	14,791	13.5	1,364	12.5	27	14.8
		22年	14,315	13.0	1,444	13.1	36	18.9
		23年	13,809	12.8	1,343	12.4	23	12.1
婚 姻		19年	719,822	5.7	89,243	7.1	2,112	8.2
		20年	726,106	5.8	91,196	7.3	2,188	8.4
		21年	707,734	5.6	91,028	7.2	2,220	8.5
		22年	700,214	5.5	91,196	7.1	2,216	8.3
		23年	661,899	5.2	86,888	6.8	2,200	7.7
離 婚		19年	254,832	2.02	26,627	2.13	644	2.51
		20年	251,136	1.99	26,300	2.10	565	2.18
		21年	253,353	2.01	26,803	2.13	635	2.43
		22年	251,378	1.99	26,335	2.05	564	2.12
		23年	235,734	1.87	24,932	1.94	520	1.82
自然 増 減		19年	△18,516	△0.1	7,483	0.6	△459	△1.8
		20年	△51,251	△0.4	7,767	0.6	△514	△2.0
		21年	△71,830	△0.6	8,309	0.7	△436	△1.7
		22年	△125,708	△1.0	3,897	0.3	△464	△1.7
		23年	△202,765	△1.6	317	0.0	△539	△1.9

(注) 出典：人口動態統計（東京都福祉保健局）。平成23年の数値は、豊島区集計による概数である。

率 { 人口千対：出生、死亡、婚姻、離婚、自然増減
 出生千対：低体重児出生、乳児死亡、新生児死亡
 出産(出生+死産)千対：死産（総数・自然死産・人工死産）
 出産（出生+妊娠満22週以後の死産）千対：周産期死亡（総数・後期死産・早期新生児死亡）

乳 児 死 亡：生後1年未満の死亡
 新 生 児 死 亡：生後4週未満の死亡
 後 期 死 産：妊娠満22週以後の死児の出産
 早 期 新 生 児 死 亡：生後1週未満の死亡
 死 产：妊娠満12週以後の死児の出産

(3) 出生

□ 出生子数及び率

区分 年次	全 国		東京都		豊島区		池袋保健所		旧長崎保健所	
	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率
昭和40(1965)年	1,823,697	18.6	225,492	20.7	7,070	18.9	4,954	18.9	2,116	19.2
昭和45(1970)年	1,934,239	18.8	229,687	20.1	6,447	18.2	4,359	17.5	2,088	19.9
昭和50(1975)年	1,901,440	17.1	186,701	16.0	4,341	13.5	2,862	12.9	1,479	14.8
昭和55(1980)年	1,576,889	13.6	139,953	12.0	3,096	11.5	2,122	11.2	974	12.0
昭和60(1985)年	1,431,577	11.9	126,178	10.7	2,510	9.0	1,716	9.0	794	9.0
平成2(1990)年	1,221,585	10.0	103,983	8.8	1,804	6.9	1,212	6.9	592	6.9
平成7(1995)年	1,187,064	9.6	96,823	8.2	1,467	6.0	969	5.9	498	6.1
平成12(2000)年	1,190,547	9.5	100,209	8.3	1,525	6.1	1,094	6.3	431	5.6
平成17(2005)年	1,062,530	8.4	96,542	7.8	1,463	6.1	1,463	6.1		
平成19(2007)年	1,089,818	8.6	103,837	8.3	1,654	6.4	1,654	6.4		
平成20(2008)年	1,091,156	8.7	106,015	8.4	1,654	6.4	1,654	6.4		
平成21(2009)年	1,070,035	8.5	106,613	8.5	1,776	6.8	1,776	6.8		
平成22(2010)年	1,071,304	8.5	108,135	8.4	1,797	6.7	1,797	6.7		
平成23(2011)年	1,050,698	8.3	106,025	8.2	1,864	6.5	1,864	6.5		

□ 母の年齢階級別出生数・構成比の年次推移(豊島区)

区分 年次	総数	15~19歳		20~24歳		25~29歳		30~34歳		35~39歳		40~44歳		45歳以上	
		人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率
平成14年	1,516	12	0.8	133	8.8	455	30.0	612	40.4	264	17.4	36	2.4	4	0.3
平成15年	1,466	9	0.6	115	7.8	424	28.9	610	41.6	270	18.4	38	2.6	0	0
平成16年	1,441	13	0.9	143	9.9	390	27.1	565	39.2	280	19.4	50	3.5	0	0
平成17年	1,463	10	0.7	122	8.4	339	23.2	601	41.1	332	22.7	57	3.9	2	0.1
平成18年	1,551	17	1.1	126	8.1	397	25.6	594	38.3	353	22.8	62	4.0	2	0.1
平成19年	1,654	9	0.5	133	8.0	406	24.5	623	37.7	399	24.1	82	5.0	2	0.1
平成20年	1,654	8	0.5	111	6.7	398	24.1	667	40.3	383	23.2	86	5.0	1	0.1
平成21年	1,776	7	0.4	121	6.8	415	23.4	674	38.0	462	26.0	96	5.4	1	0.1
平成22年	1,797	2	0.1	120	6.7	404	22.5	673	37.5	495	27.5	97	5.4	6	0.3
平成23年	1,864	9	0.5	108	5.8	413	22.2	765	41.0	467	25.1	99	5.3	3	0.2

(注) 率は、総数に対する構成比。

□ 合計特殊出生率

区分 年次	全 国	東京都	豊島区
平成14年	1.32	1.02	0.79
平成15年	1.29	1.00	0.76
平成16年	1.29	1.01	0.76
平成17年	1.26	1.00	0.76
平成18年	1.32	1.02	0.79
平成19年	1.34	1.05	0.82
平成20年	1.37	1.09	0.82
平成21年	1.37	1.12	0.88
平成22年	1.39	1.12	0.89
平成23年	1.39	1.06	0.91

$$(注1) \text{合計特殊出生率} = \left[\frac{\text{母の年齢別出生数}}{\text{年齢別女子人口}} \right]$$

合計特殊出生率とは15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの平均子ども数に相当する。

(注2) 豊島区の年齢別人口は、翌年1月1日現在の住民基本台帳5歳階級別人口による。

(注3) 平成23年の豊島区数値（出生数）は概数である。

(注4) 平成23年の東京都数値は、「人口動態統計年報速報（概数）」（東京都福祉保健局）による。

(注5) 平成23年の全国数値は、「人口動態統計月報年計（概数）」（厚生労働省大臣官房統計情報）による。

(4) 死亡

□死亡者数及び率

区分 年次	全 国		東 京 都		豊 島 区		池袋保健所		旧長崎保健所	
	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率	人 数	率
昭和40(1965)年	700,438	7.1	51,644	4.8	1,726	4.6	1,211	4.6	515	4.7
昭和45(1970)年	712,962	6.9	56,183	4.9	1,732	4.9	1,174	4.7	558	5.3
昭和50(1975)年	702,275	6.3	55,323	4.7	1,552	4.8	1,067	4.8	485	4.9
昭和55(1980)年	722,801	6.2	58,258	5.0	1,663	5.8	1,151	5.8	512	5.7
昭和60(1985)年	752,283	6.3	62,499	5.3	1,689	6.1	1,160	6.1	529	6.0
平成 2(1990)年	820,305	6.7	70,370	5.9	1,851	7.1	1,279	7.2	572	6.7
平成 7(1995)年	922,139	7.4	78,651	6.7	1,933	7.8	1,314	8.0	619	7.6
平成12(2000)年	961,653	7.7	83,849	7.1	1,960	8.3	1,371	8.5	589	7.7
平成17(2005)年	1,083,796	8.6	93,599	7.6	2,151	8.9	2,151	8.9		
平成19(2007)年	1,108,334	8.8	96,354	7.7	2,113	8.2	2,113	8.2		
平成20(2008)年	1,142,407	9.1	98,248	7.8	2,168	8.4	2,168	8.4		
平成21(2009)年	1,141,865	9.1	98,304	7.8	2,212	8.5	2,212	8.5		
平成22(2010)年	1,197,012	9.5	104,238	8.1	2,261	8.5	2,261	8.5		
平成23(2011)年	1,253,463	9.9	105,708	8.2	2,403	8.4	2,403	8.4		

□主要死因の死亡数・率年次推移

区分 年次	全 国		東 京 都		豊 島 区		
	人 数	率	人 数	率	人 数	率	
悪性新生物	14	304,568	241.7	27,479	223.8	678	268.6
	15	309,543	245.4	28,002	226.4	627	248.9
	16	320,358	253.9	29,146	240.4	672	267.9
	17	325,941	258.3	29,483	239.2	650	269.8
	18	329,314	261.0	30,225	243.7	673	264.9
	19	336,468	266.9	30,532	244.5	641	249.5
	20	342,963	272.3	31,327	249.6	670	258.5
	21	344,105	273.5	31,268	248.2	693	264.9
	22	353,318	279.6	32,095	250.1	710	268.5
	23	357,185	283.1	32,114	249.5	669	233.6
心疾患	14	152,518	121.0	13,371	108.9	320	126.8
	15	159,545	126.5	13,832	111.8	354	140.5
	16	159,625	126.5	13,880	114.5	316	126.0
	17	173,125	137.2	14,617	118.6	393	163.1
	18	173,024	137.2	14,789	119.2	357	140.5
	19	175,539	139.2	15,418	123.5	345	134.3
	20	181,928	144.4	15,334	122.2	338	130.4
	21	180,745	143.7	15,389	122.2	335	128.1
	22	189,192	149.7	16,282	126.9	328	124.0
	23	194,761	154.4	15,808	122.8	360	125.7

区分 年次	全 国		東 京 都		豊 島 区		
	人 数	率	人 数	率	人 数	率	
脳 血 管 疾 患	14	130, 257	103. 4	10, 925	89. 0	237	93. 9
	15	132, 067	104. 7	11, 076	89. 5	306	121. 5
	16	129, 055	102. 3	10, 756	88. 7	267	106. 5
	17	132, 847	105. 3	11, 185	90. 8	247	102. 5
	18	128, 268	101. 7	10, 779	86. 9	253	99. 6
	19	127, 041	100. 8	10, 686	85. 6	247	96. 2
	20	127, 023	100. 9	10, 352	82. 5	215	83. 0
	21	122, 350	97. 2	10, 083	80. 0	219	83. 7
	22	123, 393	97. 6	10, 395	81. 0	207	78. 3
	23	123, 784	98. 1	10, 278	79. 9	240	83. 8
肺 炎	14	87, 421	69. 4	7, 480	60. 9	154	61. 0
	15	94, 942	75. 3	7, 985	64. 6	184	73. 0
	16	95, 534	75. 7	7, 878	65. 0	164	65. 4
	17	107, 241	85. 0	9, 086	73. 7	169	70. 1
	18	107, 242	85. 0	8, 781	70. 8	191	75. 2
	19	110, 159	87. 4	9, 171	73. 4	168	65. 4
	20	115, 317	91. 6	9, 484	75. 6	229	88. 4
	21	112, 004	89. 0	9, 098	72. 2	178	68. 0
	22	118, 806	94. 0	9, 603	74. 8	201	76. 0
	23	124, 652	98. 8	9, 868	76. 7	231	80. 7
不 慮 の 事 故	14	38, 643	30. 7	2, 406	19. 6	62	24. 6
	15	38, 714	30. 7	2, 543	20. 6	59	23. 4
	16	38, 193	30. 3	2, 432	20. 1	73	29. 1
	17	39, 863	31. 6	2, 601	21. 1	56	23. 2
	18	38, 270	30. 3	2, 461	19. 8	58	22. 8
	19	37, 966	30. 1	2, 551	20. 4	64	24. 5
	20	38, 153	30. 3	2, 571	20. 5	62	23. 9
	21	37, 756	30. 0	2, 449	19. 4	58	22. 2
	22	40, 582	32. 1	2, 877	22. 4	71	26. 9
	23	59, 596	47. 2	2, 745	21. 3	70	24. 4
自 殺	14	29, 949	23. 8	2, 563	20. 9	58	23. 0
	15	32, 109	25. 5	2, 743	22. 2	70	27. 8
	16	30, 247	24. 0	2, 679	22. 1	54	21. 5
	17	30, 553	24. 2	2, 669	21. 7	72	29. 9
	18	29, 921	23. 7	2, 510	20. 2	42	16. 5
	19	30, 827	24. 4	2, 826	22. 6	68	26. 5
	20	30, 229	24. 0	2, 776	22. 1	58	22. 4
	21	30, 707	24. 4	2, 862	22. 7	79	30. 2
	22	29, 524	23. 4	2, 827	22. 0	70	26. 5
	23	28, 874	22. 9	2, 910	22. 6	83	29. 0

区分 年次	全 国		東 京 都		豊 島 区		
	人 数	率	人 数	率	人 数	率	
結 核	14	2,317	1.8	287	2.3	8	3.2
	15	2,337	1.9	259	2.1	8	3.2
	16	2,330	1.8	287	2.4	5	2.0
	17	2,296	1.8	277	2.2	7	2.9
	18	2,267	1.8	253	2.0	14	5.5
	19	2,188	1.7	275	2.2	8	3.1
	20	2,220	1.8	279	2.2	10	3.9
	21	2,159	1.7	247	2.0	7	2.7
	22	2,126	1.7	250	1.9	6	2.3
	23	2,162	1.7	236	1.8	4	1.4

(注1) 出典：「人口動態統計」(東京都福祉保健局)。ただし、平成23年については「人口動態統計月報年計(概数)の概況」(厚生労働省)及び「人口動態統計年報速報(概数)」(東京都福祉保健局)。

(注2) 豊島区の数は、池袋保健所での集計であり、「人口動態統計」(東京都福祉保健局)の数値とは異なる。

□悪性新生物部位別死亡者・構成比の年次推移 (豊島区)

区分 年次	総数	食 道		胃		結 腸		直腸S状結腸移行部及び直腸		肝 及 び 肝 内 胆 管		胆のう及びそ の他の胆道		
		人數	率	人數	率	人數	率	人數	率	人數	率	人數	率	
19年	641	47	7.3	84	13.1	57	8.9	19	3.0	45	7.0	27	4.2	
20年	670	27	4.0	102	15.2	60	9.0	24	3.6	57	8.5	36	5.4	
21年	693	24	3.5	103	14.9	77	11.1	31	4.5	53	7.6	28	4.0	
22年	710	29	4.1	80	11.3	65	9.2	27	3.8	60	8.5	29	4.1	
23年	669	27	4.0	91	13.6	63	9.4	25	3.7	54	8.1	22	3.3	
区分 年次	肺		気管、気管支 及 び 肺		乳 房		子 宮		前立腺		白血病		その他の	
	人數	率	人數	率	人數	率	人數	率	人數	率	人數	率	人數	率
19年	45	7.0	127	19.8	30	4.7	7	1.1	18	2.8	13	2.0	122	19.0
20年	53	7.9	112	16.7	27	4.0	11	1.6	17	2.5	12	1.8	132	19.7
21年	52	7.5	118	17.0	28	4.0	15	2.2	28	4.0	15	2.2	121	17.5
22年	54	7.6	145	20.4	24	3.4	21	3.0	25	3.5	13	1.8	138	19.4
23年	69	10.3	131	19.6	32	4.8	17	2.5	15	2.2	14	2.1	109	16.3

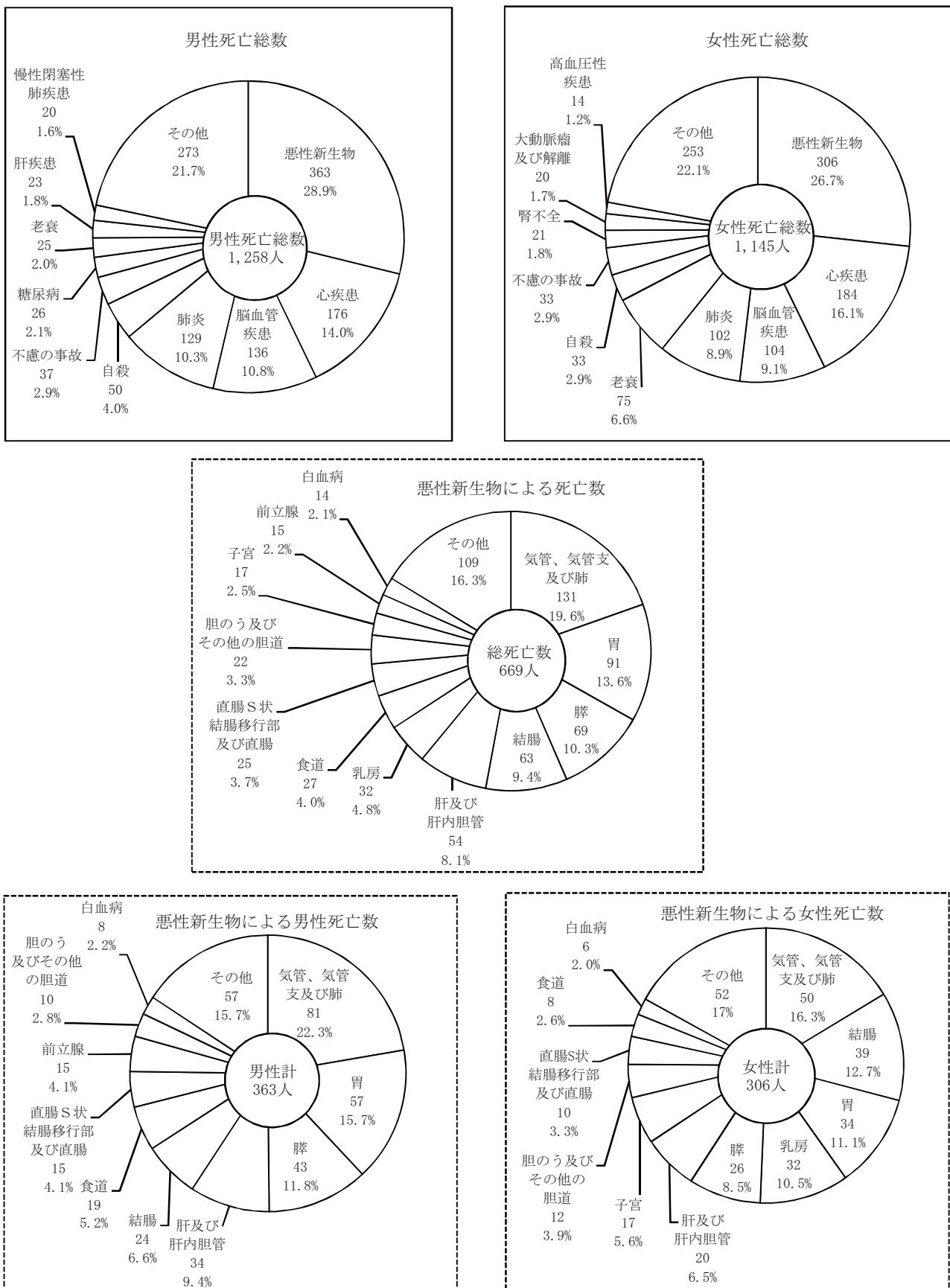
(注) 率は、総数に対する構成比。

□主要死因分類（豊島区）

平成23年分 (単位:人)

死因	区分	総数	男	女
	総 数	2,403	1,258	1,145
結	核	4	3	1
悪性新生物		669	363	306
再掲	食道	27	19	8
	胃	91	57	34
	結腸	63	24	39
	直腸 S 状結腸移行部及び直腸	25	15	10
	肝及び肝内胆管	54	34	20
	胆のう及びその他の胆道	22	10	12
	膵	69	43	26
	気管、気管支及び肺	131	81	50
	乳房	32	0	32
	子宮	17	-	17
	前立腺	15	15	-
	白血病	14	8	6
	その他の	109	57	52
その他新生物		16	12	4
糖尿病		38	26	12
高血圧性疾患		23	9	14
心疾患		360	176	184
再掲	急性心筋梗塞	60	26	34
	その他の虚血性心疾患	144	81	63
	不整脈及び伝導障害	24	10	14
	心不全	94	39	55
	その他の	38	20	18
脳血管疾患		240	136	104
再掲	くも膜下出血	20	8	12
	脳内出血	78	48	30
	脳梗塞	138	78	60
	その他の	4	2	2
大動脈瘤及び解離		37	17	20
肺炎		231	129	102
慢性閉塞性肺疾患		28	20	8
喘息		2	0	2
肝疾患		36	23	13
腎不全		37	16	21
老衰		100	25	75
不慮の事故		70	37	33
再掲	交通事故	7	5	2
	その他の	63	32	31
自殺		83	50	33
その他全死因		429	216	213

P. 21(4) 死亡 □主要死因分類（豊島区）

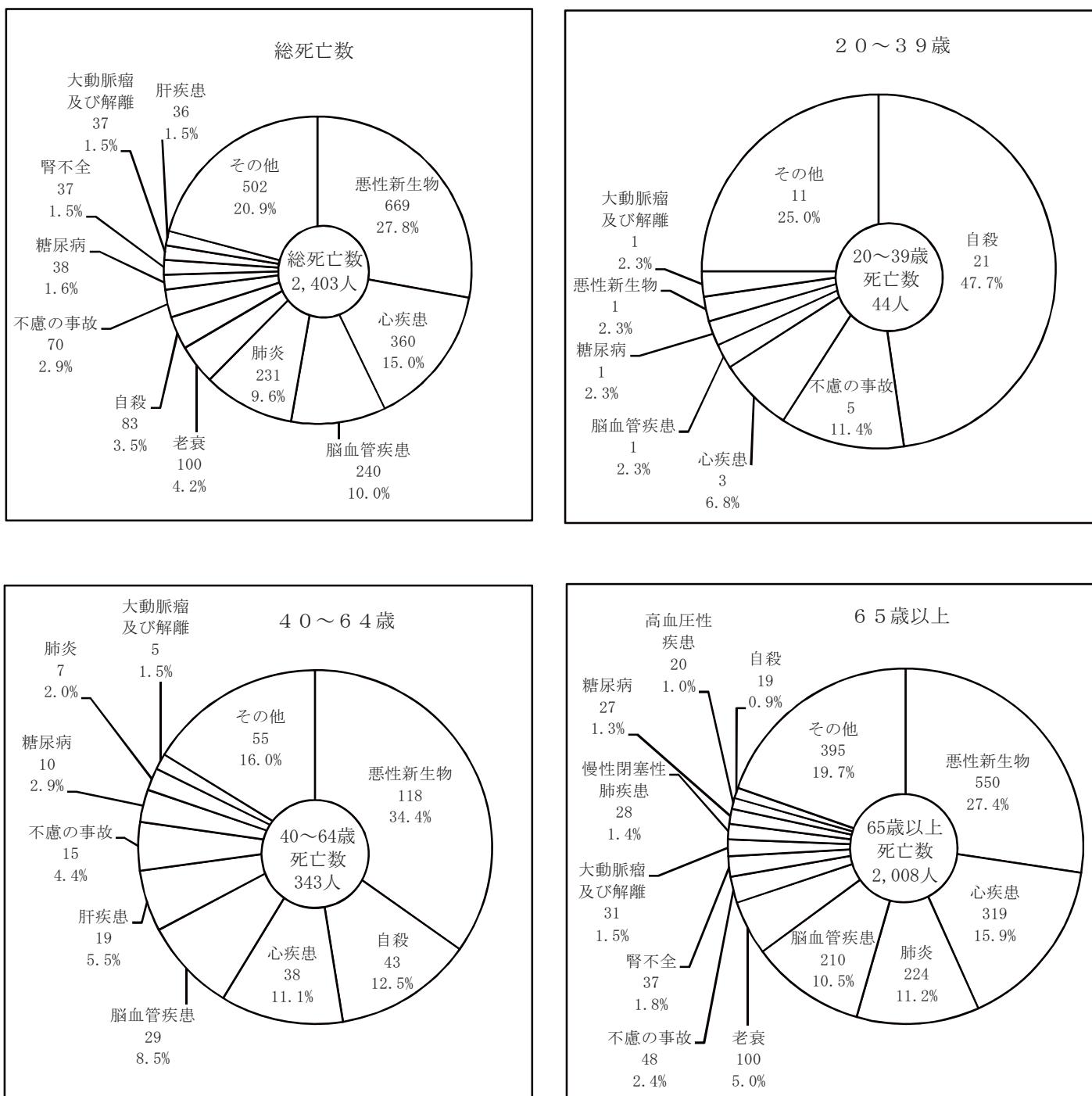


□主要死因分類(簡単分類)別5歳階級別死亡(豊島区)

平成23年分

死因	年齢	総数	0	1	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50	55	60	65	70	75	80以上
			4	4	9	14	19	24	29	34	39	44	49	54	59	64	69	74	79	
総 数		2,403	4	0	3	0	1	6	9	12	17	29	46	55	62	151	177	213	315	1,303
結 核			4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	3
悪性新生物		669	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4	11	19	26	58	73	98	104	275
再掲	食 道	27	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	6	6	2	9
	胃	91	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	4	9	7	10	14
	結 腸	63	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	5	6	6	7	6	31
	直腸S状結腸移行部及び直腸	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	5	3	11
	肝及び肝内胆管	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	8	13	12	16
	胆のう及びその他の胆道	22	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	0	2	1	13
	脾	69	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	4	5	9	14	10	23
	気管、気管支及び肺	131	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	8	19	21	24	56
	乳 房	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	2	5	3	3	6	7
	子 宮	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	2	1	2	2	3	4
再掲	前立腺	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	11
	白 血 病	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	1	3	4
	そ の 他	109	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	3	5	4	9	8	12	20	46
	その他の新生物	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	12
	糖 尿 病	38	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	5	3	0	7	7	7	13
再掲	高血圧性疾患	23	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	1	1	18
	心 疾 患	360	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1	3	6	5	23	20	28	43	228
	急性心筋梗塞	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	3	2	4	9	40
	その他の虚血性心疾患	144	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	4	3	16	10	15	21	72
	不整脈及び伝導障害	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	2	18
再掲	心 不 全	94	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	5	2	9	74
	そ の 他	38	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	1	2	2	5	2	24
脳 血 管 疾 患		240	0	0	0	0	0	1	0	0	0	4	4	3	6	12	14	18	36	142
再掲	くも膜下出血	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	2	0	2	2	6	5
	脳 内 出 血	78	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	2	4	7	7	8	9	36
	脳 梗 塞	138	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	5	5	7	21	98
	そ の 他	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	
大動脈瘤及び解離		37	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	3	1	3	4	23
肺 炎		231	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	4	17	15	27	165
慢性閉塞性肺疾患		28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	18
喘 息		2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
肝 疾 患		36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5	5	2	6	7	2	3	5
腎 不 全		37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	7	26
老 衰		100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3	94
不 慮 の 事 故		70	1	0	0	0	1	0	0	3	2	2	2	3	2	6	7	6	6	29
再掲	交 通 事 故	7	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	1	1	1	1
	そ の 他	63	1	0	0	0	1	0	0	2	1	1	2	3	2	6	6	5	5	28
自 殺		83	0	0	0	0	0	4	6	5	6	11	6	8	5	13	5	1	6	7
その他の全死因		429	3	0	3	0	0	0	3	3	5	5	13	8	9	20	28	29	56	244

P. 23(4) 死亡 □主要死因分類（簡単分類）別 5 歳階級別死亡（豊島区） 平成23年分



(5) 死産

□死産数及び率

(単位：胎)

区分 年次	全 国		東 京 都		豊 島 区		池 袋 保 健 所		旧長崎保健所	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
平成 7(1995)年	39,403	32.1	3,189	31.9	67	43.7	39	38.7	28	53.2
平成12(2000)年	38,393	31.2	2,995	29.0	81	50.4	55	47.9	26	56.9
平成17(2005)年	31,818	29.1	2,841	28.6	41	27.3	41	27.3		
平成19(2007)年	29,313	26.2	2,621	24.6	41	24.2	41	24.2		
平成20(2008)年	28,177	25.2	2,724	25.1	50	29.3	50	29.3		
平成21(2009)年	27,005	24.6	2,482	22.8	47	25.8	47	25.8		
平成22(2010)年	26,571	24.2	2,589	23.4	51	27.6	51	27.6		
平成23(2011)年	25,755	23.9	2,482	22.9	39	20.5	39	20.5		

□年齢階級別死産数・構成比の年次推移（豊島区）

(単位：胎)

区分 年次	総数	15～19歳		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45歳以上	
		数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
19年	41	1	2.4	6	14.6	10	24.4	13	31.7	9	22.0	2	4.9		
再掲 自然死産 人工死産	20	0	0	1	5.0	4	20.0	9	45.0	5	25.0	1	5.0		
	21	1	4.8	5	23.8	6	28.6	4	19.0	4	19.0	1	4.8		
	20年	50	4	8.0	11	22.0	10	20.0	10	20.0	11	22.0	3	6.0	1
再掲 自然死産 人工死産	15	0	0	1	6.7	4	26.7	6	40.0	4	26.7	0	0.0	0	0.0
	35	4	11.4	10	28.6	6	17.1	4	11.4	7	20.0	3	8.6	1	2.9
	21年	47	2	4.3	6	12.8	13	27.7	7	14.9	13	27.7	5	10.6	1
再掲 自然死産 人工死産	20	0	0	1	5.0	6	30.0	3	15.0	6	30.0	4	20.0	0	0.0
	27	2	7.4	5	18.5	7	25.9	4	14.8	7	25.9	1	3.7	1	3.7
	22年	51	2	3.9	11	21.6	13	25.5	11	21.6	8	15.7	4	7.8	2
再掲 自然死産 人工死産	16	0	0	0	0	3	18.8	6	37.5	2	12.5	3	18.8	2	12.5
	35	2	5.7	11	31.4	10	28.6	5	14.3	6	17.1	1	2.9	0	0
	23年	39	1	2.6	7	17.9	14	35.9	8	20.5	7	17.9	2	5.1	0
再掲 自然死産 人工死産	16	0	0	0	0	7	43.8	5	31.2	4	25.0	0	0	0	0
	23	1	4.3	7	30.4	7	30.4	3	13.0	3	13.0	2	8.7	0	0

□人工妊娠中絶（豊島区）

(単位：胎)

区分 年度	20歳未満		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳		40～44歳		45～49歳		50歳以上		不詳	計
	年	度	年	度	年	度	年	度	年	度	年	度	年	度	年	度		
19年度	111		555		390		225		137		49		2		0		0	1,469
20年度	110		482		386		201		132		49		5		0		0	1,365
21年度	117		514		417		228		149		62		7		0		0	1,494
22年度	103		493		368		244		178		53		2		0		0	1,441
23年度	107		564		445		290		217		72		8		0		0	1,703
満7週以前	75		453		343		228		161		57		7		0		0	1,324
満8週～満11週	26		110		98		60		49		15		1		0		0	359
満12週～満15週	3		0		1		1		3		0		0		0		0	8
満16週～満19週	1		0		1		0		3		0		0		0		0	5
満20週・満21週	2		1		2		1		1		0		0		0		0	7
不詳	0		0		0		0		0		0		0		0		0	0

(注) 上記は母体保護法第25条に基づいて、豊島区内の医師より届出のあったものを集計。

2. 食 品 衛 生

食品衛生事業は、食品衛生法等の規定に基づき、飲食による衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることを目的としている。区では毎年度、区民の意見を参考に豊島区食品衛生監視指導計画を策定し、これに基づき事業を実施している。食品等事業者に対しては、営業の許可、届出の受理、監視指導、食品の検査、衛生講習会等を実施している。特に食中毒、苦情の発生時には、食品等事業者に対して、営業停止処分、改善指導など必要な措置をしている。

また昨年は、原子力発電所事故による食品の放射線汚染や腸管出血性大腸菌による食中毒など、食の安全、安心を揺るがす事件が発生した。このため、区民に対しても、最新の食品衛生情報、知識を提供するため、講演会、街頭相談等の消費者教育も実施している。

[1] 食品関係営業施設数及び監視指導数

(1) 食品衛生法に規定する営業

食品衛生法に基づき公衆衛生に与える影響が著しい飲食店等の許可及び監視指導を実施している。

年 度	区分	新規(件)	更新(件)	廃業(件)	施 設 数	監視指導数(件)
19 年 度		1,452	641	1,522	9,997	16,364
20 年 度		1,594	946	1,597	9,994	16,589
21 年 度		1,562	932	1,617	9,939	16,649
22 年 度		1,473	955	1,628	9,784	15,719
23 年 度		1,479	828	1,472	9,791	16,301
飲 食 店 営 業	旅 館 ・ ホ テ ル	5	19	12	99	59
	バー・キャバレー	78	8	57	366	323
	一 般 飲 食 店	651	439	675	5,074	7,412
	民 生 食 堂	0	1	0	2	8
	す し 屋	9	22	12	169	340
	そ ば 屋	13	17	13	209	369
	仕 出 し 屋	4	8	4	54	98
	弁 当 屋	109	24	113	263	840
	そ う 菜 屋	71	15	74	238	431
	コンビニエンス等	0	1	0	3	13
	移 動	0	0	0	2	12
	臨 時	5	8	4	8	470
	許 可 有 る 集 団 給 食	10	13	12	150	242
	自 動 車	3	3	3	55	62
	自 動 販 売 機	2	1	1	13	10
	天 ぶ ら 船	0	0	0	0	0
	総 数	960	579	980	6,705	10,689

区分		新規(件)	更新(件)	廃業(件)	施設数	監視指導数(件)
喫茶店営業	店舗	51	8	52	94	222
	自動販売機	60	43	47	630	271
	自動車	1	0	0	1	0
	総数	112	51	99	725	493
菓子製造業	パン製造業	11	17	9	126	314
	生菓子製造業	65	13	63	181	539
	その他の菓子製造業	59	16	40	170	412
	移動	0	0	0	1	8
	臨時	0	0	0	1	107
	自動車	1	0	2	15	21
	総数	136	46	114	494	1,401
あん類製造業		0	1	0	1	7
アイスクリーム類製造業		47	4	43	78	292
乳製品製造業		1	0	0	8	17
乳類販売業	専業	0	1	0	19	25
	ショーケース売り	63	43	63	531	644
	自動販売機	21	22	37	277	100
	自動車	0	0	0	0	0
	総数	84	66	100	827	769
食肉処理業		2	3	0	29	79
食肉販売業	一般	13	9	16	106	535
	包装	53	23	49	308	709
	自動販売機	0	0	0	0	0
	自動車	0	0	0	0	0
	総数	66	32	65	414	1,244
食肉製品製造業		2	0	2	12	56
魚介類販売業	一般	14	13	11	108	453
	包装	45	21	47	277	590
	自動車	0	0	0	0	0
	総数	59	34	58	385	1,043
魚肉ねり製品製造業		2	0	0	9	19
又は食品の冷蔵業 冷凍業	冷凍業	0	1	0	1	2
	冷藏業	0	0	0	0	0
	総数	0	1	0	1	2

区分	新規(件)	更新(件)	廃業(件)	施設数	監視指導数(件)
冰雪販売業	0	2	0	10	11
豆腐製造業	0	4	3	33	70
納豆製造業	0	0	0	0	0
めん類製造業	5	2	4	30	49
そうざい製造業	3	3	4	28	51
缶詰又はびん詰製造業	0	0	0	0	0
添加物製造業	0	0	0	1	7
冰雪製造業	冰雪製造業	0	0	0	0
	〃(自動角氷製造機)	0	0	0	0
	〃(自動販売機)	0	0	0	0
	総数	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	0	0	0	0	0
酒類製造業	0	0	0	0	0
しょう油製造業	0	0	0	1	2

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき食鳥肉の衛生水準を確保するため、食鳥処理施設の許可及び監視指導を行なっている。

なお、区内の食鳥処理施設はすべて年間処理羽数が30万羽以下の小規模食鳥処理業である。

年度	区分	新規(件)	廃業(件)	施設数	監視指導数(件)
19年度		1	0	10	38
20年度		0	0	10	29
21年度		0	1	9	25
22年度		0	2	7	32
23年度		1	0	8	28

(3) 食品製造業等取締条例に規定する営業

東京都食品製造業等取締条例に基づき、行商、つけ物製造業等の業種について許可及び監視指導を行なっている。

区分 年 度		新規(件)	更新(件)	廃業(件)	施 設 数	監視指導数 (件)
19 年 度		203	51	183	949	2,935
20 年 度		227	96	239	937	2,835
21 年 度		288	112	286	939	3,146
22 年 度		301	83	281	959	2,724
23 年 度		275	65	266	967	2,150
行 商	菓 子	74		79	33	128
	豆腐及びその加工品	0		5	0	6
	弁 当 類	19		16	15	76
	ゆでめん類	0		0	0	0
	そ う 菜 類	9		11	6	14
	アイスクリーム類	0		0	0	0
	魚介類及びその加工品	4		6	4	10
	總 数	106		117	58	234
つけ物製造業		0	0	1	8	6
製菓材料等製造業		1	0	0	2	3
粉末食品製造業		1	0	0	3	4
そう菜半製品等製造業		0	0	0	9	4
調味料等製造業		3	0	1	18	31
魚介類加工業		6	0	5	8	14
液卵製造業		0	0	0	0	0
食 料 品 等 販 売 業	一 般	103	50	97	620	1,331
	包 装	50	13	35	186	494
	自 動 販 売 機	5	2	8	40	16
	自 動 車	0	0	2	11	11
	總 数	158	65	142	857	1,852
卵選別包装業		0		0	4	2

(4) 食品製造業等取締条例に規定する届出給食施設

平成13年に食品製造業取締条例が改正され、本施設が規定された。届出の受理及び監視指導を実施している。

区分 年度	規模	報告件数 (件)	廃業件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)
19年度		9	9	132	205
20年度		7	11	128	192
21年度		5	6	127	173
22年度		9	8	128	171
23年度		9	6	131	184
給 食	学校・幼稚園	I	0	0	4
		II	0	0	21
		III	0	0	18
	病院・診療所	I	0	0	5
		II	0	0	2
		III	0	0	1
	工場・事業所	I	0	0	10
		II	0	0	2
		III	0	0	0
	児童福祉施設	I	3	0	8
		II	5	5	30
		III	0	0	0
	社会福祉施設	I	0	1	11
		II	0	0	4
		III	0	0	0
	ボランティア給食	I	0	0	2
		II	0	0	0
		III	0	0	0
	その他の	I	1	0	6
		II	0	0	1
		III	0	0	0
給食(届出以外)		0	0	6	6

(注) 規模欄のI、II及びIIIについては、施設ごとの供給食数に応じた分類である。

I …1回20食以上50食未満又は1日50食以上125食未満の食事を供給する事業者

II …1回50食以上300食未満又は1日125食以上750食未満の食事を供給する事業者

III …1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する事業者

(5) ふぐ取扱い規制条例に規定する営業（ふぐ取扱所、ふぐ加工製品販売所）

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、ふぐ取扱所の認証及び監視指導を行なっている。特に冬季において、死亡率の高いふぐによる食中毒の未然防止に努めている。

年度	区分	新規(件)	廃業(件)	施設数	監視指導数(件)
19 年 度		21	25	173	489
20 年 度		37	33	177	659
21 年 度		24	25	176	392
22 年 度		20	26	170	454
23 年 度		17	16	171	340
	ふぐ取扱所	11	13	115	241
	ふぐ加工製品販売所	6	3	56	99

(6) 食品衛生法施行細則に規定する営業

法、条例の適用を受けない食品製造業、食品販売業等については、食品の安全確保のため豊島区食品衛生法施行細則により営業の届出の受理及び監視指導を行なっている。

年度	区分	報告件数(件)	廃業(件)	施設数	監視指導数(件)
19 年 度		8	3	3,371	6,737
20 年 度		9	3	3,377	6,340
21 年 度		11	4	3,384	6,314
22 年 度		7	4	3,387	6,330
23 年 度		6	5	3,388	5,862
食 品 許 可 を 要 し な い 業	製粉・精米・製麦業	0	0	132	39
	つけ物製造業	0	0	5	6
	その他	1	1	57	26
	乳肉食品	1	0	3	0
	総 数	2	1	197	71
食 品 許 可 を 要 し な い 業	魚介類加工品販売業	0	2	314	712
	乳製品販売業	0	0	476	471
	アイスクリーム類販売業	1	0	295	434
	野菜果物販売業	0	0	403	624
	菓子(パンを含む)販売業	3	1	755	1,478
	主食販売業	0	0	148	427

年度	区分	報告件数 (件)	廃業(件)	施設数	監視指導数 (件)
食品販売業 許可を要しない	酒類・調味料販売業	0	0	235	517
	その他の食品販売業	0	1	221	957
	総 数	4	4	2,847	5,620
・ 食器器具包装 おもちゃ	食器具容器包装製造業	0	0	3	3
	食器具容器包装販売業	0	0	52	41
	おもちゃ製造業	0	0	1	0
	おもちゃ販売業	0	0	27	39
	総 数	0	0	83	83
添加物製造業		0	0	9	7
添加物販売業		0	0	252	81

[2] 食品・器具・容器包装等の検査

(1) 収去検査

食品衛生法で規格基準の定められている食品等、また東京都において措置基準の設けられている食品等を収去検査し、安全確保に努めている。

なお豊島区では平成9年度から豊島区食品衛生検査業務管理要綱に基づき検査を行なっている。

① 細菌検査（ウイルスを含む）

食中毒等の未然防止のため、細菌数、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ、セレウス、カンピロバクター、O157等の検査を行なっている。

なお、「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないものである。

(単位：件)

区分 年 度	検体数	都 健 康 安 全 研 究 セン タ イ			区衛生検査担当			登録検査機関		
		総数	否	不良	総数	否	不良	総数	否	不良
19 年 度	472	33	0 (0%)	0 (0%)	432	0 (0%)	26 (6%)	7		
20 年 度	407	23	0 (0%)	0 (0%)	376	0 (0%)	26 (6.9%)	8		
21 年 度	416	10	0 (0%)	0 (0%)	372	0 (0%)	23 (6.2%)	34		
22 年 度	426	10	0 (0%)	0 (0%)	377	0 (0%)	32 (8.6%)	39		
23 年 度	439	8	0 (0%)	0 (0%)	0	0 (0%)	0 (0%)	431	3 (0.7%)	12 (2.8%)
魚 介 類	41	0	0	0	0	0	0	41	0	0
魚介類加工品	8	0	0	0	0	0	0	8	1	0
冷凍 食 品	5	0	0	0	0	0	0	5	0	0
肉・肉類及び同加工品	17	3	0	0	0	0	0	14	0	0
乳・乳製品	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	18	0	0	0	0	0	0	18	2	0
穀類・同加工品	8	0	0	0	0	0	0	8	0	2
野菜類・果実及び同加工品	34	0	0	0	0	0	0	34	0	0
菓 子 類	35	0	0	0	0	0	0	35	0	1
清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
酒 精 飲 料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
氷 雪 ・ 水	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そう菜及びその半製品	97	0	0	0	0	0	0	97	0	2
弁 当 類	99	0	0	0	0	0	0	99	0	7
その他の食品	12	0	0	0	0	0	0	12	0	0
添 加 物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拭取り・検便	60	0	0	0	0	0	0	60	0	0

② 化学検査

食品及び器具、容器包装等について食品添加物、農薬、酸価、過酸化物価、揮発性塩基窒素、重金属等の検査を行なっている。

なお、「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないものである。

(単位：件)

年 度	区 分 検体 数	検査項目数							
		都健康安全研究センター		区衛生検査担当			登録検査機関		
		総数	否	総数	否	不良	総数	否	不良
19 年 度	201	1,006	20	0 (0%)	547	0 (0%)	0 (0%)	439	0 (0%)
20 年 度	192	1,095	20	0 (0%)	640	4 (0. 2%)	0 (0%)	435	0 (0%)
21 年 度	189	1,146	20	0 (0%)	641	0 (0%)	0 (0%)	485	0 (0%)
22 年 度	188	1,049	20	0 (0%)	634	0 (0%)	0 (0%)	395	3 (0. 8%)
23 年 度	196	1,470	18	0 (0%)	0	0 (0%)	0 (0%)	1,452	3 (0. 2%) 0 (0%)
魚介類	19	39	0	0	0	0	0	39	0
魚介類加工品	12	81	0	0	0	0	0	81	0
冷凍食品	6	36	0	0	0	0	0	36	0
肉・肉類及び同加工品	11	33	0	0	0	0	0	33	0
乳・乳製品	5	18	18	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類・同加工品	13	87	0	0	0	0	0	87	0
野菜類・果実及び同加工品	25	90	0	0	0	0	0	90	0
菓子類	54	505	0	0	0	0	0	505	0
清涼飲料水	1	20	0	0	0	0	0	20	1
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冰雪・水	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	11	167	0	0	0	0	0	167	2
そう菜及びその半製品	29	308	0	0	0	0	0	308	0
弁当類	2	14	0	0	0	0	0	14	0
その他の食品	8	72	0	0	0	0	0	72	0
添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装・玩具	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(2) 簡易検査

調理器具、従業員の手指、食品について、衛生水準の維持・向上を図るため、現場等で簡易検査を行ない、その結果に基づき食品・器具類の取扱、施設の管理等について指導している。

① 細菌検査

スタンプスプレッド法による、大腸菌群、ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、セレウス、サルモネラ等の検査を行なっている。なお、「不良」とは細菌が1個以上検出した場合をいう。

(単位：件)

区分 年度	総 数	適	不 良
19 年 度	4,683	3,478(74%)	1,205(26%)
20 年 度	4,321	3,044(70%)	1,277(30%)
21 年 度	3,774	2,477(66%)	1,297(34%)
22 年 度	3,292	2,194(67%)	1,098(33%)
23 年 度	3,526	2,416(69%)	1,110(31%)
食 品	854	568(67%)	286(33%)
器 具 類	1,419	1,020(72%)	399(28%)
手 指	1,253	828(66%)	425(34%)

② 化学検査等

検鏡等による目視確認、官能検査、簡易な鮮度検査等を行なっている。

(単位：件)

区分 年度	総 数
19 年 度	3
20 年 度	18
21 年 度	12
22 年 度	6
23 年 度	5
食 品	5
器 具 類	0
そ の 他	0

[3] 特別監視指導

(1) 夏季一斉監視

夏季は高温多湿で食中毒の多発時期である。このため、6月1日から8月31日までの期間に、食中毒の原因となりやすい食品の収去検査と業種別の一斉監視を都区共同で行ない、また講習会を実施し食中毒の未然防止に努めている。

特に、O157、ノロウイルスによる食中毒発生防止の観点から、学校給食等の大規模調理施設への監視指導及び衛生教育を重点的に行なった。

監 視 件 数	7,477件	
収去検体数（不良又は否となった検体数）	細菌検査数	113 (4)
	化学検査数	21 (0)
講 習 会 実 施 数（参加人数）	24回 (1,202名)	

(注1) 収去検体数は「[2]食品・器具・容器包装等の検査(1)収去検査」検査数の再掲。

(注2) 「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないもの。

(2) 歳末一斉監視

年末年始には多種類の食品が短期間に大量に流通するので、食品の取扱いが不衛生になりがちである。このため、11月から年末にかけて正月食品などの製造業、販売業の一斉監視及び収去検査を都区共同で行なっている。

監 視 件 数	4,872件	
収去検体数（不良又は否となった検体数）	細菌検査数	35 (0)
	化学検査数	57 (0)
講 習 会 実 施 数（参加人数）	11回 (658名)	

(注1) 収去検体数は「[2]食品・器具・容器包装等の検査(1)収去検査」検査数の再掲。

(注2) 「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないもの。

(3) 休日、夜間営業施設監視

土日、祝日には、縁日・祭礼等で臨時営業等の施設が多く出店している。これらの施設についても監視指導を行なっている。

また、ふぐ取扱所等の営業施設については夜間にかけて監視指導を行なっている。

区分 年度	回 数(回)	監視指導数(件)
22 年 度	8	656
23 年 度	10	338

(4) 表示指導

食品の表示は、消費者が食品を選択するうえで、貴重な情報源となっている。このため、食品衛生法では、包装された加工食品に、食品添加物・アレルギー物質・遺伝子組換え食品・期限表示・保存方法等の表示を義務付けている。不適正な表示の食品が流通することのないように日常より監視指導を行なっている。

(単位：件)

年 度		区 分	監視指導数
19 年 度			16,231
20 年 度			15,681
21 年 度			15,254
22 年 度			16,007
23 年 度			17,557
違 反 件 数	内 容	総 数	155
		無 表 示	58
		期 限 表 示	12
		所 在 地 ・ 氏 名	13
		添 加 物	6
		そ の 他	66

(注) 表中「その他」は、JAS法・薬事法・健康増進法等の違反によるものも含む。

(5) 輸入食品対策

食生活の多様化などにより、国内で消費される食品のうち、輸入食品は、カロリーベースで6割を占めている。そのため、輸入食品の監視及び収去検査を実施し、その安全性確保に努めている。

① 細菌検査の結果

収去した食品の検査を実施した。なお「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないものである。

(単位：件)

年 度	区 分 検 体 数	都立健康安全研究センター			登 録 檢 査 機 関		
		総 数	否	不 良	総 数	否	不 良
19 年 度	2	0	- (0%)	- (0%)	(※) 2	0 (0%)	0 (0%)
20 年 度	0	0	- (0%)	- (0%)	(※) 0	- (0%)	- (0%)
21 年 度	2	0	- (0%)	- (0%)	(※) 2	0 (0%)	0 (0%)
22 年 度	3	0	- (0%)	- (0%)	(※) 3	0 (0%)	0 (0%)
23 年 度	11	0	- (0%)	- (0%)	11	0 (0%)	0 (0%)
魚 介 類	1	0	0	0	1	0	0
魚 介 類 加 工 品	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食 品	5	0	0	0	5	0	0
肉・肉類及び同加工品	0	0	0	0	0	0	0
乳・乳製品	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0
穀類・同加工品	1	0	0	0	1	0	0
野菜類・果実及び同加工品	4	0	0	0	4	0	0
菓子類	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	0	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0
氷雪・水	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0
そう菜及びその半製品	0	0	0	0	0	0	0
弁当類	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	0	0	0	0	0	0	0
添 加 物	0	0	0	0	0	0	0
拭取り・検便	0	0	0	0	0	0	0

(注)表の数値は「[2]食品・器具・容器包装等の検査」の内、輸入食品に係る再掲。

(※)区衛生検査担当で実施

② 化学検査の結果

収去した食品の検査を実施した。なお「否」は食品衛生法違反、「不良」は表示違反及び国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないものである。

(単位：件)

区分 年度	検体数	検査項目数							
		都健康安全研究センター		区衛生検査担当			登録検査機関		
総数	否	総数	否	不良	総数	否	不良		
19年度	40	303	0 (0%)	7 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	296	/	0 (0%)
20年度	37	305	0 (0%)	0	0 (0%)	0 (0%)	305	/	0 (0%)
21年度	42	376	0 (0%)	7 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	369	/	0 (0%)
22年度	55	399	0 (0%)	4	0 (0%)	0 (0%)	395	/	3 (0.8%)
23年度	60	512	0 (0%)	0	0 (0%)	0 (0%)	512	(0%)	3 (0.6%)
魚介類	1	3	0	0	0	0	3	0	0
魚介類加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	6	36	0	0	0	0	36	0	0
肉・肉類及び同加工品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳・乳製品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0	0	0
穀類・同加工品	5	36	0	0	0	0	36	0	1
野菜類・果実及び同加工品	15	44	0	0	0	0	44	0	0
菓子類	20	200	0	0	0	0	200	0	1
清涼飲料水	1	20	0	0	0	0	20	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0	0	0
冰雪・水	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	11	167	0	0	0	0	167	0	1
そう菜及びその半製品	1	6	0	0	0	0	6	0	0
弁当類	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	0	0	0	0	0	0	0	0	0
添加物	0	0	0	0	0	0	0	0	0
器具・容器包装・玩具	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 表の数値は「[2]食品・器具・容器包装等の検査」の内、輸入食品に係る再掲。

[4] 食中毒・苦情

食中毒・苦情の届出のあった場合にはその原因施設及び食品等の調査を行なっている。また原因が営業者にある場合には、施設及び食品等の取扱いについて改善指導の措置を行ない、事故の再発防止に努めている。

(1) 食中毒

食中毒が発生した場合は、原因施設・原因食品・原因物質を究明し、再発防止のために速やかに対処している。

□食中毒の発生状況（過去5年間）

年 度	区分	発生件数(件)	患者数(人)
19 年 度		5	24
20 年 度		3	21
21 年 度		7	46
22 年 度		6	124
23 年 度		5	46

□内訳

年 度	区分	発生年月日	患者数(人)	原因食品	原因物質
19		19. 6. 23	5	寿司	黄色ブドウ球菌
		19. 6. 28	4	不明	サルモネラ・エンテリティディス
		19. 8. 10	1	刺身	アニサキス
		19. 8. 16	3	会食料理(不明)	カンピロバクター・ジェジュニ
		20. 1. 15	11	会食料理(不明)	ノロウイルス
20		20. 4. 19	12	会食料理(不明)	カンピロバクター・ジェジュニ及びコリ
		20. 6. 27	4	会食料理(不明)	カンピロバクター・ジェジュニ
		20. 8. 4	5	まかない食（焼きおにぎり）	黄色ブドウ球菌
21		21. 5. 24	6	会食料理(不明)	カンピロバクター・ジェジュニ
		21. 7. 26	4	弁当、惣菜	サルモネラ・エンテリティディス
		21. 12. 6	11	寿司	不 明
		22. 1. 24	12	給食	ノロウイルス
		22. 2. 1	5	会食料理(不明)	ノロウイルス
		22. 3. 3	2	会食料理(不明)	ノロウイルス
		22. 3. 13	6	会食料理(不明)	ノロウイルス
22		22. 8. 6	2	弁当	黄色ブドウ球菌
		22. 9. 5	18	会食料理(不明)	ノロウイルス
		22. 11. 22	1	寿司	アニサキス
		22. 11. 27	3	会食料理(不明)	カンピロバクター・ジェジュニ及びコリ
		23. 2. 10	64	弁当	ノロウイルス
		23. 3. 11	36	給食	ノロウイルス
23		23. 4. 30	7	会食料理(不明)	カンピロバクター・ジェジュニ
		23. 5. 1	16	焼肉バイキング	不 明
		23. 6. 18	8	会食料理(不明)	ノロウイルス
		23. 12. 18	8	会食料理(不明)	カンピロバクター・ジェジュニ
		23. 12. 23	7	焼酎（洗剤）	アルカリ系界面活性剤

(2) 食中毒関連調査

区外で調査している食中毒及びその疑いについて、関係保健所からの依頼により、区内の患者及び施設の調査を行なっている。

□食中毒関連調査件数

年 度	調査件数(件)	調査対象者数(人)
19 年 度	52	38
20 年 度	47	107
21 年 度	42	45
22 年 度	44	86
23 年 度	31	67

(3) 感染症関連調査

保育園・学校・高齢者福祉施設等で集団的に嘔吐・下痢等の症状を呈している患者が発生した場合、健康推進課と連携して原因施設・食品・患者等の調査を行なっている。

件 数	調査件数(件)	調査対象者数(人)
20 年 度	9	629
21 年 度	2	138
22 年 度	4	457
23 年 度	2	267

(注) 調査の結果、感染症と決定した件数を計上している。

(4) 苦情処理

苦情には、異物混入、腐敗・変敗、カビの発生など食品に関するものと、取扱いや施設に関するものがある。「有症苦情」とは、下痢、嘔吐、発熱等の食中毒症状を呈したが、食品が原因と断定できなかつたものである。

(単位：件)

年 度	苦情処理数
19 年 度	204
20 年 度	238
21 年 度	178
22 年 度	157
23 年 度	141
異 物 混 入	17
有 症 苦 情	51
腐 敗 ・ 変 敗	4
カ ビ の 発 生	6
異 味 ・ 異 臭	5
取 扱 不 良	7
施 設 不 良	21
そ の 他	30

(5) 食中毒・苦情に伴う検査

食中毒・苦情の届出により原因究明のため、食品、調理器具、従業員の手指、患者のふん便等の検査を実施した。

(単位：件)

年 度	区 分	検 体 数	検 体 数	
			都立健康安全研究センター	区衛生検査担当
19 年 度		826	795	31
20 年 度		712	677	35
21 年 度		583	560	23
22 年 度		902	878	24
23 年 度		605	585	20
細 菌	食品・水	91	79	12
	拭き取り（器具・手指等）	183	180	3
	ふん便・吐物等	124	124	0
	その他	59	59	0
ウ イ ル ス	食品・水	33	33	0
	拭き取り（器具・手指等）	0	0	0
	ふん便・吐物等	105	105	0
	その他	0	0	0
化 学	食品・水	5	0	5
	容器・器具	0	0	0
	その他	5	5	0

[5] 行政処分

処分年月日	業種	処分内容	処分理由
19. 7. 4	飲食店営業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
19. 8. 14	魚介類販売業	営業停止3日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
19. 9. 3	飲食店営業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
20. 2. 7	飲食店営業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
20. 5. 9	飲食店営業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
20. 7. 14	飲食店営業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
21. 6. 5	飲食店営業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
21. 8. 12	飲食店営業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
21. 12. 14	飲食店営業	営業停止3日間 (自粛4日間)	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
22. 2. 5	飲食店営業	営業停止5日間 (自粛2日間)	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
22. 2. 15	飲食店営業	営業停止5日間 (自粛2日間)	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
22. 3. 15	飲食店営業	営業停止3日間 (自粛5日間)	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
22. 3. 30	飲食店営業	営業停止4日間 (自粛3日間)	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
22. 9. 17	飲食店営業	営業停止3日間 (自粛4日間)	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
22. 11. 30	飲食店営業	営業停止3日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
22. 12. 14	飲食店営業	営業停止4日間 (自粛3日間)	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
23. 2. 18	飲食店営業	営業停止6日間 (自粛1日間)	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
23. 3. 16	飲食店営業	営業停止4日間 (自粛3日間)	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
23. 5. 18	飲食店営業	営業停止3日間 (自粛4日間)	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
23. 5. 31	飲食店営業	営業停止5日間 (自粛2日間)	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
23. 6. 28	飲食店営業	営業停止4日間 (自粛3日間)	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
23. 12. 28	飲食店営業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
23. 12. 28	飲食店営業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）

[6] 食品衛生講習会

(1) 食品取扱従事者に衛生知識の向上のため業種別に講習会を行なっている。また、消費者を対象に街頭相談等を行ない食品衛生思想の普及にも努めている。

区分 年度	食品関係営業者		消費 費 者	
	回 数(回)	参加者数(人)	回 数(回)	参加者数(人)
19 年 度	61	4,212	14	728
20 年 度	65	4,232	17	1,006
21 年 度	60	3,424	16	1,291
22 年 度	64	3,589	24	1,281
23 年 度	53	2,937	15	1,335

(2) リスクコミュニケーション

豊島区食品衛生監視指導計画の策定に当たっては、豊島区のパブリックコメント制度により、消費者及び事業者からの意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保している。

[7] 食の安全推進事業

広く区民に食の安全を普及・啓発するため、外部講師による最新の情報の提供を目的とした講演会及び区内小中学校から食の安全をテーマに募集したポスターとパネルの展示を行なっている。

また豊島区池袋食品衛生協会との共催により、街頭相談及び本庁舎への懸垂幕の掲示を行なっている。

(単位：人)

年度	内 容	参加人数
19 年 度	講演会・パネルディスカッション	154
	街頭相談	120
20 年 度	講演会	167
	街頭相談	88
21 年 度	講演会	226
	街頭相談	354
22 年 度	講演会	116
	街頭相談	358
23 年 度	講演会	131
	街頭相談	422

(注) [6]の「食品衛生講習会」の再掲。

[8] 食品衛生優良施設表彰

食品関連施設のうち、設備が適正であるばかりでなく、常に衛生水準の維持向上に努め、他の模範となる施設に、区長から表彰を行なっている。

区分 年度	表彰施設数
19年度	7
20年度	7
21年度	5
22年度	7
23年度	7

[9] 食品衛生推進員制度

食品衛生法第61条第2項の規定及び豊島区食品衛生推進員設置要綱により、食品等事業者の自主管理の推進及び区が行なう食品の安全確保事業の推進に協力する民間協力者を、区長が推進員として任期2年で委嘱している。

年 度	内 容	回 数(回)	人 数(人)
19 年 度	講習会講師	7	(※) 593
	食品衛生推進員講習会・受講	2	26
	食品衛生推進会議	2	27
20 年 度	講習会講師	13	(※) 1,021
	食品衛生推進員講習会・受講	2	27
	食品衛生推進会議	2	26
21 年 度	講習会講師	13	(※) 801
	食品衛生推進員講習会・受講	2	29
	食品衛生推進会議	3	44
22 年 度	講習会講師	10	(※) 555
	食品衛生推進員講習会・受講	2	26
	食品衛生推進会議	3	39
23 年 度	講習会講師	9	(※) 462
	食品衛生推進員講習会・受講	2	27
	食品衛生推進会議	3	39

(※) 「人数」は講習会受講者数。

[10] 調理師・製菓衛生師免許

都知事からの委任を受け、免許の申請、書換え、再交付等の経由事務を行なっている。

□取り扱い件数		(単位:件)		
区分 年度	総 数	新 規	書 換	再交付
19 年 度	126	107	8	11
20 年 度	137	109	9	19
21 年 度	100	76	8	16
22 年 度	123	98	9	16
23 年 度	154	131	5	18
調 理 師	150	127	5	18
製 菓 衛 生 師	4	4	0	0

[11] 照会依頼への回答

刑事訴訟法、法人税法、弁護士法等の規定に基づき、警察、税務署、弁護士会等からの営業施設についての照会依頼に対し、文書を作成し回答を行なっている。照会依頼1件当たりの回答対象は、数施設あることが多いが、数十施設に及ぶ場合もある。

区分 年度	回答件数
23 年 度	186

3. 環 境 衛 生

区民の日常生活に密接な関係を持つ理容所、美容所、クリーニング所、興行場、旅館、公衆浴場、プール、特定建築物などの環境衛生関係営業施設について許可及び届出受理等の業務を行なっている。

また、これらの施設の衛生水準を確保するため、環境衛生監視員により監視指導を行なっており、必要に応じて理化学検査・細菌検査を実施している。

さらに、飲料水に関する相談や室内空気環境等に関する相談及び測定事業を行なっている。

このほか、講習会・衛生教育活動等により、衛生知識の向上に努めている。

[1] 環境衛生関係営業施設の概要

(1) 法・条例関係施設

法律や条例により許可・届出等を要する環境衛生関係営業施設は、理・美容所から特定建築物まで多岐にわたっている。これらの施設については法令により設備基準、維持管理基準が定められており、基準の適合状況等についての監視指導を実施している。

□実績数

区分 年度	許 可 等 (件)	廃 業 等 (件)	施 設 数	監 視 指 導 数 (件)
19 年 度	139	143	2,640	1,696
20 年 度	129	133	2,636	1,618
21 年 度	132	129	2,639	1,656
22 年 度	184	191	2,632	1,761
23 年 度	158	178	2,612	1,528
理 容 所	11	25	234	145
美 容 所	60	41	625	364
クリーニング所	28	28	289	194
興 行 場	25	27	41	84
旅 館 業	8	29	182	185
公 衆 浴 場	1	6	94	237
プ ー ル	10	0	63	83
水 道 施 設	9	17	731	131
温 泉 利 用 施 設	2	2	1	3
墓 地 等	0	0	69	0
特 定 建 築 物	4	3	283	102

(2) 豊島区要綱関係施設

法令の適用を受けない貯水槽水道、コインランドリー、コインシャワーについては、衛生水準を維持するため、対象施設毎に衛生指導要綱を定め、施設の管理者・営業者に適切な管理運営を指導している。

□実績数

区分 年度	届出 (件)	廃止等 (件)	施設数	監視指導数(件)
19年 度	15	333	6,330	633
20年 度	2	3	6,329	480
21年 度	1	6	6,324	519
22年 度	31	565	5,790	592
23年 度	31	53	5,768	583
貯水槽水道	21	46	5,643	418
コインランドリー	6	6	115	136
コインシャワー	4	1	10	29

(注) 平成18年6月の要綱改正により、小規模給水施設から貯水槽水道に名称を変更した。

[2] 環境衛生関係営業施設の衛生

(1) 理容所・美容所

理容師法、美容師法に基づき施設の確認及び監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

区分 年度	施設数	監視指導数(件)
19年 度	797	576
20年 度	815	556
21年 度	823	432
22年 度	854	500
23年 度	859	509
理容所	234	145
美容所	625	364

② 空気検査

施設を密閉しがちな冬期に、空気の汚染や有毒ガスによる中毒発生を防止するため、炭酸ガスと一酸化炭素の測定を行なっている。

(単位：件)

年度	区分	理容所			美容所		
		検査 施設数	検査施設成績		検査 施設数	検査施設成績	
			適	不適		適	不適
19年度	32	28	4	66	65	1	
20年度	1	1	0	5	5	0	
21年度	0	0	0	7	7	0	
22年度	0	0	0	0	0	0	
23年度	2	2	0	18	18	0	

(2) クリーニング所

クリーニング業法に基づき施設の確認及び監視指導を行なっている。このうちクリーニング師を置いて洗たく・仕上げ業務を行なう施設を「一般クリーニング所」、洗たく物の受け渡しのみを行う施設を「取次所」としている。また、平成16年のクリーニング業法改正により、車両等を使用して洗たく物の受け渡しを行なう取次業においても「無店舗取次所」として届出の対象としている。

① 施設数と監視指導数

年度	区分	施設数		監視指導数(件)
		年	度	
19年度		297		189
20年度		296		136
21年度		295		232
22年度		289		194
23年度		289		194
	一般	140		84
	取次所	147		110
	無店舗取次所	2		0

② 空気検査

ドライクリーニング所で使用するパークロルエチレン（有機塩素系溶剤）等は、管理が不十分であると健康に障害を及ぼすほか、地下水汚染の原因にもなる。そのため施設のパークロルエチレンの濃度測定を行ない、室内環境維持及び適切な排液処理方法を指導している。

□パークロルエチレン空気測定

年度	区分	パークロル エチレン 使用施設数	検査施設成績(件)	
			適	不適
19年度	24	20	19	1
20年度	22	14	14	0
21年度	22	14	14	0
22年度	18	7	7	0
23年度	16	10	10	0

③ クリーニング師免許

都知事からの委任を受け、免許の申請、書換、再交付等の経由事務を行なっている。
(平成23年度の受付数3件)

④ コインランドリー

豊島区コインオペレーションクリーニング営業施設の衛生指導要綱により施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

区分 年度	施設数	監視指導数(件)
19年度	114	112
20年度	113	127
21年度	110	107
22年度	115	124
23年度	115	136

(3) 興行場

興行場法に基づき映画館・劇場・音楽ホール・スポーツ観覧場等の興行場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。なお、デパート等で短期間の催事における興行は仮設興行場としている。

① 施設数と監視指導数

区分 年度	総 数		
	施設数	監視指導数(件)	夜間指導数(件)
19年度	39	80	(10)
20年度	40	70	(5)
21年度	42	78	(4)
22年度	43	72	(9)
23年度	41	84	(7)
常設	40	47	(5)
仮設	(※) 1	37	(2)

(注) () 内は再掲。

(※) 掲上施設数は平成24年3月末における仮設興行場営業許可施設数。平成23年度の仮設興行場営業許可施設数(合計)は23施設。

② 空気検査

興行場内の空気汚染を防止し、快適な状況を維持するため、空気検査を行なっている。

区分 年度	検査 施設数	検査施設成績(件)		項目別不適件数(件)	
		適	不適	炭酸ガス	粉じん
19年度	39	32	7	4	3
20年度	46	40	6	4	2
21年度	41	39	2	2	0
22年度	43	37	6	4	3
23年度	44	39	5	4	1
常設	36	34	2	1	1
仮設	8	5	3	3	0

(4) 旅館業

旅館業法に基づきホテル営業・旅館営業・簡易宿所営業等の旅館業施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

区分 年度	施 設 数	監視指導数(件)
19 年 度	191	269
20 年 度	191	276
21 年 度	192	262
22 年 度	203	351
23 年 度	182	185
ホ テ ル	22	15
旅 館	140	159
簡 易 宿 所	20	11

(5) 公衆浴場

公衆浴場法に基づき公衆浴場施設の営業許可及び監視指導を行なっている。

なお、東京都公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例により公衆浴場は普通公衆浴場（銭湯）と、その他の公衆浴場（個室付浴場並びにサウナ等の浴場）に分かれている。

① 施設数と監視指導数

区分 年度	施 設 数	監視指導数(件)	(再掲) 夜間指導数(件)
19 年 度	119	267	(84)
20 年 度	109	277	(84)
21 年 度	102	224	(81)
22 年 度	99	204	(79)
23 年 度	94	237	(78)
普 通	32	38	(32)
そ の 他	個 室	24	(46)
	サウナ等	38	(0)

② 浴湯水検査

公衆浴場の衛生維持のため、浴湯水水質検査を行なっている。

区分 年 度	検査施設数	検査施設成績(件)		項目別不適件数(件)			
		適	不 適	濁 度	過マンガン酸 消費量	大腸 菌群	残留 塩素
19 年 度	84	60	24	2	6	6	19
20 年 度	86	64	22	5	5	6	19
21 年 度	82	60	22	2	5	4	18
22 年 度	76	57	19	0	0	4	23
23 年 度	75	53	22	0	0	6	20
	普通	32	20	12	0	0	10
	その他	43	33	10	0	3	10

③ コインシャワー

豊島区コインシャワー営業施設の衛生指導要綱により施設の届出及び衛生に関する指導を行なっている。

区分 年度	施 設 数	監視指導数(件)
19 年 度	9	8
20 年 度	9	10
21 年 度	7	12
22 年 度	7	9
23 年 度	10	29

(6) プール

豊島区プール等に関する条例に基づき、プール等施設の許可及び監視指導・助言等を行なっている。プール等とは、営業プール及び保育園等の小規模プールをいう。

① 施設数と監視指導数

区分 年度	施 設 数	監視指導数(件)
19 年 度	66	86
20 年 度	58	94
21 年 度	57	72
22 年 度	53	77
23 年 度	63	83
	営業プール	34
	小規模プール	49

② プール水検査

プールに起因する疾病を予防し、プール水の衛生を確保するため、水質検査を行なっている。

区分 年 度	検査施設数	検査施設成績(件)		項目別 不適件数(件)						
		適	不適	pH	濁度	過マンガン酸消費量	残留塩素	大腸菌	一般細菌数	総トリハロメタン
19 年 度	27	25	2	0	0	1	1	0	0	0
20 年 度	30	21	9	0	0	4	4	0	1	0
21 年 度	31	23	8	0	0	4	3	0	1	0
22 年 度	28	21	7	0	0	4	4	0	0	0
23 年 度	28	20	8	0	0	3	3	1	3	0
営業プール	28	20	8	0	0	3	3	1	3	0
小規模プール	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

小規模プールにおいては、残留塩素及び水温について簡易水質検査（検査数263件）を行なうとともに衛生管理に関する指導助言等を行なった。このほか、プール経営者には衛生保持のため水質検査等が義務付けられており、保健所では有料で水質検査を受付している。平成23年度のプール水質検査の受付数は22件であった。

(7) 温泉利用施設

温泉法に基づき、温泉利用施設の許可及び監視指導を実施している。

区分 年 度	施 設 数	監視指導数(件)
19 年 度	2	5
20 年 度	1	5
21 年 度	1	6
22 年 度	1	5
23 年 度	1	3

(8) 墓地等

墓地、埋葬等に関する法律に基づき墓地・納骨堂等の許可及び調査指導を実施している。

区分 年 度	施 設 数	調査指導数(件)
19 年 度	68	4
20 年 度	68	7
21 年 度	68	22
22 年 度	69	5
23 年 度	69	0
墓 地	57	0
納 骨 堂	12	0

[3] 大規模ビル（特定建築物）の衛生

近年、ビルの設備は、社会情勢の変化を反映して、省スペース化によりメンテナンスが容易でない空気調和機の導入など大きく変化し、維持管理がより複雑になっている。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（ビル衛生管理法）では、建築物のうち特定用途（事務所・百貨店・興行場・店舗・旅館・学校・遊技場等）部分の延べ床面積が3,000m²以上（学校は8,000m²以上）のものについては、特定建築物に指定して、空気環境・給排水管理・清掃・ねずみ衛生害虫の防除等の管理を義務付けしている。

(1) 特定建築物立入検査

区では、延べ床面積が3,000m²～10,000m²の特定建築物の届出の受理及び立入検査を行なっている。なお10,000m²を超える特定建築物の立入検査等は、東京都福祉保健局ビル衛生検査係が実施している。

また建築基準法に基づき、特定建築物の対象となる規模・用途の建築物の建築確認申請時には、ビルの衛生設備に関して図面審査による指導を行なっている。

① 施設数と立入検査数

区分 年 度	施 設 数		立入検査施設数(件)		図面審査 指導数(件)
	3000m ² ～10,000 m ²	10,000 m ² 超	一般検査	その他 (※1)	
19 年 度	205	64	100	9	(※2) 7(2)
20 年 度	209	65	92	5	(※2) 4(1)
21 年 度	213	65	95	0	3
22 年 度	217	65	92	5	(※2) 5(5)
23 年 度	215	68	95	7	(※2) 6(4)

(※1) その他の内容は、一般検査以外の立入り監視指導数。

(※2) ()内の数字は、東京都と共同実施した10,000m²超の施設数の再掲。

② 帳簿書類・設備検査

ビル内の衛生設備の管理状況及び管理帳簿書類の検査を行なっている。

区分 年 度	検査 施設数	項 目 别 不 適 件 数 (件)							
		帳簿 書類	空調 管理	給水 管理	排水 管理	清掃 状況	害虫 駆除	雑用水	アスベスト
19 年 度	100	43	14	35	13	11	15	3	2
20 年 度	92	35	8	28	8	21	11	2	0
21 年 度	95	54	12	21	12	13	19	1	4
22 年 度	92	37	17	28	9	14	13	0	0
23 年 度	95	65	17	35	12	11	13	1	1

③ 空気環境測定

ビル内の良好な空気環境を確保するため、空気環境測定を行なっている。

区分 年度	検査 施設数	項目別不適件数(件)					
		温 度	湿 度	炭酸ガス	一酸化炭素	粉じん	気流
19年度	100	2	41	36	0	3	0
20年度	92	19	31	28	0	3	0
21年度	95	0	23	27	1	4	0
22年度	92	15	40	42	0	4	0
23年度	95	33	46	47	0	2	4

(2) 特定建築物衛生指導講習会

特定建築物の所有者及び管理技術者に対して、法令内容、立入検査結果等についての講習会を五区共同（豊島区、中野区、杉並区、板橋区、練馬区）で毎年1回実施している。

(単位：人)

区分 年度	開催区	区内施設受講者数
19 年 度	中野区	118
20 年 度	杉並区	99
21 年 度	豊島区	119
22 年 度	板橋区	89
23 年 度	練馬区	100

[4] 飲料水の衛生

水道は日常生活を営むうえで必要不可欠な施設である。区では、ビルやマンション等の建物に設置された受水槽（タンク）を経由した飲料水の汚染事故の防止と衛生確保に努めている。

また、赤水や井戸水等の相談に対応しているほか、有料で水質検査を受付している。

(1) 専用水道・簡易専用水道

水道法に基づき専用水道（居住者100人を超えたは居住の用に供する1日最大給水量が20m³を超えるもの）、簡易専用水道（受水槽の有効容量が10m³を超えるもの）の確認や届出の受理と監視指導を行なっている。

① 施設数と監視指導数

年度	区分		総 数
	施 設 数	監視指導数(件)	
19 年 度	792	111	
20 年 度	784	100	
21 年 度	781	233	
22 年 度	739	256	
23 年 度	731	131	
専 用 水 道	1	1	
簡 易 専 用 水 道	730	130	

② 簡易専用水道検査済施設数

簡易専用水道は、施設全体の管理状況について毎年1回厚生労働大臣登録検査機関による検査が義務付けられている。

年度	区分	施 設 数	検査機関対象施設数(件)(※)	受 檢 報 告 数(件)
19 年 度		790	556	387
20 年 度		783	543	395
21 年 度		780	540	387
22 年 度		738	499	379
23 年 度		730	495	397

※ 検査機関対象施設数は、ビル衛生管理法による管理をしている施設を除いたもの。

特定建築物に設置される簡易専用水道については、保健所等の立入検査を受けていること、及び毎年「飲料水貯水槽等維持管理状況報告書」を保健所等に提出することをもって、簡易専用水道の検査とみなしている。

(2) 貯水槽水道

水道法の適用を受けない給水施設（受水槽の有効容量が10m³以下のもの）では、所有者・管理者等の衛生管理知識が不十分なことなどから、飲料水の事故が発生しやすい。

そこで豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱により、該当施設の実態把握と衛生知識の普及を行ない、各施設の衛生管理の向上を図っている。

区分 年度	施設数	監視指導数(件)
19年 度	6,207	513
20年 度	6,207	343
21年 度	6,207	400
22年 度	5,668	459
23年 度	5,643	418

(注) 平成18年6月の要綱改正により、「小規模給水施設」から「貯水槽水道」に名称が変更した。

(3) 飲料水水質検査受付

タンク水や井戸水について、設置者等からの依頼により有料で水質検査を受付している。なお、タンク水検査の結果、水質基準に適合しない場合には施設の改善指導等を行なっている。

(単位：件)

区分 年度	タンク水		井戸水	
	検査受付数	不適数	検査受付数	不適数
19年 度	99	5	17	5
20年 度	82	1	19	4
21年 度	78	2	14	2
22年 度	70	1	22	4
23年 度	71	2	21	6
細菌検査(2項目)	1	0	7	2
定期検査(10項目)	49	2	8	4
消毒副生成物	11	0	0	0
化学検査定性分析	0	0	0	0
化学検査定量分析	0	0	6	0
ビル管法に係る検査 (15項目)	10	0	0	0

(4) 水質検査奨励月間事業

豊島区貯水槽水道の衛生管理指導要綱による年1回以上の水質検査の受検率を高めるために、平成6年度から6月の一ヶ月間を「水質検査奨励月間」として、検査受付日時の延長や料金の割引等を行なう事業を実施している。

なお井戸水においても、希望のあったものについては上記月間に検査受付をしている。

(単位：件)

区分 年度	総 数	タンク水		井戸水	
		検査受付数	不適数	検査受付数	不適数
19 年 度	907	617	21	290	137
20 年 度	836	562	12	274	106
21 年 度	828	563	12	265	108
22 年 度	772	524	14	248	106
23 年 度	835	511	12	324	142

[5] 入浴設備等を持つ高齢者福祉施設の衛生

「豊島区入浴設備等に関するレジオネラ症発生防止のための衛生管理指導要綱」(平成21年4月1日施行)に基づき、高齢者福祉施設等の入浴設備等における構造及び維持管理に関し、監視指導を実施している。

(単位：件)

区分 年 度	監視指導数
21 年 度	3
22 年 度	8
23 年 度	0

[6] 室内空気環境に関する相談事業

豊島区健康的な室内空気環境の確保に関する相談実施要綱(平成13年4月1日施行)に基づき、シックハウス症候群やダニアレルギーなど主として室内空気環境に関する相談に対応しており、必要に応じて現場にて検知管等による簡易空気環境測定とともに室内空気環境の改善に関する助言等を行なっている。

また、居住者からの依頼により有料でホルムアルデヒド・トルエン・キシレンなどの揮発性有機化合物（VOC）の室内空気環境測定を受付している。

□室内空気環境測定の受付

(単位：件)

区分 年 度	室内空気環境測定検査受付数 (パッソフチューブ法・アカイグ法)
19 年 度	8
20 年 度	10
21 年 度	4
22 年 度	2
23 年 度	0

[7] 苦情・相談

環境衛生関係営業施設に対する所内指導・苦情処理並びに室内空気環境その他住居衛生等に関わる相談助言に対応している。

(単位：件)

区分 年度	苦情処理件数	所内指導・相談件数
19 年 度	44	6,567
20 年 度	30	5,361
21 年 度	36	6,459
22 年 度	39	7,352
23 年 度	29	7,213
営業施設	理 容 所	1 259
	美 容 所	13 1,065
	クリーニング所	1 215
	興 行 場	0 278
	旅 館 業	4 572
	公 衆 浴 場	6 337
	プ ー ル	1 146
	特 定 建 築 物	0 1,364
	水 道 施 設	0 152
住居衛生等	その他の業種	0 113
	室 内 空 気 環 境	0 9
	水 質 檢 查	0 243
	貯 水 槽 水 道	0 1,336
	井 戸 水	0 796
そ の 他	そ の 他	3 328

[8] 特別調査

(1) レジオネラ症防止対策事業

保健所では、例年レジオネラ症防止対策として、調査及び検査等を実施してきたところであるが、平成23年度においても、前年度に引き続きレジオネラ症防止対策を進めるため、環境衛生関係営業施設を指導するとともに、必要に応じてレジオネラ属菌検査を実施した。検査の結果、レジオネラ属菌が検出された施設に対しては、洗浄消毒などの措置を指導した。

(単位：件)

区分 年度	検査検体数							
	普通公衆浴場 (浴槽)		その他の公衆浴場 (浴槽)		営業プール (プール本体)		営業プール [採暖槽 (ジャグジー)]	
	培養法	LAMP法 (※)	培養法	LAMP法	培養法	LAMP法	培養法	LAMP法
19年度			54				15	
20年度	0	15	62	0	0	18	16	0
21年度	2	12	61	0			16	0
22年度	0	10	47	0			20	0
23年度	0	0	50	0			12	0

(※) LAMP法とは、遺伝子を簡易・迅速な方法により增幅させる検出法。

また、興行場で修景設備を設置した施設が開設したため、レジオネラ属菌検査を2件実施した。

なお、旅館や浴場等の循環浴槽水及び建築物の冷却塔循環水・循環給湯水などについて、設置者等の依頼により有料でレジオネラ属菌検査を18件受付した。

(2) 貯水槽水道の実態調査

貯水槽水道について、新規施設の把握並びに連絡先不明施設の調査を389件実施し、施設概要及び連絡先の把握を行なった。

[9] 環境衛生関係検査総数

前項の室内空気環境測定、浴場・プール水検査以外にも、環境衛生関係営業施設等に対して、照度・温湿度・残留塩素濃度等、現場での簡易検査を行なっている。検査の総数は以下のとおりである。

区分 年度	検査施設数	検査項目数
19 年 度	888	8,235
20 年 度	853	8,108
21 年 度	864	7,795
22 年 度	911	9,136
23 年 度	945	6,140

[10] 衛生教育

環境衛生関係施設の営業者に衛生知識の向上のための講習会を実施している。また、営業者以外の方(住民、学生等)への衛生教育にも努めている。

区分 年度	総 数		営 業 者 等		営 業 者 以 外	
	回数(回)	参加者数 (人)	回数(回)	参加者数 (人)	回数(回)	参加者数 (人)
19 年 度	18	543	9	506	9	37
20 年 度	12	469	6	428	6	41
21 年 度	14	445	7	397	7	48
22 年 度	27	914	7	302	20	612
23 年 度	16	469	11	425	5	44

[11] 環境衛生優良施設表彰

環境衛生関係施設のうち、設備が適正であるばかりでなく、常に衛生水準の維持向上に努め、他の模範となる施設に、区長から表彰を行なっている。

区分 年度	表 詩 施 設 数
19 年 度	2
20 年 度	3
21 年 度	3
22 年 度	3
23 年 度	3

[12] 行政処分（保健福祉部生活衛生課）

平成23年度は行政処分施設なし。

4. 衛生害虫対策等

蚊とハエ駆除対策やねずみ駆除対策を実施するとともに、各種衛生害虫等の相談指導や不明害虫等の検査を受け付けている。

[1] 蚊とハエ駆除対策【強化対策期間4月～10月】

(1) 雨水マス等対策

蚊が発生する公道、公園の雨水マスを対象として巡回して薬剤投入を行なっている。巡回数は、強化対策期間内に区内4回としている。また、公道との境目の無い区有施設などで、雨水マス等から蚊等が発生する場合は、不衛生箇所に指定して薬剤を投入している。投入薬剤は、微量で効果があり、安全性の高い昆虫成長制御剤を使用している。

区分 年度	延べ散布ヶ所数	散布量(kg)	作業班数(委託)
19年度	94,312	283.0	73班
20年度	91,141	273.4	70班
21年度	115,602	346.8	89班
22年度	115,030	345.1	89班
23年度	117,190	221.5	90班

(注1) 1班は、1,300ヶ所／日処理を目安としている。

(注2) 23年度の雨水マス対象数は、約29,000ヶ所である。

(注3) 23年度の薬剤量の減は撒布錠剤を3g錠から同濃度の1gまたは2g錠に変更したため。

(2) 蚊の発生状況調査

蚊とハエ駆除対策の実施にともなう効果や、季節的生息状況等を把握するため、定点・定期による蚊発生状況調査を実施している。

区分 年度	蚊捕獲数(匹)	調査回数(委託)
19年度	690	12回
20年度	602	15回
21年度	431	16回
22年度	267	15回
23年度	628	16回

(注1) 蚊の調査法：CDCドライアイス24時間調査法

(注2) 平成21年度までは、東京都と協働して、採集した蚊のウエストナイル・デング・チクングニヤウイルス検査・マラリヤ遺伝子検査を行なった。

(3) 墓地対策

蚊が発生しやすい墓地については、管理者に対して、発生状況に関する情報提供や防除指導を行ない、墓地における蚊対策の効果的な実施を促進している。

(4) 自主駆除に対する支援

町会が自主的に行なう、蚊とハエの駆除等の発生源除去を目的とする町内清掃活動等に対しては、ポスター、チラシを作成し配付するなどの支援を行なっている。

[2] ユスリカ対策

セスジユスリカなどは、主に汚れた河川に大量に発生する。また、セスジユスリカはアレルギー喘息の原因のひとつであることが知られている。現在の神田川等は水質改善が進み、セスジユスリカの発生は無くなっているが、目視による発生状況調査を不定期に行なっている。

[3] スズメバチ類駆除対策

スズメバチ類は、公共への刺傷危険度が高い巣について、専門業者により駆除を行なっている。駆除の条件として、概ね高さ3m以下の営巣としている。

区分 年度	委託合計	スズメバチ類駆除	調査
19年度	51	43	8
20年度	95	78	17
21年度	70	59	11
22年度	67	48	19
23年度	82	64	18

(注) 調査とは、ハチの種類及び営巣状況の確認、防除指導。

[4] ねずみ防除対策【防除強化期間11月～3月】

11月と2月を「ねずみ駆除強化月間」と定め(13年度)、集中的に講習会や相談所を開設して防除指導や啓発を行なっている。

[5] ねずみ・衛生害虫防除指導等の対策

窓口・電話相談により各種衛生害虫の防除指導を行なうとともに、必要により出張による調査や指導を行なっている。また、不明害虫やダニ等微細害虫の同定や検査を行なっている。保育園等でアタマジラミが集団発生した場合は、出張により園児等の頭髪検査なども行なっている。

さらに、相談の多いねずみ・衛生害虫等の防除講習会等を開催するとともに、福祉窓口に来所するコロモジラミ症などの方への指導や路上生活者特別対策・国の厚生科学研究所にも協力している。

(1) 講習会等・検査状況

区分 年度	講習会・研修会			相談所(委託)		窓口検査
	衛生害虫等講習会・研修会()はねずみ駆除講習会		回数	参加者	回数	
	講習内容	回数	参加者	回数	参加者	
19年度	①②④⑤	12(2)	423(106)	6	93	92
20年度	①②③④⑤	11(1)	163(30)	6	92	69
21年度	①②③④⑤⑥	12(2)	429(65)	6	77	64
22年度	①④⑤⑥	11(1)	588(16)	6	77	62
23年度	①④⑤	5(2)	167(63)	5	57	110

(注1) 講習内容について

①: 知って得する虫などの講習会 ②: アタマジラミ講習会等 ③: 蚊対策講習会(ウエストナイル熱媒介蚊対策講習会等) ④: ヘルパー・ケアマネジャー・ケースワーカー向け講習会等 ⑤: ねずみ駆除講習会 ⑥: トコジラミ研修会

(注2) ねずみ駆除相談所は駆除専門業者による個別相談指導。

(注3) 検査の中に保育園・小学校のアタマジラミ検査並びに福祉窓口のコロモジラミ検査を含む。

(2) 福祉衛生対策

独居高齢者・身障者等・介護保険対象者・生活保護者等で、自らねずみ・害虫駆除の対応ができない場合は、駆除用品の補助や訪問指導を行なうとともに、生活改善を必要とするものについてはケアマネジャー・ヘルパー、ケースワーカーなどに改善に向けた適切なアドバイスを行なっている。

※福祉衛生訪問指導件数: 23年度 36件

(3) 相談・指導状況

(単位：件)

都福祉保健局 区分番号		①				②		③		④			⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫	
区分 年度		吸血 昆虫				刺咬 昆虫		ダ ニ		細菌付着 昆虫			接 触		不 快		不 快		農 林 害 虫		食 品 衣 類		木 材 害 虫		ね ず		そ の 他	
主な相談害虫		力 ノ ミ	シ ラ ミ	※ そ の 他	ハ チ の 他	ハ チ の 他	類	ハ チ の 他	ゴ キ ブ リ	ハ チ の 他	昆 虫	昆 虫	昆 虫	シ ロ ア リ	シ ロ ア リ	シ ロ ア リ	シ ロ ア リ	シ ロ ア リ	シ ロ ア リ									
19	計	1,573	60	14	204	30	328	1	44	47	16	12	105	37	34	14	17	14	7	530	59							
年 度	窓口	1,464	36	14	193	26	315	1	40	47	16	12	89	33	34	14	17	14	7	507	49							
	出張	109	24	0	11	4	13	0	4	0	0	0	16	4	0	0	0	0	0	0	23	10						
20	計	1,513	57	19	95	23	354	1	46	25	28	11	62	29	43	16	22	16	0	553	113							
年 度	窓口	1,410	39	19	92	19	338	1	44	23	24	10	56	29	43	13	22	15	0	521	102							
	出張	103	18	0	3	4	16	0	2	2	4	1	6	0	0	3	0	1	0	32	11							
21	計	1,386	43	9	62	81	399	1	21	30	33	14	5	22	50	10	15	11	0	518	62							
年 度	窓口	1,280	31	9	57	65	387	1	21	27	27	9	5	22	50	10	15	11	0	485	48							
	出張	106	12	0	5	16	12	0	0	3	6	5	0	0	0	0	0	0	0	33	14							
22	計	1,610	65	17	61	133	454	3	56	26	22	13	5	41	69	4	14	13	5	532	77							
年 度	窓口	1,485	30	17	58	121	439	3	55	24	20	10	4	38	65	4	14	13	5	493	72							
	出張	125	35	0	3	12	15	0	1	2	2	3	1	3	4	0	0	0	0	39	5							
23	計	1,293	40	21	35	95	321	0	39	14	16	15	7	49	66	20	18	17	1	436	83							
年 度	窓口	1,205	10	20	33	84	315	0	38	13	15	14	7	45	65	19	18	17	1	413	78							
	出張	88	30	1	2	11	6	0	1	1	1	1	0	4	1	1	0	0	0	23	5							
月別内訳	4月	38	1	0	2	0	4	0	0	1	0	0	0	2	1	0	1	1	0	25	0							
	5月	80	4	0	2	5	17	0	2	1	0	2	1	1	6	2	1	5	0	10	21							
	6月	122	7	6	5	3	19	0	15	2	2	0	0	7	3	8	0	0	0	35	10							
	7月	135	1	5	8	10	58	0	3	1	1	0	1	10	4	1	1	5	0	16	10							
	8月	198	15	5	4	8	81	0	5	4	2	8	0	2	11	0	4	2	0	25	22							
	9月	149	6	2	1	18	70	0	0	2	1	0	0	9	3	5	2	2	0	21	7							
	10月	139	2	2	2	13	35	0	2	0	5	1	0	12	8	1	6	0	1	44	5							
	11月	174	1	1	4	11	20	0	4	0	5	3	3	5	8	2	1	1	0	101	4							
	12月	46	1	0	0	4	4	0	3	1	0	0	1	0	4	0	0	0	0	28	0							
	1月	63	0	0	4	6	6	0	0	1	0	0	1	0	10	1	0	1	0	32	1							
	2月	116	2	0	2	10	6	0	3	0	0	0	0	1	3	0	1	0	0	86	2							
	3月	33	0	0	1	7	1	0	2	1	0	1	0	0	5	0	1	0	0	13	1							

(注1) 区分については都福祉保健局区分番号と統一を図っている。

(注2) ①※その他はすべてトコジラミ

(注3) ⑤接触昆虫とは、ドクガ等（毒毛等）の有毒害虫をいう。

(注4) ⑥不快昆虫とは、ユスリカ等をいう。

(注5) ⑦不快動物とは、ヤスデ・クモ・ヘビ・カラス等をいう。

(注6) ⑫その他とは、殺虫剤・消毒剤・カビ、空き地の害虫等をいう。

(注7) 害虫等の相談種類数は、約80～100種類である。

[6] 水災害対策

集中豪雨等により小規模の水災害が発生した場合は、被災世帯に対し衛生指導を行なっている。

23年度衛生指導実績なし。

5. 薬事

地方分権の推進を図るため、平成9年度に医薬品一般販売業等に係る許可・監視指導等の事務、平成12年度に毒物劇物販売業の登録・監視指導の事務が東京都から特別区へ移管された。

また、平成17年4月には特別区における東京都の事務処理に関する特例条例により薬局等を含む11業務が事務移譲された。

[1] 薬局等

薬事法等の関係法令に基づき、薬局等に対する許可、諸届出の受理、並びに医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため立入検査、収去検査を実施し、構造設備、品質管理等について監視指導を行なっている。また、これらに対する苦情処理及び相談に応じている。

なお、平成21年度6月施行の改正薬事法により、平成24年5月までに一般販売業及び薬種商販売業は店舗販売業に移行する予定である。

(1) 施設数及び監視件数等

(単位：件)

区分 年度	施設数	新規	更新	廃止	監視件数	違反件数
19年度	1,632	96	8	120	638	17
20年度	1,708	174	12	98	464	18
21年度	1,811	218	25	115	638	22
22年度	1,844	196	37	163	523	26
23年度	1,877	141	40	107	521	6
薬局	146	14	28	12	96	3
薬局製剤	製造販売業	23	3	6	27	0
	製造業	23	3	6	27	0
一般販売業		5	0	0	11	20
店舗販売業		77	18	0	5	52
薬種商販売業		3	0	0	5	8
特例販売業		0	0	0	2	4
管理医療機器	販売業	1,233	51	22	122	0
	賃貸業	286	4	0	119	0
麻薬小売業者		81	48	42	46	3

(2) 医薬品等の収去状況

取去品目	品目数	試験結果
医薬品	2	適
医薬部外品	1	適
化粧品	1	適
医療機器	1	適

(3) 薬事講習会の開催

平成23年度は、薬局を対象に薬事講習会を開催し27名が参加した。また、一般販売業、店舗販売業及び薬種商販売業はテキストを作成し、配付をもって講習会とした。

[2] 毒物劇物販売業等

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物劇物販売業等の登録及び諸届出の受理、並びに立入検査を行ない貯蔵設備、取扱責任者の管理状況、譲渡手続等について監視指導を行なっている。

□施設数及び監視件数等 (単位：件)

区分		施設数	新規	更新	廃止	監視件数	違反件数
年度							
19年度		263	8	4	30	79	6
20年度		259	6	7	10	87	6
21年度		257	8	28	10	65	4
22年度		252	13	30	18	73	7
23年度		249	7	24	10	67	2
毒物 劇物 販売業	一般販売業	148	7	23	10	60	2
	農業用品目販売業	0	0	0	0	0	0
	特定品目販売業	4	0	1	0	4	0
	毒物劇物業務上取扱者	97	0		0	3	0

[3] 薬事苦情相談件数

(単位：件)

区分		薬局	医薬品一般販売業	薬種商販売業	特例販売業	毒物劇物一般販売業
年度						
19年度		4	1	1	0	0
20年度		10	1	0	0	0
21年度		4	0	0	0	0
22年度		6	0	0	0	0
23年度		6	0	0	0	0

[4] 家庭用品の安全確保

都区制度改革により、平成12年度から有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律に係る事務が東京都から特別区へ移管された。

家庭用品による健康被害を防止するため、規制対象である繊維製品、一般家庭用品を試買し、ホルムアルデヒド等の有害物質の含有量を検査し、規制している。

平成23年度は、46品目（繊維製品30品目、一般家庭用品16品目）を試買し、試験検査を実施した。

□試買と検査結果

(単位：件)

規制対象	試買品目	検査項目	検査数	違反数
繊維製品	下着、中衣、よだれかけ、靴下、外衣、寝具、寝衣、帽子	ホルムアルデヒド	30	0
一般家庭用品	家庭用エアゾル製品	塩化ビニル、メタノール トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	7	0
	家庭用接着剤 家庭用塗料	有機水銀 トリフェニル錫化合物 トリプチル錫化合物	6	0
	住宅用洗浄剤	塩化水素、硫酸 落下・漏水等容器試験	2	0
	家庭用洗浄剤	水酸化ナトリウム 水酸化カリウム 落下・漏水等容器試験	1	0

6. 医務

医療法等関係法令に基づき、病院（受理・経由）、診療所、歯科診療所、助産所、施術所、歯科技工所等の医療施設に対する許可、諸届出の受理及び医療関係者免許申請書の受理・経由を実施している。また、これらに対する住民の苦情処理及び相談に応じている。

[1] 医療施設の概要

医療法及び関係法規に基づき、許可・届出の受理を行なっている。

(1) 医療関係施設

(単位：件)

年度	区分	施設数	開設	廃止
19年度		1,337	133	99
20年度		1,369	131	99
21年度		1,383	90	76
22年度		1,420	128	91
23年度		1,436	98	82
	病院	15	0	1
	一般診療所	419	32	27
	歯科診療所	312	14	9
	助産所	2	0	0
	施術所（あ・は・き）	310	22	19
	施術所（柔）	154	19	15
	出張施術業務	166	9	10
	歯科技工所	58	2	1

(注) 施術所（あ・は・き・柔）については

あ：あんま・マッサージ・指圧師、は：はり師、き：きゅう師、柔：柔道整復師

(2) 許可病床数

2次医療圏（豊島区・北区・板橋区・練馬区と同一）ごとに許可病床数の上限が定められている。

(単位：床)

年度	区分	病床数
19年度		2,033
20年度		2,007
21年度		1,996
22年度		1,940
23年度		1,886
	病院	1,733
	一般診療所	153

(3) その他

法人による診療所の開設、病床の使用にあたっての許可事務を行なっている。

(単位：件)

区分	件 数
巡回診療受理数	424
二か所管理許可	1
他の者管理許可	0
開 設 許 可	16
使 用 許 可	1

(注) 使用許可件数には一部変更を含む。

[2] 医療従事者免許

医師・歯科医師・薬剤師・看護師等の免許の申請・籍訂正書換・再交付等の経由事務を行なっている。

(単位：件)

区分 年度	総数	医師	歯科医師	薬剤師	保健師	助産師	看護師	准看護師
19 年 度	386	63	16	84	19	4	122	28
20 年 度	410	74	18	91	18	10	130	23
21 年 度	409	71	16	94	23	2	138	13
22 年 度	441	84	27	84	18	10	122	23
23 年 度	403	69	29	83	25	5	127	20
新 規	161	41	18	7	14	2	41	8
籍 訂 正 書 換	214	23	8	72	10	3	76	10
再 交 付	25	3	2	4	1	0	10	2
籍 登 錄 抹 消	3	2	1	0	0	0	0	0
免 許 証 返 納	0	0	0	0	0	0	0	0

区分 年度	臨床検査 技 師	衛生検査 技 師	診療放射線 技 師	作 業 療法士	理 学 療法士	歯 科 技工士	視 能 訓練士
19 年 度	11	2	12	10	8	3	4
20 年 度	8	4	12	5	7	4	6
21 年 度	7	5	13	7	12	2	6
22 年 度	12	26	5	7	18	3	2
23 年 度	11	0	6	12	13	2	1
新 規	8		5	6	9	1	1
籍 訂 正 書 換	2	0	1	6	3	0	0
再 交 付	1	0	0	0	1	1	0
籍 登 錄 抹 消	0	0	0	0	0	0	0
免 許 証 返 納	0	0	0	0	0	0	0

[3] 救急医療機関

救急医療機関の決定は、病院の申出により保健所・消防署・医師会の意見書及び審査会の意見を踏まえ都知事が行なっている。保健所では、人的・構造設備上の調査を行ない意見書を提出している。

□救急告示医療機関（14カ所）

平成24年4月1日現在

名 称	所 在 地	電 話
医療法人社団育生会 山 口 病 院	豊島区西巣鴨1-19-17	(3915) 5885
医療法人社団日心会 総 合 病 院 一 心 病 院	豊島区北大塚1-18- 7	(3918) 1215
東 京 都 立 大 塚 病 院	豊島区南大塚2- 8- 1	(3941) 3211
医療法人社団東弘会 山 川 病 院	豊島区南大塚3- 9-11	(3982) 7798
岡 本 病 院	豊島区東池袋2- 5- 5	(3987) 6580
医療法人社団生全会 池 袋 病 院	豊島区東池袋3- 5- 4	(3987) 2431
医療法人社団卓秀会 平 塚 胃 腸 病 院	豊島区西池袋3- 2-16	(3982) 1161
医療法人社団雙和会 原 整 形 外 科 病 院	豊島区西池袋3-36-23	(3988) 5005
医療法人社団大成会 長 汐 病 院	豊島区池 袋1- 5- 8	(3984) 6161
医療法人社団瑞雲会 高 田 馬 場 病 院	豊島区高 田3- 8- 9	(3971) 9800
大 同 病 院	豊島区高 田3-22- 8	(3981) 3213
医療法人社団仁泉会 と し ま 昭 和 病 院	豊島区南長崎5-17- 9	(3953) 5555
医療法人社団愛語会 要 町 病 院	豊島区要 町1-11-13	(3957) 3181
豊 島 中 央 病 院	豊島区上池袋2-42-21	(3916) 7211

(注) 休日診療所については、P. 190に掲載。

[4] 医療苦情相談

医療関係施設に関わる苦情相談を受理している。

(単位：件)

区分 年 度	診療所	歯科診療所	施術所(あ・は・き)	施術所(柔)
19 年 度	40	3	2	0
20 年 度	26	6	1	1
21 年 度	28	1	0	0
22 年 度	22	4	0	1
23 年 度	13	7	0	1

(注) 施術所(あ・は・き・柔)については

あ：あんま・マッサージ・指圧師、は：はり師、き：きゅう師、柔：柔道整復師

[5] 衛生検査所の登録業務

衛生検査所の登録、諸届出の受理及び精度管理専門委員の同行による監視指導を実施している。

(単位：件)

区分 年 度	施設数	新規	廃止	立入検査
19 年 度	3	1	1	1
20 年 度	2	0	1	2
21 年 度	2	0	0	0
22 年 度	2	0	0	2
23 年 度	2	0	0	0

(注) 2年に1度、定例監視を行なっている。

7. 獣医衛生等

獣医衛生等の事務は、狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録による鑑札交付と狂犬病予防注射の済票交付業務、動物の愛護及び管理に関する法律・東京都動物の愛護及び管理に関する条例等の法令に基づく動物の適正飼養、動物愛護の思想の普及・啓発、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業などの業務である。

[1] 飼い犬の登録と狂犬病予防注射済票の交付

狂犬病予防法では、狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止することを目的として、毎年1回狂犬病予防注射を接種しなければならないと規定している。わが国では昭和33年以来、狂犬病の発生はないが、平成18年11月、海外で犬にかまれた邦人が帰国後、狂犬病を発症し死亡するという事例が発生した。海外では依然として多くの国々で狂犬病による死者が出ており、流入に備え予防接種率を向上させる必要がある。

保健所では、4月初旬に狂犬病予防週間を設け、東京都獣医師会豊島支部と共同で定期集合注射を実施している。

なお、飼い犬の登録をしていないものに対しては、区の広報紙、区ホームページ等や獣医師を通じて登録の促進に努めるとともに、狂犬病予防注射を行なっていない犬の所有者に対しては督促を行ない、狂犬病予防注射の完全実施を目指している。

区分 年度	対象数 (頭) (※)	鑑札交付数(件)				注射済票交付数(件)		
		総数	登録	再交付	交換	総数	交付	再交付
19年度	6,654	1,039	899	63	77	5,301	5,295	6
20年度	6,783	834	728	38	68	5,459	5,458	1
21年度	7,127	986	787	102	97	5,688	5,677	11
22年度	7,488	999	795	87	117	5,853	5,845	8
23年度	7,760	1,013	785	104	124	6,086	6,070	16

(※) 対象数は各年度末現在の数。

[2] 犬舎等の施設数

豊島区化製場等に関する法律施行条例により、法令で指定する動物を飼養または収容する施設を設置し、都条例で規定する以上の動物を飼養または収容する場合は、区長の許可を受けなければならない。

保健所では、これらの施設の衛生を確保するため、許可時に、立ち入り検査を行なっている。

区分 年度	施設数
19年度	2
20年度	2
21年度	2
22年度	1
23年度	1

[3] 犬によるこう傷事故

犬による人の生命又は身体に侵害（こう傷事故等）があったとき、飼い主は適切な応急措置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、事故発生の時から24時間以内に、保健所に届け出なければならないとされている。保健所では事故届を受けた際、飼い主に対し指導を行ない、事故の再発防止に努めている。

区分 年度	こう傷 事故数 (件)	被害者数 (人)	畜犬登録の有無 (件)			狂犬病予防注射の 接種状況 (※) (件)	
			有	無	不明	接種済	未接種
19年度	4	4	2	0	2	1	1
20年度	5	5	5	0	0	4	1
21年度	5	6	4	1	0	3	2
22年度	2	2	0	1	1	0	2
23年度	7	7	3	2	2	3	2

(※) 加害犬が特定できない場合もあるため、事故件数とは一致しない。

[4] 苦情処理

動物の愛護及び管理に関する法律では、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、又は人に迷惑を及ぼすようなことのないよう努めなければならないと規定されている。しかし、近年マナーの悪い飼い主による不始末のために、汚物汚水・悪臭等の苦情が後を絶たない。

保健所では、広報紙、区ホームページ等を利用したマナー啓発を行なっているほか、苦情者には啓発プレート交付などを行なっている。その他の苦情として、カラス、ヘビ、ハクビシンなどの動物に関する苦情も保健所によせられている。

(単位：件)

区分 年度	犬の苦情						ねこの苦情					その他の苦情	合計
	総数	放し飼い	汚物汚水	悪臭	鳴き声	その他	総数	汚物汚水	悪臭	鳴き声	その他		
19年度	308	3	279	0	4	22	476	211	8	4	253	77	861
20年度	339	12	260	1	13	53	423	185	2	4	232	56	818
21年度	308	13	255	0	12	28	351	203	6	2	140	33	692
22年度	134	11	79	0	15	29	313	96	26	8	183	45	492
23年度	127	5	92	1	15	14	158	95	13	2	48	16	301

[5] 人と動物の共生

平成18年度に区が参加を呼びかけ、獣医師・町会代表者・公募区民等の参加による「豊島区人と動物の共生会議」で、動物に関する問題解決と人と動物の共生に向けた対策の検討を行ない（平成18年7月～平成19年3月）、平成19年3月区長に提言書を提出した。

保健所では提言を受け、平成19年度11月から飼い主のいない猫の不妊去勢手術費助成事業を開始した。

(単位：頭)

区分 年度	助成頭数		合計
	オス	メス	
19年度	26(6)	43 (3)	69 (9)
20年度	108(12)	133 (18)	241 (30)
21年度	155(13)	272 (31)	427 (44)
22年度	165(21)	237 (66)	402 (87)
23年度	117(63)	228(141)	345(204)

(注) () は地域猫活動実施地域での助成頭数（内数）。

[6] 犬の捕獲、動物の引取り・収容等

犬の捕獲及び動物の引取り・収容は東京都動物愛護相談センターが対応している。飼い主不明の犬に対する通報が保健所に寄せられた場合、同センターに連絡を行ない収容を依頼している。収容後は、収容状況の周知を行なうため一定期間の公示を実施している。

(単位：頭)

区分 年度	犬の捕獲 (公示)	ねこの収容 (公示)	犬の返還	ねこの返還
19年度	10	16	5	0
20年度	4	11	2	0
21年度	6	14	4	0
22年度	13	6	3	0
23年度	5	8	4	0

8. 成人保健

区民の健康を保持・増進するために、健康増進法に基づく、医療以外の保健事業として健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・訪問指導を実施しているほか、がん検診及び歯科健診等の事業を実施した。平成20年度から老人保健法は健康増進法に改正されている。

[1] 健康手帳の交付（健康増進法第17条第1項）

健康診査の記録その他、生涯にわたる健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため、健康手帳を交付している。

□交付状況（老人保健法第13条）

(単位：人)

区分 年度	75歳以上の (老)医療受給者	高齢受給者証 受給者(経過措置)	65歳以上75歳未満の (福)受給者	40歳以上で 交付を希望した者	計
19年度	219	0	20	53	292

□交付状況（健康増進法第17条第1項）

(単位：人)

区分 年度	75歳以上の 後期高齢者	40歳以上75歳未満の 国民健康保険受給者	40歳以上で交付を 希望した者	計
20年度	162	340	49	551
21年度	117	131	8	256
22年度	143	232	39	414
23年度	75	249	100	424

[2] 健康教育（健康増進法第17条第1項）

生活習慣病（成人病）の予防、健康増進等健康に関する正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持増進に資するため、健康教育を行なっている。〔対象〕 おおむね40歳以上

区分 年度	健康教室		体操教室		歯科教室		出張健康教室				巡回 健康相談 (ママビクス)	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)		
19年度	18	337	71	1,187	1	38	12	262	11	416	4	64
20年度	17	267	63	1,228	1	36	13	299	16	347	4	65
21年度	18	383	61	1,342	1	36	14	255	17	449	4	62
22年度	10	206	63	1,497	1	36	17	348			2	56
23年度	10	177	17	493	1	35	6	80				
池袋	メタボ 2 女性 2	メタボ 23 女性 39			1	35						
長崎	メタボ 4 女性 2	メタボ 79 女性 36	17	493			6	80				

(注1) メタボ : メタボリックシンドローム予防教室…23年度は2日制を3回実施。

女性 : 女性の健康教室…23年度は4回実施。

テーマ「自分でできる身近なアンチエイジング」

「健康ダイエット～お正月太りを解消！」

「アロマストレッチ～アロマでシンプルビューティーライフ～」

「アロマストレッチ～更年期からのヘルスアップ～」

(注2) 出張健康教室（栄養）は平成21年度で終了。

(注3) 池袋保健所の体操教室及び巡回健康教室（ママビクス）は平成22年度で終了。

(注4) 歯科教室は、池袋保健所のみで実施。

(注5) 出張健康教室（歯科）・体操教室は、23年度より長崎健康相談所のみで実施。

[3] 健康相談（健康増進法第17条第1項）

心身の健康に関する個別の相談に応じ、生活習慣病の予防など健康管理に必要な相談を行なっている。

□相談状況（老人保健法第15条）

区分 年度	生活習慣病 (食事)相談		生活習慣病(成人病)集団健診時相談					
			受 診 者		結果説明(個別)		結果説明(集団)	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
19年度	33	63	21	1,167	21	779	20	381

(注) 生活習慣病(成人病)集団健診時相談は、平成17年度から池袋保健所のみで実施。おおむね40歳以上。

□相談状況（健康増進法第17条第1項）

区分 年度	健康相談 (医師)		個別健康相談 (保健師)		個別健康相談 (栄養士)	
	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)
20年度	12	39	24	24	24	60
21年度	12	29	24	33	24	76
22年度	12	57	24	49	24	119
23年度	12	62	24	57	24	119
池袋	12	62	12	46	12	79
長崎			12	11	12	40

(注) 池袋保健所は、生活習慣病予防健診結果の相談と同時開催。

[4] 健康診査

(1) 高齢者健康診査（老人保健法第16条）

疾病の早期発見により、生活習慣病から高齢者を守り、健康の保持増進を図るため、65歳以上の区民を対象とし、毎年8月～12月の2か月間、区医師会に委託し、実施していた。

〔開始年度〕昭和39年度

基本健康診査（そのⅠ）として、問診、理学的検査、血圧測定、尿検査、身体計測、血液生化学検査を全員に実施し、さらに必要な者には、基本健康診査（そのⅡ）として、心電図、眼底検査、血液一般検査、胸部X線撮影、聴力検査、脊椎検査（平成3年度から実施）のうち、必要な検査を実施し、平成14年度から肝炎ウイルス検査（C型・B型）を実施。また17年度から骨粗しょう症検査として、65歳と70歳の女性に骨塩定量検査を実施。それにより65歳女性の脊椎検査は廃止となった。平成18年度から介護予防のための生活機能評価が加わった。老人保健法の廃止により、平成19年度で終了。

□受診状況

区分 年度	対 象 者 数	受 診 者 数(人)				指 导 区 分(人)				
		基本健診その I		基本 健診 その II		計	受 診 率 (%)	異常認め ず	要 指 導	
		外 来 受 診 者	訪 問 受 診 者							
		A	B	C	D (B+C)	D / A				
19年度	51,367	30,105	895	30,996	31,000	60.4	1,382	12,030	17,588	31,000

□ 主な検査結果（延人数）

(単位：人)

区分 年度	高血圧 境界領域	心電図 異常あり	高血圧	心電図 異常あり	心電図 異常あり	貧血 (※)	肝疾患 (※)	糖尿病 (※)	骨粗 しょう症
19年度	9,218	3,603	2,732	1,204	10,921	5,253	6,651	7,326	1,394

(※) 疑いを含む。

□ 肝炎ウイルス検査（C型・B型）実施状況

(単位：人)

区分 年度	高齢者健康診査 受診者	肝炎検査 受診者	肝炎検査 受診率 (%)	C型肝炎ウイルス検査		B型肝炎ウイルス検査	
				陰性	陽性	陰性	陽性
19年度	31,000	21	0.1	20	1	20	1

(2) 長寿健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第125条）

【平成20年度から実施】

生活習慣病予防などの健康保持増進のため、東京都後期高齢者医療広域連合の委託を受け、区医師会に委託し、8～10月及び12月に健康診査を実施。対象は後期高齢者医療制度加入者と年齢到達により、年度中に加入する方。一般検査として、問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査、尿検査を全員に実施し、追加検査として、心電図（偶数年齢の者と特定高齢者）、胸部X線検査（全員）を実施。介護予防のための生活機能評価も健診と同時に実施した。

□ 受診状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数				指導区分			
		一般検査		計	受診率 (%)	異常なし	経過観察	要医療	計
		外来	訪問						
A	B	C	D(B+C)	D/A					
20年度	24,627	14,759	240	14,999	60.9	404	3,552	11,043	14,999
21年度	23,655	13,539	224	13,763	58.2	375	3,524	9,864	13,763
22年度	24,363	13,590	207	13,797	56.6	341	3,506	9,950	13,797
23年度	24,897	13,188	202	13,390	53.8	405	3,526	9,459	13,390

□ 主な検査結果（延人数）

(単位：人)

区分 年度	脂質代謝 障害	腎尿路系 疾患	高血圧動 脈硬化性 疾患	心冠動脈 系疾患	糖代謝 障害	貧血	核酸代謝 疾患	肝機能 障害
20年度	7,442	6,588	6,524	4,263	3,717	3,607	2,100	2,012
21年度	6,511	6,361	5,836	3,828	3,715	2,909	2,170	1,793
22年度	6,465	6,688	5,720	3,901	3,956	2,936	2,201	1,781
23年度	5,960	6,425	5,469	3,710	3,604	2,655	2,152	1,794

(3) 介護老人施設入所者健康診査

区施設入所者に健診を実施し、その健診結果を施設入所者の健康状態の把握や健康管理に生かすことで、生活習慣病の予防、施設入所者の健康の保持に寄与することを目的とした事業である。対象は介護老人福祉施設、介護老人保健施設（区に住所を有する者）入所者。問診、身体測定、血圧測定、診察、血液検査、尿検査、胸部X線検査を9月に実施した。

□ 受診状況

（単位：人）

区分 年度	対象者数	受 診 者		指 導 区 分			計	
		受診者数	受診率 (%)	異常なし	経過観察	要 医 療		
		A	B / A					
20年度	629	612	97.3	4	250	358	612	
21年度	639	617	96.6	5	265	347	617	
22年度	650	624	96.0	4	218	402	624	
23年度	643	625	97.2	4	260	361	625	

□ 主な検査結果（延人数）

（単位：人）

区分 年度	脂質代謝 障害	腎尿路系 疾患	高血圧動 脈硬化性 疾患	心冠動脈 系疾患	糖代謝 障害	貧血	核酸代謝 疾患	肝機能 障害
	A	B	C	D	E	F	G	H
20年度	231	334	97	148	151	252	65	57
21年度	203	351	113	177	190	229	73	66
22年度	210	352	136	303	185	241	70	63
23年度	193	349	103	314	129	188	62	60

(4) 節目年齢健康診査（老人保健法第16条）

脳卒中、心臓病、糖尿病などの生活習慣病は、壮年期からの予防を必要とするため、成人保健対策の一環として40、45、50、55、60～64歳の区民を対象とし、毎年6月～7月の2か月間区医師会に委託して実施。健診項目は、聴力検査及び脊椎検査を除き高齢者健康診査と同じである。

〔開始年度〕昭和59年度

また、平成14年度から肝炎ウイルス検査（C型・B型）を実施している。平成17年度から骨粗しょう症検査として、骨塩定量検査を40、45、50、55、60歳の女性に実施。老人保健法の廃止により、平成19年度で終了した。

□ 受診状況

（単位：人）

区分 年度	対 象 者 数	受診者数				指導区分			
		基本健診その I		基 本 健 診 そ の II	計	受 診 率 (%)	異常認め ず	要 指 導	要 医 療
		外 来 受 診 者	訪 問 受 診 者						
		A	B		D(B+C)	D / A			
19年度	29,629	10,161	4	10,162	10,165	34.3	1,154	4,863	4,148
									10,165

□ 主な検査結果（延人数）

(単位：人)

区分 年度	高血圧 境界領域	心電図 異常あり	高血圧	心電図 異常あり	心電図 異常あり	貧 血 (疑いを含む)	肝疾患 (疑いを含む)	糖尿病 (疑いを含む)	骨塩定量
19年度									

□ 肝炎ウイルス検査(C型・B型)実施状況

(単位：人)

区分 年度	節目年齢 健康診査 受 診 者	肝炎検査 受診者	肝炎検査 受診率 (%)	C型肝炎ウイルス検査		B型肝炎ウイルス検査	
				陰 性	陽 性	陰 性	陽 性
19年度	10,165	1,236	12.2	1,232	4	1,227	9

(5) 特定健康診査・特定保健指導

【平成20年度から実施】

平成19年度まで老人保健法の基本健康診査として節目健診・高齢者健診として実施してきた。

平成18年に成立した医療制度改革関連法により、平成20年4月1日から医療保険者は、特定健康診査等実施計画に基づき、40歳以上の加入者に対し、特定健康診査、特定保健指導を実施することとなった。豊島区においては、区国民健康保険の40歳～74歳の加入者を対象に実施している。

① 特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律第20条）

特定健康診査とは、生活習慣病予防のためにメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した検査項目での健康診査をいう。区においては、特定健康診査実施時に、生活習慣病の予防・早期発見の観点から区独自項目も追加して健康診査を実施している。

□ 特定健康診査受診状況

(単位：人)

区分 年度	対 象 者 数	受診者数				指導区分（健診全体）			
		基本健診 その1		計	受 診 率 （%）	異 常 認 め ず	経 過 観 察	要 医 療	有 所 見 計
		外 来 受 診 者	訪 問 受 診 者						
A	B	C	D(B+C)	D/A					
20年度	50,850 (45,502)	20,448	16	20,464 (19,608)	40.2 (43.1)	1,435	6,783	12,246	19,029
21年度	51,138 (45,585)	20,269	13	20,282 (18,948)	39.7 (41.6)	1,423	6,805	12,054	18,859
22年度	51,230 (45,476)	21,332	13	21,345 (19,806)	41.7 (43.6)	1,404	7,443	12,498	19,941
23年度	51,261	21,105	13	21,118	41.2	1,556	7,508	12,054	19,562
	40～49歳	12,370	3,186	0	3,186	25.8%	567	1,364	1,255
	50～59歳	10,020	3,229	1	3,230	32.2%	295	1,334	1,601
	60～64歳	8,657	3,485	4	3,489	40.3%	220	1,223	2,046
	65～74歳	20,214	11,205	8	11,213	55.5%	474	3,587	7,152
									10,739

(注1) 受診率は、4月1日現在の対象者に対する受診者数の割合。

(注2) ()は国へ報告する数値（年度途中の異動者を除いたもの）。平成23年度分は、11月に確定する。

(注3) 平成21年度から、10月1日生まれ以降の75歳の国保加入者も対象としている。

□主な検査結果

(単位:人)

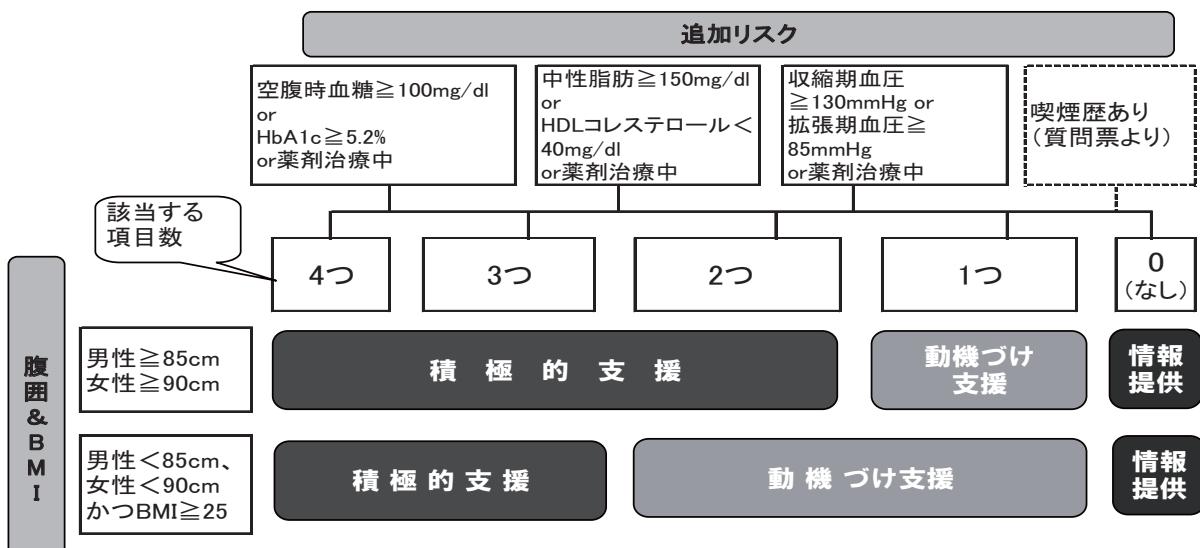
区分 年度	脂質代謝 障害	腎尿路系 疾患	高血圧 動脈硬化性 疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代謝 疾患	心冠動脈 系疾患	貧血
20年度	12,274	6,176	5,995	3,927	3,892	2,466	2,397	1,744
21年度	11,967	6,361	5,644	3,795	4,336	2,790	2,355	1,552
22年度	12,472	7,071	5,679	4,139	4,513	3,030	2,378	1,791
23年度	11,892	6,923	5,582	4,123	4,216	3,016	2,390	1,510
40～49歳	1,543	857	273	634	287	396	80	207
50～59歳	1,920	951	551	761	487	488	94	180
60～64歳	2,125	1,127	973	727	707	520	353	199
65～74歳	6,304	3,988	3,785	2,001	2,735	1,612	1,863	924

② 特定保健指導（高齢者の医療の確保に関する法律第24条）

特定保健指導とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者及び予備群と判定された者に対して、専門のスタッフ（保健師、管理栄養士等）が行なう生活習慣の改善のための継続的な支援をいう。特定健康診査の結果により、下図の基準により生活習慣病のリスクに応じて「情報提供」・「動機づけ支援」・「積極的支援」の3つに区分（「階層化」という。）し、階層化の結果、メタボリックシンドローム該当者には「積極的支援」、予備群には「動機づけ支援」を実施している。

本区においては、区を東西に分割し、2社の特定保健指導事業者に事業を委託して実施している。

□特定保健指導の階層化基準



□特定保健指導実施状況

(単位:人)

区分 年度	特定 健診 受診者	特定保健指導対象者			初回面接終了者			6か月後の評価までの 終了者			特定保 健指導 実施率 (%)
		計	動機 づけ 支援	積極的 支援	計	動機 づけ 支援	積極的 支援	計	動機 づけ 支援	積極的 支援	
20	20,464 (19,608)	2,877 (2,761)	1,915 (1,841)	962 (920)	521 (509)	387 (379)	134 (130)	500 (469)	384 (365)	116 (104)	17.4 (17.0)
21	20,282 (18,948)	2,636 (2,526)	1,682 (1,633)	954 (893)	677 (668)	466 (464)	211 (204)	627 (618)	453 (449)	174 (169)	23.8 (24.5)
22	21,345 (19,806)	2,746 (2,633)	1,758 (1,697)	988 (936)	587 (581)	389 (384)	198 (197)	550 (548)	380 (379)	170 (169)	20.0 (20.8)
23	21,118	2,634	1,669	965	527	362	165				

(注1) () は、国への報告の数値(国保途中加入者、特定保健指導中断者除外)。

(注2) 6か月後の評価までの終了者の数値は、特定保健指導に開始から終了まで6か月以上を要するため、翌年度9月以降に確定する。

(6) 福祉健康診査

区生活保護受給者、中国残留邦人の方の健康診査は、平成20年度より、生活習慣病予防検診として実施していたが、平成23年度より、特定健康診査、長寿健康診査に準ずる健康診査として、40歳以上の区生活保護受給者、中国残留邦人、東日本大震災避難の方を対象に福祉健康診査を実施している。

□福祉健康診査受診状況

(単位:人)

区分 年度	対 象 者 数	受診者数			指導区分(健診全体)				
		基本健診その1		計	受 診 率 (%)	異常認め ず	経過観察	要医療	有所見 計
		外来受診者	訪問受診者						
A	B	C	D(B+C)	D/A					
23年度	5,169	1,049	7	1,056	20.4	29	251	776	1,056
40～49歳	681	122	0	122	17.9	7	40	75	122
50～59歳	781	104	0	104	13.3	6	19	79	104
60～69歳	1,632	287	1	288	17.6	7	68	213	288
70～79歳	1,473	389	2	391	26.5	7	95	289	391
80歳以上	602	147	4	151	25.1	2	29	120	151

(注1) 受診率は、4月1日現在の対象者に対する受診者数の割合。

□主な検査結果

(単位:人)

区分 年度	脂質代謝 障害	腎尿路 系疾患	高血圧 動脈硬化 性疾患	肝機能 障害	糖代謝 障害	核酸代 謝疾患	心冠動脈 系疾患	貧血	
								23年度	603
40～49歳	72	43	14	37	21	25	3	14	
50～59歳	60	30	28	29	29	16	6	16	
60～69歳	171	106	88	67	100	58	54	48	
70～79歳	226	174	179	66	123	65	105	64	
80歳以上	74	73	78	16	51	24	49	40	

(7) 生活習慣病集団健康診査・健康相談（老人保健法第16条）

① 生活習慣病集団健康診査

生活習慣病の早期発見のため、おおむね30歳以上の住民を対象に健康診査を実施していた。

老人保健法の廃止により、平成19年度で終了。

□受診状況

(単位：人)

区分 年度	受診者数		指導区分			主な検査結果											
	基本健診	選択検査	異常認めず	要指導	要医療	計	高血圧境界領域	高血圧	心電図異常あり	貧血(疑いを含む)	肝疾患 (疑いを含む)	(アルコール性)	(疑いを含む)	糖尿病	腎機能	その他 痛風・心臓病	X線要精密
19年度	1,167	672	347	565	255	1,167				113	71	87	106	48	30	14	105

(注1) 生活習慣病集団健康診査（老人保健法第16条）、健康相談（老人保健法第15条）。

(注2) 平成17年度から、池袋保健所のみで実施となった。

□住民健診受診者のC型・B型肝炎ウイルス検査

(単位：人)

区分 年度	受診者数	検査結果							
		C型肝炎ウイルス検査				B型肝炎ウイルス検査			
		陰性(−)		陽性(+)		陰性(−)		陽性(+)	
	計	男	女	男	女	男	女	男	女
19年度	37(0)	14(0)	21(0)	0(0)	2(0)	13(0)	22(0)	1(0)	1(0)

(注1) 検査はC型・B型セットで実施。

(注2) ()内人数は、フィブリノゲン血液製剤によるC型肝炎ウイルス検査のみの受診者。

(8) 生活習慣病予防健診・保健指導（健康増進法第19条の2）

① 生活習慣病予防健診（男性）・女性の骨太健診

平成20年4月から、これまでの生活習慣病集団健康診査にかえて、生活習慣病予防健診・女性の骨太健診を開始した。内容は特定健診に準じた健診の他、体組成成分測定及び健康講座を実施した。

平成22年度からは、体組成成分測定は男性のみにし、女性には骨密度測定を行い、健康課題に合わせた疾病予防や健康づくりのため、男女別の健康講座に変えて実施している。

[対象] 平成20、21年度：30歳、35歳及び40歳以上の生活保護受給者

平成22年度：30歳、35歳、40歳以上の生活保護受給者及び、20歳代女性

平成23年度：20歳代、30歳、35歳

□受診状況

(単位：人)

区分		回数	受診者数	体組成成分測定者数	骨密度測定者数	健康講座受講者数
年度	性別・年齢					
20年度		21	660	452		452
21年度		20	853	734		734
22年度		20	1,012	233	535	736
23年度		12	636	162	474	636
男	20歳代		6	6		6
	30歳		69	69		69
	35歳		87	87		87
	計		162	162		162
女	20歳代		10		10	10
	30歳		209		209	209
	35歳		255		255	255
	計		474		474	474

□指導区分（平成21年度まで）

(単位：人)

区分 年度	受診者数	主な検査項目別						
		保健指導区別別人数				血圧	(再掲)	
		情報提供	動機付け支援	積極的支援	受診勧奨(再掲)		高血圧症予備軍	高血圧症有病者
20年度	660	565	45	50	24	658	96	70
21年度	853	755	54	44	156	853	96	31

(単位：人)

区分 年度	主な検査項目別											
	脂質異常	(再掲)	糖尿病	(再掲)		候群予備軍	内臓脂肪症	候群該当者	貧血(※)	たばこ		
		脂質異常有病者		糖尿病予備軍	糖尿病有病者					吸っていらない	吸っている	
20年度	658	174	658	32	35				27	27	471	189
21年度	853	174	853	40	15	56	26	20	37	650	203	

(※) 疑いを含む。

□メタボリックシンドローム判定基準による指導区分：男性（平成22年度から）

(単位：人)

区分 年度・年齢	受診者	情報提供	要指導			要医療 (再掲)
			動機付け支援	積極的支援		
22年度	475	372	103	51	52	134
23年度	162	136	26	9	17	47
20歳代	6	5	1	1	0	2
30歳	69	58	11	3	8	19
35歳	87	73	14	5	9	26

□指導区分：女性（平成22年度から）

(単位：人)

区分 年度・年齢	受診者	異常なし	要指導	要指導内訳（延べ数）				要医療
				やせ	肥満	貧血	その他	
22年度	537	297	159	136	31	6	6	81
23年度	474	280	116	89	21	8	4	78
20歳代	10	7	1	1	0	0	0	2
30歳	209	124	56	46	9	2	0	29
35歳	255	149	59	42	12	6	4	47

□主な検査結果（平成22年度から）

(単位：人)

区分 年度	受診者	脂質代謝 異常	高血圧	肝機能 障害	糖代謝 異常	貧血	骨密度測定 若年齢比較 79%以下 (女性のみ)
22年度	1,012	297	120	77	74	18	82
23年度	636	94	18	40	22	17	62
男性	20歳代	6	2	0	2	0	
	30歳	69	21	5	9	2	
	35歳	87	23	7	20	6	
	計	162	46	12	31	8	
女性	20歳代	10	2	0	0	0	0
	30歳	209	21	3	6	4	26
	35歳	255	25	3	3	8	13
	計	474	48	6	9	14	36

(注)要経過観察、要医療の有所見者の数を計上。（骨密度測定を除く）

② 保健指導（健康増進法第17条第1項及び第19条の2）

健診結果に応じて、保健師・管理栄養士がメタボリックシンドロームの予防・改善に役立つ情報提供やアドバイスなどの専門的支援を行なっている。

区分 年度	30歳、35歳 対象 初回指導		30歳、35歳 対象 フォロー指導 (※)		生活保護受給者 対象 初回指導		生活保護受給者 対象 フォロー指導 (※)	
	回数 (回)	人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
20年度	12	34	12	11	12	37	12	19
21年度	12	47	12	17	12	24	12	11
22年度	12	10	12	8	12	21	12	12
23年度	12	3	12	15	12	7	12	5

(※) フォロー指導は動機付け支援（6か月）と積極的支援（3か月・6か月）を含む。

(注) フォロー指導における動機付け支援・積極的支援の基準値は、P. 80「特定保健指導の階層化基準」に準ずる。
フォロー指導者は前年度より継続者も含む。

(9) 東日本大震災により豊島区に避難されている方のための健康診断

生活習慣病予防などの健康保持増進のため、東日本大震災により豊島区に避難している20歳から40歳未満の方を対象に、生活習慣病予防健診（男性）、女性の骨太健診と同様の健康診断を実施した。

（単位：人）

区分 年度	対象者	受診者数	内訳	
			男	女
23年度	55	11	2	9

[5] がん対策の推進

がんは、昭和56年に脳血管疾患を抜き、日本人の死亡原因の第1位になった。豊島区においても、がんが昭和52年から死亡原因の第1位となっており、約3人に1人ががんにより死亡している。

豊島区ではこのような現状から、がん対策を区政の最重要課題と位置付け、がん予防の知識・意識の普及啓発、がん検診の推進、がん患者及び家族への支援などを総合的に取り組んでいる。

(1) 会議体の設置

① 豊島区がん対策推進本部（庁内組織）

区の最重要課題であるがん対策を効果的、効率的に推進するため、庁内の部局を横断した連携、総合的ながん対策の実施を目的として、平成22年1月設置。

平成23年度は2回の会議を開催した。

② 豊島区がん対策推進会議（学識経験者等）

区においてがん対策を推進するにあたり、区の現状の検証、がん対策に関する条例の制定及びがん対策に関する計画の策定、がんに関する施策等について、専門的な見地から検討するため平成22年度に設置した。（平成23年度の会議は休止）

(2) 条例・計画

① 豊島区がん対策推進条例及び豊島区がん対策基金条例【平成22年12月13日制定】

がんが区民の生命及び健康にとって重大な脅威となっている現状にかんがみ、がんの予防及び早期発見、また正しい知識の普及啓発並びにがん患者等の負担軽減を図ることにより、がん対策の総合的かつ計画的な推進に資することを定めた条例を制定。

併せて、豊島区がん対策基金条例を制定し、「豊島区がん対策基金」を設置し、がんに関する正しい知識・意識の普及啓発事業、がん検診などの予防事業に活用していく。

② 豊島区がん対策推進計画【平成23年3月策定】

豊島区がん対策推進条例制定に基づき、その具体的な施策の実施計画として策定した。

計画期間は平成23年度から平成27年度までの5か年とする。

(3) がん対策基金

豊島区がん対策推進条例に基づき、区民ががんに関する正しい知識、意識を持つことやがん検診受診率向上のための普及啓発を行うとともに、がん対策基金を創設し、普及啓発に活用する。

□平成23年度基金実績額 3,163,322円

(4) がん対策普及啓発

がん検診の受診勧奨ならびにがんに関する普及啓発事業を実施している。

① がん検診受診勧奨通知の送付

[平成23年度]

国保特定健診	がん検診申込書付き案内（約50,000人）
長寿健診（後期高齢者）	がん検診申込書付き案内（約25,000人）
福祉健診	がん検診申込書付き案内（約5,000人）
がん検診のリーフレット	リーフレットの配置（各医療機関、区施設など）
女性特有のがんの無料クーポン（国） 子宮頸がん（20、25、30、35、40歳の区民（女性）） 乳がん（40、45、50、55、60歳の区民（女性））	対象者全員に郵送 子宮頸がん（約11,000人） 乳がん（約8,500人）
女性特有のがんの検診チケット（区独自） 子宮頸がん（20歳以上の区民（女性）） 乳がん（40歳以上の区民（女性））	対象者全員に郵送 子宮頸がん（約55,000人） 乳がん（約35,000人）

② 乳がんグローブの配布

乳がんに関する知識の普及、自己触診方法の周知のため、乳がんグローブの使用方法説明ならびに配布を実施。

③ がん検診受診勧奨イベントの実施

[平成23年度]

イベント名	日 時	場 所	内 容	参加者
がん対策推進・特別公演	平成23年 6月18日（土）	帝京平成大学 沖永記念ホール	第1部 講演会「がん予防について」 講師：江口研二氏（帝京大学医学部付属病院副院長） 第2部 「歌紡ぎの会」 小椋佳氏によるコンサート	918名
よしもとお笑い&健康イベント	平成23年 9月10日（土）	サンシャイン60 噴水ひろば	・よしもとお笑い芸人によるトークイベント ・若手芸人によるがん検診普及ブースの紹介等	3,234名
ふくし健康まつり	平成23年 12月4日（日）	池袋保健所	・大腸がんクイズ ・生活年齢チェック ・美肌年齢チェック ・乳がん自己触診法の説明	266名

[6] がん検診

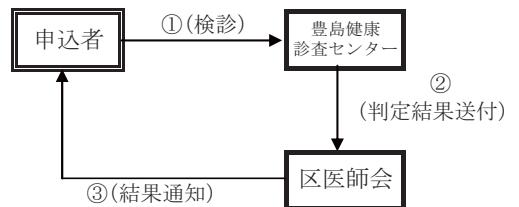
(1) 胃がん検診

胃がんは、我が国のがんの中で多く発生しているため、胃がん検診を実施することにより、早期に発見し医療に結びつけることは、がん予防対策上重要な課題である。

区医師会に委託し、年間を通して実施している。

〔開始年度〕昭和44年度〔対象〕30歳以上の区民

なお、平成4年度から、経過観察者及び70歳以上の希望者に対しては、直接「二次検診」を実施していたが、平成22年度からは、受診者全員の直接撮影（デジタル）の検診1回としている。



□ 一次検査（X線間接撮影）受診状況（～21年度） (単位：人)

区分 年度	受診者数	検診結果		追跡 対象者数	がん 発見者数
		異常なし	要精密		
19年度	2,471	2,058	413	31	3
20年度	2,474	2,110	364	19	2
21年度	3,394	2,816	578	36	3

□ 二次検査による検診結果（X線直接撮影）（～21年度） (単位：人)

区分 年度	受 診 者 数	検診結果			主な検査所見(延人員)									そ の 他		
		1 次 検 査 を し た 者 数	直接2次検診		異 常 な し	要 精 密 要 面 接 指 導	その 他 の 疾 病	胃 (疑 い 含 む) が ん	胃 潰 瘍	十二 指 腸 潰 瘍	胃 炎	胃 下 垂	胃 潰 瘍	胃 十二 指 痕 瘍	胃 ポ リ ープ	
			観 察 要 經 過	7 0 歳												
19年度	901	341	9	551	219	190	492	42	10	1	521	1	117	220	132	
20年度	914	329	7	578	305	152	457	30	10	3	348	0	107	198	118	
21年度	1,634	448	7	1,179	774	302	558	44	16	3	365	9	211	238	227	

□ 検診結果（デジタルX線直接撮影）（22年度～） (単位：人)

区分 年度	受 診 者 数	主な検査所見(延人員)									追 跡 対 象 者 数	が ん 発 見 者 数
		異 常 な し	(疑 い 含 む) が ん	胃 潰 瘍	十二 指 腸 潰 瘍	胃 炎	胃 下 垂	胃 潰 瘍	胃 十二 指 痕 瘍	胃 ポ リ ープ		
22年度	7,329	4,910	78	27	3	1,130	54	444	686	706	33	4
23年度	5,785	3,602	77	11	2	1,021	63	294	376	477	-	-
30～39歳	310	241	0	0	0	28	1	9	28	8	-	-
40～49歳	1,234	897	6	3	0	134	14	47	97	54	-	-
50～59歳	976	645	6	4	0	150	14	47	77	56	-	-
60～69歳	1,768	1,053	32	3	1	374	17	95	98	147	-	-
70歳以上	1,497	766	33	1	1	335	17	96	76	212	-	-

(注) 追跡対象者数・がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、平成23年度は掲載されていない。

(2) 子宮頸がん検診

子宮がんは、早期治療によりほとんど治癒するところから、早期発見が重要である。20歳以上の女性を対象に、区医師会に委託し区内の医療機関にて実施している。昭和63年度から平成15年度までは子宮頸がん受診者のうち一定の条件に該当する者には、子宮体がんの検診も実施した。

平成17年度からは、厚生労働省の指針を受け、実施年度中に偶数年齢を迎える者を対象に行なっている。

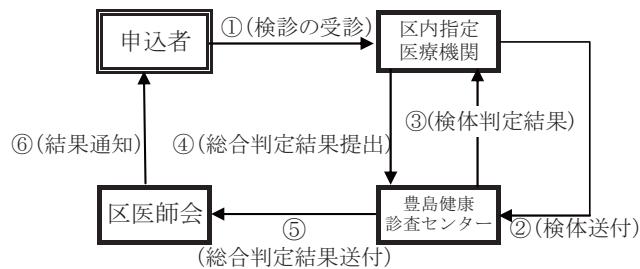
また、平成21年度から無料クーポン券を国が指定する年齢の者に送付した。平成23年度から細胞診の評価方式を日母分類からベセスダ方式に変更。検診実施期間を延長し、検診対象者に「検診チケット」を送付した（無料クーポン対象者へはクーポン券を送付）。

〔開始年度〕 昭和47年度

〔対象〕 区対象：区検診チケット（年度末現在、20歳以上で偶数年齢の女性）

国対象：無料クーポン（4月1日現在、20、25、30、35、40歳の女性）

〔実施時期〕 5～1月



□ 受診状況 (日母分類) (~平成22年度) (単位:人)

区分 年度	受診者数	総合判定			細胞診・クラス分類					追跡 対象 者数	がん 発見 者数
		異常なし	経過 観察	要精密 検査	I	II	III	IV	V		
19年度	3,550	3,081	463	6	304	3,114	129	2	1	3	2
20年度	3,792	3,297	475	20	632	3,019	138	1	2	3	1
21年度	6,582 2,237	4,345 5,999 2,017	3,982 348 203	551 32 15 17	624	5,769	186	2	1	7	2
22年度	8,063 2,768	5,295 7,354	4,860 560 343 217	149 92 57	743	7,121	195	4	0	28	1

(注1) 経過観察者の中には、その他の疾患による者も含む。

(注2) 日母分類のクラス分類Ⅲは、Ⅲa、Ⅲ、Ⅲbと判定された者。

(注3) 21年度以降の受診者数は（左段）合計受診者数、（右段・上）区検診・（右段・下）無料クーポン検診受診者数。

(注4) 21年度は同一年度、重複受診者が2名いるが、受診者数から差し引いてある。

□ 受診状況 (ベセスダ方式) (平成23年度～) (単位:人)

区分 年度	受診者数	受診結果						標本不適正
		異常なし		要精密検査				
23年度	11,728 2,245	9,483 2,112	11,164 2,018	9,052 624	563 97	430 63	1 0	1 0
20～29歳	1,739 658	1,081 1,642	1,642 624	1,018 624	212 141	141 71	0 0	0 0
30～39歳	3,605 1,158	2,447 1,087	3,393 1,087	2,306 1,087	141 71	113 28	0 0	0 0
40～49歳	2,920 429	2,491 429	2,779 401	2,378 401	54 41	54 41	0 0	0 0
50～59歳	1,447	1,447	1,393	1,393	54 41	54 41	0 0	0 0
60～69歳	1,217	1,217	1,176	1,176	41 18	41 18	0 1	0 1
70歳以上	800	800	781	781	18 18	18 18	1 1	1 1

(注) 受診者数は（左段）合計受診者数、（右段・上）区検診・（右段・下）無料クーポン検診受診者数。

□検診結果（ベセスダ方式）（平成23年度～）

(単位：人)

区分 年度	細胞診による検査結果											
	NILM		ASC - US		ASC - H		L - SIL		H - SIL		SCC	
23年度	11,161	9,049	301	240	26	23	151	112	67	41	4	4
		2,112		61		3	39		26		0	0
20～29歳	1,642	1,018	47	34	3	2	38	23	8	3	0	0
		624		13		1		15		5		1
30～39歳	3,393	2,306	105	71	3	2	60	43	38	22	0	0
		1,087		34		1		17		16		6
40～49歳	2,778	2,377	82	68	7	6	29	22	17	12	2	2
		401		14		1		7		5		5
50～59歳	1,392	1,392	34	34	5	5	11	11	2	2	0	0
											3	3
60～69歳	1,175	1,175	23	23	6	6	9	9	2	2	1	1
											1	1
70歳以上	781	781	10	10	2	2	4	4	0	0	1	1
											1	1

(注) 23年度から、子宮頸部細胞診の検査分類が、日母分類からベセスダシステム分類に変更した。

参考表 ベセスダ方式と日母分類

細胞診判定	ベセスダ分類		推定病変等	旧日母分類
	陰性	N I L M	炎症・その他の非腫瘍所見	I・II
	扁平上皮系病変	A S C - U S	経度扁平上皮内病変疑い	II・IIIa
		A S C - H	高度扁平上皮内病変疑い	IIIa・IIIb
		L - S I L	H P V (ヒトパピローマウイルス) 感染 軽度異形成	IIIa
		H - S I L	中等度異形成	IIIa
			高度異形成	IIIb
			上皮内がん	IV
			微小浸潤がん疑い	V
	腺系病変	S C C	扁平上皮がん	V
			A G C (腺異型または腺がん疑い)	III
			A I S (上皮内腺がん)	IV
			adenicarcinoma (腺がん) other malignancy (その他の悪性腫瘍)	V
	判定不能	再掲・不適正の場合、再検査		

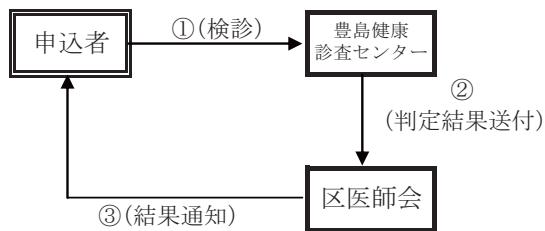
(3) 肺がん検診

大気汚染、喫煙等の害により増加する肺がん対策として、肺がんの早期発見による区民の健康の保持を目的とし、40歳以上の区民を対象に、区医師会に委託し、毎年実施している。

[開始年度] 昭和55年度

[対象] 40歳以上の区民

なお、平成12年度から、従来の胸部X線検査に加え全受診者にマルチスライスCT検査を実施している。平成17年度から、喀痰検査は50歳以上の一定条件に該当する方を対象としている。



□受診状況

(単位：人)

区分 年度	受診者数	検 診 結 果				要精密検査者	追跡 対象者数	がん発 見者数
		異常を 認めず	異常を認 めるが精 査の必要 なし	がんの疑 いのある 者	がん以外 の疾患			
19年度	(※1)2,636	414	1,730	137	354	491	40	5
20年度	2,770	553	1,755	115	347	462	41	5
21年度	5,156	781	3,467	274	634	908	74	5
22年度	6,522	888	4,596	376	662	1,038	78	7
23年度	(※2)6,041	570	4,617	299	554	853	-	-
40～49歳	1,299	307	915	31	46	77	-	-
50～59歳	1,078	125	846	34	73	107	-	-
60～69歳	1,907	105	1,490	113	198	311	-	-
70歳以上	1,757	33	1,366	121	237	358	-	-

(注) 追跡対象者数・がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、平成23年度は掲載されていない。

(※1) 平成19年度において、CTの受診拒否者が1名あったので、当該受診者数は内訳の検診結果の総数より1名多い。

(※2) 平成23年度において、CTの故障により受診者に1名の未受診者がでたため、当該受診者数は内訳の検診結果の数より1名多い。

(4) 乳がん検診

乳がんは年々増加の傾向にあるが、早期に発見し、早期治療を行なえば完治も可能である。昭和62年度から区医師会に委託し、区内医療機関と豊島健康診査センターにて実施している。

平成17年度からは、厚生労働省の指針を受け、実施年度中に偶数年齢を迎える者を対象にしている。

平成21年度からは、無料クーポン券を国が指定する年齢の者に送付した。平成23年度から検診実施期間を延長し、検診対象者に「検診チケット」を送付した（無料クーポン対象はクーポン優先）。

[開始年度] 昭和62年度

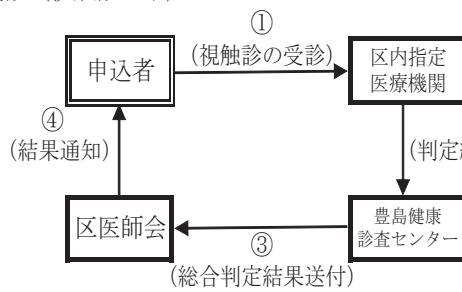
[対象] 区対象：検診チケット（年度末現在、40歳以上で偶数年齢の女性）

国対象：無料クーポン（4月1日現在、40、45、50、55、60歳の女性）

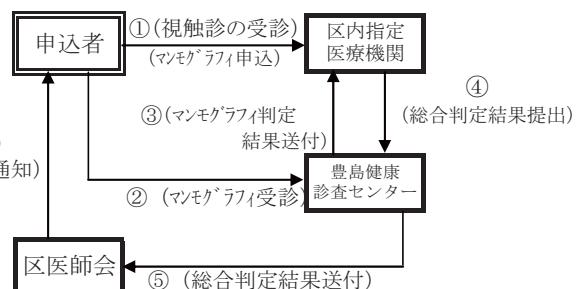
[実施時期] 5～1月

なお、乳房X線撮影（マンモグラフィー）検査は、平成12年度から平成15年度は40歳上70歳以下の希望者に実施し、平成16年度からは40歳以上の希望者に実施。撮影内容を平成19年度からは、40歳以上50歳未満は2方向撮影に変更した。

乳がん検診（視触診のみ）



乳がん検診（視触診とマンモグラフィ受診）



□ 受診状況

(単位：人)

区分 年度	受診者数	検 診 結 果						がん以外 の所見 (※)	追跡 対象者 数	がん発 見者数
		マンモグラフィ 受診者数	異常を 認めず	要経過 観察	要精密 検査					
19年度	2,842	2,222	2,470	44	328			31	26	9
20年度	2,684	2,197	2,372	51	261			28	25	6
21年度	5,082	3,263 1,819	4,271 1,579	2,692 1,586	4,469 1,586	2,883 1,111	70 41	502 192	310 192	50 26
22年度	5,562	3,526 2,036	4,815	2,955 1,860	5,063	3,240 1,823	64 35	400 178	222 178	35 6
23年度	7,036	5,380 1,656	6,247	4,743 1,504	6,510	4,992 1,518		526	388 138	- -
40～49歳	2,826	1,934 892	2,527	1,730 797	2,595	1,782 813		231	152 79	- -
50～59歳	1,709	1,137 572	1,553	1,025 528	1,569	1,047 522		140	90 50	- -
60～69歳	1,532	1,340 192	1,364	1,185 179	1,435	1,252 183		97	88 9	- -
70歳以上	969	969	803	803	911	911		58	58	- -

(注1) 追跡対象者数・がん発見者数は、翌年度下半期に数値が確定するため、平成22年度は掲載されていない。

(注2) 21年度以降の受診者数は、(左段) 合計受診者数、(右段・上) 区検診・(右段・下) 無料クーポン検診受診者数。

(※) がん以外の所見は、要経過観察・要精密検査の内、がん以外の者を再掲。23年度から、検診結果をがんに特化し、がん以外の所見は未記入とした。

(5) 大腸がん検診

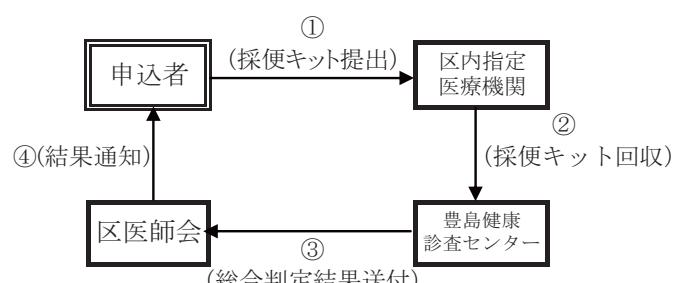
食生活の欧米化等により、増加傾向にある大腸がんの早期発見、早期治療を図るため、免疫学的便潜血反応検査法（R PHAによる2日法）による検診を区医師会に委託し、実施している。

[開始年度] 平成2年度

[対象] 区対象：30歳以上の区民

国対象：無料クーポン（4月1日現在40・45・50・55・60歳の区民）

[実施期間] 10月～2月



□受診状況

(単位：人)

区分 年度	受診者数	検診結果			追跡 対象 者数	がん発見 者数
		異常なし	要精密	検体不良		
19年度	3,503	3,038	465	0	44	3
20年度	3,714	3,209	505	0	52	4
21年度	6,729	5,912	817	0	103	24
22年度	7,503	6,634	869	0	130	24
23年度	8,092	6,492	5,735	757	0	-
		7,168	1,433	924	0	-
		1,600		167	0	-
30～39歳	269	269	227	42	0	-
40～49歳	1,365	755	1,196	654	101	0
		610		169	0	-
				68	0	-
50～59歳	1,364	788	1,226	707	81	0
		576		138	0	-
				57	0	-
60～69歳	2,426	2,012	2,184	1,812	200	0
		414		242	0	-
				42	0	-
70歳以上	2,668	2,668	2,335	2,335	333	0
					0	-
					0	-
					0	-

(注) 23年度の受診者数は(左段)合計受診者数、(右段・上)区検診・(右段・下)無料クーポン検診受診者数。

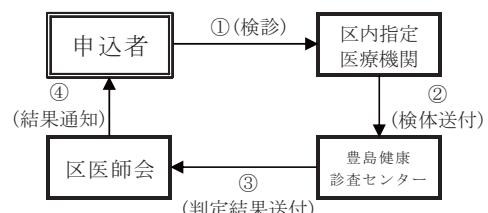
(6) 前立腺がん検診

り患者が年々増加傾向にある前立腺がんの早期発見、早期治療を図るため、P S A検査による検診を区医師会に委託し、実施している。

国民健康保険加入者は、特定健康診査と同時に受診することができる。

[開始年度] 平成23年度

[対象] 50～74歳で年度末現在、偶数年齢の区民（男性）



□受診状況 (平成23年度～)

区分 年度	受診者数	検 診 結 果	
		異常なし	要精密
23年度	3,094	2,867	227
50～59歳	637	622	15
60～69歳	1,410	1,309	101
70～74歳	1,047	936	111

[7] 訪問指導事業（健康増進法第17条・豊島区訪問指導事業実施要綱平成20年4月1日改正）

心身の状況、その置かれている環境等に照らして療養上の指導が必要であると認められる方に保健師・理学療法士・歯科衛生士・栄養士等が家庭を訪問し、本人及び介護者等に対し、指導することにより、健康の保持増進と心身の機能低下防止、在宅生活の向上を図ることを目的とする。

〔対象〕 40～64歳までの方

(1) 訪問指導事業

□ 訪問指導件数

(単位：人)

区分 年度	高齢者 福祉課		保健所						合計	
	池袋		長崎		小計					
	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数
19年度	4	5	229	436	61	182	290	618	294	623
20年度	17	19	177	350	45	145	222	495	239	514
21年度	15	30	87	174	62	143	149	317	164	347
22年度	25	108	88	138	28	107	116	245	141	353
23年度	32	126	103	159	14	67	117	226	149	352
内訳	要指導	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	閉じこもり	0	0	3	3	0	0	3	3	3
	介護家族者	9	55	2	2	0	0	2	2	11
	寝たきり者	3	10	1	1	0	0	1	1	4
	認知症性老人	1	1	1	2	0	0	1	2	2
	その他（※）	19	60	96	151	14	67	110	218	129
(※) その他は、難病・精神疾患等。										

(※) その他は、難病・精神疾患等。

□ 職種別訪問件数

(単位：件)

区分 年度	高齢者福祉課			保健所				合計	
	保健 師 等	理 学 療 法 士 等	小 計	保 健 师	栄 養 士	歯 科 衛 生 士	小 計		
			計	計	計	計	計		
19年度	0	5	5	618	0	0	618	623	
20年度	1	18	19	495	0	0	495	514	
21年度	0	30	30	317	0	0	317	347	
22年度	74	34	108	245	0	0	245	353	
23年度	84	42	126	226	0	0	226	352	

[8] 在宅高齢者歯科訪問診療

歯科医師が家庭を訪問し、在宅での治療が可能と判定された区民に対して、歯科診療を実施している。診療は区歯科医師会に委託し、平成2年10月から開始した。平成6年度に要綱・要領を改正し、対象者を老人ホーム入所者にまで拡大し、訪問診療の充実を図った。

平成11年4月から豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」が開設され、訪問診療を行なうようになった。平成16年度からは区歯科医師会の独自事業として行なっている。

また、在宅の要介護高齢者を訪問し、入れ歯の手入れ方法、歯周病予防の歯磨き方法などの専門的な指導も行なっている。

〔対象〕 65歳以上で在宅の要介護の方で、歯科医療機関への通院が困難な方

□ 診療実績				(単位：人)	
区分 年度	訪問調査実施	治療完了者数	診療件数 (延人数)	訪問歯科衛生指導件数 (延人数)	
19年度	65	67	236	19年度	3, 163
20年度	90	82	269	20年度	3, 454
21年度	80	85	281	21年度	3, 909
22年度	99	98	386	22年度	3, 984
23年度	118	118	370	23年度	4, 574
				居宅療養管理	1, 002
				特養口腔ケア	3, 572

[9] 障害者等歯科診療（豊島区口腔保健センター事業実施要綱）

平成11年4月に豊島区口腔保健センター「あぜりあ歯科診療所」が池袋保健所6階に開設され、一般的歯科診療所では十分な治療を受けることが困難な心身に障害のある方、または要介護高齢者で当診療所へ通院可能な方を対象に歯科診療、歯科相談、歯科衛生指導を実施している。

〔対象〕 心身に障害のある方及び要介護高齢者で通院可能な方

□ 診療実績		(単位：人)
区分 年度		診療件数(延人数)
19年度		873
20年度		909
21年度		1, 069
22年度		993
23年度		1, 039
	障害者（児）	676
	高齢者	363

[10] 歯周疾患検診

生活習慣病の一つとして位置付けられている歯周疾患は、中高年以降において、う蝕と共に歯の喪失原因となる疾患である。歯周疾患等を早期に発見し、適切な治療を勧奨し、予防に関しては指導を行ない、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう歯の喪失を予防することを目的とする。

平成13年度から40、45、50、55、60、65歳の区民を対象に、従来の国民健康保険歯科健康診査とニコニコ歯科健康診査を統合し、さらに、今までの検診内容に歯周疾患をより精密に検査することができるCPI検査を導入し、区歯科医師会に委託して実施している。

平成18～22年度は40、50、60、70歳の区民を対象に実施。

平成23年度より、40、50、60、70、75、80歳の区民を対象に実施。

(単位：人)

区分 年度	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 (%)	総合判定			歯肉の状況 (CPI数値)						口腔清掃状態			
				異常なし	要 指 導	要 精 検	0	1	2	3	4	×	良 好	普 通	不 良	不 明
19	14,168	1,287	9.1	109	118	1,060	156	134	400	446	151	0	324	722	241	0
20	13,545	1,143	8.4	104	93	946	131	130	375	381	122	4	328	622	193	0
21	13,663	1,052	7.7	89	62	901	128	86	342	386	106	4	281	601	170	0
22	13,620	1,017	7.5	99	72	846	126	100	287	384	116	4	282	545	190	0
23	17,824	1,327	7.4	144	89	1,094	166	110	406	494	143	8	324	770	233	0

(注) CPI数値は、高いほど歯肉の状態が悪い。×は計測不能。

[11] 骨粗しょう症対策・女性のしなやか健康づくり

女性の寝たきり要因の1つには、転倒・骨折があげられる。その病因となる骨粗しょう症を予防するためには、若い時からの注意が必要であるとともに、高齢者においては、転倒予防の対策が必要である。そこで、各ライフステージに基づいて具体的に指導（一部検診）を実施している。

(1) 骨粗しょう症検診

①骨塩定量検査

(単位：人)

区分 年度	高齢者健康診査 (65歳、70歳女性)	節目年齢健康診査 (40、45、50、55、60歳女性)
	19年度	1,394

(注) 平成20年度から「特定健康診査」及び「長寿健康診査」が実施されたのに伴い、当該検査は平成19年度で終了した。

②骨粗しょう症検診

【平成20年度から実施】

高齢者健康診査及び節目年齢健康診査では、豊島健康診査センターで骨塩定量検査のみを実施していたが、区内医療機関の問診による判定を加えた。

〔対象〕 40、45、50、55、60、65、70歳女性

(単位：人)

区分 年度	豊島健康診査センター（検査）				区内医療機関（問診）				
	受診者 数	異常 認めず	要指導	要精検	受診者 数	異常 なし	相談・ 指導	再検・ 精検	要投薬 治療
20年度	2,903	1,568	968	367	615	111	289	77	138
21年度	3,004	1,837	863	304	485	70	236	58	121
22年度	2,569	1,349	831	389	475	65	205	64	141
23年度	2,554	1,380	797	377	948	390	290	90	178

(2) 女性のしなやか健康づくり

①成人式における骨密度検査と相談

区分 年度	人数（人）
19年度	56
20年度	47
21年度	50
22年度	42
23年度	

(注) 23年度は成人式会場改修工事のため実施できず。

②ヤングエイジの骨太健診（池袋保健所）

平成18年度から次世代をになうヤングエイジの女性を対象に、健康づくりや生活習慣病予防のきっかけづくり及び、家族の健康づくりを意識化するために、ヤングエイジの骨太健診を実施した。

平成22年度からは、対象を20歳代、30歳、35歳とし、名称を女性の骨太健診にかえ、男性の生活習慣病予防健診と同時実施している。

女性の骨太健診は、[4]健康診査(8)生活習慣病予防健診・保健指導（P.83）に掲載。

内容：健康講座・骨密度測定・血液検査

区分 年度	年齢	回数 (回)	人数 (人)	合計	
				回数(回)	人数(人)
19年度	25歳	9	93	21	262
	30歳	12	169		
20年度	20歳代	12	125	12	125
21年度	20歳代	12	135	12	135

(注1) 平成20年度から、生活習慣病予防健診(30歳、35歳)を開始したため、30歳を対象から外し、対象を25歳とした。さらに平成20年度後半から、25歳に加えて20歳代の女性に対して広報・ホームページ等で周知し、健診対象を広げた。

(注2) 平成22年度からは、女性の骨太健診に移行し、健診対象を20歳代と30歳、35歳女性として実施している。

③若い女性向け骨粗しょう症予防対策

最大骨量のピークは、20～30歳代といわれ、若い頃からの骨づくりが大切である。そのため若い母親が来所する乳幼児健康診査の機会をとらえ、食事の大切さ、骨づくりについて栄養士が働きかけている。また、乳児健康診査時や3歳児健康診査時に母親の骨密度測定を導入し、骨づくり及び健康づくりのきっかけとしている。

区分 年度	乳児健康診査時母親 骨密度測定及び指導		1歳6か月児健康診査時 個別指導		3歳児健康診査時母親 骨密度測定及び指導	
	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
19年度	35	1,132	32	1,207	33	846
20年度	36	1,136	32	1,260	33	827
21年度	36	1,205	34	1,293	33	954
22年度	36	1,239	33	1,340	33	902
23年度	36	1,254	33	1,435	33	955
池袋	24	868	21	1,016	21	654
長崎	12	386	12	419	12	301

(注) 3歳児健康診査時母親骨密度測定は、平成18年1月から実施。

④女性のしなやか健康づくり教室〈実施〉長崎健康相談所

女性の生涯に渡ったひいては家族の健康づくりを推進するため、ライフステージ別に骨密度測定や運動実技を中心とした健康づくり教室を実施している。

区分 年度	合計		ヤング世代		子育てママ		中高年		地域婦人	
	回数 (回)	延人数 (人)								
19年度	17	330	2	17	6	83	7	192	2	38
20年度	17	368	2	24	5	78	10	266	0	0
21年度	16	361			4	52	12	309		
22年度	18	397			4	50	14	347		
23年度	16	374			2	22	14	352		

(注1) ヤング世代：20～30歳代前半、子育てママ：就学前の子どもの母親、中高年：おおむね40歳代以上

地域婦人：町会婦人部

(注2) ヤング世代、地域婦人対象の教室は、平成20年度で終了。

⑤ 骨粗しょう症予防教室

一般の女性を対象に「骨密度測定」と「女性の健康」を考えた総合的な教室を1~2日制で実施。

区分 年度	池袋保健所		長崎健康相談所	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
19年度	2	62	5	112
20年度	2	61	4	75
21年度	2	72	2	40
22年度			2	47
23年度			2	30

(注) 池袋保健所は平成21年度で終了。

⑥ ながさき・歌を楽しむ会〈実施〉長崎健康相談所

虚弱高齢者や心身の不自由な方、歌うことに関心のある人たちを対象にNPO法人と協働し、月一回、歌うことを通して健康づくりを進めている。

区分 年度	回 数(回)	参加者数(人)
19年度	12	725
20年度	12	481
21年度	12	583
22年度	12	496
23年度	12	594

(3) 禁煙サポート

① 禁煙講習会

禁煙希望者や禁煙に関心のある方に対して講習会を実施。

医師の話や保健師、栄養士、歯科衛生士などの禁煙支援のための講習を2日制にて実施し、禁煙意欲に応じた段階別方法を紹介する。

区分 年度	回数(回)	人数(人)	備考
19年度	2回(2日制)	35	5月・9月実施

(注) 平成19年度で事業終了。

② 禁煙個別指導

禁煙講習会・住民健診参加者や乳幼児健診の保護者のうち、禁煙希望者に対して、呼気CO濃度や尿中コチニン濃度(ニコチン代謝産物)を測定し、禁煙に対する動機づけ支援を行なうとともに、その後も個別保健指導を通じて禁煙継続の支援を行なう。

- ・指導期間: 3~6か月
- ・保健指導: 面接・電話・メール
- ・検査方法: 呼気CO濃度・ニコチェック(尿検査)

(単位:人)

区分 年度	実人員	1回指導	2回指導	3回指導	禁煙成功者
19年度	122	122	11	0	3

(注) 平成19年度で事業終了。

③禁煙指導

禁煙に関する情報提供（区ホームページ・区広報紙等）、各種健診・相談事業において適宜実施。

(4) 糖尿病予防自己管理支援モデル事業

平成18、19年度東京都のモデル事業として、糖尿病境界群（糖尿病予備群）を対象にし、自主グループ化を目指し実施した。自己血糖測定器で家庭において血糖値を測定し、血糖値・運動・食事の状況を記録するとともに医師・栄養士・保健師が専門的な支援を行ない、グループミーティング等を通じて生活習慣改善を実践し、糖尿病の予防を図る。

〔対象〕 カテゴリーA のうち 1 項目該当し、カテゴリーB が 1 項目以上該当する者

〈カテゴリーA〉 ①空腹時血糖 100～125mg/dl
②随時血糖 140～199mg/dl
③ヘモグロビン A1c 5.3～6.0%

〈カテゴリーB〉 ①肥満 ②高血圧 ③高脂血症 ④糖尿病の家族歴

□ 実施期間・回数：9月～3月（6か月間）

（単位：人）

区分 年度	参加人数	実施回数	延人数
19年度	8(1 グループ)	12	82

（注）平成19年度で事業終了。

(5) シニアも楽しめるエアロビクス 〈実施〉 長崎健康相談所

シニアにもなじみやすいリズムにのって、無理のない有酸素運動を実施しながら、仲間づくりとともに、自主グループ化を進めた。

区分 年度	回数(回)	実人數(人)	延人數(人)
19年度	10	13	86

（注）平成19年度で事業終了。

[12] 健康づくり対策

(1) としま健康づくり大学事業

壮年期の区民を対象に、生活習慣病予防や健康増進のため、運動と知識を組み合わせた総合的な健康づくり事業である。今後、高齢期を迎える「団塊の世代」の人たちが、地域でいきいきと生活して、地域のリーダー的役割を担っていくことを目的としている。平成20年度で事業終了。

□ 参加人数実績

区分 年度	参加 人数	講義講座		実技講座		体力測定		健康診査		栄養診断	
		回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数	回数	延人数
18年度	53	12	834	10	450	2	99	2	99	1	41
19年度	90	13	1,661	10	694	2	151	2	170	1	74
20年度	56	12	873	15	678	2	92	2	104	1	46

(2) としま健康チャレンジ！事業

【平成21年度から実施】

本事業は「いつでも、だれでも、どこででも」をモットーに、健康への意識がそれほど高くない層の区民が健康事業に取り組むことを目的としている。また、本事業に多くの区民を参加させることにより、区民の健康を意識したライフスタイルを確立させ、区民の健康増進と生活習慣病の予防することをねらいとする。

①事業概要

区民が参加する健康ポイント事業で、「知ってチャレンジ！」 「やってチャレンジ！」 の2つのジャンルに分けた健康メニューに参加し、一定ポイントを貯めると、3月に実施する豪華景品が当たる抽選会に参加でき、参加賞がもらえる。この事業は地域の健康づくり活動に賛同する民間企業、団体、区民グループ等（「健康チャレンジ！応援団」という）と協働しながら実施している。

②実施状況

区分 年度	知ってチャレンジ！	やってチャレンジ！	ためしてチャレンジ！
21年度	講演会及びイベント4回 4,940人 特別講演会・講習会 2回 196人 食育実践講座 2回 62人（再掲） 保健所事業 12回 507人（再掲）	測定会 6回 328人 体育協力施設 20施設	チャレンジ応援団企画 プログラム 233回
22年度	講演会及びイベント8回 4,560人 食育実践企画 2回 68人（再掲） 保健所事業 11回 696人（再掲）	測定会 8回 571人 体育協力施設 21施設 運動講習会 4回 157名 マイコース 2種 121人 応援団企画講習会 118回	
23年度	講演会及びイベント9回 4,625人 食育実践企画 5回 170人（再掲） 保健所事業 11回 808人（再掲） 応援プログラム 26回 2,348人	測定会 8回 856人 体育協力施設 20施設 運動講習会 10回 348名 マイコース 4種 336名 応援団企画講習会 87回	

□事業実績

区分 年度	チャレンジ カード	チャレンジ講演会等		測定会		お楽しみ抽選会		健康チャレ ンジ応援団
	発行枚数 (枚)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	登録団体数
平成21年度	835	8	5,197	6	328	1	140	51
平成22年度	974	8	4,560	8	571	1	(※)367	62
平成23年度	1,317	9	4,625	8	856	1	458	59

(※) 平成22年度は、震災の影響により郵送による抽選会のみを行なった。

9. 母子保健

妊産婦・乳幼児の健康保持増進を目的に、受胎から幼児の成長に至る一連の過程を対象として、母子保健事業を実施している。

具体的には、妊娠届の受理、母子健康手帳の交付、母親学級・両親学級、健康診査、医療費助成、訪問指導等、母子保健に係る各種の業務に積極的に取り組んでいる。

[1] 妊娠届出状況（母子保健法第15条）

母子保健施策の推進に資するため、妊娠の届出を受けている。

(単位：人)

区分 年度	総 数	妊婦週(月)数				
		満11週以下 (3か月以下) (※1)	満12～19週 (4～5か月) (※1)	満20～27週 (6～7か月) (※2)	満28週以上 (8か月以上)	分娩後 (※3)
19年度	2,079	1,590	423	23	39	4
20年度	2,457	2,121	253	38	26	19
21年度	2,310	2,074	186	25	9	16
22年度	2,340	2,102	188	29	11	10
23年度	2,533	2,289	190	25	17	3
						9

(※1) 平成19年度までは満12～21週。

(※2) 平成19年度までは満22～27週。

(※3) 平成23年度から集計。

[2] 母子健康手帳の交付（母子保健法第16条）

(単位：件)

母子の健康管理の一助として妊娠届出の際、母子健康手帳を交付している。併せて母親学級のお知らせ、妊婦健診受診票等が入っている「母と子の保健バッグ」を交付している。

また、保健所で実施している母子保健事業等をまとめたパンフレット「ハロー赤ちゃん」を配付している。

区分 年度	件 数
19年度	2,092
20年度	2,465
21年度	2,323
22年度	2,355
23年度	2,544

(注) 双子等（2人目以降）の
交付を含む。

[3] 母親学級・両親学級（父親学級）（母子保健法第9条）

母親学級は、妊婦を対象に、母性の保護や出産・育児に関する正しい知識を身につけてもらうため、3回制の講座を設けて啓発事業を実施している。具体的には、妊娠中の生理や栄養の問題、お産の準備や産後の生活、沐浴実習、そして保育方法等についての指導を行なっている。また、歯科衛生指導並びに歯科健診を実施し、妊婦の健康管理に役立てている。

両親学級は、母体の健康と児の養育を父母共同の責任としてとらえ、父親としての役割を学ぶことを目的としている。具体的には、父親としての心構え、妊婦体験、沐浴実習等についての指導を行なっている。

□事業実績

区分 年 度	母 親 学 級			両 親 学 級	
	実施回数 (回)	実人数 (人)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
19年度	48	441	1,210	10	574
20年度	50	480	1,186	10	582
21年度	50	480	1,185	12	639
22年度	50	498	1,248	11	658
23年度	52	560	1,175	12	732
池袋	一般	30(10コース)	268	700	732
	ショート コース	4	150	150	
長崎	一般	18(6コース)	142	325	

(注1) 両親学級は、平成17年度から池袋保健所・長崎健康相談所合同にて池袋で実施。

(注2) 平成20年度から、平日参加できない方を対象に年2回土曜日の母親学級ショートコースを実施し、平成23年度は年4回に拡大した。

[4] 妊婦健康診査(母子保健法第13条)

(1) 妊婦健康診査

異常分べんや心身障害児発生の予防、母性保護等母子保健増進の観点から、妊婦を対象に、前期(妊娠23週まで)、後期(妊娠24週以降)の各1回、公費負担の健康診査を実施していたが、平成20年度から公費負担回数を最大14回まで増やし、公費負担となる検査項目の見直しを行なった(東京都内の契約医療機関業務委託)。

□妊婦健康診査実施状況(医療機関委託)

【1回目】

(単位:人)

区分 年度	受 診 票 受 理 数	所見内訳(延数)						区市町村への連絡 事項内訳(延数)			
		認異 め常 な いを	症妊娠 候高 血 群圧	貧 血	糖 尿	そ の 他	～抗B 再原型 陽肝 ～性炎	要訪 問す 指導 るを	治当 療院 指に 導て	要 精 密	
19年度	1,834	1,539	5	221	22	57	12	3	823	3	8
20年度	2,252	2,048	2	108	8	87	/	5	995	11	7
21年度	2,061	1,908	1	75	6	84	/	0	794	10	5
22年度	2,170	1,998	6	72	5	91	/	1	997	4	5
23年度	2,294	2,113	0	66	5	111	/	3	1,036	17	5

(注1) 平成19年度は、妊娠前期に受診。

(注2) 平成20年度から、都内転出は発行地で公費負担。

【2回目以降】

(単位:人)

区分 年度	受 診 票 受 理 数	所見内訳(延数)						区市町村への連絡 事項内訳(延数)		
		認異 め常 な いを	症妊娠 候高 血 群圧	貧 血	糖 尿	そ の 他	要訪 問す 指導 るを	治当 療院 指に 導て	要 精 密	そ の 他
19年度	1,639	893	18	632	38	105	4	1,172	2	8
20年度	14,048	12,219	42	914	88	799	9	6,792	38	41
21年度	19,411	17,493	37	803	75	1,064	11	9,687	58	49
22年度	20,218	18,387	39	836	98	884	17	10,329	98	88
23年度	20,593	18,926	26	628	133	912	17	10,718	108	130

(注1) 平成19年度は、2回目のみ(妊娠後期に受診)。

(注2) 平成20年度から、2～14回目。都内転出は発行地で公費負担。

(2) 妊婦超音波検査（母子保健法第13条）

平成8年10月から、出産予定日現在満35歳以上の妊婦を対象に、妊婦健康診査（妊娠後期）の検査項目に超音波検査を加え、妊婦が安心して妊娠・出産をするための環境づくりを図っている。（東京都内契約医療機関業務委託）

平成21年度から年齢制限を廃止し、すべての妊婦に対し超音波検査1回分の費用を助成している。

□妊婦超音波検査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受 診 票 受 理 数	総合判定結果 内訳（実数）			区市町村への連絡事項 内訳（延数）				
		異常なし	その他		不 明	要訪問する指導を	経治過療観又察は	要精密	その他の
			疑い	あり					
19年度	422	403	4	14	1	0	224	0	1
20年度	410	399	3	8	0	2	175	0	0
21年度	1,355	1,287	55	13	0	0	555	3	5
22年度	1,395	1,338	(※) 43		14	4	667	2	7
23年度	1,582	1,492	(※) 60		30	1	764	1	12

(※) 総合判定結果のうち、平成22年度から「疑い」と「あり」が「その他」に統一して分類されるようになった。

[5] 里帰り等妊婦健康診査助成事業

平成20年度から、東京都内契約医療機関以外の医療機関又は助産所で健康診査を受診した妊婦に対し、費用の一部を助成する制度（里帰り等妊婦健康診査助成）を開始した。

□里帰り等妊婦健康診査助成事業

(単位：件)

区分 年度	助成件数	内訳		
		里 帰 り	助 産 所	特 例 (※)
21年度	396	343	42	11
22年度	395	362	33	0
23年度	476	439	37	0

(※) 平成20年度途中から14回となったため、4～7月の間に助成を受けられなかった人に対して特例措置を設けた。

[6] 妊産婦・新生児訪問指導

(1) 妊産婦訪問指導（母子保健法第17条）

妊産婦訪問指導は、妊婦及び産後1年を経過しない産婦を対象に家庭訪問し、日常生活等の指導を行なうとともに、異常の発生防止、早期発見に努めている。産婦訪問指導は新生児訪問時に合わせて行なっている。

なお、妊婦訪問に当たっては、妊娠・分べんに際し異常の予測される者（若年・高年初産婦・妊娠高血圧症候群等）を重点に行なっている。

□産婦、新生児訪問状況（19年度）

(単位：人)

区分 年度	対象者（※）	実人数	訪問率（%）	延人数
19年度	1,198	1,009	84.2	1,065

(※) 対象者数=出生通知票受理数。

□訪問状況（20年度～）

(単位：人)

区分 年度	妊 婦	産 婦
	妊婦訪問 (実人数)	産婦訪問 (実人数)
20年度	6	1,435
21年度	7	1,532
22年度	7	1,699
23年度	23	1,727
池 袋	15	1,170
長 崎	8	557

(注) 平成20年度から統計の取り方を変更した。

(2) こんにちは赤ちゃん事業「乳児家庭全戸訪問事業」

(児童福祉法第6条の2) (豊島区こんにちは赤ちゃん訪問事業実施要綱)

新生児訪問指導（母子保健法第11条）未熟児訪問指導（母子保健法19条）

新生児訪問指導は、生後28日未満（里帰り出産等により訪問が困難なときは生後60日まで）の新生児を対象に保健師・指導員（助産師）が家庭訪問し、疾病予防、発育、栄養、環境等について、保護者に適切な指導を行なうとともに異常の早期発見、治療等について指導している。また、未熟児訪問指導は、出生体重2,000グラム未満等身体の機能が未熟なまま出生した児を対象に、保健師が訪問指導をしている。

なお、平成20年度からこんにちは赤ちゃん事業として生後4か月を迎えるまでの乳児のいるすべての家庭に訪問し、子育てに必要な情報提供等の育児支援及び母性や乳児に対する健康の保持増進に努め、家庭の孤立化を防ぎ健全な育児環境の確保を図ることを目指している。

□訪問実績（19年度）

(単位：人)

区分 年度	対 象 者 数	被 指 導 率 (%)	被 指 導 延 人 数	新生児訪問指導				未熟児訪問指導				
				保 健 師 訪 問 分		指 導 員 訪 問 分		対 象 者 数	実 人 数	実 施 率 (%)	延 人 数	
				実 人 数	延 人 数	実 人 数	延 人 数					
19年度	1,198	982	82.0	1,023	545	578	411	411	26	26	100.0	34

□訪問実績（20年度～）

(単位：人)

区分 年度	概出 生 値 数 数	赤ちゃん訪問			訪 問 合 計	訪 問 率 (%)	里帰り訪問（別掲）	
		保健師 実訪問数	指導員 実訪問数	(再掲) 生後28日 未満			保健師 実訪問数	指導員 実訪問数
20年度	1,650	331	1,014	291	1,345	81.5		
21年度	1,769	153	1,287	340	1,440	81.4		
22年度	1,770	323	1,269	359	1,592	89.9		
23年度	1,836	349	1,304	328	1,653	90.0	10	31
池袋		161	983	217	1,144		5	21
長崎		188	321	111	509		5	10

(注1) 平成20年度から統計の取り方を変更した。

(注2) 出生数は、年度当初の概数値となっている。

(注3) 里帰り訪問とは、他自治体から、当区内に里帰りしている対象者への訪問のことを言う。

□訪問実績（20年度～）(単位：人)

区分 年度	未熟児 訪問指導
20年度	18
21年度	20
22年度	27
23年度	19
池袋	12
長崎	7

[7] 妊産婦・乳幼児保健指導（母子保健法第10条）

経済的理由により保健指導（定期健診）を受け難い妊産婦・乳幼児に対して、医療機関での（定期健診）を無料で必要な指導を受けられるように保健指導票を交付している。

(単位：件)

区分 年度	受診件数	内訳		
		妊婦	乳児	産婦
19年度	93	85	4	4
20年度	98	80	9	9
21年度	107	91	9	7
22年度	101	84	9	8
23年度	75	61	7	7

[8] 先天性代謝異常等検診（母子保健法第13条）（実施主体＝東京都）

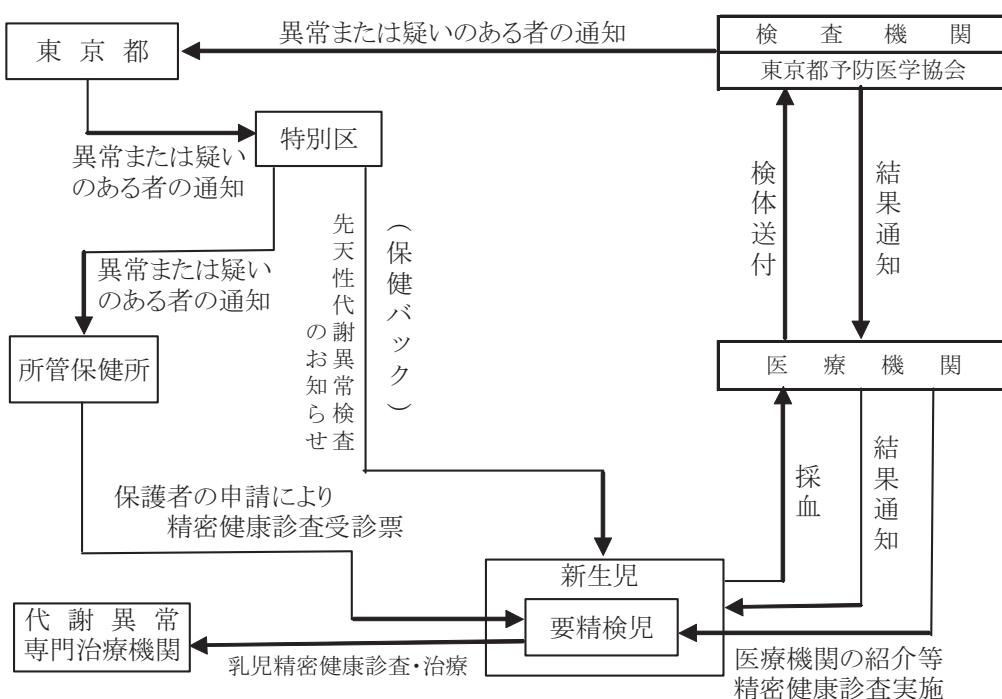
フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常症は、発見が遅れると心身障害をおこすおそれの高いもので、早期新生児についてごく微量の血液検査（マス・スクリーニング検査）を実施し、異常を早期に発見し、早期治療に結びつけることにより後の治療と障害の発生防止を行なっている。

検診の結果、異常と認められた場合は、専門医療機関で精密検査を受けられるように指導し精密検査の結果、治療が必要な方には公費負担の制度が適用される。

(1) 検査対象の疾病

- | | |
|----------------|--------------|
| 1. フェニールケトン尿症 | 2. ガラクトース血症 |
| 3. ヒスチジン血症 | 4. メープルシロップ症 |
| 5. ホモシスチン尿症 | 6. 先天性副腎過形成症 |
| 7. 先天性甲状腺機能低下症 | |

(2) 検査システム



[9] 乳幼児健康診査

(1) 乳児健康診査

3～4か月児健康診査（母子保健法第13条）

生後3～4か月の乳児を対象として、健康診査及び、保健指導を行ない、健康診査の結果異常が認められる乳児に、精密健康診査を実施している。また、健診と別日に栄養士・歯科衛生士による保健指導を行なっている。

□3～4か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者 数	受診者 数	受診率 (%)	有所見者 数	所見内訳(延数)												精密健康診査受診票交付 (延数)
					発育	皮膚	頭部	顔面	眼	耳鼻	胸部	鼠径	背部	四肢	発達	その他	
19年度	1,711	1,602	93.6	281	51	78	4	4	5	11	26	13	0	22	63	4	13
20年度	1,703	1,652	97.0	318	68	88	26	6	7	8	23	15	0	30	42	5	33
21年度	1,826	1,731	94.8	446	67	158	11	3	8	8	52	23	2	54	117	11	53
22年度	1,882	1,763	93.7	399	89	123	12	4	13	16	29	29	1	46	77	15	62
23年度	1,904	1,850	97.2	405	105	126	13	10	4	10	42	36	4	33	84	14	45
池袋	1,351	1,325	98.1	285	78	87	10	7	1	8	26	27	4	20	64	5	33
	長崎	553	525	94.9	120	27	39	3	3	3	2	16	9	0	13	20	9

□3～4か月児精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受診票 発行 数	結果 把握 率 (%)	結果 把握 率 (%)	依頼内容内訳(延数)																		その他の四肢の異常					
				内科的					皮膚科的		眼科的			耳鼻科的		外科的		泌尿器科的			整形外科的						
				体重	心音	特異顔貌	神経学的	発達	その他	母斑	その他	斜視	眼瞼	その他	外耳	その他	鼠径ヘルニア	停留睾丸	陰嚢のう水腫	その他	股関節異常	内反	その他の四肢の異常				
23年度	45	97.8	44	2	3	0	0	2	0	2	0	0	0	1	1	0	7	2	1	4	12	1	2	3	0	1	0

(2) 6～7か月児及び9～10か月児健康診査（母子保健法第13条）

乳児の健康保持増進について、より一層の徹底を図るため、3～4か月児健診時に健康診査受診票を配付し、医療機関に委託して下記のとおり健康診査を実施している。

□6～7か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	結果通知受理状況							
				総合判定（実数）				今後の指導（延数）			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診実施	医療機関	区で実施	他機関管理中
19年度	1,711	1,457	85.2	1,348	42	48	19	902	35	30	3
20年度	1,703	1,429	83.9	1,339	27	63	0	889	9	18	1
21年度	1,826	1,531	83.8	1,427	53	48	3	987	20	31	0
22年度	1,882	1,594	84.7	1,482	50	61	1	1,064	23	20	0
23年度	1,904	1,582	83.1	1,492	48	39	3	1,024	9	29	1

□9～10か月児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率 (%)	結果通知受理状況							
				総合判定（実数）				今後の指導（延数）			
				問題なし	問題あり	疑い	不明	で受診実施	医療機関	区で実施	他機関管理中
19年度	1,711	1,388	81.1	1,296	23	45	24	896	44	12	2
20年度	1,703	1,390	81.6	1,313	33	44	0	874	20	12	0
21年度	1,826	1,413	77.4	1,343	37	30	3	920	19	13	3
22年度	1,882	1,487	79.0	1,388	47	49	3	990	11	17	0
23年度	1,904	1,490	78.3	1,411	46	29	4	967	17	22	1

(3) 1歳6か月児健康診査（母子保健法第12条）

1歳6か月児に対し、身体面、精神発達面の健康診査及び歯科健診を実施し、適切な相談及び指導を行ない、幼児の健全な育成を期している。なお、内科健診は区内医療機関に委託し、歯科健康診査、保健指導、栄養指導、言葉の相談は保健所で実施している。また、健診の結果、異常が疑われる者に対して必要に応じ専門医療機関で精密健康診査を行ない、心理面については心理相談を実施し、必要に応じて経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、11. 歯科衛生 [2]歯科集団指導 (P. 134) に掲載。

□1歳6か月児健康診査

(単位:人)

区分 年度	対象者数	委託実績			保健指導			
		内科健診	有所見者数	受診率(%)	精密	受診者数	受診率(%)	
19年度	1,496	1,247	59	83.4	0	1,200	80.2	
20年度	1,628	1,327	70	81.5	0	1,274	78.3	
21年度	1,562	1,349	72	86.4	0	1,304	83.5	
22年度	1,719	1,424	88	82.8	0	1,360	79.1	
23年度	1,756	1,494	101	85.1	0	1,453	82.7	
	池袋	1,265	1,066	60	84.3	0	1,032	81.6
	長崎	491	428	41	87.2	0	421	85.7

□1歳6か月児健康診査心理相談の受診状況及び結果(心理相談)

(単位:人)

区分 年度	健康診査受診者数	1歳6か月児	心理実施数 (延数)	相談項目 (延数)	相談項目内訳(延数)										
					問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他
心理相談	19年度	1,200	78	165	6	9	54	1	31	23	8	12	11	3	7
	20年度	1,274	75	143	12	5	41	0	36	21	0	11	5	0	12
	21年度	1,304	80	133	14	9	36	1	35	14	1	10	6	0	7
	22年度	1,360	114	265	24	9	81	6	50	39	7	24	9	0	16
	23年度	1,453	130	265	2	11	82	4	50	44	13	22	14	1	22
	池袋	1,032	93	196	1	10	67	3	32	36	8	16	6	0	17
	長崎	421	37	69	1	1	15	1	18	8	5	6	8	1	5

□1歳6か月児経過観察健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理経過）

(単位：人)

区分 年度	1歳6か月児 健康診査受診者数	心理実施数 (延数)	相談項目 (延数)	相談項目内訳(延数)											
				問題な し	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他	
心理経過	19年度	54	43	99	0	6	36	1	17	21	2	3	4	2	7
	20年度	70	62	134	3	8	51	1	18	30	1	10	3	2	7
	21年度	104	79	158	5	2	51	1	32	45	4	7	5	1	5
	22年度	82	58	123	3	3	27	0	29	18	5	22	7	0	9
	23年度	163	135	194	3	14	52	1	50	33	7	8	6	1	19
	池袋	113	96	112	1	12	20	0	34	16	6	2	2	1	18
	長崎	50	39	82	2	2	32	1	16	17	1	6	4	0	1

(注) 心理経過の受診者数=心理経過対象の呼び出し人数。

(4) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）

3歳児を対象に、健康診査、歯科健康診査、栄養相談、心理相談及びこれらの結果に基づく保健指導を実施している。また、健康診査の結果、異常が疑われる場合は、専門医療機関で必要な精密健康診査を行ない、心理面については、経過観察健康診査等を実施している。

歯科健康診査の結果は、11. 歯科衛生 [2]歯科集団指導 (P. 135) に掲載。

□3歳児一般健康診査の受診状況及び結果

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数 (実数)	受診率 (%)	有所見者 (実数)
19年度	1,418	1,190	83.9	207
20年度	1,407	1,218	86.6	215
21年度	1,487	1,291	86.8	267
22年度	1,528	1,305	85.4	188
23年度	1,611	1,414	87.8	246
	池袋	1,175	1,039	88.4
	長崎	436	375	86.0

□3歳児健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	有所見者数	所見内訳(延数)													蛋白陽性(再掲)	精密検査票健交付	精密健康診査受診者数
		発育	皮膚	頭部・顔面・口腔	眼	耳鼻咽喉	胸部・腹部	鼠径外陰	背部四肢	運動	精神神経	言語	日常生活習慣	その他			
19年度	233	12	26	1	34	23	19	20	0	1	19	21	37	20	1	52	34
20年度	216	15	53	1	28	29	6	29	1	1	9	23	15	21	1	32	20
21年度	267	15	76	1	61	43	30	22	4	0	9	29	15	13	1	75	58
22年度	188	18	42	0	54	32	7	14	2	1	8	25	13	7	2	63	46
23年度	246	26	67	0	36	26	13	18	4	3	9	34	9	37	1	38	26
池袋	186	19	52	0	26	15	12	14	4	3	6	28	7	34	0	33	21
長崎	60	7	15	0	10	11	1	4	0	0	3	6	2	3	1	5	5

□3歳児精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	受診票発行数	結果把握率(%)	結果把握数	依頼内容内訳(延数)																	その他							
				内科的					皮膚科的		眼科的			耳鼻科的		外科的		泌尿器科的		整形外科的			精神・言語					
				低体温	心音	尿蛋白	尿蛋白以外の尿の異常	その他	母	その他	視力	斜視	その他	聴覚	その他	鼠径ヘルニア	その他	停留睾丸・移動睾丸	包茎	その他	X	その他の四肢の異常	胸郭の異常	その他	精神発達遅滞	言語発達遅滞	その他	
23年度	38	68.4	26	3	0	0	2	0	1	0	9	2	0	2	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	2	4	0	0

□3歳児視力精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	視力検診受診者数	精密健診受診票発行数	結果把握数(※)	結果把握率(%)	結果内訳(実数)													弱視発見率(%)
					異常なし	有所見者実数	有所見者内訳(実数)										結果不明・受診中断等	
							弱視あり				弱視なし又は弱視の有無不明							
23年度	1,414	18	11	61.1	6	5	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0.4

(※) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児聴覚精密健康診査実施状況

(単位：人)

区分 年度	聴 覚 検 診 受 診 者 数	精 密 健 診 受 診 票 発 行 数	結 果 把 握 数 (※)	結 果 把 握 率 (%)	結果内訳(実数)										感 音 難 聴 発 見 率 (%)	難 聴 発 見 率 (%)			
					異 常 な し	有 所 見 者 実 数	有所見者内訳(実数)												
							感音 難聴	滲出性中耳炎		言語発達 遅滞	他の疾患								
					難聴 あり	難聴なし 又は難聴 の有無不明		難聴なし 又は難聴 の有無不明	言語発達 遅滞	その他の疾患	難聴 あり	難聴なし 又は難聴 の有無不明	感音 難聴	結果不明 ・受診中 断等	感 音 難 聴 発 見 率 (%)	難 聴 発 見 率 (%)			
23年度	1,414	7	2	28.6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(※) 年度内に結果を把握できた受診票について集計する。受診票発行数とは一致しない。

□3歳児健康診査心理相談の受診状況及び結果（心理相談）

(単位：人)

区分 年度	健康診査受診者数	3歳児 心理実施数 (延数)	相談項目 (延数)	相談項目内訳(延数)										疾患・障害の 疑い	その 他
				問 題 な し	精神 発達 の 問 題	こ と ば の 問 題	く せ の 問 題	行 動 ・ 性 格 の 問 題	社 会 性 の 問 題	生 活 習 慣 の 問 題	養 育 者 の 問 題	家 庭 ・ 環 境 の 問 題			
心理 相 談	19年度	1,190	84	208	5	10	32	12	44	30	16	42	17	0	0
	20年度	1,218	113	271	43	7	45	20	39	24	30	43	16	0	4
	21年度	1,291	105	207	5	4	41	11	49	40	24	17	6	1	9
	22年度	1,305	111	228	1	8	53	15	52	47	16	12	12	1	11
	23年度	1,414	104	218	4	8	48	7	42	58	14	10	10	0	17
	池袋	1,039	78	165	2	8	41	5	29	43	10	8	9	0	10
	長崎	375	26	53	2	0	7	2	13	15	4	2	1	0	7

□3歳児経過観察健康診査心理相談の受診状況及び結果(心理経過)

(単位：人)

区分 年度	3歳児 健康診査受診者数	心理実施数 (延数)	相談項目 (延数)	相談項目内訳 (延数)										
				問題な し	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動・性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭・環境の問題	疾患・障害の疑い	その他
心理経過	19年度	115	81	200	24	3	36	11	23	14	20	44	22	3 0
	20年度	107	82	194	2	8	42	6	21	24	25	38	27	0 1
	21年度	81	63	138	3	7	34	3	24	40	2	13	9	0 3
	22年度	109	81	145	4	8	38	1	20	43	4	13	6	1 7
	23年度	71	61	114	1	4	31	2	17	39	1	7	4	0 8
	池袋	41	36	60	0	3	19	0	7	22	0	3	2	0 4
	長崎	30	25	54	1	1	12	2	10	17	1	4	2	0 4

(注)心理経過の受診者数は、心理経過対象の呼び出し人数。

(5) 乳幼児経過観察 (母子保健法第13条)

3～4か月児健診等の結果、経過観察の必要な乳幼児を対象として、小児科医師による経過観察健診を実施し、乳幼児の健全な育成と異常の早期発見に努めている。

区分 年度	回 数(回)	延人数(人)
19年度	24	134
20年度	24	108
21年度	24	138
22年度	24	176
23年度	24	153
池袋	12	128
長崎	12	25

[10] 妊娠高血圧症候群等医療費助成（豊島区妊娠高血圧症候群等医療費助成実施要綱）

妊婦が妊娠高血圧症候群あるいは糖尿病等に罹ると、未熟児や障害児発生の要因になるなど出生児への影響が著しいばかりでなく、母体の生命にも直接係わるので、早期に適切な処置が受けられるよう医療費の助成を実施している。

(単位：件)

区分 年度	助成実人数
19年度	3
20年度	5
21年度	2
22年度	2
23年度	6

[11] 未熟児養育医療給付（母子保健法第20条）

(単位：人)

未熟児は、正常の新生児に比べて生理的に異常のあるケースが多く、また疾病にもかかりやすく、かつ障害児の発生率も高いとされている。そこで、必要な場合には指定の医療機関において、すみやかに適切な処置を講じられるよう、養育医療給付事業を実施している。

なお、対象となる未熟児とは、出生時体重が2,000グラム以下、又は生活力が特に弱い児である。

区分 年度	給付延人数
19年度	121
20年度	94
21年度	85
22年度	129
23年度	125

[12] 自立支援医療（育成医療）（障害者自立支援法第58条）・療育給付（児童福祉法第20条、第21条の9）

障害者自立支援法の規定に基づき、身体に障害がある年少者に対して自立支援医療（育成医療）を、また、児童福祉法の規定に基づき、骨関節結核又はその他の結核に罹っている年少者に対して療育給付を実施している。

(単位：件)

区分 年度	育成医療 申請件数	療育給付 申請件数
19年度	53	0
20年度	11	0
21年度	14	0
22年度	11	1
23年度	13	0

[13] 育児相談（母子保健法第9条）

池袋保健所管内5か所・長崎健康相談所管内2か所にて区の施設等を会場とし、保健指導・栄養指導及び、歯科相談を実施している。

□実施場所

池袋保健所管内	長崎健康相談所管内
①池袋保健所	①長崎健康相談所
②区民ひろば清和第二・区民ひろば駒込	②要町第一児童館
③区民ひろば西池袋	
④区民ひろば高南第二	

□育児相談

区分 年度	回 数 (回)	利用者数 (人)
19年度	80	2,139
20年度	76	2,257
21年度	73	1,858
22年度	62	1,462
23年度	63	1,604
池 袋	39	857
長 崎	24	747

[14] 普及啓発・健康教育（母子保健法第9条）

(1) 子ども事故予防センター

子どもの死亡原因の上位を占める「不慮の事故」を減少させるために、「子ども事故予防センター」を開設し、パネル展示や事故予防に関する資料をそろえ、普及啓発活動を行なっている。また、区内の保育園、児童館等へ人工呼吸・心臓マッサージの心肺蘇生訓練用人形の貸出を行なっている。

□ 来所者状況

(単位：人)

区分 年 度	来 所	内 許									
		児 3 健 3 康 4 診か 査月	健 1 歳 康 6 診 か 月 査	健 3 康 歳 診	両 母 親 親 診	歯 乳 科 幼 学	保 区 護 内 者 相 談 兒	行 政 政 機 機 関	・ 教 育 學 關 係 生 者	・ マ ス コ ミ 雜 誌 等 (新 聞)	
19年度	5,436	1,135	805	851	889	1,502	21	74	156	3	
20年度	5,798	1,171	868	850	943	1,634	57	79	192	4	
21年度	5,918	1,255	918	913	983	1,657	56	2	134	0	
22年度	6,225	1,267	950	914	982	1,850	84	6	171	1	
23年度	7,012	1,325	1,032	1,039	1,150	2,083	96	108	178	1	

□ 心肺蘇生訓練状況

区分 年 度	回数(回)	人数(人)
19年度	7	199
20年度	8	153
21年度	6	104
22年度	5	107
23年度	8	104
池 袋	2	39
	6	65

(2) 母乳教室

母乳で育てたいと考えている母親を支援するため、母乳教室と卒乳教室を実施している。

□母乳・卒乳教室

区分 年度	母乳教室		卒乳教室	
	回数(回)	人数(人)	回数(回)	人数(人)
19年度	18	111	13	50
20年度	22	99	16	95
21年度	23	113	17	86
22年度	24	106	18	108
23年度	22	106	14	95
池袋	10	58	2	49
長崎	12	48	12	46

(3) 子育て講演会

子育て中の悩み解決に向け、保護者の要望に応じた講演会を実施。

〔長崎健康相談所〕：テーマ「子どものほめ方・叱り方」
「トイレットトレーニングとおねしょ」

区分 年度	回数 (回)	延人数 (人)	池袋保健所		長崎健康相談所	
			回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)
19年度	6	170	3	57	3	113
20年度	5	160	2	47	3	109
21年度	2	40			2	40
22年度	2	19			2	19
23年度	2	21			2	21

(4) 離乳食講習会等

12. 栄養指導[1]一般栄養指導 (2) 集団栄養指導 (P. 137) を参照

[15] 親子遊び教室

ことばの遅れや発達のアンバランスなどの主訴のある対象児に対し、親子遊びをとおして集団活動を体験し、心理や作業療法士のアドバイスを受けながら保護者の児への関わり方などを支援する。

□親子遊び教室心理相談の実施状況および結果

(単位：人)

区分 年度	参加者(対象児)		相談項目内訳(延数)			
	実人数	延人数	精神発達	運動発達	関わり方	その他
23年度	36	73	35	7	10	0

(注) 23年度より、西部子ども家庭支援センター(OT、支援ワーカー)と共同事業にて、月1回実施。

[16] 自主グループの支援

区分 年度	カモメの会			ツインスマイル		
	回数 (回)	参加者数(人)		回数 (回)	参加者数(人)	
		親	子		親	子
19年度	3	23	14	1	17	27
20年度	2	12	4	1	8	10
21年度	1	13	13	2	20	29
22年度	0	0	0	2	29	42
23年度	1	12	7	2	14	21

(注) カモメの会：ダウントン症の親子の会、ツインスマイル：多胎児の親子の会

[17] 児童虐待防止に関する取り組み

母子保健事業においては、児の健全な育児支援と同時に、虐待の未然防止への啓発を行なっている。また、虐待ハイリスク者への支援として小集団指導や虐待相談としても個別対応している。

(1) お父さんのための育児学級

子育てが始まったばかりの父親(家族)に対して、育児支援・虐待予防を目的とし、保育士による遊び方の講習、臨床心理士による父親のみのグループワークを行なっている。

区分 年度	実施回数(回)	受講者人数(人)	
		19年度	20年度
19年度	6	92	
20年度	4	44	

(注1) 東部子ども家庭支援センター・西部子ども家庭支援センターとの協力事業として実施。

(注2) 平成21年度からは、子ども家庭支援センターに事業を移管した。

(2) グループミーティング

池袋保健所では平成16年度、長崎健康相談所では平成18年度から、出産後の母親を対象に「育児を一人で抱え込まないで」をメッセージとして、保育体制を設け、子どもと離れた環境の下でグループミーティングを実施している。

区分 年度	池袋保健所		長崎健康相談所			
	ママリフレッシュ		おかあさんのお休み時間		子育て講座	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
19年度	12	106	12	79		
20年度	12	82	12	68	4	99
21年度	12	71	12	52	4	123
22年度	11	64	12	68	4	114
23年度			12	78	4	154

(注1) ママリフレッシュ・おかあさんのお休み時間…グループミーティングの名称

(注2) 池袋保健所は22年度にて事業終了。

(3) 虐待相談

養育環境の課題（機能不全家族、保護者の育児能力が低い、精神疾患等を抱えているにもかかわらず適切な治療を受けていないなど）や育て難さがある乳幼児など、他機関から連絡を受け虐待相談として対応している。また、乳幼児健診や育児相談などの場面にて、保護者自身や家族から相談を受け、他機関と連携するなどして個別対応・支援を行なっている。

□相談経路

(単位：人)

区分 年度	子育て 支援課	児童 相談所	子ども 家庭支 援セン ター	児童館 区民 ひろば	保育園	小学校	中学校	児童 委員	近隣	病院	警察	本人 家族	その 他	保健所 健診等	合計
19年度	1	1	28	0	0	0	0	0	1	1	2	/	11	6	51
20年度	2	2	32	2	0	0	0	0	1	3	0	/	8	5	55
21年度	0	2	22	0	0	0	0	0	3	6	0	/	8	5	46
22年度	0	6	33	0	4	0	0	0	1	9	1	14	6	3	77
23年度	5	8	32	0	1	0	0	0	0	10	1	11	12	11	91
	池袋	5	6	21	0	0	0	0	0	7	1	10	11	2	63
	長崎	0	2	11	0	1	0	0	0	3	0	1	1	9	28

□主な虐待者（疑い含む）

(単位：人)

区分 年度	実母	実父	継母等	継父等	施設職員	祖父母	その他	合計	
19年度	34	12	0	0	0	3	4	53	
20年度	46	22	0	0	0	1	3	72	
21年度	39	16	0	0	0	0	4	59	
22年度	70	16	0	1	0	1	7	95	
23年度	81	29	0	0	0	1	2	113	
	池袋	58	18	0	0	0	1	0	77
	長崎	23	11	0	0	0	2	36	

(注) 相談1件に対して、複数回答あり。その他に不明含む。

□被虐待者の年齢

(単位：人)

区分 年度	胎児	0歳	1～2歳	3～6歳	小学生	中学生	高校生	不明	合計
19年度	/	28	9	7	7	0	/	/	51
20年度	/	25	16	11	3	0	/	/	55
21年度	/	33	4	8	0	0	/	/	45
22年度	4	35	19	15	3	1	/	/	77
23年度	11	22	27	16	13	1	1	0	91
	池袋	9	17	20	7	8	1	0	63
	長崎	2	5	7	9	5	0	0	28

□虐待の種類

(単位：人)

区分 年度	ネグレクト	身体的	心理的	性的	その他	合計
19年度	23	13	11	1	10	58
20年度	29	18	12	1	9	69
21年度	15	16	8	0	17	56
22年度	39	18	18	0	23	98
23年度	25	47	18	1	24	115
池袋	11	34	8	1	19	73
長崎	14	13	10	0	5	42

(注) 相談1件に対して、複数回答あり。

10. 精神保健

精神障害者の支援については入院医療中心から、地域におけるケア体制を中心とした流れとなっている。平成18年4月から、精神障害、身体障害、知的障害の三障害について、障害種別によらず障害のある人ができるだけ地域で自立した生活がおくれるように総合的に支援するため、障害者自立支援法が施行された。

区の保健所は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法と略す）や障害者自立支援法に基づき、地域住民の精神的健康の保持・増進、精神障害者の早期治療の促進を図るとともに、精神障害者の社会復帰及び自立と社会経済活動への参加と促進に向けて取り組んでいるところである。

なお、精神保健福祉法の「精神障害者」とは、総合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患有する者をいう。

[1] 精神障害の発生予防と精神的健康の保持増進

(1) 普及・啓発

区分 年度	開催回数 (回)	参加人数 (人)	23年度テーマ(主なもの)
19年度	37	3,394	① 精神保健福祉セミナー(5回) 158人 「メールを活用して円滑なコミュニケーションをしませんか」 「あなたのライフイベントで起こりうるストレス」 「ストレスに立ち向かう栄養学」 「アロマってなあに」 「精神科医師が話すストレスとメンタルヘルス」
20年度	13	1,380	② ゲートキーパー養成講座(2回) 34人
21年度	21	1,518	③ デイケア家族会(池袋3回) 16人
22年度	14	1,679	④ こころまつり(長崎1回) 1,095人
23年度	14	1,355	⑤ 精神保健福祉ボランティア講座(3回) 52人
池袋	10	208	
長崎	4	1,147	

(2) 精神保健福祉相談

精神障害者並びに関係者に対し、専門医による相談を行なうとともに、隨時、保健師等による相談、又は訪問活動を行なっている。

① 訪問指導・精神保健福祉相談（隨時の所内相談・電話相談）

() は実数 (単位: 件)

訪 問 指 導	区分 年度	合計	一般	社会復帰	老人精神	心の健康 づくり	児童・ 思春期	依存症	その他
	19年度	686	465	103	2	80	3	26	7
	20年度	528	371	50	5	53	12	28	9
	21年度	403	318	7	3	19	13	27	16
	22年度	331	266	5	0	41	3	12	4
	23年度	392	276	21	4	79	7	5	0
	池袋	181	132	17	4	20	3	5	0
	長崎	211	144	4	0	59	4	0	0

保健師	福祉
(238) 630	(54) 56
(193) 501	(22) 27
(169) 355	(23) 48
(112) 287	(29) 44
(161) 373	(19) 19
(88) 162	(19) 19
(73) 211	
保健師	福祉
2,882	141
3,888	210
3,013	517
2,507	682
2,838	464
1,747	464
1,091	

所 内 相 談 ・ 電 話 相 談	区分 年度	合計	一般	社会復帰	老人精神	心の健康 づくり	児童・ 思春期	依存症	その他
	19年度	3,023	1,989	545	33	237	47	148	24
	20年度	4,098	2,986	592	31	263	52	150	24
	21年度	3,530	2,995	131	35	179	29	129	32
	22年度	3,189	2,633	94	35	238	29	143	17
	23年度	3,302	2,586	181	53	272	49	142	19
	池袋	2,211	1,755	106	40	137	40	114	19
	長崎	1,091	831	75	13	135	9	28	0

② 精神保健福祉相談（定期）

区分 年度	専門相談					
	精神保健福祉相談 (精神科医師)		家族問題相談 (精神保健福祉士等)		嗜癖個別相談 (精神保健福祉士等)	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
19年度	18	36	6	9	6	8
20年度	18	41	5	11	6	10
21年度	16	45	6	11	5	15
22年度	18	45	6	12	5	9
23年度	18	33	6	10	6	10
池袋	12	18	6	10	6	10
長崎	6	15				

③ 関係機関連絡

(単位：件)

区分 年度	合 計	医療機関	福祉関係	保健関係	その他
19年度	1,836	463	1,114	72	187
20年度	1,687	312	1,082	130	163
21年度	1,757	408	966	248	135
22年度	2,066	535	1,121	272	138
23年度	2,393	1,076	978	182	157
池 袋	1,643	935	504	97	107
長 崎	750	141	474	85	50

[2] 医療

(1) 精神障害者の入院に対する区長同意（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条及び第33条1項）

医療保護入院の必要があるとの診察結果があり、本人の入院同意が得られない精神障害者において、後見人・配偶者等の保護者がいない、又は保護者の同意を得るのが困難な場合、区長が保護者の代理として同意書を交付する。

(単位：件)

区分 年度	交付数
19年度	45
20年度	55
21年度	40
22年度	63
23年度	71

(2) 指定医の診察及び措置入院

精神障害者の診察及び保護の申請と警察官による通報(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第23条・24条)

法23条 … 精神障害者又は、その疑いのある者を知った者は、誰でもその者について指定医の診察及び必要な保護を保健所長を経由し都知事に届けることができる。

法24条 … 警察官は、精神障害のため、自傷他害のおそれがあると認められるものを発見したとき、保健所長を経由し都知事に通報する。

□池袋保健所

(単位：件)

区分 年度	診察及び保護申請	警察官通報
19年度	0	73
20年度	0	68
21年度	0	51
22年度	0	62
23年度	0	71

(3) 自立支援医療（精神通院医療）

平成18年4月の障害者自立支援法の施行により、精神保健福祉法第32条に基づく精神通院医療費公費負担制度から、新しい自立支援医療費制度に変わった。

このため、これまでの公費負担制度の利用者に案内し、利用者は自立支援医療費の申請手続きを行ない移行（一斉更新）した。

□平成18年4月時点におけるみなし認定申請状況

(単位：件)

区分	案内件数 (都及び池袋)	みなし認定	割合(%)
池袋	1,736	1,309	—
長崎	861	695	—
総数	2,597	2,004	77.2

□申請取扱件数

(単位：件)

区分 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	池袋	長崎
	新規	更新	再開	他県転入	変更等		
新規	333	1,798	261	34	970	469	317
更新	335	1,911	249	47	1,042	2,666	1,604
再開	397	2,122	289	30	1,052	265	197
他県転入	490	2,257	214	32	1,224	40	32
変更等	469	2,666	40	40	1,307	868	439
合計	3,396	3,584	3,980	4,217	4,747	3,018	1,729

□疾病分類別申請数（診断書提出分）

(単位：件)

年 度 分 類	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
						池袋	長崎
症状性を含む器質性精神障害	45	52	49	13	45	32	13
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	83	87	107	64	108	73	35
統合失調症、分裂病型障害及び妄想性障害	846	918	956	410	857	484	373
気分（感情）障害	1,069	1,104	1,158	565	1,160	738	422
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	147	143	141	71	165	88	77
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	9	6	11	6	11	7	4
成人の人格及び行動の障害	21	20	16	7	11	9	2
精神遅滞	35	29	27	8	21	15	6
心理的発達の障害	14	23	32	18	38	23	15
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	4	4	10	2	5	4	1
特定不能の精神障害	0	1	0	0	0	0	0
てんかん	117	121	126	37	99	73	26
睡眠障害	0	0	0	0	1	1	0
その他	2	0	0	0	0	0	0
総 数	2,392	2,508	2,633	1,201	2,521	1,547	974

(注1) 疾病分類は、保健師業務年報に準じた区分。

(注2) 申請数を認定数とみなす。

(注3) 平成22年度から更新時の診断書の提出が2年に1度となったため、新規申請及び診断書提出のある更新申請のみ記載。

(4) 小児精神障害公費（18歳未満入院医療費自己負担分）負担申請状況（東京都医療費助成実施要綱）

(単位：件)

年 度 区分	総 数
19年度	5
20年度	1
21年度	1
22年度	4
23年度	1
池 袋	1
長 崎	0

[3] 社会復帰及び自立と社会参加の促進

(1) 精神障害者保健福祉手帳交付状況

(単位：件)

区分 年度	総数	新規交付 (1級)	新規交付 (2級)	新規交付 (3級)	更新 (1級)	更新 (2級)	更新 (3級)
19年度	499	17	66	106	31	188	91
20年度	530	11	93	106	19	184	117
21年度	630	19	91	113	30	225	152
22年度	634	9	100	127	27	211	160
23年度	714	13	98	161	31	246	165
池 袋	464	10	68	108	16	156	106
長 崎	250	3	30	53	15	90	59

(注1) 手帳の有効期限は2年間。

(注2) 出典：19・20年度…東京都保健福祉局「福祉・衛生統計年報」
21年度以降…池袋保健所、長崎健康相談所作成台帳

(2) 障がい者生活訓練事業（保健所デイケア）

回復途上にある精神障害者に対する日常生活における自立援助を実施することにより、社会復帰への適応を図るため、平成元年度から池袋保健所、平成2年度から長崎保健所（現・長崎健康相談所）で週3回実施していた。平成19年度から池袋保健所一か所に統合し、週1回（毎週水曜日）、利用期間を原則2年間とした。

専門スタッフの支援のもとに、グループによる料理・創作活動・レクリエーション・自立支援事業所見学などを実施している。

□実施状況

区分 年度	実施 回数 (回)	実利用者数(人)			延利用者数(人)			延見学者 (人)	家族会	
		計	男	女	計	男	女		回数 (回)	参加者 (人)
19年度	102	13	5	8	607	246	361	118	4	32
20年度	100	12	4	8	578	183	395	124	4	24
21年度	96	3	3	0	167	167	0	95	3	13
22年度	95	11	9	2	221	182	39	284	3	18
23年度	96	14	11	3	368	316	52	417	3	16

(3) ノーマライゼーションの推進

長崎健康相談所では、心に障害を持つ人たちの社会参加をすすめるため、地域活動支援センターや自助グループ、ボランティア等の関係機関と協働して企画・運営し、地域住民との交流の場としての「こころまつり」を開催している。

実施日時	平成23年11月5日（土）午前10時45分～午後2時30分
実施場所	長崎小学校
周知方法	区広報紙、手作りポスター、チラシ、ホームページ等
参加人員	1,095名
事業内容	① 販売コーナー（手工芸品・草花・軽食・リサイクル品等） ② 体育館企画（合唱団・長崎獅子舞・ダンスステージ等） ③ こころの健康展示コーナー ④ 精神保健福祉関係の社会資源紹介コーナー ⑤ 保育園児によるこころの絵 ⑥ スタンプラリー

(4) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の支援

平成17年7月6日、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行なった者の医療及び観察等に関する法律」（以下、「医療観察法」と略す）が公布された。「重大な他害行為」とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ（これらの未遂も含む）、傷害（軽微なものは対象にならないこともある）にあたる行為である。

重大な他害行為を行ない、心神喪失者又は心神耗弱者と認められて不起訴になった人、心神喪失を理由として無罪の裁判が確定した人、心神耗弱を理由として刑を減輕する旨の裁判が確定した人（実際に刑に服する人は除く）を対象としており、社会復帰について、手厚い専門的医療と退院後の継続的な医療を確保し、円滑な社会復帰を促進するための制度である。

本制度を利用して社会復帰を目指す障害者の地域移行の支援を実施している。

□医療観察法に基づいて処遇され、支援を開始した者の内訳 (単位：人)

年度\区分	殺人	放火	強盗	強姦	強制 わいせつ	傷害
19年度	0	1	0	0	0	0
20年度	1	1	0	0	0	0
21年度	0	0	0	0	0	1
22年度	0	0	0	0	0	0
23年度	0	0	0	0	1	0
池袋	0	0	0	0	1	0
長崎	0	0	0	0	0	0

(5) 精神障害者の家族への支援

家族同士の交流・情報交換を行ない、当事者の病気や障害を学び合う「燐々会」が、池袋保健所で行なわれている。

年度 区分	回数 (回)	延人数 (人)
19年度	12	171
20年度	10	107
21年度	10	113
22年度	8	74
23年度	10	81

[4] 自殺・うつ病の予防

(1) 対策委員会

幾つかの危機要因が連鎖した末に人は自殺に追い込まれていることから、その予防対策については関係機関の連携が重要となっている。平成23年1月に「自殺・うつ病の予防対策委員会」を設置し、関係する地域活動団体や行政機関が集まり豊島区の自殺・うつ病予防について検討している。

□実施状況

区分 年度	実施回数(回)	参加委員(人)
22年度	1	17
23年度	4	62

(2) 普及啓発

自殺・うつ病に関する偏見をなくし、正しい知識を普及するための情報を発信している。

□23年度実施状況

区広報・ホームページ	広報9月5日号「気づいてくださいこころとからだの限界サイン」 広報10月15日号「こころの病への理解を深めよう」 広報3月5日号「こころの健康を考える～うつ病について～」 区ホームページ「自殺予防」
その他	ポスター掲示（区内コンビニエンスストア70店舗、区関係窓口、 地域公共バス） メッセージカード配布（3,000枚）

(3) ゲートキーパー養成講座

相談窓口をはじめ地域で活動する方が、周囲の人の変化に気づき、声をかけ、必要な相談機関や専門相談につなぐことにより、その方が抱える問題を解決して自殺危機の連鎖を断ち切ることができるよう、「ゲートキーパー」を養成する講座を実施している。

□実施状況(再掲)

区分 年度	実施回数(回)	参加人数(人)	対象
21年度	6	252	民生・児童委員
22年度	4	69	区民ひろば職員、区民
23年度	2	34	区民ひろば職員

(4) 面接・電話相談

死にたいと考えるほど辛い状況を誰かに話すことで、その人が混乱した状態から脱することができます、自殺を思い留めたりするきっかけになることから、保健師等による随時相談を実施している。

□自殺相談件数(再掲)

(単位：件)

区分 年度	面接相談	電話相談
21年度	11	44
22年度	26	37
23年度	20	32

11. 歯科衛生

乳幼児をむし歯から守るために適切な予防指導さらに早期予防処置を行なっている。また成人（40歳以上）に対し、歯科相談、保健指導を行ない、歯科公衆衛生の普及に努め、関心を高めるように活動している。

[1] 歯科相談及び予防処置

(1) 乳幼児歯科相談

保健所に歯科相談室を設け、乳幼児（4歳未満）歯科健診、相談、保健指導を行なっている。特に2歳児に対しては個別通知をしている。

区分 年 度	開設回数(回)	受診者数(人)	内 容		
			初 診 者	再 診 者	2歳児歯科経過観察
19年度	75	2,325	242	1,351	732
20年度	76	2,436	183	1,367	886
21年度	77	2,439	143	1,377	919
22年度	70	2,512	155	1,414	943
23年度	70	2,743	117	1,575	1,051
池袋	46	2,083	89	1,234	760
長崎	24	660	28	341	291

(2) 予防処置

歯科相談来所者及び1歳6か月児・3歳児歯科健康診査の際、初期むし歯のある者または、要観察歯のある者に対し、歯科医師の指示のあった場合、鍍銀処置・フッ素塗布を行なっている。

区分 年 度	開設回数 (回)	受診者数 (人)	刷掃指導 (人)	鍍 銀 (人)	歯口清掃 (人)	歯石除去 (人)	フッ素塗布 (人)			
19年度	70	312	2	19	41	0	0	0	291	5,099
20年度	73	325	3	25	58	0	0	0	297	5,379
21年度	74	312	4	12	26	0	0	0	296	5,399
22年度	69	348	4	17	42	0	0	0	327	5,759
23年度	70	387	5	6	19	0	0	0	376	6,941
池袋	46	278	5	12	0	0	0	0	270	4,935
長崎	24	109	0	3	7	0	0	0	106	2,006

[2] 歯科集団指導

(1) 乳児健診歯科集団指導

3~4か月児健康診査時に来所する母親に対して、歯ブラシの慣れさせ方と口腔の発達についての保健指導を行なっている。

区分 年 度	回数(回)	受診者数(人)
19年度	35	1,134
20年度	36	1,161
21年度	36	1,227
22年度	36	1,255
23年度	36	1,285
池 袋	24	897
長 崎	12	388

(2) 1歳6か月児歯科健康診査（母子保健法第12条）

歯科健診、事後処置、むし歯のはじまりをチェックする事の大切さ、歯の磨き方についての保健指導を行なっている。

(単位：人)

区分 年 度	対 象 者 数	受 診 者 数	受 診 率 (%)	む し 歯 の ない 者	むし歯のある者				り 患 者 率 (%)	その他の異常のある者			
					A 型	B 型	C 型	計		不 正 咬 合	口 腔 軟 組 織 疾 患	そ の 他	
19年度	1,496	1,210	80.9	1,190	16	3	1	20	1.7	53	39	58	
20年度	1,628	1,274	78.2	1,245	27	1	1	29	2.2	55	32	69	
21年度	1,562	1,303	83.4	1,282	21	0	0	21	1.6	62	35	46	
22年度	1,719	1,359	79.1	1,333	21	3	2	26	1.9	54	54	68	
23年度	1,756	1,452	82.7	1,430	18	2	2	22	1.5	45	31	65	
	池袋	1,265	1,031	81.5	1,018	11	1	1	13	1.3	26	25	47
	長崎	491	421	85.7	412	7	1	1	9	2.1	19	6	18

(注) むし歯のある者を次のように分類する。

A型…上顎の前歯部のみ、または臼歯部のみにむし歯のある者

B型…臼歯部及び上顎前歯部にむし歯のある者

C型…C 1型 下顎前歯部のみにむし歯のある者

C 2型 下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

(3) 3歳児歯科健康診査(母子保健法第12条)

歯科健診、事後処置、正しい歯の磨き方・おやつの与え方についての保健指導を行なっている。

(単位：人)

区分 年度	対象者数	受診者数	受診率(%)	むし歯のない者	むし歯のある者				り患者率(%)	処置歯のある者	鍍銀歯のある者	その他の異常のある者			
					A型	B型	C型	計				不正咬合	疾口腔軟組織	その他	
19年度	1,418	1,191	84.0	965	153	62	11	226	19.0	44	51	85	10	68	
20年度	1,407	1,215	86.3	1,012	142	47	14	203	16.7	45	44	75	13	65	
21年度	1,487	1,288	86.6	1,081	150	46	11	207	16.1	47	47	92	17	81	
22年度	1,528	1,303	85.3	1,111	147	36	9	192	14.7	43	26	80	8	64	
23年度	1,611	1,410	87.5	1,205	156	39	10	205	14.5	38	31	69	9	88	
	池袋	1,175	1,035	88.1	880	121	28	6	155	15.0	31	21	52	4	65
	長崎	436	375	86.0	325	35	11	4	50	13.3	7	10	17	5	23

(注) むし歯のある者を次のように分類する。

A型…上顎の前歯部のみ、または臼歯部のみにむし歯のある者

B型…臼歯部及び上顎前歯部にむし歯のある者

C型…C 1型 下顎前歯部のみにむし歯のある者

C 2型 下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

(4) 妊婦歯科健康診査

妊娠中は、歯科疾患をきたすことが多いため、母親学級において歯科健診を実施している。また、生まれてくる子どもの歯をむし歯から守るため、母親自身の口腔ケアの大切さ・むし歯感染予防についての話等保健指導を行なっている。

区分 年度	受講者数 (人)	受診者数 (人)	り患者数 (人)	り患者率 (%)	未処置歯数 (歯)	喪失歯数 (歯)	処置歯数 (歯)	
19年度	365	365	355	97.3	318	248	3,606	
20年度	367	367	363	98.9	294	258	3,569	
21年度	371	371	357	96.2	329	212	3,237	
22年度	386	386	380	98.4	284	245	3,813	
23年度	320	320	312	97.5	290	181	2,927	
	池袋	223	223	216	96.9	241	133	2,037
	長崎	97	97	96	99.0	49	48	890

(5) 心身障害者福祉センター歯科健診
歯科健診・歯磨き指導を実施していた。

区分 年度	受診者数 (人)	り患者数 (人)	り患者率 (%)	未処置歯数 (歯)	喪失歯数 (歯)	処置歯数 (歯)
19年度	112	105	93.8	49	425	882
20年度	51	46	90.2	71	105	375
21年度	41	36	87.8	21	75	290

(注) 歯科医師会に全面的に委託したため、池袋保健所は平成19年度、長崎健康相談所は平成21年度で事業終了。

[3] 歯科健康教育・その他

依頼のあった保育園や児童館等にて、保育園児及び児童館利用者の保護者に対して、正しい歯の磨き方・むし歯予防の話等、歯科保健指導を行なっている。

区分 年度	乳幼児・学童								成人・高齢者				
	保育園		児童館		出張育児相談		その他 (※1)		出張健康 教室 (再掲)		その他 (※2) (再掲)		
19年度	園 27	人 1,624	館 9	人 186	回 67	人 596	回 17	人 637	回 12	人 262	回 6	人 153	
20年度	29	1,747	13	376	68	676	18	652	13	299	3	86	
21年度	28	1,738	10	312	67	599	17	495	14	255	3	71	
22年度	30	1,889	10	304	55	509	19	547	17	348	4	109	
23年度	30	1,930	13	331	54	475	20	657	6	80	5	177	
	池袋	17	1,228	7	228	30	297	13	410	0	0	5	177
	長崎	13	702	6	103	24	178	7	247	6	80	0	0

(※1) その他…離乳食講習会等。

(※2) その他…歯科教室・母親学級ショートコース。

12. 栄養指導

疾病の予防、健康の保持増進を目的として各種の栄養指導事業を実施している。具体的には健康教室、栄養指導講習会、食事相談等区民を対象とした栄養知識の普及、健康づくり推進事業と健康増進法に基づく給食施設に対する指導等を行なっている。

[1] 一般栄養指導

(1) 個別栄養相談及び指導

① 妊産婦栄養指導

妊婦に対しての食事相談や乳児健診時に母親（産婦）の貧血予防等の食事相談を実施している。

② 乳幼児栄養指導

乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診・経過観察・出張育児相談時に各自の成長や発達に応じた栄養指導を実施している。

③ 成人栄養指導

生活習慣病予防健診、骨太健診時や健康相談（予約制）において生活習慣病（肥満・高血圧・糖尿病・高脂血症等）や難病等についての食事療法・食事のとり方の相談を行なっている。

（住民健診、節目・高齢者健診後の食事相談は、平成19年度で終了。）

④ その他の年代

就学期の児童から20歳未満の青少年を対象に食生活全般について相談を行なっている。

□個別栄養相談状況

(単位：人)

区分 年度	合 計	妊産婦	乳幼児	成 人	生活習慣病 〔成人病〕	難病・その 他の疾病	その他	その他
19年度	7,383	36	3,752	3,595	614	70	2,911	0
20年度	6,181	1	3,494	2,686	183	0	2,503	0
21年度	6,258	0	3,566	2,692	173	0	2,519	0
22年度	6,808	13	3,495	2,514	160	9	2,345	786
23年度	6,236	13	3,681	2,395	97	21	2,277	147
池 袋	4,386	2	2,623	1,616	79	15	1,522	145
長 崎	1,850	11	1,058	779	18	6	755	2

(2) 集団栄養指導

①妊産婦

母親学級：3回制の2回目およびショートコースの中で、妊娠、授乳期のバランスのとれた食事のとり方について講義を実施。

マタニティッククッキング：母親学級3回制の2回目に合わせて、ヘルシーメニューの紹介や料理の作り方の実演及び試食実施。

②乳幼児

乳児健診・離乳食講習会：発達に合わせた離乳食のすすめ方、与え方等について、池袋では離乳食の初期については乳児健診の2日目の集団指導の中で調理実演を含む講習を実施し、中期以降に

については離乳食講習会で調理実演・試食を含む講習を行なっている。長崎では、乳児健診では講義のみ行ない、初期の内容も含め調理実演・試食を離乳食講習会で行なっている。

食育講座：幼児の正しい食習慣や食べ方(早寝早起き朝ごはんのPR)等について区民ひろば・児童館等で実施している。

その他、区民ひろば等からの依頼により、講座を実施している。

③成人、その他

成人期の健康づくりや疾病予防の食事のとり方について、生活習慣病予防健診・骨太健診における健康講座（P. 83）、各種健康教室（P. 75 健康教育、P. 98 女性のしなやか健康づくり参照）、および出前講座（各種団体等の要請に応じた講座）において指導を行なっている。

□ 集団栄養指導状況

区分 年度	合 計		妊 産 婦		乳 幼 児		成人・その他の回数(回)	
	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)	回数(回)	延人数(人)
19年度	310	6,741	30	707	74	1,811	206	4,223
20年度	294	6,979	34	804	84	2,249	176	3,926
21年度	271	7,180	34	797	62	1,946	175	4,437
22年度	241	5,900	34	847	69	2,018	138	3,035
23年度	183	4,847	36	784	74	2,236	73	1,827
池 袋	102	2,889	24	586	48	1,515	30	788
長 崎	81	1,958	12	198	26	721	43	1,039

□ 平成23年度内訳

区分 所管	妊産婦			乳幼児			成人・その他		
	事業名	回数(回)	延人数(人)	事業名	回数(回)	延人数(人)	事業名	回数(回)	延人数(人)
池袋	母親学級	10	233	乳児健診	24	907	生活習慣病予防健診	12	164
	母親学級 ショートコース	4	131	離乳食講習会	12	359	骨太健診	12	483
	マタニティクッキング			食育講座	6	135	メタボ予防教室	2	23
		10	222	その他講習会	6	114	女性の健康教室	2	39
							出前講座	2	79
長崎	母親学級	6	99	乳児健診	12	388	メタボ予防教室	4	79
	マタニティクッキング	6	99	離乳食講習会	6	221	女性の健康教室	2	36
				食育講座	8	112	体操教室	17	493
							女性のしなやか 健康づくり教室	16	374
							骨粗しょう症予防教室	2	30
							出前講座	2	27

(注) 生活習慣病予防健診及び骨太健診には東日本大震災により豊島区に避難されている方の健康診断の受診者を含む。

[2] 給食施設

健康増進法第20条、21条、22条、23条、24条に基づき、届出の受理、栄養管理、指導及び助言、勧告及び命令、立入検査等を行なっている。

(1) 施設数

(単位:件)

年度	区分	合計	学 校		病院	事業所	児童・社会福祉施設		寄宿舎	その他の
			公立	その他			保育所	その他		
19年度		161	34	13	15	49	33	15	2	0
20年度		200	33	15	16	53	36	27	16	4
21年度		187	33	13	15	53	35	23	11	4
22年度		191	33	13	15	53	36	26	11	4
23年度		211	33	15	16	56	39	25	14	13
特定給食施設	一回300食延750食以上	栄養士のいるもの	20	8	4	2	5	0	0	0
		栄養士のいないもの	14	8	4	0	2	0	0	0
	一回100食延250食以上	栄養士のいるもの	34	7	2	4	5	7	8	0
		栄養士のいないもの	48	10	3	0	15	18	1	1
その他の給食施設	栄養士のいるもの		35	0	0	9	3	5	8	1
	栄養士のいないもの		60	0	2	1	26	9	8	12
										2

(2) 給食施設指導

施設の状況や、栄養計画、献立業務、喫食者への情報提供、管理運営、衛生管理等給食業務改善について巡回及び来所指導を行なっている。

(単位：件)

区分 年度	計		特定給食施設指導数		その他の給食施設指導数	
	個別指導	巡回指導	個別指導	巡回指導	個別指導	巡回指導
19年度	296	27	140	12	156	15
20年度	167	31	78	15	89	16
21年度	218	44	96	28	122	16
22年度	163	13	86	13	77	0
23年度	93	31	46	16	47	15
池袋	89	29	46	16	43	13
長崎	4	2	0	0	4	2

(注) 巡回指導は再掲。

(3) 給食関係者の指導

給食栄養管理業務の円滑な運営と栄養士及び調理師の資質の向上を図るため、講習会を行なっている。

区分 年度	池袋・長崎合同事業						その他の講習会等	
	栄養技術講習会		給食調理講習会		栄養士勉強会			
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)
19年度	2	63	0	0	4	63	1	118
20年度	2	78	0	0	4	37	1	131
21年度	2	73	0	0	6	41	1	97
22年度	1	45	0	0	2	18	1	123
23年度	2	80	0	0	2	30	1	116

[3] 特別用途食品・特定保健用食品、栄養表示の相談等

健康増進法に基づいて、特別用途食品、特定保健用食品の受理・進達に関する事務や、栄養表示基準による栄養機能食品や健康食品の栄養表示に関する相談、不適切表示についての指導及び収去、第32条による虚偽誇大広告に関する相談や指導を行なっている。

(単位：件)

区分 年度	受 理	指導・収去	相 談
19年度	7	5(1)	85
20年度	13	3(1)	96
21年度	3	8(0)	48
22年度	4	0(0)	53
23年度	17	0(0)	50

(注) () は、収去件数。

[4] 国民健康・栄養調査（健康増進法第10条）

国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料として、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにするため実施する。調査内容は、年度によって変更する。

〔調査内容〕世帯及び世帯員の状況、食事の状況、食事の料理名並びに名称及びその摂取量、身体状況、生活習慣。

〔調査客体〕国民生活基礎調査地区から無作為抽出により、厚生労働大臣が地区を定める。調査月は、11月。

□調査地区、被調査地区及び被調査人員

年度 対象	指定地区	調査世帯数(件)	被調査人員(人)
19年度	該当地区なし		
20年度	南長崎3-26・27	17 (9)	32 (21)
21年度	雑司が谷1-28	21 (6)	34 (9)
22年度	該当地区なし		
23年度	池袋1-5 池袋3-65、66	22 (7)	37 (11)

(注) () 数値は、実績。

[5] 健康づくり協力店普及・啓発事業

高齢者や食事管理を必要とする人をはじめ、広く区民の健康づくりに役立つよう、外食料理等に栄養成分を表示し、登録証を掲示している店が「健康づくり協力店」である。

健康のため食事を安心して選択できる店として普及を図るとともに、区民に、外食をする時、気をつけること、選び方、栄養表示の利用方法等を啓発している。

(単位：件)

区分 年度	登録店数	新規・再登録 店数(再掲)	講演会等 (参加者)	一般向け	巡回・ 来所(※)
19年度	76	54	1回(20名)	401	116
20年度	78	21	1回(19名)	541	74
21年度	73	14	1回(28名)	826	69
22年度	108	43	1回(23名)	530	49
23年度	87	33	1回(24名)	135	55

(※) 巡回…職員が各店舗を巡回し、相談等にのること。 来所…店舗の人が保健所に来て相談をすること。

[6] 管理栄養士養成施設の学生指導（実績は「20. 保健所実習」を参照）

保健所における公衆衛生活動並びに栄養指導業務の概要を認識させるため、講義と実習により学生の指導を実施している。実習期間は、集中講義1日と班別実習5日であり、科目（公衆栄養学）は1単位（45時間）取得できる。（2単位の場合もあり）

[7] 食育の推進

平成17年6月に国では、食育推進のための国民運動として取り組むための食育基本法を策定し、食育活動を計画的に推進している。それを受け、区においても計画的に食育推進活動を進めることを目的とした事業を実施している。

□実施実績

区分 年度	ワークショップ		食育講演会		食育講座		コンクール		食育イベント	
	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	回数 (回)	延人数 (人)	応募数 (件)	入賞 (件)	回数 (回)	延人数 (人)
19年度	10	85	1	80	4	144				
20年度			1	24	3	68	50	18		
21年度					2	62	291	36	1	180
22年度					2	68	44	16	2	575
23年度					7	240	37	16	2	647

(1) “としま”豊かな食コンクール

区民が食に関する意識を高め、バランスのとれた献立づくりを通して望ましい食習慣の形成を図るとともに、生涯にわたり心身の健康増進と豊かな人間形成に役立てること目的とし、食に関するコンクールを実施した。

(2) 食育イベント

多くの区民に食育推進事業を広く周知するとともに、一人ひとりが健康づくりのために食を意識した生活をおり、食生活改善に取り組む区民が増えることを目的として食育イベントを実施した。

□23年度実施状況

日 時	内 容
平成23年6月12日(日)	池袋保健所(食育クイズと食育ゲーム) 147名
平成23年10月30日(日)	青果市場まつり(カロリー当てクイズ) 500名

(3) 食育講座

多くの事業所がある本区の地域性を生かし、事業所と協働して食文化を含めた食育の推進のために食育講座を実施した。

□実施状況「街の巨匠に学ぼう！」

日 時	内 容
平成23年9月30日(金)	①秋野菜を美味しく食べよう 40名
平成23年10月2日(日)	②豆腐屋さんが語るおいしい豆腐の食べ方 36名
平成23年11月28日(月)	③簡単魚料理 38名
平成23年12月10日(土)	④子ども料理教室 小・中学生 70名
平成24年1月21日(土)	⑤エコ・クッキング 20名
平成24年2月2日(木)	⑥冬野菜で風邪予防 36名

(4) 食育情報媒体の作成(平成23年度作成分)

①生活リズムをととのえる標語「早起き、早寝、朝ごはん」を広めるための生活習慣記録シートとして、子供向け早起きカレンダーとシールを作成し、子供がいる家庭に配布した。

A4判 カレンダーとシールのセット 3,000部

②食事が乱れがちな一人暮らしの若者向けにバランス良く食事を食べる工夫やスリムな体型を保つための工夫を紹介したリーフレットを作成し、健診時や地域の飲食店にて配布した。

A5判 観音開き型リーフレット 30,000部

13. 感染症対策

感染症対策は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）（以下、「感染症法」という。）に基づき行なっている。感染症の発生の予防及びまん延を防止し、区民の健康を守るために平常時から予防対策を推進し、感染症発生時には積極的疫学調査・健康診断・入院勧告など迅速かつ的確な対策を講じるように取り組んでいる。

[1] 感染症発生動向調査

感染症法12条及び法14条に基づき感染症の患者を診断した医師から届出を受けて、感染症の発生状況を把握し、その結果を区民や医療機関へ還元することで、感染症の拡大防止を図っている。

年 度	件 数 (件)
19 年 度	2,332
20 年 度	2,673
21 年 度	4,665
22 年 度	3,403
23 年 度	3,897

(注) 23年度：22年14週から23年13週までの届出件数

一類～四類感染症・新型インフルエンザ等感染症は医師が診断後直ちに、五類感染症の全数把握対象疾病は診断後7日以内に全数最寄りの保健所へ届け出る。五類感染症の定点把握対象疾病は指定届出機関（定点医療機関）での診断患者数を週単位もしくは月単位で報告することとなっている。

□ 豊島区内定点医療機関

定点種別	医療機関数
インフルエンザ（週報）	8
小児科（週報）	5
眼科（週報）	1
性感染症（月報）	3
基幹（週・月報）	1

□ 一類感染症

疾 病	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
エボラ出血熱	0	0	0	0	0
クリミア・コンゴ出血熱	0	0	0	0	0
痘そう（天然痘）	0	0	0	0	0
南米出血熱	0	0	0	0	0
ペスト	0	0	0	0	0
マールブルグ病	0	0	0	0	0
ラッサ熱	0	0	0	0	0

□ 新型インフルエンザ等感染症

疾 病	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
新型インフルエンザ	0	0	15	0	0
再興型インフルエンザ	0	0	0	0	0

□二類感染症

疾 病	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
急性灰白髄炎（ポリオ）	0	0	0	0	0
結核	87	135	136	126	119
ジフテリア	0	0	0	0	0
重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）	0	0	0	0	0
鳥インフルエンザ（H5N1）	0	0	0	0	0

□三類感染症

疾 病	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
コレラ	0	0	0	0	0
細菌性赤痢	0	2	3	0	0
腸管出血性大腸菌感染症	4	9	6	6	4
腸チフス	0	1	0	2	0
パラチフス	0	0	0	0	0

□四類感染症

疾 病	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
E型肝炎	0	0	0	0	0
ウエストナイル熱（ウエストナイル脳炎を含む）	0	0	0	0	0
A型肝炎	0	0	0	0	0
エキノコックス症	0	0	0	0	0
黄熱	0	0	0	0	0
オウム病	0	0	0	0	0
オムスク出血熱	0	0	0	0	0
回帰熱	0	0	0	0	0
キャサナル森林病	0	0	0	0	0
Q熱	0	0	0	0	0
狂犬病	0	0	0	0	0
コクシジオイデス症	0	0	0	0	0
サル痘	0	0	0	0	0
腎症候性出血熱	0	0	0	0	0
西部ウマ脳炎	0	0	0	0	0
ダニ媒介脳炎	0	0	0	0	0
炭疽	0	0	0	0	0
チクングニア熱	* 平成23年1月～追加				0
つつが虫病	0	0	0	0	0
デング熱	0	0	0	0	0
東部ウマ脳炎	0	0	0	0	0
鳥インフルエンザ（H5N1を除く）	0	0	0	0	0
ニパウイルス感染症	0	0	0	0	0
日本紅斑熱	0	0	0	0	0
日本脳炎	0	0	0	0	0
ハンタウイルス肺症候群	0	0	0	0	0
Bウイルス病	0	0	0	0	0
鼻疽	0	0	0	0	0
ブルセラ症	0	0	0	0	0
ベネズエラウマ脳炎	0	0	0	0	0
ヘンドラウイルス感染症	0	0	0	0	0

疾 病	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
発しんチフス	0	0	0	0	0
ボツリヌス症	0	0	0	0	0
マラリア	0	0	0	0	0
野兎病	0	0	0	0	0
ライム病	2	0	0	0	0
リッサウイルス感染症	0	0	0	0	0
リフトバレー熱	0	0	0	0	0
類鼻疽	0	0	0	0	0
レジオネラ症	0	0	1	0	0
レプトスピラ症	0	0	0	0	0
ロッキー山紅斑熱	0	0	0	0	0

□五類感染症（全数把握）

疾 病	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
アメーバ赤痢	4	3	2	5	2
ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	0	0	0	0	0
急性脳炎（四類感染症における脳炎を除く）	0	1	4	0	0
クリプトスポリジウム症	0	0	0	0	0
クロイツフェルト・ヤコブ病	0	0	1	0	0
劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	0	0	0	1
後天性免疫不全症候群	1	1	6	7	2
ジアルジア症	0	0	0	0	0
髄膜炎菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
先天性風しん症候群	0	0	0	0	0
梅毒	6	15	6	4	4
破傷風	0	0	0	0	0
バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症	0	0	0	0	0
バンコマイシン耐性腸球菌感染症	1	0	0	0	0
風しん	3	0	0	0	0
麻しん	26	18	5	2	0

□五類感染症（定点把握・週報）

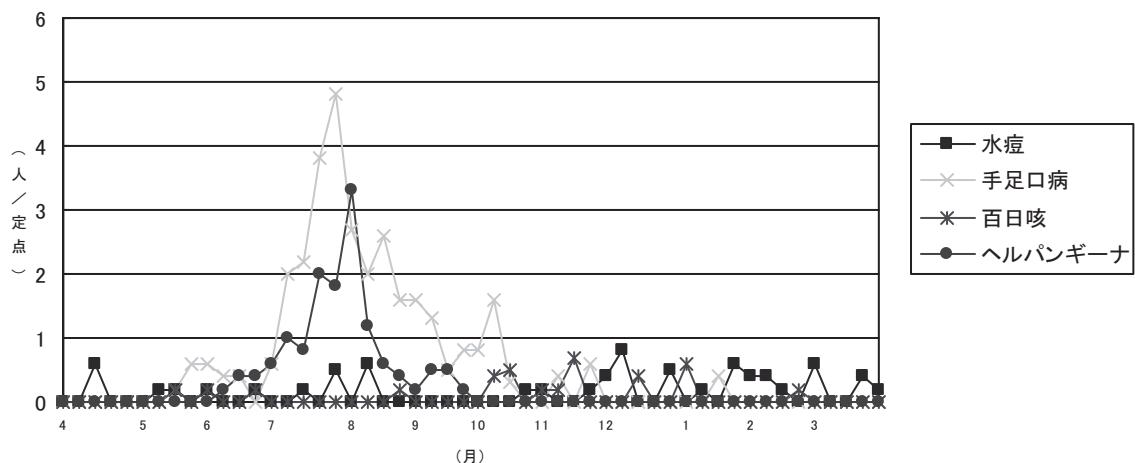
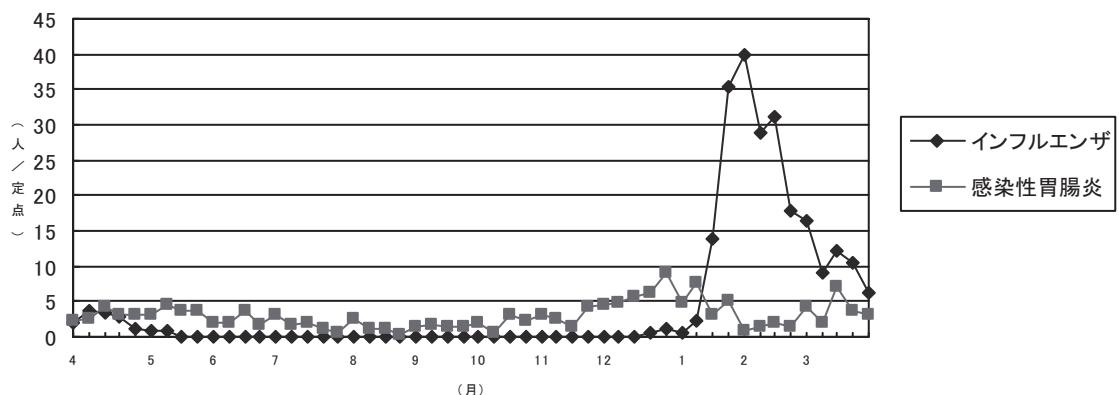
疾 病	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
R S ウィルス感染症	2	3	1	20	16
咽頭結膜熱	15	23	11	29	14
A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	85	82	59	55	84
感染性胃腸炎	466	772	540	742	729
水痘	86	91	85	117	37
手足口病	69	60	35	75	137
伝染性紅斑	20	3	32	20	11
突発性発しん	64	45	42	50	48
百日咳	0	9	3	5	18
ヘルパンギーナ	220	43	21	91	50
流行性耳下腺炎	102	82	22	76	16
不明発しん症（都単独）	7	7	3	1	0
M C L S（川崎病）（都単独）	1	3	0	0	0

疾 病	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ感染症確定例等を除く）	996	509	2,827	1,234	1,923
急性出血性結膜炎	0	0	0	3	0
流行性角結膜炎	4	3	2	8	20
クラミジア肺炎（オウム病を除く）	1	0	0	0	0
細菌性髄膜炎	0	0	0	0	0
マイコプラズマ肺炎	6	2	2	4	1
無菌性髄膜炎	0	0	0	0	1

□五類感染症（定点把握・月報）

疾 病	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
性器クラミジア感染症	22	273	284	268	230
性器ヘルペスウイルス感染症	7	102	102	97	138
尖圭コンジローマ	8	130	105	102	92
淋菌感染症	9	91	102	103	84
トリコモナス症（都単独）	1	18	13	15	8
梅毒様疾患（都単独）	15	10	7	6	8
ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	0	62	104	77	52
メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	3	65	77	53	48
薬剤耐性アシнетバクター感染症	*平成23年1月～追加				0
薬剤耐性緑膿菌感染症	0	0	1	0	0

定点把握対象疾患の流行状況(平成23年度)



[2] 感染症健康診断（結核を除く）

(1) 患者本人・家族・接触者等の健康診断（単位：人）

区分 年度	検査数	陽性数	陰性数
19年度	57	0	57
20年度	79	30	49
21年度	40	9	31
22年度	37	11	26
23年度	11	0	11

(2) 一般健康診断（ぎょう虫）受診者

区分 年度	検査数	陽性数
19年度	215	0
20年度	102	0
21年度	175	0

(注) 平成21年度でぎょう虫検査は終了。

[3] 積極的疫学調査

(1) 積極的疫学調査

(単位：件)

類型	疾病名	20年度	21年度	22年度	23年度
新型インフルエンザ等	新型インフルエンザ	0	10	1	0
二類	結核	200	194	167	182
	急性灰白髄炎	0	0	1	0
三類	細菌性赤痢	4	4	4	1
	腸管出血性大腸菌感染症	6	10	10	12
	腸チフス	1	0	2	0
	パラチフス	1	0	0	0
四類	エキノコックス症	0	0	0	1
	デング熱	0	0	1	2
	マラリア	1	0	0	0
	レジオネラ症	2	1	2	0
五類	アメーバ赤痢	0	0	0	2
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	0	0	0	1
	麻しん	15	5	2	5
	感染性胃腸炎	12	5	8	2
	水痘	1	0	0	1
	流行性耳下腺炎	1	0	0	0
	インフルエンザ	20	1	0	7
その他	普通疥癬・ノルウエー疥癬	8	1	1	0
総数		272	231	199	215

(2) 社会福祉施設・医療機関・学校等職員対象感染症予防講習会

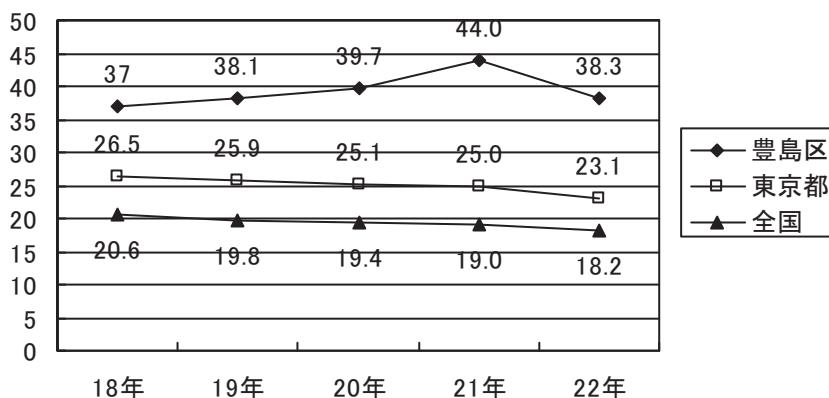
講習会回数 計12回

[4] 結核対策

平成19年4月に結核予防法が廃止され、感染症法に統合された。また、潜在性結核感染症（結核患者との接触があり、ツベルクリン反応検査又はQFT検査により感染が認められ、発症予防の治療が必要と認められた者）が感染症法の届け出対象となった。

豊島区は結核り患率が非常に高く、住所不定者や外国人の患者も多いといった都市型結核の特徴があり、結核がまん延している傾向にある。結核の早期発見・再発防止・まん延防止のため、健康診断・登録患者の療養支援・医療費公費負担等を行なっている。

全結核り患率の年次推移



(注) り患率:一年間に発病した患者数を人口10万対率で表したもの。

(1) 結核患者の概要 (潜在性結核感染症除く)

区分	年度	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全結核り患率(%)	(19.8)	(19.4)	(19.0)	(18.2)	(17.7)	
	38.1	39.7	44.0	38.3	-	
全結核有病率(%)	(16.2)	(15.7)	(14.8)	(14.0)	-	
	29.6	26.6	27.9	27.4	-	
平均入院期間（月／日）	(3.9)	(65)	(67)	(71.27)	-	
	2.7月	86.50日	84.00日	54.00日	-	
平均有病期間(月／日)	(9.8)	(273)	(272)	(262)	-	
	9.3月	267日	256日	240日	-	
新登録者数(人)	98	103	115	109	100	
[60歳／65歳以上の人数]	[37人]	[33人]	[40人]	[35人]	[33人]	
新規登録者に対する率(%)	(62.49)	(56.72)	(57.97)	(59.06)	(-)	
	37.8	32.0	34.8	32.1	33	
[生保人数](人)	[14人]	[19人]	[17人]	[19人]	[12人]	
新規登録者に対する率(%)	14.3	18.4	14.8	17.4	12	
[外国人数]	[16人]	[16人]	[9人]	[17人]	[24人]	
新規登録者に対する率(%)	16.3	15.5	7.8	15.6	24	
年末・病状不明率(%)	(18.4)	(18.96)	(18.26)	(15.12)	(-)	
	12.2	8.0	10.6	9.6	-	

(注1) 上段 () 内は結核の統計による全国値。

(注2) 有病率：ある時点において、ある人口集団中にいるその病気をもっている人の割合。通常人口10万対率で表す。

(注3) 平均入院期間及び平均有病期間（月）は、平成20年から入院期間中央値及び治療期間中央値（日）～変更。

(注4) [60歳／65歳以上の人数]平成20年から65歳以上の人数。

(注5) 病状不明率 = $\frac{\text{年末現在活動性不明数}}{\text{年末現在登録者数}} \times 100$

(注6) 表中の「-」については、翌年度下半期に数値が確定するため、平成23年度分は掲載していない。

(2) 結核患者の管理

医師からの結核発生届を受け結核登録票を作成し、患者及び家族の健康状態などを記録して適正な治療を受けるよう指導している。（感染症法第12条、第53条の12）

①既登録患者数（総合患者分類、年齢階級別） 各年12月31日現在（単位：人）

年		年齢階級	総数	0~4	5~9	10~14	15~19	20~29	30~39	40~49	50~59	60~69	70~
19 年	総	数	227	3	0	0	2	32	33	33	38	37	49
	活動性結核患者登録数		88	2	0	0	2	14	13	13	16	15	13
20 年	総	数	222	1	0	2	0	36	33	45	29	39	37
	活動性結核患者登録数		82	0	0	2	0	8	17	20	10	14	11
21 年	総	数	230	0	0	0	1	34	34	48	32	40	41
	活動性結核患者登録数		82	0	0	0	0	14	12	15	14	11	16
22 年	総	数	258	0	0	0	1	39	45	53	39	33	48
	活動性結核患者登録数		93	0	0	0	1	18	16	13	18	11	16
23 年	既登録者数	287	4	2	0	3	45	48	50	40	36	59	
	総	数	76	2	1	0	1	16	5	10	18	5	18
	肺結核活動性	総	50	0	0	0	1	12	2	7	15	3	10
	登録時喀痰塗抹陽性	数	21	0	0	0	0	1	0	2	10	2	6
		初回治療	17	0	0	0	0	1	0	1	8	2	5
		再治療	4	0	0	0	0	0	0	1	2	0	1
	登録時その他の結核菌陽性		13	0	0	0	0	5	1	1	3	1	2
	登録時菌陰性・その他		16	0	0	0	1	6	1	4	2	0	2
	肺外結核活動性		13	0	0	0	0	1	2	0	2	0	8
	潜在性結核	治療中	13	2	1	0	0	3	1	3	1	2	0
不活動性結核			200	2	1	0	2	27	41	37	21	30	39
活動性不明			11	0	0	0	0	2	2	3	1	1	2

（注）平成19年から潜在性結核感染症が感染症法の届け出対象となり、登録患者数に含めるようにした。

②新登録患者者数（登録時総合患者分類、年齢階級別）

各年1～12月（単位：人）

年		年齢階級	総数	0～4	5～9	10～14	15～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～
19	新登録数	106(8)	3	0	0	2	19	11	16	18	13	24	
20	新登録数	123(20)	0	0	2	0	19	18	24	20	14	26	
21	新登録数	131(16)	0	0	0	0	25	17	24	18	18	29	
22	新登録数	126(17)	0	0	2	1	20	19	21	17	19	27	
新登録数		127(27)	4	2	0	3	25	19	16	18	10	30	
23	総 数	81	0	0	0	2	18	7	12	14	9	19	
	喀痰塗抹	38	0	0	0	0	4	3	5	9	7	10	
	陽性	35	0	0	0	0	4	3	5	7	7	9	
	初回治療	3	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	
	再治療	20	0	0	0	0	7	2	1	3	1	6	
	その他の結核菌陽性	23	0	0	0	0	2	7	2	6	2	1	3
	菌陰性・その他	19	0	0	0	1	0	4	1	2	0	11	
	肺外結核活動性	27	4	2	0	0	7	8	3	2	1	0	
(注) 総数の()内は潜在性結核の内数。													

(注) 総数の()内は潜在性結核の内数。

③新規登録患者の薬剤感受性

薬剤感受性検査により抗結核薬が効かない菌（薬剤耐性菌）と判明した場合、治療が困難となる。

(単位：人)

年度 区分		19年	20年	21年	22年	23年
新登録患者中菌陽性		75	55	77	73	48
薬剤耐性		11	8	11	14	3
(再掲)	INH・RFP耐性	0	0	2	1	0
	INH耐性あり	10	3	6	4	2
	RFP耐性あり	0	1	0	0	0
	その他耐性あり	1	4	3	9	1
薬剤耐性なし		47	36	56	51	36
感受性不明(※)		17	11	10	8	9

(※) 感受性不明：登録後まもなく死亡、もしくは検体不良のため培養検査施行できなかった者等。

(3) 結核定期健康診断

感染症法第53条の2に規定されている定期健康診断の結果を把握している。また、健診機会が少なく結核り患率の高い対象者として、住所不定者及び日本語学校生の健康診断を行なっている。

実施義務者	受診者	定期
事業者・学校長・施設の長	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、社会福祉施設(※)の従事者	毎年度
学校長	大学、高校等（修業年限が1年未満のものを除く）の学生又は生徒	入学した年度
施設の長	社会福祉施設(※)に収容されている者	65歳以降 毎年度
区市町村長	上記以外の者（定期健康診断の必要がないと認める者は除く）	65歳以降 毎年度
	管轄区域内の結核の発生状況、定期健康診断による発見率その他の事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	区市町村が定める定期

(※) 上表中の社会福祉施設：社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

①結核定期健康診断の報告状況（感染症法第53条の7）

区分 年 度	対象 施設数 (A)	対象者 (人) (B)	報告書の提出		受診者数 (人) (D)	受診率 (%) (D) / (B)	エックス線 検査 (人) (E)	検査結果		発病のお それがあ ると診断 された者 の数(人) (※) (E) / (D)
			提出 施設数 (C)	提出率 (%) (C) / (A)				発見 患者数 (E)	患者 発見率 (%) (E) / (D)	
19年度	1,862	231,025	104	5.59	64,544	27.94	62,945	13	0.02	5
20年度	941	84,423	443	47.08	54,883	65.01	53,265	9	0.02	5
21年度	936	110,964	55	5.88	44,186	39.82	42,455	10	0.02	11
22年度	930	111,717	35	5.70	19,951	17.86	18,221	10	0.05	18
23年度(総数)	934	80,552	80	8.57	42,322	55.56	42,322	0	0.00	0
事 業 者	865	12,802	51	5.90	3,712	29.00	3,712	0	0.00	0
学 校 長	60	22,056	23	38.33	13,641	61.85	13,641	0	0.00	0
内 訳	高等学校	15	3,956	10	66.67	2,522	63.75	2,522	0	0.00
	大学(短大)	8	9,466	5	62.50	7,848	82.91	7,848	0	0.00
	その他	37	8,634	8	21.62	3,271	37.89	3,271	0	0.00
施 設 長	8	553	5	62.50	366	66.18	366	0	0.00	0
区市町村長	1	45,111	1	100.00	24,603	54.54	24,603	0	0.00	0
内 訳	一 般 (65歳以上)	1	45,111	1	100.00	24,603	54.54	24,603	0	0.00

(※) 発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(注) その他のX線検査として、人事課から依頼を受けて、臨時職員検査を511件実施した。

②路上生活者の健康診断

区分 年 度	健診 回数 (回) (A)	対象者 (人) (B)	受診 者数 (人) (C)	受診率 (%) (C) / (B)	精密検査 紹介者数 (人)	精密検査結果		
						結核 患者 発見数 (D)	結核患者 発見率 (%) (D) / (C)	その他
19 年度	2	215	100	46.51	7	1	1.00	6
20 年度	2	166	146	87.95	6	1	0.68	5
21 年度	2	94	106	112.77	14	2	1.89	12
22 年度	2	67	64	95.52	4	0	0.00	4
23 年度	2	52	59	113.46	0	0	0.00	0

(注) その他のX線検査として路上生活者等生活保護受給時の宿泊施設等入所前健康診断を152件実施し、結核患者1名を発見した。

③日本語学校生の健康診断

区分 年度	対象 校 (A)	対象者 (人) (B)	報告書の提出		受診 者数 (人) (D)	受診率 (%) (D) / (B)	精密検 査紹介 者数 (人)	精密検査結果		
			提出 施設数 (C)	提出率 (%) (C) / (A)				発見 患者数 (E)	患 者 発見率 (%) (E) / (D)	発病の おそれ があると 診断 された 者 の数 (※)
19年度	11	2,814	11	100.00	2,448	86.99	34	10	0.41	4
20年度	11	2,779	11	100.00	2,511	90.36	27	6	0.24	5
21年度	12	3,236	12	100.00	3,065	94.72	38	7	0.23	5
22年度	10	3,443	10	100.00	3,286	95.44	60	8	0.24	14
23年度	11	3,095	10	90.91	2,906	93.89	43	10	0.34	4

(※) 発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(4) 結核接触者健康診断

結核が疑われる者に対して重点的に実施することにより、結核を早期に発見し、結核の蔓延防止を図ることを目的としている。（感染症法第17条）

① 触者健康診断実施状況

(単位：人)

区 分 年 度	実施者数			実施検査					検査結果					
	保 健 所	委 託 医 療 機 関	計 (A)	ツベル クリン 反応 検査	Q F T 検査			エ ッ ク ス 線 検 査	発 見 患 者 数 (B)	患 者 発 見 率 (%) (B) / (A)	診 断 さ れ た 者 (※)	発 病 の お そ れ が あ る と	潜 在 性 結 核 感 染 症	
19年度	患者家族	97	3	100	1	0	23	0	1	100	0	0.00	1	0
	接触者	827	16	843	7	0	559	25	21	881	7	0.83	0	19
20年度	患者家族	118	4	122	6	1	23	3	0	104	0	0.00	0	2
	接触者	1,153	23	1,176	4	2	483	35	22	809	7	0.60	0	32
21年度	患者家族	116	0	116	7	1	28	4	0	116	2	1.72	0	4
	接触者	536	2	538	3	2	232	5	21	538	1	0.19	1	8
22年度	患者家族	136	2	138	2	0	20	1	0	126	2	1.45	0	3
	接触者	940	29	969	12	1	304	23	17	719	2	0.21	0	15
23年度	患者家族	91	1	92	0	0	18	4	1	84	2	2.17	0	2
	接触者	566	6	572	6	0	276	28	28	387	2	0.35	0	17

(※) 発病のおそれがあると診断された者：胸部エックス線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

② 初発患者別、接触者健康診断（エックス線検査）対象施設の内訳

(単位：件)

区分 年 度		受診者	学 校	医療 機関	福 祉 施 設	専 門 学 校 等	寮・簡 易宿舎	企 業	接客業	その他の 施設
23 年 度	自区患者分	126	0	2	76	0	1	1	11	35
	依頼検査分	255	0(0)	13(2)	21(2)	52(2)	4(0)	38(7)	71(5)	56(51)

(注) 接触者健診実施内訳 () 内は依頼受理件数。

(5) 結核医療費の公費負担

① 感染症の診査に関する協議会（結核）

結核患者に対する就業制限の通知、入院勧告、入院期間の延長並びに結核患者の医療費公費負担等について感染症の診査に関する協議会に諮問している。（感染症法第24条）

□感染症の診査に関する協議会（結核）開催状況（単位：回）

区分 年 度	定例診査協議会	緊急診査協議会
22年度	24	35
23年度	24	25

② 結核入院患者の医療

結核のまん延を防止するため必要があると認める時は、感染症の診査に関する協議会での診査の結果、結核指定医療機関への入院を勧告する。費用については、その負担能力に応じて一部又は全部を公費で負担する。（感染症法第37条、第42条）

□結核入院患者医療費公費負担状況

(単位：人)

区分 年 度	計	健 康 保 險		国 民 健 康 保 險	生 活 保 護 法	自 費 そ の 他	老 人 保 健 法	後 期 高 齢 者
		本 人	家 族					
19年度	申 請	136	22	1	48	37	4	24
	承 認	132	22	1	48	35	3	23
20年度	申 請	158	15	0	71	44	1	27
	承 認	158	15	0	71	44	1	27
21年度	申 請	153	24	8	43	46	11	21
	承 認	153	24	8	43	46	11	21
22年度	申 請	154	25	2	45	59	0	23
	承 認	154	25	2	45	59	0	23
23年度	申 請	162	21	5	55	35	7	39
	承 認	162	21	5	55	35	7	39

(注) 平成19年4月から、承認期間が最長6か月から30日に変更となった。

□結核患者医療費・療養費公費負担状況

区分 年度	計			一般患者医療費			就業制限・入院勧告患者					
							医 療 費				療 養 費	
	支 払 い 延 件 数(件)	支 払 金 額(円)	1 件 当り 平均 金額(円)	支 払 い 延 件 数(件)	支 払 金 額(円)	1 件 当り 平均 金額(円)	支 払 い 延 件 数(件)	支 払 金 額(円)	1 件 当り 平均 金額(円)	支 払 い 延 件 数(件)	支 払 金 額(円)	1 件 当り 平均 金額(円)
19	1,070	29,088,295	27,185	915	2,551,662 (6,923,280)	2,789 (7,566)	155	26,536,633 (62,339,488)	171,204 (402,190)	0	0	0
20	1,186	32,442,763	27,355	1,021	2,174,817 (6,923,390)	2,130 (6,781)	165	30,267,946 (71,478,892)	183,442 (432,205)	0	0	0
21	1,177	42,083,722	35,755	985	2,915,518 (8,029,680)	2,960 (8,152)	192	39,168,204 (79,659,710)	204,001 (414,894)	0	0	0
22	1,361	45,900,616	33,726	1,162	2,970,954 (8,804,210)	2,557 (7,577)	199	42,929,662 (82,624,722)	215,727 (415,200)	0	0	0
23	1,204	37,157,079	30,861	1,061	4,574,989 (14,148,880)	4,312 (13,335)	143	32,582,090 (77,367,034)	227,847 (541,028)	0	0	0

(注) 下段()の数値は総医療費とその平均金額。

③ 結核患者の医療

結核の適正な医療を普及するため、結核患者又は保護者からの申請により、感染症の診査に関する協議会の意見を聴取し、医療給付を行なっている。(感染症法第37条の2、第42条)

□結核外来患者医療費公費負担状況

(単位：人)

年 度	区 分	計	健 康 保 険		国 民 健康保険	生 活 保 譲 法	自 費 そ の 他	老 人 保 健 法	後 期 高 齡 者
			本 人	家 族					
19年度	申 請	192	44	10	81	29	1	27	
	承 認	183	42	10	79	25	1	26	
20年度	申 請	183	37	13	79	31	5		18
	承 認	178	34	13	78	30	5		18
21年度	申 請	193	49	11	70	31	5		27
	承 認	181	48	10	62	31	5		25
22年度	申 請	183	38	11	81	25	2		26
	承 認	179	37	11	79	25	2		25
23年度	申 請	237	64	14	85	27	3		44
	承 認	237	64	14	85	27	3		44

(6) 結核患者の療養支援

平成17年度から結核担当保健師業務を池袋保健所健康推進課に集中化し、専任制とした。

① DOTS (Directly Observed Treatment's Short-course 直接服薬確認療法)

結核患者の服薬を確認することにより、患者の治療の成功と結核のまん延を防止するとともに、薬剤耐性結核の発生を予防することを目的としている。(感染症法第53条の14)

(単位：人)

年 度	区分	実施 実人数	支援回数 (延数)	内 訳			
				訪問	面接	電話	
19年度	直接服薬支援 (DOTS)	137	1,414	91	574	749	
20年度	直接服薬支援 (DOTS)	158	1,825	79	679	1,067	
21年度	直接服薬支援 (DOTS)	166	1,786	178	701	907	
22年度	直接服薬支援 (DOTS)	187	1,377	126	587	664	
23年度	直接服薬支援 (DOTS)	185	1,151	61	369	721	
	保健所 DOTS	保健師	185	510	45	223	242
		看護師	155	641	16	146	479
	薬局DOTS		0	0	0	0	0

(注) 対象者の状況に応じて看護師や薬局が重複して支援しているため、23年度実施実人数は内訳の合計数とならない。

② 結核登録者の精密検査（管理検診）

結核登録者を対象に、治療終了後の再発早期発見や治療中断者の病状悪化の早期発見のため、病状に関する検査結果の把握を行なっている。(感染症法第53条の13)

(単位：人)

区分 年度	実施者数				検査結果				
	保健所	委託 医療機関	その他	計 (A)	結核 患者 発見数 (B)	結核患者 発見率 (%) (B) / (A)	発病のおそれ があると診断 された者(※)	治癒及び 異常なし	その 他
19年度	31	0	0	31	0	0.00	8	23	0
20年度	39	0	0	39	0	0.00	9	30	0
21年度	45	0	0	45	0	0.00	2	43	0
22年度	74	0	0	74	0	0.00	29	45	0
23年度	88	0	0	88	1	1.14	39	48	0

(※) 発病のおそれがあると診断された者：胸部X線検査で経過観察（3か月後、6か月後）の者。

(7) 新登録肺結核患者治療成績

結核患者治療終了後、菌検査の把握や、服薬及び治療状況等について分析・評価を行ない、結核対策に役立てている。肺結核患者の治療失敗・脱落率が5%以下を目標としている。

□肺結核新登録患者治療成績

(単位:人)

年 治療成績	19年	20年	21年	22年(%)	22年内訳（再掲）		
					喀痰塗抹 陽性	その他の 結核菌陽性	菌陰性・ その他
治 療	13	16	20	20(20.8)	9	7	4
治療完了	22	34	33	35(36.5)	13	18	4
死 亡	10	14	11	10(10.4)	10	0	0
治療失敗	2	0	0	1(1.0)	1	0	0
脱落中斷	8	1	7	1(1.0)	1	0	0
転 出	4	2	10	7(7.3)	3	2	2
12か月超え治療	5	4	3	8(8.3)	6	2	0
判定不能	10	11	11	14(14.6)	7	2	5
計	74	82	95	96(100.0)	50	31	15

治 療	必要な治療期間服用を完了し、かつ治療後半に培養陰性が確認されている者
治療完了	必要な治療期間服用を完了したが、治療後半の培養陰性が確認されていない者
死 亡	治療途中に死亡した者
治療失敗	治療5か月目以降に培養陽性になった者
脱落中斷	2か月以上中断した者
死 亡	治療途中に死亡した者
転 出	治療完遂前に、管轄地域外に転出した者
12か月超え治療	治療が超える者
判定不能	上記すべての判定に適合しない者

[5] 新型インフルエンザ対策

(1) 主な取り組み

年 度	主な取り組み
19年度	「豊島区新型インフルエンザ行動計画」「豊島区新型インフルエンザ対策マニュアル」(平成19年5月策定)。 陰圧テントなど発熱センター医療資器材整備、訓練実施。
20年度	区民・学校関係者・医療機関など対象に各種研修会開催。 個人防護服・N-95マスク等備蓄。
21年度	新型インフルエンザ発生、発熱相談センター開設・疫学調査・健康観察実施。 広報としま特集号の発行。ワクチン接種費用助成、妊婦マスク配布など。
22年度	ワクチン接種費用助成、妊婦マスク配布。
23年度	妊婦マスク配布…2,665件。 「豊島区業務継続計画～新型インフルエンザ編」検討(危機管理担当課と打ち合わせ)。

(2) 新型インフルエンザ発生時の対応

(平成 21 年度)

①新型インフルエンザの発生、対策本部の設置

平成21年4月28日、メキシコや米国等で確認された豚インフルエンザ(H1N1)が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症として位置づけられた。

豊島区では同年4月27日、池袋保健所内に「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、区長を本部長とする「危機管理対策本部会議」、「新型インフルエンザ対策会議」を連続して開催し、5月2日には「豊島区新型インフルエンザ対策本部」を設置した。

②発熱相談センター（新型インフルエンザ相談センター）の開設

- ・ 池袋保健所内に発熱相談センター開設。インフルエンザ様症状のある方を発熱外来(7月11日以降は一般医療機関)へ受診紹介、家庭での療養相談、ワクチン接種に関する相談などに対応。
- ・ 相談延件数：5,427件(21年4月27日～22年3月31日)

③正しい知識の普及（広報・ホームページ）

- ・ 広報としま「10／15 新型インフルエンザ 対策特集号」「11／9 新型インフルエンザワクチン特集号」発行。
- ・ ホームページ（随時更新）…発熱相談センター、インフルエンザの予防と家庭での療養、インフルエンザの流行状況、新型インフルエンザワクチン接種費用助成、妊婦へのマスク配付など新規作成。他にポスター、関係機関での講習会、としまテレビなど媒体活用。

④疫学調査・発生届・健康観察

- ・ 検疫法による健康観察…890件
- ・ 新型インフルエンザ発生届…15件
- ・ 積極的疫学調査訪問…10件

⑤アラート PCR 検査・サーベイランス

- ・ 発熱外来受診患者、濃厚接触者や集団発生時の有症状者、入院重症患者などを対象に新型インフルエンザ確定の検査・検体搬送を行なった。
- ・ PCR 検査…41件(豊島区依頼検査…5件、東京感染症アラート…36件)

⑥その他

- ・ 発熱外来、区内医療機関との連携・協力により早期受診を支援。
- ・ 妊婦マスク配付…1,576人。一人50枚、10月15日～3月31日まで配付。
- ・ 医療資器材の備蓄(N-95マスク、防護服など)
- ・ ワクチン接種費用助成…延べ20,238件。優先接種対象者(基礎疾患有する方、妊婦、1歳～高校生相当年齢)のワクチン接種一部費用、生活保護受給者等のワクチン接種費用全額を助成。

(平成 22 年度)

- ・ 広報としま「10／11 インフルエンザワクチン特集号」発行。
- ・ 妊婦マスク配付…1,506件
- ・ ワクチン接種費用助成…延べ21,231件。子ども(1歳～13歳未満)のワクチン接種一部費用、生活保護受給者等のワクチン接種費用全額を助成。

平成23年3月31日、新型インフルエンザ(A/H1N1)は、感染症法に規定する「新型インフルエンザ感染症」と認められなくなり、通常の季節性インフルエンザ「インフルエンザ(H1N1)2009」に移行。

[6] 麻しん対策

(1) 「豊島区麻しん対策実施計画」の策定

平成19年春、全国的な麻しん大流行を受けて、国は平成24年までに麻しん排除を達成するために、
①予防接種の充実、②発生動向調査の実施、③発生時の迅速対応を掲げている。

平成20年度及び21年度に策定した実施計画について、評価、見直しを行ない、引き続き効果的な対策を推進するため「豊島区麻しん対策実施計画(平成20～24年度)」を策定した。

(2) 積極的疫学調査

(単位：件)

年度 区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
調査件数	108	15	5	2	5

(3) 麻しん風しん混合ワクチン（MR）予防接種

① 予防接種率

(単位：%)

接種期 年度	第1期	第2期	第3期	第4期
19年度	91.9	80.2	* 平成20～24年度（5年間）の時限措置として実施	
20年度	86.6 (△5.3)	85.3 (5.1)	66.0 (-)	60.7 (-)
21年度	90.7 (4.1)	86.4 (1.1)	74.8 (8.8)	64.6 (3.9)
22年度	85.9 (△4.8)	88.6 (2.2)	79.4 (4.6)	68.6 (4.0)
23年度	90.9 (5.0)	87.1 (△1.5)	78.6 (△0.8)	73.2 (4.6)

(注) 下段の（ ）は、前年の接種率と比べた接種率の増減の数値である。

② 個別勧奨

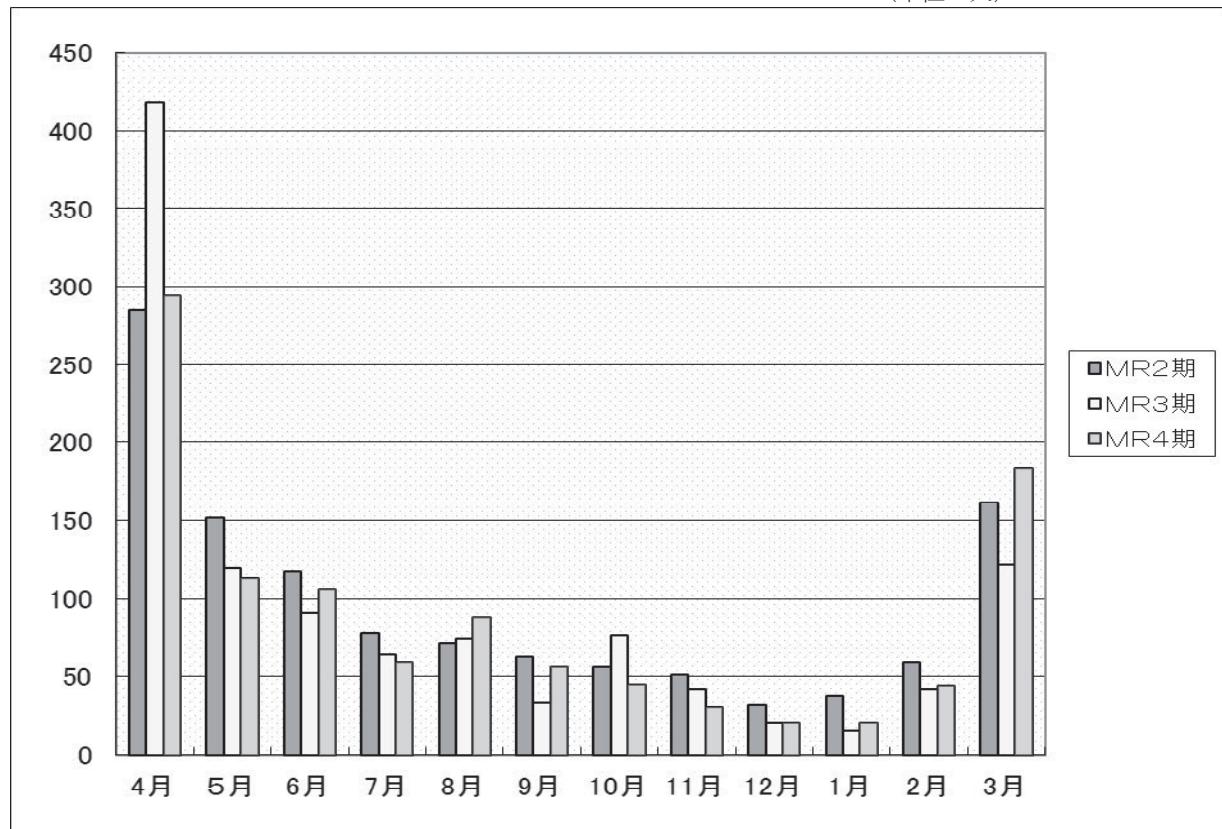
定期（一類疾病）の予防接種実施要領に基づく予防接種台帳を整備し、未接種者に対する個別勧奨を実施した。（平成24年2月27日送付：12月までの未接種者及び23区相互乗り入れによる接種者含む）

(単位：人)

接種期 区分	第2期	第3期	第4期
接種対象者数	1,384	1,420	1,423
個別勧奨者数（A）	507	521	808
個別勧奨後の接種者数（B）	263	173	236
個別勧奨に対する接種率（%） (B) / (A)	51.9	33.2	29.2

③ 月別予防接種者数（3月分には23区相互乗り入れによる接種者数を含む）

(単位：人)



③ 麻しん・風しん予防接種の経過措置（任意接種助成）

実績は、14. 予防接種 [2] 麻しん・風しん予防接の経過措置(任意接種助成) (P. 162) に掲載。

14. 予 防 接 種

[1]定期予防接種（予防接種法第3条）

感染症の発生及びまん延を予防するため、法令で定められた疾病（ポリオ・ジフテリア・百日せき・破傷風・麻しん・風しん・日本脳炎・結核・インフルエンザ）の予防接種を行なっている。

ジフテリア・百日せき・破傷風は三種混合ワクチン、ジフテリア・破傷風は二種混合ワクチンを使用している。また、平成18年4月1日から、麻しん・風しんは原則として麻しん風しん混合ワクチンによる接種となった。なお、結核の予防接種（BCG）については、結核予防法の廃止に伴い、平成19年度から予防接種法に位置づけられた。

区分 種類	実 施 の 方 法			予防接種法による対象年齢
	通 知 の 対 象	実施時期	実施場所	
B C G	生後3か月に達した者	毎月	保健所 健康相談所	生後6か月未満
ポリオ	1回目生後5～10か月の者 2回目生後11～16か月の者	毎年春季 と秋季	区施設 等の会場	生後3か月以上7歳半未満
D. P. T [第1期初回]	生後3か月に達した者 (3～4か月児健診時に配付)	年間を通じて 実施	区内契約 医療機関	生後3か月以上7歳半未満
D. P. T [第1期追加]	生後3か月に達した者 (3～4か月児健診時に配付)			
D. T [第2期]	11歳の誕生日に通知	年間を通じて実施	区内契約 医療機関	11歳以上13歳未満
麻しん・風しん	第1期 生後3か月に達した者 (3～4か月児健診時に配付)	年間を通じて 実施	区内契約 医療機関	1歳以上2歳未満
	第2期 小学校就学の1年前に通知			5歳以上7歳未満で、 小学校就学前の1年間 (就学前年度4/1～3/31)
	第3期 中学校1年生に相当する 年の年度初めに通知			13歳になる年度 中学校1年生に 相当する1年間
	第4期 高校3年生に相当する 年の年度初めに通知			18歳になる年度 高校3年生に相当する1年間
日本脳炎	第1期 3歳に達した者 初回 (3歳児健診時に配付)	年間を通じて 実施	区内契約 医療機関	生後6か月以上7歳半未満
	第1期 追加 3歳に達した者 (3歳児健診時に配付)			
	第2期 9歳の誕生日に通知			
インフルエンザ	12月末現在で65歳 に達する方に通知	10月1日 から 1月31日	区内契約 医療機関	65歳以上 (特定疾患は60歳以上)

(注1) 麻しん・風しんは平成18年度から、混合ワクチンが2回接種となった。

(注2) 麻しん・風しんは平成20年から5年間の時限措置として第3期・第4期が追加された。

(注3) 日本脳炎第3期は、平成17年7月29日付廃止。

□実績

(単位:人)

年度	区分	三種混合 (D P T)		二種 混合	ポリオ (春・秋)		麻 し ん	風 し ん	麻しん風しん 混合 (MR)			
		1期初回	1期 追加	2期	1回目	2回目			1期	2期	3期	4期
19	対象者(延)	4,926	1,642	1,410	1,645	1,506	/	/	1,642	1,452	/	/
	実施者(計)	4,045	1,126	796	1,546	1,341	/	/	1,509	1,164	/	/
	接種率(%)	82.1	68.6	56.5	94.0	89.0	/	/	91.9	80.2	/	/
20	対象者(延)	5,109	1,703	1,360	1,655	1,625	/	/	1,703	1,443	1,360	1,472
	実施者(計)	4,846	1,365	828	1,553	1,459	4	62	1,475	1,231	897	894
	接種率(%)	94.9	80.2	60.9	93.8	89.8	/	/	86.6	85.3	66.0	60.7
21	対象者(延)	5,478	1,826	1,260	1,689	1,635	/	/	1,636	1,413	1,429	1,474
	実施者(計)	5,004	1,448	863	1,522	1,468	10	7	1,484	1,221	1,069	952
	接種率(%)	91.3	79.3	68.5	90.1	89.8	/	/	90.7	86.4	74.8	64.6
22	対象者(延)	5,652	1,884	1,436	1,808	1,737	/	/	1,884	1,394	1,383	1,436
	実施者(計)	5,258	1,610	982	1,699	1,567	0	5	1,619	1,235	1,098	985
	接種率(%)	93.0	85.5	68.4	94.0	90.2	/	/	85.9	88.6	79.4	68.6
23	対象者(延)	5,712	1,904	1,421	1,796	1,769	/	/	1,791	1,384	1,420	1,423
	実施者(計)	5,556	1,592	791	1,167	1,334	4	1	1,628	1,205	1,116	1,041
	接種率(%)	97.3	83.6	55.7	65.0	75.4	/	/	90.9	87.1	78.6	73.2

(単位：人)

年度	区分	日本脳炎						B C G	インフル エンザ (高齢者)
		1期初回 (7歳6か 月未満)	1期追加 (7歳6か 月未満)	1期初回 (7歳6か 月～20歳 未満)	1期追加 (7歳6か 月～20歳 未満)	2期 (9歳～ 13歳未満)	2期 (13歳～ 20歳未満)		
19	対象者(延)	0	0			0		1,711	50,341
	実施者(計)	44	9			8		1,599	24,442
	接種率(%)							93.5	48.6
20	対象者(延)	0	0			0		1,703	51,592
	実施者(計)	122	36			12		1,618	23,708
	接種率(%)							95.0	46.0
21	対象者(延)	0	0			0		1,826	52,245
	実施者(計)	497	85			18		1,720	22,627
	接種率(%)							94.2	43.3
22	対象者(延)	3,056	1,528			864		1,884	52,772
	実施者(計)	5,144	635	306	336	1,673		1,775	25,621
	接種率(%)	168.3	41.6			193.6		94.2	48.5
23	対象者(延)	2,350	1,175			1,452		1,904	52,909
	実施者(計)	3,355	1,374	1,048	504	585	390	1,809	22,928
	接種率(%)	142.8	116.9			40.3		95.0	43.3

(注) 日本脳炎については「平成17年5月30日付、厚生労働省の勧告による積極的勧奨の差し控え」により、予診票の個別送付を中止していたため、平成18年～21年度は対象者数（予診票交付者数）を0としている。

平成21年に新ワクチン（乾燥細胞培養日本脳炎ワクチン）が承認され、平成22年4月1日から3歳に対して、第1期の積極的勧奨が再開された。平成22年8月27日からは第2期でも新ワクチンの接種が可能となり、同時に第2期の対象年齢で第1期接種完了していない方について、第1期の接種が可能となった。

平成23年5月20日からは、積極的勧奨の差し控えにより予防接種の機会を逸した者（平成7年6月1日生まれから平成19年4月1日生まれまでの者）のうち7歳6か月以上9歳未満および13歳以上20歳未満の者についても、定期の予防接種の対象となった。

[2] 麻しん・風しん予防接種の経過措置（任意接種助成）

平成18年度から麻しん・風しん予防接種は、混合ワクチンをⅠ期・Ⅱ期の2回接種となった。これに伴い、定期を過ぎた未接種者に対し、豊島区独自の経過措置（任意接種の全額助成）を設けている。

また、平成20年度から、第3期（中学1年生相当）第4期（高校3年生相当）の定期予防接種が追加されたことに伴い、平成21年度から対象を拡大した。

平成23年7月11日より、麻しんの感染および拡大防止を強化するため、さらに対象を拡大し、小学校1年生から18歳未満までの者で定期の予防接種を終了していない者について2回まで助成を行なっている。

□接種回数(平成23年7月11日から)

年齢	所要接種回数
2歳から就学1年前に達する日にいたるまでの間	1回
小学校1学年に相当する年齢から18歳未満の間	2回

□経過措置実績

対象・区分 年度	2歳～ 第2期対象以前			小学校1年生			小学校1年生～ 6年生			中学校2年生			中学校2年生～ 18歳未満		
	M R	麻 し ん (M)	風 し ん (R)	M R	M	R	M R	M	R	M R	M	R	M R	M	R
19年度	81	7	28	127	6	5									
20年度	21	1	5	34	0	0									
21年度	19	0	1	30	0	0				15	0	0			
22年度	25	0	1	28	0	0				18	0	0			
23年度	26	1	0				49	0	0				42	0	1

[3] 任意予防接種の助成

(1) 高齢者肺炎球菌ワクチン

平成21年度から、肺炎が要因で死亡するリスクの高い75歳以上の高齢者のうち、肺炎球菌に感染した時に重症化しやすい、慢性の疾患や特定の疾病を有する高齢者に対して、肺炎球菌ワクチン接種に対する助成を行なっている。これは肺炎のり患及び重症化の予防及び肺炎球菌ワクチン接種の費用を助成することにより任意の予防接種を勧めることを目的とする。

平成23年度から、対象者を区内在住の75歳以上全員に拡大した。ただし前回の接種日から5年を経過していない場合は対象としない。

(単位：人)

区分 年度	対象者数	実施件数			接種率 (%)
		総数	一部助成	全額助成	
21年度	慢性疾患や特定疾患有する75歳以上の高齢者	1,150	279	267	12 24.3
22年度		972	109	103	6 11.2
23年度	75歳以上すべての高齢者	25,688	5,793	5,503	290 22.6

(注) 生活保護受給者と、中国残留邦人の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立に関する法律による支給給付金を受給している方は全額助成している。

(2) Hibワクチン

平成22年4月よりインフルエンザ菌b型による感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、咽頭蓋炎、肺炎及び骨髄炎など）を予防するワクチン接種を対象者に対し一部助成を行なっている。これはHibワクチン接種の費用を助成することにより任意の予防接種を勧めることを目的とする。

対象者は、区内に在住し、2か月以上5歳未満の乳幼児。助成は1人につき4回以内。

□接種開始時期と接種回数

接種開始	初回免疫	追加免疫
2か月以上 7か月未満	3回(4~8週間隔)	1回(初回3回目から1年後)
7か月以上 12か月未満	2回(4~8週間隔)	1回(初回2回目から1年後)
1歳以上 5歳未満		1回

□年齢別接種回数別件数

	接種時期	第1回目	第2回目	第3回目	追加	合計
22	2か月以上 7か月未満	868	612	294	0	1,774
	7か月以上 12か月未満	301	375	391	0	1,067
	1歳以上 5歳未満	556	124	58	379	1,117
	合 計	1,725	1,111	743	379	3,958
23	2か月以上 7か月未満	1,257	985	716	0	2,958
	7か月以上 12か月未満	275	332	367	19	993
	1歳以上 5歳未満	312	214	189	785	1,500
	合 計	1,844	1,531	1,272	804	5,451

(3) 小児用肺炎球菌ワクチン

平成23年4月より、肺炎球菌による重い感染症（肺炎のほか中耳炎や、細菌性髄膜炎など）を予防するワクチン接種を対象者に対し一部助成を行なっている。これはワクチン接種の費用を助成することにより任意の予防接種を勧めることを目的とする。

対象者は、区内に在住し、2か月以上5歳未満の乳幼児。助成は1人につき4回以内。

□接種開始時期と接種回数

接種開始	初回免疫	追加免疫
2か月以上 7か月未満	3回(27日間以上の間隔)	1回(初回3回目から60日以上あけて標準12~15か月児)
7か月以上 12か月未満	2回(27日間以上の間隔)	1回(初回2回目から60日以上あけて標準12~15か月児)
1歳以上 2歳未満		2回
2歳以上 5歳未満		1回

□年齢別接種回数別件数

	接種時期	第1回目	第2回目	第3回目	追加	合計
23	2か月以上 7か月未満	1,292	1,001	508	0	2,801
	7か月以上 12か月未満	258	334	371	9	972
	1歳以上 2歳未満	384	253	171	626	1,434
	2歳以上 5歳未満	431	62	15	124	632
	合 計	2,365	1,650	1,065	759	5,839

(4) 子宮頸がん予防ワクチン

平成22年11月から子宮頸がん予防ワクチンの助成を行なっている。

子宮頸がんは、ヒトパピローマウイルス（HPV）の感染により発症し、近年の日本では20・30歳代の女性のり患者が増えている。

子宮頸がん予防ワクチンは、発がん性の高いHPV16型と18型のワクチンで、子宮頸がんの60%を防ぐことができると言われている。女性は、子宮頸がん予防ワクチンの接種と子宮頸がん検診することにより、子宮頸がんから体を守ることができるとされる。

豊島区では、子宮頸がん予防ワクチンの接種推奨年齢にあたる中学生1年生（22年度に限り中学1・2・3年生）の女子に対して、高額な接種費用を区で負担することにより、ワクチンの接種勧奨を実施して将来に渡り区民の健康を守ることを目指している。

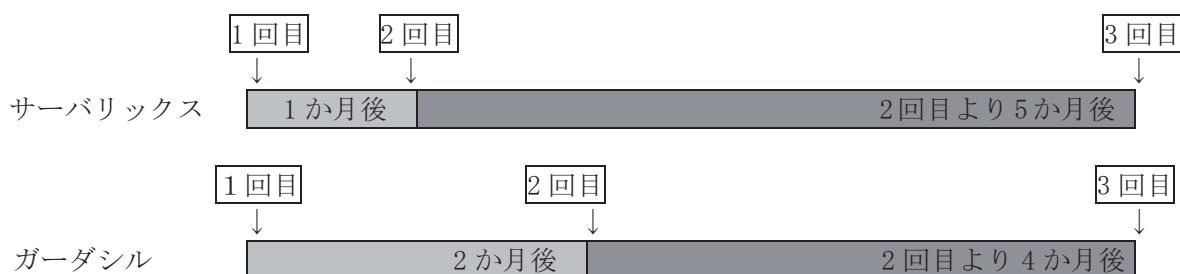
□対象 接種時、豊島区に住民登録もしくは外国人登録のある女子

区分 年度	対象者数（発送人数）				接種件数（延数）				
	中学 1年生	中学 2年生	中学 3年生	合計	中学 1年生	中学 2年生	中学 3年生	高校 1年生	合計
22年度	707	737	706	2,150	360	390	377	/	1,127
23年度	698	/	/	698	801	1,072	1,089	985	3,947

（注）平成22年度の対象者はワクチンが一時期不足し希望しても接種できない状況になったため、当初平成24年1月末までとしていた接種期間を平成24年3月31日まで延長した。平成23年度の対象者の接種期間は平成25年1月末までである。

□接種回数

1人3回（初回、1か月後、2回目より5か月後）または（初回、2か月後、2回目より4か月後）



15. エイズ・性感染症対策

エイズ (AIDS-Acquired Immuno Deficiency Syndrome 後天性免疫不全症候群)は、H I V (Human Immunodeficiency Virus ヒト免疫不全ウイルス)が感染して、人の免疫機能の中心的な役割を担っているCD4リンパ球(白血球の一種)が次々に破壊される病気である。

H I Vは主に3つの経路で感染する。なかでも性的接触による感染(性感染症)が最も多く、その他に血液を介しての感染、母から子への母子感染がある。男女ともに性行動の低年齢化が進んでいることから、今後若者への更なる感染拡大が危惧されている。

エイズ対策として、下記の事業を実施している。

- A I D S知ろう館を拠点とした、感染予防また偏見・差別の解消のための普及・啓発活動
- エイズ相談・H I V検査の実施
- H I V感染者及びエイズ患者に対する電話・面接・訪問等による療養相談（保健師活動にて掲載）
- H I V感染者・エイズ患者の療養支援として、身体障害者手帳の発行（保健福祉センターにて対応）

[1] 普及・啓発活動

(1) A I D S知ろう館（豊島区池袋保健所A I D S知ろう館の団体利用に関する要綱）

豊島区のエイズ対策の拠点として、「A I D S知ろう館」を運営している。

□経緯

時 期	内 容
平成 6年10月 3日	旧池袋保健所1階 (84.00m ²) に開設
平成10年12月28日	新池袋保健所1階 (88.39m ²) に移転
平成18年11月 1日	建物面積を56.57m ² に縮小

□事業内容

区 分	内 容
1 図書等の貸出	<ul style="list-style-type: none">・エイズに関する図書、ビデオ、D V D、資料等の閲覧・貸し出し・エポック10活動団体 男女共同参画週間へのパネル貸し出し
2 施 設 利 用	<ul style="list-style-type: none">・学習会・講習会等による個人・団体による施設利用
3 視 察 ・ 研 修	<ul style="list-style-type: none">・国内外の行政機関や教育機関、JICA海外研修、修学旅行生、学生、看護学生等の視察・研修を受け入れている。

(2) 健康教育

HIV感染者・エイズ患者が増加する中、思春期の保健対策の強化が重要な課題になっている。豊島区では、平成12年度から学校保健と連携しながらエイズやタバコに関する健康教育を実施している。

年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
参加人数	1,640人	2,545人	1,272人	1,098人	1,022人
対象	小学校 3校 中学校 8校 高校 1校 専門学校 1校 学校保健会2	小学校 2校 中学校 6校 高校 2校 専門学校 1校	小学校 3校 中学校 6校 高校 1校 専門学校 1校	小学校 2校 中学校 6校 高校 1校 専門学校 0校	小学校 2校 中学校 5校 高校 1校 専門学校 0校

(3) その他の啓発活動

エイズ講演会：「女性とこころとからだ。女医さんの話を聞いてみよう！」 31人
『エイズを取り巻く現状』 豊島区版冊子の配布
広報としま特集号 (HIV検査週間・エイズ予防月間)

[2] 相談・検査実施状況

エイズに関する電話相談・来所相談を随時実施している。また、月に1回、匿名、無料、予約制でHIV検査及び相談を実施している。また、HIV通常検査時に、希望者には性感染症検査として、クラミジア抗体検査、梅毒検査を実施している。

□エイズ相談件数 (単位：人)								
区分 年度	電話相談			来所相談				相談 合計
	男	女	計	男	女	不明	計	
19年度	138	44	182	512	405	8	925	1,107
20年度	93	33	126	618	553	0	1,171	1,297
21年度	70	16	86	398	394	0	792	878
22年度	61	19	80	378	389	0	767	847
23年度	73	21	94	416	275	0	691	785

(注) 平成19年度から来所相談は、検査時及び結果時、相談のみを合計した数値である。

□HIV通常検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)				陽性者 (人)				陽性率 (%)			
		男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計
19年度	12	199	168	4	371	0	0	0	0	0	0	0	0
20年度	12	272	260	0	532	1	1	0	2	0.4	0.4	0	0.4
21年度	12	184	189	0	373	5	0	0	5	2.7	0	0	1.3
22年度	10	165	157	0	322	1	0	0	1	0.6	0	0	0.3
23年度	9	156	110	0	266	0	1	0	1	0	0.9	0	0.4

□ H I V即日検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)				陽性者 (人)				陽性率 (%)			
		男	女	不明	計	男	女	不明	計	男	女	不明	計
19年度	6	102	74	0	176	1	0	0	1	1.0	0	0	0.6
20年度	2	51	36	0	87	0	0	0	0	0	0	0	0
21年度	2	22	24	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0
22年度	2	69	61	0	130	0	0	0	0	0	0	0	0
23年度	3	103	57	0	160	0	0	0	0	0	0	0	0

□ クラミジア抗体検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)			陽性者 (人)			陽性率 (%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
19年度	12	190	158	348	39	67	106	20.5	42.4	30.5
20年度	12	258	239	497	48	85	133	18.6	35.6	26.8
21年度	12	176	179	355	34	74	108	19.3	41.3	30.4
22年度	10	155	140	295	28	54	82	18.1	38.6	27.8
23年度	9	149	104	253	23	34	57	15.4	32.7	22.5

□ 梅毒検査

区分 年度	回数 (回)	受診者 (人)			陽性者 (人)			陽性率 (%)		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
19年度	12	184	162	346	2	0	2	1.1	0	0.6
20年度	12	254	241	495	4	1	5	1.6	0.4	1.0
21年度	12	176	181	357	5	2	7	2.8	1.1	2.0
22年度	10	155	146	301	6	1	7	3.9	0.7	2.3
23年度	9	150	102	252	2	0	2	1.3	0	0.8

[3] 東京都エイズ啓発拠点事業

東京都の平成18年度エイズ啓発拠点事業の実施に伴い、平成19年から「AIDS知ろう館」に東京都エイズ啓発拠点「ふおー・ていー」を開設。（平成18年度は試行実施）

スタッフが常駐し、平日は午後2～7時、土日・祝日は午後1～6時に開設している。

事業内容として、若者の相談、学習支援、予防啓発、館内イベント開催、NPO活動支援を実施している。

□23年度事業実績

区分	実績
来館者数	6,831人
見学件数	43件
電話件数	675件
相談件数	6,403件
参加型勉強会	9団体・29件 389人
池袋地区でのアウトリーチ活動	実施回数 45回 メッセージカード配布1,543枚
特別アウトリーチ	成人式 メッセージカード配布180枚
地域連携行事	4回2,718人
講師派遣	4回
取材実績	3回

※平成23年3月11日～4月6日まで、東日本大震災の影響により、AIDS知ろう館は休館。

16. 特定疾患対策

国及び東京都では、難病等（スモン・ベーチェット病等）にかかるられた方に対して、医療費等を助成することにより、その医療の確立と普及を図り、併せて患者さんの医療費等の負担軽減を図ることを目的として難病対策を実施している。

また、東京都では、小児慢性特定疾患治療研究事業に基づき、定められた対象疾患の治療方法等の情報を今後の治療研究に生かすとともに、その治療にかかった費用（保険適用分）の一部を、公費によって助成している。

そして、保健所ではこれらの医療費助成制度に関する申請などの受付（経由事務）を行なっている。

[1] 小児慢性疾患医療費助成

(1) 小児慢性疾患取扱件数（申請件数）

(単位：件)

区分 年 度	計	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内 分泌 疾患	こ う 原 病	糖 尿 病	先 天 性 代 謝 異 常	慢 性 血 液 ・ 免 疫 疾 患	神 経 (点頭てんかん含む) ・ 筋 疾 患	慢 性 消 化 器 疾 患
19年度	89	11	6	0	20	20	9	6	6	4	6	1
20年度	93	16	6	0	23	20	9	4	4	2	5	4
21年度	90	12	5	0	25	19	6	8	4	3	5	3
22年度	85	13	3	0	19	20	5	6	6	2	5	6
23年度	88	15	3	0	15	30	4	4	8	2	4	3
池袋	55	10	2	0	14	16	2	1	4	1	3	2
長崎	33	5	1	0	1	14	2	3	4	1	1	1

[2] 難病医療費等助成

(1) 難病医療費等助成取扱件数（申請件数）

① 国庫補助事業対象疾病

19年度までの上段は老人保健法による65歳以上の患者を再掲。20年度から廃止されたため再掲せず。

(単位：件)

区分	年 度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	池袋	長崎
疾病番号	計	527 1,179						
01	ベーチェット病	12 44	43	36	38	38	19	19
02	多発性硬化症	3 27	27	31	26	30	23	7
03	重症筋無力症	14 29	29	31	33	34	18	16
04	全身性エリテマトーデス	21 102	98	101	103	102	68	34
05	スモン	4 5	5	1	5	5	5	0
06	再生不良性貧血	5 12	15	17	16	17	12	5
07	サルコイドーシス	16 37	32	32	32	32	26	6

区分	年度							池袋	長崎
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
08	筋萎縮性側索硬化症	12 20	20	18	16	14	9	5	
09	強皮症	33 50	51	52	56	54	41	13	
093	皮膚筋炎・多発性筋炎	10 26	30	32	33	30	19	11	
10	特発性血小板減少性紫斑病	14 32	36	35	38	31	16	15	
11	結節性動脈周囲炎	8 10	14	9	14	14	8	6	
12	潰瘍性大腸炎	29 189	203	237	252	264	171	93	
13	高安病(大動脈炎症候群)	5 17	18	15	15	15	11	4	
14	ビュルガー病	3 7	8	7	7	7	6	1	
15	天疱瘡	2 8	9	10	9	9	6	3	
16	脊髄小脳変性症	28 40	41	44	45	40	25	15	
17	クローン病	4 59	53	60	65	77	58	19	
18	劇症肝炎	0 0	0	1	0	1	0	1	
19	悪性関節リウマチ	8 11	9	13	10	10	5	5	
20	パーキンソン病関連疾患	166 190	199	217	214	204	124	80	
21	アミロイドーシス (原発性アミロイド症)	0 2	2	1	1	1	0	1	
22	後縦靭帯骨化症	25 41	42	49	48	42	30	12	
23	ハンチントン病	0 0	0	0	3	3	2	1	
24	モヤモヤ病 (ウィリス動脈輪閉塞症)	2 14	11	15	16	20	13	7	
25	ウェゲナー肉芽腫症	2 3	3	2	7	6	3	3	
26	特発性拡張型(うつ血型) 心筋症	9 28	30	27	35	31	20	11	
27	多系統萎縮症	7 10	9	10	7	9	7	2	
28	表皮水疱症 (接合部型及び栄養障害型)	0 2	3	2	1	1	1	0	
29	膿疱性乾癬	2 3	2	3	1	1	1	0	
30	広範脊柱管狭窄症	1 1	1	2	5	3	3	0	
31	原発性胆汁性肝硬変	22 39	37	38	42	38	30	8	
32	重症急性膵炎	3 6	6	9	5	3	1	2	
33	特発性大腿骨頭壊死症	4 14	15	20	18	18	16	2	
34	混合性結合組織病	4 8	11	9	9	9	7	2	
35	原発性免疫不全症候群	0 3	2	2	2	4	0	4	
36	特発性間質性肺炎	10 12	13	20	17	12	6	6	

区分	年度						池袋	長崎
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度		
37	網膜色素変性症	28 47	41	45	47	40	30	10
38	プリオントン病	0 0	0	3	1	3	1	2
39	肺動脈性肺高血圧症	0 2	2	2	2	2	2	0
40	神経線維腫症(Ⅰ型/Ⅱ型)	0 13	10	14	18	25	17	8
41	亜急性硬化性全脳炎	0 0	0	0	0	0	0	0
42	バッド・キアリ症候群	0 0	0	0	0	0	0	0
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	2 3	2	5	6	6	3	3
44	ライソゾーム病 (ファブリー病含む)	0 1	1	1	2	1	1	0
45	副腎白質ジストロフィー	0 0	1	0	0	0	0	0
46	家族性高コレステロール血症					0	0	0
47	脊髄性筋萎縮症			1	2	1	1	0
48	球脊髄性筋萎縮症					1	1	0
49	慢性炎症性脱髓性多発神経炎			4	8	6	4	2
50	肥大型心筋症			6	11	8	5	3
51	拘束型心筋症					0	0	0
52	ミトコンドリア病			4	5	3	1	2
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)					2	2	0
54	重症多形滲出性紅斑 (急性期)					0	0	0
55	黄色靭帯骨化症					1	1	0
56	間脳下垂体機能障害			16	31	27	12	15
99	先天性血液凝固因子欠乏症等	9 12	9	10	9	5	5	0

(注1) No23, 24, 25, 26は、平成14年6月1日から疾病名変更。

(注2) No39, 43は、平成21年10月1日から疾病名変更。

(注3) No46, 48, 51, 53, 54, 55, 56は、平成21年12月1日から開始。

(注4) 下記A, B, C, Dは平成21年12月1日から東京都単独事業対象から国補助事業対象へ移管され、上記No47, 49, 50, 52となりました。

A	脊椎性筋委縮症	1 1	1					
B	慢性炎症性脱髓性多発神経炎	2 3	3					
C	特発性肥大型心筋症 (拡張相)	0						
D	ミトコンドリア脳炎症	1 4	3					

② 東京都単独事業対象疾病

19年度までの上段は老人保健法による65歳以上の患者を再掲。20年度から廃止されたため再掲せず。

(単位：件)

区分	年度							池袋	長崎
		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度			
疾病番号	計	341 663	644	703	710	658	433	225	
74	進行性筋ジストロフィー	2 10	9	7	9	8	8	0	
76	ウィルソン病	0 1	1	0	0	0	0	0	
765	脊髄空洞症	14 25	4	4	4	3	1	2	
77	悪性高血圧	0 0	0	0	0	0	0	0	
80	骨髄線維症	0 1	1	0	1	1	1	0	
81	ネフローゼ症候群	11 39	35	39	49	43	31	12	
83	母斑症	0 1	0	1	3	2	2	0	
84	シェーグレン症候群	27 44	23	43	36	39	30	9	
85	多発性囊胞腎	2 8	7	6	8	7	5	2	
86	特発性門脈圧亢進症	1 3	3	3	3	3	1	2	
863	原発性硬化性胆管炎	0 0	0	0	0	0	0	0	
866	肝内結石症	0 1	2	2	2	1	1	0	
87	ミオトニー症候群	1 10	10	8	7	7	6	1	
88	特発性好酸球增多症候群	2 2	1	2	1	1	1	0	
883	アレルギー性肉芽腫性血管炎	2 6	7	9	8	8	1	7	
89	強直性脊椎炎	2 6	4	3	4	4	2	2	
91	びまん性汎細気管支炎	2 6	5	5	5	5	3	2	
93	遺伝性(本態性) ニューロバチー	0 2	2	3	3	3	2	1	
95	遺伝性QT延長症候群	0 0	0	1	0	1	1	0	
96	先天性ミオパチー	0 0	0	0	0	0	0	0	
961	成人スタイル病	2 5	5	7	7	7	5	2	
97	網膜脈絡膜萎縮症	0 0	0	0	0	1	1	0	
98	自己免疫性肝炎	6 7	9	12	13	15	11	4	
78	人工透析を必要とする腎不全	267 486	516	548	547	499	320	179	

③ 在宅難病患者医療機器貸与事業

在宅で療養している難病患者に対し、吸入器・吸引器を無料で貸し出している。

平成23年度 池袋保健所 4件 長崎健康相談所 5件

④ 在宅難病患者緊急一時入院事業

難病患者の在宅生活を支えている家族などの介護者が、自身の病気や事故などの理由によって一時的に介護ができなくなった場合等、患者が短期間入院できるように、東京都が都内の病院にベッドを確保している。利用の受付を区で行なっている。

平成23年度 池袋保健所 0件 長崎健康相談所 0件

(2) その他

① 難病患者福祉手当（障害者福祉課障害者福祉係にて実施）

難病患者において年齢や所得などの基準を満たす方へ手当を支給している。

② その他の福祉サービス（中央・東部・西部 各保健福祉センター・障害者在宅支援係で実施）

ホームヘルプサービス事業、日常生活用具給付事業、福祉タクシー券の交付、

機能回復助成（はり・きゅう・マッサージ）、重度身体障害者等緊急通報システム

寝具類洗濯乾燥サービス、身体障害者手帳の発行

17. 肝炎対策

肝炎対策は、平成18年度から「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号）に基づき保健所で検査を実施している。フィブリノーゲン製剤問題を契機として、平成20年度から、緊急肝炎ウイルス検査を開始した。

肝炎対策を総合的に推進するため、「肝炎対策基本法」（平成21年法律第97号）が制定され、肝炎の予防・早期発見の推進、肝炎医療の促進及び研究の推進等を基本的施策として、平成22年1月から施行された。

[1] 検査事業

(1) B型・C型肝炎ウイルス検査事業

□ 肝炎検査（池袋保健所） (平成18年11月から実施) (単位：人)

年 度	受診者数	B型肝炎陽性者	C型肝炎陽性者
19年度	246	3	5
20年度	96	3	1
21年度	96	0	0
22年度	81	3	2
23年度	27	2	0

□ 緊急肝炎ウイルス検査（区内指定医療機関で実施） (単位：人)

年 度	受診者数	B型肝炎陽性者	C型肝炎陽性者
20年度	429	5	2
21年度	1,449	21	13
22年度	1,869	17	16
23年度	1,199	10	12

(2) B型・C型肝炎ウイルスに関する健康相談

区が実施する肝炎ウイルス検診において、B型肝炎ウイルス検査結果で陽性、またはC型肝炎ウイルス検査結果で感染している可能性が極めて高いと判断された者に対して、専門医療機関への受診や療養上の指導、相談、医療費助成の案内及び肝炎手帳の配布している。

また、肝炎に関する電話相談・来所相談を隨時実施している。

□ 相談件数 (単位：人)

区分 年度	相談延数	内 訳		
		訪問	面接	電話・文書
22年度	79	0	11	68
23年度	86	0	21	65

[2] 医療費助成

(1) B型・C型ウイルス肝炎医療費助成制度

国及び東京都では、B型・C型ウイルス肝炎の治癒を目的として、インターフェロン治療を必要とする方に対し医療費等を助成し負担軽減を図っており、区はその申請受付等の経由事務を担当している。

【肝炎対策の経過】

平成14年10月 1日：B・C型ウイルス肝炎入院医療費助成開始。

平成19年 9月30日：B・C型ウイルス肝炎入院医療費助成の新規受付終了。（3年の経過措置あり）

平成19年10月 1日：C型肝炎のインターフェロン治療医療費助成開始。

平成20年 4月 1日：B型肝炎のインターフェロン治療医療費助成開始。

平成22年 4月 1日：肝炎対策基本法施行。B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度が拡充。

・自己負担限度額の引下げ

・B型ウイルス肝炎の核酸アノログ製剤治療を助成対象に追加

・制限利用回数の制限緩和（C型肝炎インターフェロン治療で一定の要件を満たす場合、2回目の利用も可）

平成23年 9月26日：B型慢性肝炎のペグインターフェロン治療医療費助成及び、B型慢性肝炎のインターフェロンの2回目の利用が可能。

平成23年12月26日：C型慢性肝炎のペグインターフェロン・リバビリン・テラプレビル3剤併用療法（助成期間7か月・認定基準を満たした肝臓専門医療機関にて実施可）を1回のみ助成開始。

□ B・C型ウイルス肝炎入院医療費助成申請件数 (単位：件)

年度 区分	19年度	20年度	21年度	22年度
申請件数	27	1	1	1

（注）入院医療費助成の新規受付は、平成19年9月末で終了。3年の経過措置のため制度終了は、平成22年9月末。

□ B型ウイルス肝炎治療医療費助成申請件数 (単位：件)

年度 区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	池袋	長崎
インターフェロン製剤治療		1	1	3	6	5	1
核酸アノログ製剤治療				69	87	62	25

□ C型ウイルス肝炎治療医療費助成申請件数 (単位：件)

年度 区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	池袋	長崎
インターフェロン製剤治療	56	52	38	44	31	28	3
ペグインターフェロン、リバビリン及びテラプレビル3剤併用療法					2	2	0

(2) 身体障害者手帳

平成21年12月に身体障害者福祉法施行令及び身体障害者福祉法施行規則が改正になり、平成22年度から肝臓機能障害による身体障害者手帳の交付を開始した。

（身体障害者手帳の受付は中央福祉保健センターで実施。）

18. 公害健康被害補償

大気の汚染又は水質の汚濁の影響により健康を害した被害者の救済のため、昭和48年に公害健康被害補償法が制定された。これは健康被害者に対し、汚染原因物質の排出者から徴収した資金をもとに、損害の補償を行なうことによって、これらの人々の迅速かつ公正な保護を図ることを目的としている。

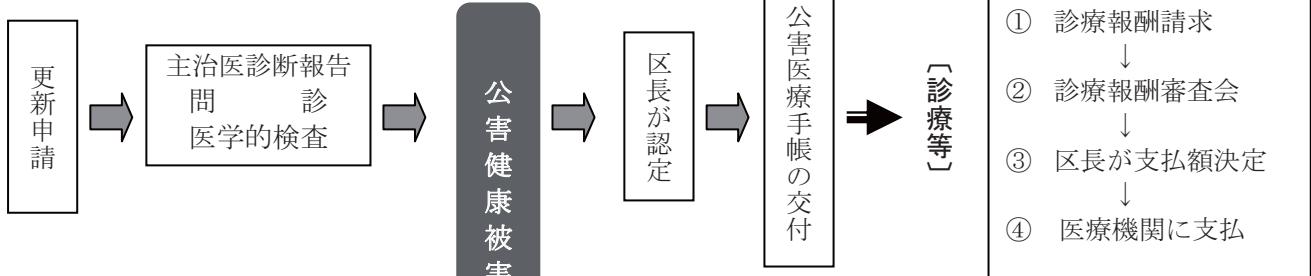
豊島区は、昭和50年12月19日、相当範囲にわたる著しい大気汚染が生じ、その影響による疾病が多発しているとして地域指定を受け、公害健康被害補償制度の適用を受けることとなった。

その後、大気汚染の状況が全般的に改善の方向にあるとして、昭和62年に制度改正が行なわれ、個別補償から大気汚染による健康被害の予防に重点をおいた対策が講じられることになった。この制度改正により、昭和63年3月1日から指定地域が全面解除され、新規の認定が行なわれなくなった。

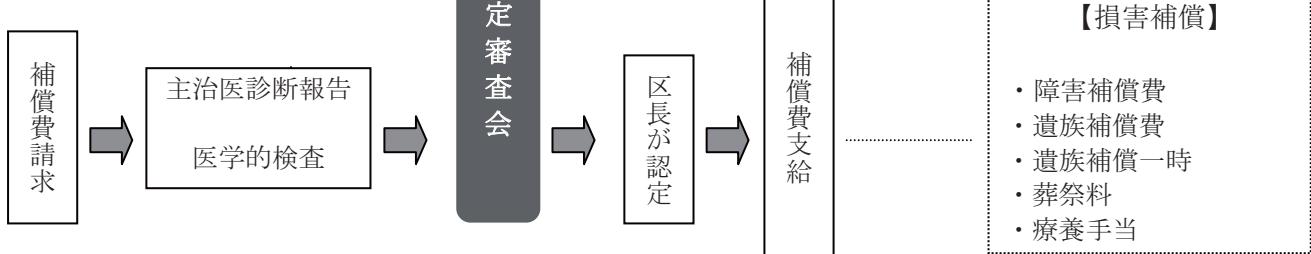
現在はこれまでに認定された健康被害者の認定更新及び補償給付を継続して行なっている。

[1] 認定の更新の仕組み

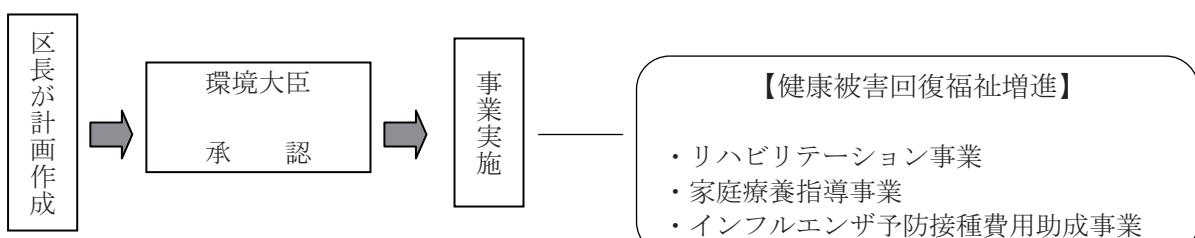
(1) 更新申請



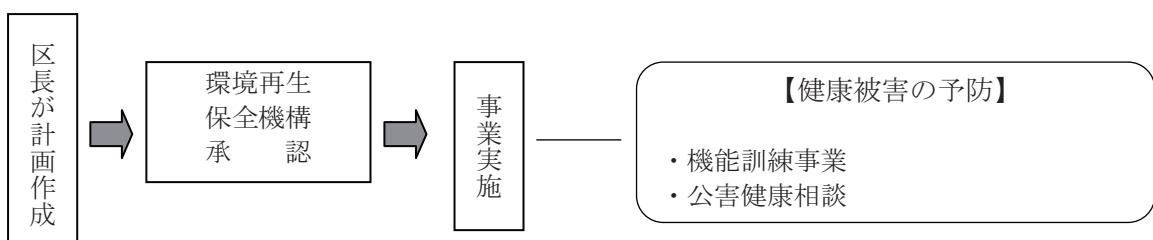
(2) 補償請求



(3) 公害保健福祉事業



(4) 公害保健予防事業



[2] 認定状況等

(1) 申請・認定期件数

区分 年度	申請 (件)	申請 取下げ (件)	認定 否決 (件)	未審査 (件)	本区 認定 (件)	転入 (件)	死亡 (件)	治ゆ等 (件)	転出 (件)	被認定 者数 (人)
19年度						10	12	4	9	682
20年度						11	9	5	15	664
21年度						8	11	0	11	650
22年度						6	14	1	3	638
23年度						17	7	3	6	639

(注) 昭和63年3月1日から、制度改正により新規申請・認定はない。

□昭和50年12月19日～平成24年3月31日 累計 (単位：件)

申請	申請 取下げ	認定 否決	未審査	本区 認定	転入	死亡	治ゆ等	転出
2,638	48	2	0	2,588	390	657	1,249	433

(2) 被認定者の疾病・障害の程度

□疾病別 被認定者数 (単位：人)

疾病 年度	ぜん息性 気管支炎	気管支ぜん息	慢性気管支炎	肺気しゅ	合 計
19年度	0	623	51	8	682
20年度	0	607	49	8	664
21年度	0	598	46	6	650
22年度	0	592	40	6	638
23年度	0	593	39	7	639

□障害の程度別 被認定者数 (単位：人)

障害の程度 年度	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
19年度	0	0	15	241	426	682
20年度	0	0	16	237	411	664
21年度	0	0	16	230	404	650
22年度	0	0	16	219	403	638
23年度	0	0	16	224	399	639

□疾病・障害の程度別 被認定者数 (平成24年3月31日現在) (単位：人)

障害の程度 疾病	特 級	1 級	2 級	3 級	級 外	合 計
ぜん息性気管支炎	0	0	0	0	0	0
気管支ぜん息	0	0	13	201	379	593
慢性気管支炎	0	0	2	19	18	39
肺気しゅ	0	0	1	4	2	7
合 計	0	0	16	224	399	639

(3) 地域別被認定者数 (単位：人)

年度 地域	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
駒込	13	11	11	12	12
巣鴨	25	23	20	19	20
西巣鴨	25	27	25	24	25
北大塚	18	16	15	17	17
南大塚	37	35	35	34	33
上池袋	29	31	29	29	27
東池袋	28	27	24	21	22
南池袋	12	12	14	14	13
西池袋	26	23	20	21	21
池袋	28	27	26	26	25
池袋本町	43	44	40	39	41
雑司が谷	13	14	14	14	15
高田	16	14	15	14	15
目白	19	18	19	19	19
南長崎	43	39	37	39	36
長崎	31	32	31	28	27
千早	22	21	20	19	18
要町	13	15	15	14	15
高松	15	14	14	13	13
千川	10	7	7	7	6
区外	216	214	219	215	219
総 数	682	664	650	638	639

□地域・疾病別 被認定者現在数（平成24年3月31日現在）

(単位：人)

疾 病 地 域	ぜん息性 気管支炎	気管支 ぜん息	慢 性 気管支炎	肺 気 し ゆ	合 計
駒込	0	11	1	0	12
巢 鴨	0	19	1	0	20
西 巢 鴨	0	23	2	0	25
北 大 塚	0	14	3	0	17
南 大 塚	0	30	3	0	33
上 池 袋	0	27	0	0	27
東 池 袋	0	21	0	1	22
南 池 袋	0	11	1	1	13
西 池 袋	0	16	5	0	21
池 袋	0	20	4	1	25
池袋本町	0	39	2	0	41
雑 司 が 谷	0	15	0	0	15
高 田	0	14	1	0	15
目 白	0	18	0	1	19
南 長 崎	0	32	4	0	36
長 崎	0	26	1	0	27
千 早	0	18	0	0	18
要 町	0	13	2	0	15
高 松	0	12	1	0	13
千 川	0	6	0	0	6
区 外	0	208	8	3	219
総 数	0	593	39	7	639

[3] 補償給付実績

件数・金額 年 度	件数(件)	金額(円)
19 年 度	14,937	513,263,993
20 年 度	14,351	487,679,272
21 年 度	13,924	439,394,916
22 年 度	13,302	426,663,427
23 年 度	12,925	420,799,352

□平成23年度 補償給付実績内訳

件数・金額 区分	件数(件)	金額(円)
医 療 費	8,402	165,336,882
障 害 補 償 費	2,866	191,485,520
児 童 補 償 手 当	0	0
療 養 手 当	1,531	35,276,900
遺 族 補 償 費	123	20,209,650
遺族補償一時金	2	7,826,400
葬 祭 料	1	664,000
合 計	12,925	420,799,352

[参考]

被認定者一人当たり年間医療費

(A) 23年度被認定者数中央値 640 人

(B) 医療費総額 165,336,882 円

(B) / (A) 258,338 円

[4] 公害健康被害認定審査会及び公害健康被害診療報酬審査会

区分 年度	公害健康被害 認定審査会			公害健康被害 診療報酬審査会	
	回数(回)	審査件数(件)	更新件数(件)	回数(回)	審査件数(件)
19年度	12	390	196	12	8,790
20年度	12	489	307	12	8,673
21年度	12	350	156	12	8,072
22年度	12	345	167	12	8,028
23年度	12	410	245	12	7,751

[5] 公害保健福祉事業

公害健康被害の補償等に関する法律では、被認定者の健康の回復保持並びに増進を図るため、公害保健福祉事業を行なうものとされ、豊島区でも呼吸リハビリ教室等を実施している。

区分 年度	呼吸リハビリ教室		地域ぜん息教室 (やまびこ会)		家庭療養 指導
	開催回数 (回)	参加延人数 (人)	開催回数 (回)	参加延人数 (人)	訪問件数 (件)
19年度	2	41			63
20年度	2	53	5	31	43
21年度	2	48	2	10	45
22年度	3	51	3	15	37
23年度	4	94	3	15	35

[6] 健康被害予防事業

昭和63年3月1日施行された法改正により、大気汚染地域指定解除と同時に、大気汚染の影響による健康被害を予防するために健康被害予防事業が実施されることになり、本区は昭和63年度から健康相談を実施している。慢性閉塞性疾患及びアレルギー性疾患に関する相談、指導を行なうことにより疾患の予防と、これら患者の健康回復、保持、増進に関する知識の普及と意識の向上を図ることを目的としている。昭和53年度から公害保健福祉事業として実施された転地療養事業及び昭和56年度からの水泳教室は、法対象者の高年齢化のため、現在は健康被害予防事業として実施している。

(1) 機能訓練事業

□水泳教室

区分 年度	時 期			参加者(人)	対 象	場 所
19年度	5/9	～	10/3	12日	延 389	小学1年生 (小学6年生
20年度	5/7	～	10/1	12日	延 296	
21年度	5/27	～	10/14	12日	延 273	
22年度	5/26	～	11/1	12日	延 256	
23年度	9/5	～	11/21	8日	延 145	

□転地療養事業（サマーキャンプ・デイキャンプ）

区分 年度	時期	参加者（人）	対象	場所
19年度	7/24～7/27 3泊4日	40	小学3年生 (中学3年生	竹岡健康学園
20年度	8/5～8/8 3泊4日	40		
21年度	8/4～8/7 3泊4日	30		猪苗代 四季の里
22年度	8/2～8/5 3泊4日	32		
23年度	10/9 日帰りデイキャンプ	16		新宿御苑

(注) 23年度は東日本大震災と原発事故の影響により、サマーキャンプを中止し、日帰りデイキャンプを実施した。

(2) 健康相談事業（ぜん息講演会）

区分 年度	開催回数（回）	参加延人数（人）
19年度	4	115
20年度	4	99
21年度	2	56
22年度	2	39
23年度	6	142

[7] その他

□ぜん息相談

(単位：人)

区分 年度	所内相談	電話相談	その他	合計
19年度	228	66	74	368
20年度	392	100	34	526
21年度	106	50	41	197
22年度	119	52	47	218
23年度	148	42	97	287

[8] 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成

東京都は大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例に基づき18歳未満の健康障害者に医療費の助成を行なっており、区は豊島区大気汚染障害者認定審査会の意見に基づき健康障害者の認定を行なっている。平成20年度から年齢制限が拡大され、18歳以上の健康障害者にも助成されることとなった。

区分 年 度	大気汚染被害者認定審査会			各 年 度 末 の 被認定者数(人)
	回数(回)	審査件数(件)	新規件数(件)	
19年度	12	213	10	496
20年度	12	530	371	948
21年度	12	502	320	1,237
22年度	12	790	362	1,497
23年度	12	800	299	1,643

□地域別大気汚染障害者認定者数 (単位:人)

地域別 年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
駒込	24	63	78	82	83
巢鴨	21	47	63	79	84
西巢鴨	7	48	58	76	81
北大塚	8	29	45	49	53
南大塚	17	44	66	75	83
上池袋	30	36	62	81	89
東池袋	13	55	64	87	99
南池袋	6	25	34	42	48
西池袋	27	43	64	97	108
池袋	26	68	78	108	133
池袋本町	89	120	128	146	159
雑司が谷	13	27	44	51	56
高田	16	31	43	54	63
目白	26	39	54	57	64
南長崎	47	91	96	108	122
長崎	42	77	111	121	121
千早	34	35	59	67	67
要町	22	31	44	55	62
高松	15	22	29	40	42
千川	13	17	17	22	26
総 数	496	948	1,237	1,497	1,643

19. 保健師活動

保健師は、個人、家庭、集団及び一定の地域を対象として、対象者のライフステージに応じた疾病の予防、早期発見、健康の保持増進、社会復帰への支援など地域住民が健康で安心した生活が維持できるよう生活全般に渡り支援を行なっている。

また、保健師の活動拠点としては、池袋保健所（健康推進課・長崎健康相談所・地域保健課公害保健グループ・保健事業グループ）の他、高齢者福祉課（地域包括サポート係・地域ケア推進係・介護予防係）、障害部門（中央保健福祉センター障害者在宅支援係）がある。

[1] 保健所業務の内容

□保健師業務総単位数

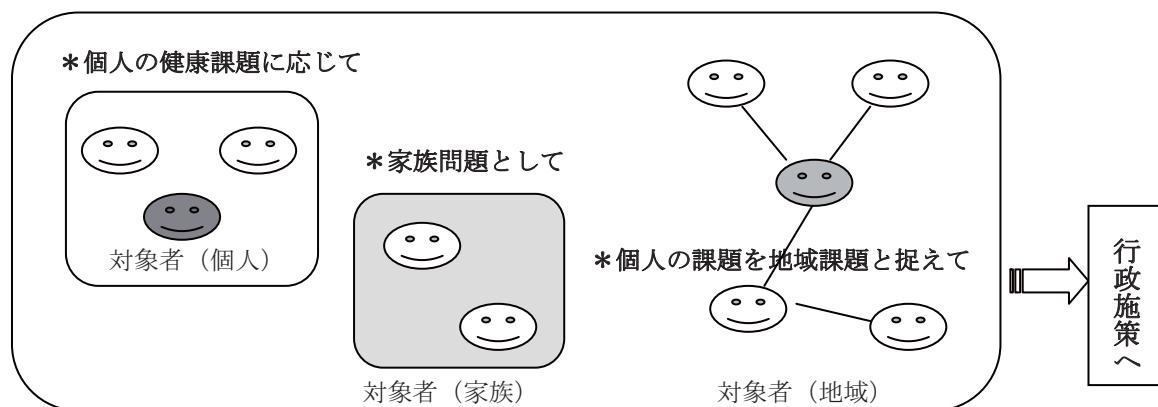
区分 年度	地 区 管 理	保 健 福 祉 事 業	コ ー デ イ ネ ー ト	教 育 ・ 研 修 ・ 事 務 等	合 計 (单 位)
19年度	586.5	6,460.0	1,304.5	1,610.0	9,961.0
20年度	797.5	6,258.5	1,464.0	1,309.0	9,829.0
21年度	642.5	5,225.0	1,270.0	1,194.5	8,332.0
22年度	963.0	5,746.0	1,451.5	1,608.0	9,768.5
23年度	774.0	6,258.0	1,496.5	1,388.0	9,916.5
池袋	541.0	4,338.5	914.0	921.5	6,715.0
長崎	233.0	1,919.5	582.5	466.5	3,201.5

(注) 保健師活動は、1日2単位として換算している。(1単位=4時間)

総単位のうち 63%が保健福祉事業となっている。

(1) 地区管理

保健師は地区担当制（受け持ち地区）をとっており、地区の特性を踏まえた健康課題の解決に向けて情報収集・分析・対応・行政施策への反映等の役割を担っている。



(2) 保健福祉事業：対象者や課題に応じた解決手法にて対応している。（内訳については別表1、主な事業一覧については別表2を参照。）

① 家庭訪問

保健活動のうち、最も重要な役割をなすものは家庭訪問である。地区担当保健師として区民の健康に関するさまざまな相談を受け、正しい療養のしかた、看護の方法などについて具体的に相談・指導を行なっている。（内訳については、別表3を参照。）

また、訪問にあたっては、主治医をはじめ関係機関と必要な連絡をとりながら訪問業務の万全を期している。

② 保健指導（随時及び予約にて相談）

面接相談、電話相談、文書・メール等による個別相談に応じている。

③ 健康相談

相談日を設定して実施する健康相談及び保健指導：出張育児相談、精神保健福祉相談、生活習慣病相談等。

④ グループワーク

健康課題を共有したり個人の問題解決へむけたグループ活動：精神保健デイケア、育児グループ・運動等のグループ活動等。

⑤ 健康診査

個人及び集団を対象とする健康診断にかかわる保健指導：乳幼児健康診査、生活習慣病予防健診、結核健康診査等。

⑥ 健康教育

健康知識の普及・意識の啓発のために行なう健康教育：母親学級、初心者運動教室、禁煙教室、子育て講演会、精神保健福祉講演会、地区組織への健康講演会等。

⑦ 地区組織活動

民生委員、家族会、患者会、ボランティア活動関係者の育成、NPO等自主グループの支援活動。

⑧ その他

上記分類に該当しないもの。

(3) コーディネート

① 個別会議

ケース支援に関する保健・医療・福祉等の関係機関との連絡調整のための会議：個別事例検討会、サービス調整会議。

② 個別会議以外

ケース支援に関する保健・医療・福祉等の関係機関との連絡・調整。

③ 地域会議

地域ケア体制構築・維持のためのコーディネート等個人のレベルを超えた連絡調整会議。

④ 地域会議以外

(4) 教育・研修

① 研修企画

関係職員、看護学校等の講義等に関する資料作成等。

② 実習生指導

保健師等の学生に対する保健所実習の教育指導。

(5) 業務管理

保健活動の円滑な推進のために行なう業務。

(6) 連絡事務

業務に関する連絡や事務。

(7) 研修参加

業務遂行に必要な技能・知識を得るために研修参加。

[2]東日本大震災被災地支援

平成23年3月11日発生した東日本大震災への支援活動として、被災地派遣を行なった。

① 平成23年5月31日～6月7日 岩手県宮古市 保健師2名派遣

② 平成23年9月7日～9月14日 宮城県気仙沼市 保健師2名派遣

□別表1 保健福祉事業（内訳）

区分 年度	家庭訪問	保健指導	健康新相談	グループワーク	健診	健康教育	地域組織活動	その他	合計（単位）
19年度	1,308.5	2,963.5	416.0	199.0	722.0	513.0	184.0	82.0	6,388.0
20年度	1,289.0	2,673.0	455.0	158.5	813.0	634.5	202.0	33.5	6,258.5
21年度	894.5	2,497.0	312.5	126.5	654.0	560.5	163.0	17.0	5,225.0
22年度	1,056.0	2,406.0	503.5	123.5	825.0	630.5	149.5	52.0	5,746.0
23年度	1,046.5	2,746.5	495.5	169.5	1,075.0	534.0	155.0	36.0	6,258.0
池袋	608.0	1,963.0	383.5	100.5	859.0	371.0	26.5	27.0	4,338.5
長崎	438.5	783.5	112.0	69.0	216.0	163.0	128.5	9.0	1,919.5

(注) 保健福祉事業（内訳）のうち、保健指導が43.9%、健康診査が17.2%、家庭訪問が16.7%となっている。

□別表2 主な保健福祉事業一覧

	健康診査・ 健康相談	健康教室 グループワーク	地区活動 (家庭訪問・面接・電話)	地区組織活動 関係機関連携会議
母子保健	<ul style="list-style-type: none"> ◊ 乳児健診 ◊ 1歳6か月児健診 ◊ 3歳児健診 ◊ 乳幼児経過観察 ◊ 心理経過観察相談 ◊ 出張育児相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◊ 母親学級 ◊ パパママ準備教室 ◊ 母乳・卒乳教室 ◊ おかあさんのお休み時間 ◊ 親子遊び教室（心理集団活動） ◊ 家庭の事故予防教育 	<ul style="list-style-type: none"> ◊ 妊娠届出時面接 ◊ 妊産婦訪問 ◊ こんなにちは赤ちゃん訪問 ◊ 未熟児訪問 ◊ 乳幼児健診未来所者訪問 ◊ 心身障害児・長期療養児訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ◊ 子育て支援ネットワーク ◊ 子育てサロン講話 ◊ ファミリーサポート講習会 ◊ ツインスマイル ◊ 産科病棟連絡会 ◊ 虐待対応会議
成人保健	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 30/35健診（男性生活習慣病予防健診） ◆ 女性の骨太健診 ◆ H I V検査/エイズ相談 ◆ 肝炎検査/相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 健診時集団教育 ◆ エイズ予防教育 ◆ 乳がん予防教育 ◆ 出前講座 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 訪問指導事業 ◆ 在宅難病患者訪問診療事業 ◆ 医療機器貸与対象者療養支援 ◆ 肝炎陽性者受診勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 神経難病医療ネットワーク連絡会 ◆ 都エイズ啓発拠点事業 ◆ 区内養護部会連絡会 ◆ 区内大学保健センター連絡会
精神保健	<ul style="list-style-type: none"> ◊ 精神科医専門相談 ◊ 家族問題相談 ◊ 嗜癖相談 	<ul style="list-style-type: none"> ◊ デイケア ◊ 精神保健セミナー ◊ ゲートキーパー講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ◊ 家庭訪問指導 ◊ 未治療/医療中断者支援 	<ul style="list-style-type: none"> ◊ こころまつり ◊ 自主グループ支援 ◊ 家族会支援 ◊ ボランティア講座 ◊ 自殺・うつ病の予防対策委員会
結核・感染症	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 結核管理健診 ◆ 結核接触者健診 ◆ Q F T検査 ◆ 日本語学校健診 ◆ 住所不定者健診 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 集団発生時健康教育 ◆ 感染症予防普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 結核患者療養指導 ◆ D O T S（服薬支援） ◆ 感染症発生動向調査 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 結核医療機関連携会議

□別表3 家庭訪問（内訳）

(単位：件)

区分 年 度		訪問 世帯 数	計	成 人						
				感 染 症	結 核	精 神 障 害	心 身 障 害	生 活 習 慣 病	難 病	そ の 他
19年度	実数	1,083	1,770	42	174	238	7	11	14	1
	延袋	1,633	2,404	49	205	630	15	17	56	1
20年度	実数	1,067	1,460	53	168	193	16	5	9	4
	延数	1,552	2,056	57	253	501	35	8	22	9
21年度	実数	798	972	23	137	169	19	6	11	7
	延数	1,134	1,383	26	190	355	29	12	46	15
22年度	実数	1,154	1,346	27	152	113	12	14	7	3
	延数	1,549	1,766	31	231	287	21	22	27	4
23年度	実数	1,117	1,337	6	126	161	17	3	7	7
	延数	1,479	1,812	6	148	373	46	4	29	7
池袋	実数	670	723	6	126	88	13	1	5	6
	延数	829	919	6	148	162	32	1	27	6
長崎	実数	447	614	0	0	73	4	2	2	1
	延数	650	893	0	0	211	14	3	2	1

下表に続く

区分 年 度		妊 産 婦	乳 児			幼 児	そ の 他	(単位：人)		
			未 熟 児	新 生 児	一 般 乳 児			面 接 相 談	電 話 ・ 文 書	関 係 機 関 連 絡
19年度	実数	598	26	545	73	35	6			
	延数	654	34	578	101	53	11	1,882	6,214	3,097
20年度	実数	427	18	313	180	67	7			
	延数	471	19	335	235	101	9	2,289	7,322	8,072
21年度	実数	252	20	147	107	63	11			
	延数	266	21	179	135	85	24	1,803	12,228	3,718
22年度	実数	437	27	397	55	89	13			
	延数	470	32	414	79	114	34	1,822	7,165	4,862
23年度	実数	437	19	347	95	101	11			
	延数	499	24	379	133	133	31	2,022	7,986	3,857
池袋	実数	203	12	154	57	44	8			
	延数	219	12	162	65	53	26	1,386	5,033	2,159
長崎	実数	234	7	193	38	57	3			
	延数	280	12	217	68	80	5	636	2,953	1,698

(注) 家庭訪問（内訳）のうち、乳児が29.6%、妊産婦が27.5%、精神障害が20.6%、結核・感染症が8.5%となって
いる。

20. 保健所実習

[1] 保健所実習研修

医療関係学校の依頼により、学生に対して保健所業務の実習を各課で分担し、公衆衛生教育を実施している。

年度	区分	グループ数	実人員(人)	延人員(人)
19 年 度		32	97	447
20 年 度		46	124	537
21 年 度		39	110	491
22 年 度		18	63	326
23 年 度		19	69	278
池袋保健所	看護系学生	11	47	122
	(内訳) 聖路加看護大学 (保健師)	3	13	85
	国立病院東京医療センター附属東が丘看護助産学校 (看護師)	6	28	28
	国立病院東京医療センター附属東が丘看護助産学校(助産師)	2	6	9
	管理栄養士養成施設学生	4	11	66
	(内訳) 日本女子大学	1	1	6
	東京家政大学	3	10	60
	歯科衛生士学生	0	0	0
	小 計	15	58	188
長崎健康相談所	看護系学生	2	6	60
	(内訳) 聖路加看護大学	2	6	60
	管理栄養士養成施設学生	2	5	30
	(内訳) 昭和女子大学	2	5	30
	小 計	4	11	90

[2] 医師臨床研修

医師法第16条の2に規定する臨床研修に関する省令に基づき、池袋保健所は、平成17年度から可能な範囲で、臨床研修病院からの依頼に基づき臨床研修協力施設として、地域保健研修を希望する研修医の受入れを実施している。

地域保健研修においては、公衆衛生の重要性を実践の場で学ぶことが最重要課題であり、また診断・治療といった臨床的診療行為だけではないヘルスプロモーションを基盤とした地域保健、健康増進活動等を理解することを目標としている。

□ 受入実績

区分 年度	臨床研修病院	実人員(人)	研修期間
19年度	東京都立大塚病院	6	1名 2週間
	東京女子医大病院	5	1名 1か月間
20年度	東京都立大塚病院	5	1名 2週間
	東京女子医大病院	5	1名 1か月間
21年度	東京都立大塚病院	6	1名 2週間
	東京女子医大病院	6	1名 1か月間
22年度	東京都立大塚病院	6	1名 2週間
	東京女子医大病院	6	1名 1か月間
23年度	東京都立大塚病院	4	1名 2週間

21. 休日・平日準夜診療

休診日における救急患者に対する医療対策として、休日応急診療及び休日調剤を実施している。また、平成19年12月から小児初期救急医療対策として、平日準夜間小児初期救急診療事業（豊島こども平日準夜間救急クリニック）を実施している。

[1] 休日診療

内科及び小児科は、休日（日曜日・祝日及び年末年始）に固定の診療施設において、豊島区休日・準夜診療事業実施要綱に基づき豊島区医師会に委託して実施している。また年末年始においては輪番制診療所による診療事業も実施した。

歯科については、豊島区休日歯科応急診療事業実施要綱に基づき豊島区歯科医師会に委託して実施している。

平成24年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関名	電話	開始時期
内科 小児科	午前9時～午後10時	日曜・祝日 12月29日～1月4日	豊島区池袋休日診療所 (東池袋1-20-9 池袋保健所6階)	(3982)0198	・休日 昭和55年4月1日
	午後5時～午後10時	土曜日			・休日準夜 昭和53年10月15日
	午前9時～午後5時	日曜・祝日 12月29日～1月4日	豊島区長崎休日診療所 (長崎2-27-18 長崎複合施設3階)	(3959)3385	・土曜日準夜 平成3年4月6日
歯科	午前9時～午後5時	日曜・祝日 12月29日～1月4日	豊島区池袋歯科 休日応急診療所 (東池袋1-20-9 池袋保健所6階 あぜりあ歯科診療所内)	(5985)5577	昭和54年7月1日

(注1) 準夜とは、午後5時～午後10時をいう。

(注2) 豊島区長崎休日診療所は、平成3年6月2日に長崎保健所（長崎3-6-24）内から移転。

(注3) 豊島区池袋休日診療所は、平成11年1月15日に豊島区池袋休日診療所（西池袋3-22-16）及び豊島区雑司が谷休日診療所（雑司が谷3-1-7）を統合し、移転開設。

(注4) 豊島区池袋歯科休日応急診療所は、平成11年1月15日に豊島区歯科休日応急診療所から名称変更し、豊島区歯科医師会館（南大塚2-37-1）内より移転。

(注5) 豊島区長崎歯科休日応急診療所（長崎2-27-18、平成3年6月2日開始）は平成13年3月31日をもって廃止。

(注6) 豊島区巣鴨休日診療所（巣鴨4-22-17、昭和56年6月7日開始）は平成17年3月31日をもって廃止。

[2] 平日準夜間小児初期救急診療

平成19年12月から、豊島区平日準夜間小児初期救急診療事業実施要綱に基づき、豊島区平日準夜間小児初期救急診療事業を開始した。都立大塚病院、豊島区医師会と協定して実施している。

平成24年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関名	電話	開始時期
小児科	午後8時～午後11時	月曜～金曜 (祝日及び 12月29日 ～ 1月4日 を除く)	豊島こども平日準夜間 救急クリニック 都立大塚病院内 (南大塚2-8-1 1階救急外来診療室)	(3941)3211	平成19年12月3日

[3] 休日調剤

休日（日曜日・祝日及び年末年始）に、処方箋による調剤業務を豊島区休日調剤事業実施要綱に基づき豊島区薬剤師会へ委託し、休日調剤業務を実施している。

平成24年4月1日現在

区分	時間	診療日	医療機関・地区名	電話	開始時期
調剤	午前9時～ 午後10時	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	池袋あうる薬局 (東池袋1-20-9 池袋保健所内)	(3984)7540	平成18年12月1日
	午後5時～ 午後10時	土曜日			
	午前9時～ 午後5時30分	日曜・祝日 12月29日～ 1月4日	長崎地区（輪番制）		
	午前9時～ 午後5時30分	年末年始	巣鴨地区（輪番制）		

[4] 利用状況

(1) 休日診療（内科・小児科）実績

区分 年度	休日昼間						休日準夜		土曜日準夜		
	診療所				在宅当番医		休日	準夜	池袋休日診療所	準夜	
	日数 (日)	池袋 (人)	長崎 (人)	合計 (人)	診療日数 (日)	受診者数 (人)	昼間合計 (人)	数(日)	数(人)	数(日)	
19年度	73	1,728	1,055	2,783	6	117	2,900	73	495	49	273
20年度	72	1,810	1,078	2,888	5	53	2,941	72	562	50	327
21年度	73	2,484	1,659	4,143	4	60	4,203	73	1,037	51	495
22年度	72	2,351	1,370	3,721	4	65	3,786	72	889	51	522
23年度	72	2,578	1,508	4,086	4	38	4,124	72	745	51	615

(注) 平成17年度から巣鴨休日診療所を廃止し、年末年始について在宅当番医方式による診療を実施。

(2) 平日準夜間小児初期救急診療実績

区分 年度	平 日 準 夜			
	実施日数 (日)	0~6歳 (人)	7~15歳 (人)	合計 (人)
19年度	46	133	26	159
20年度	243	646	173	819
21年度	241	751	255	1,006
22年度	242	728	194	922
23年度	243	683	224	907

(注) 平成19年度は、12月～3月の月・水・金曜日の実績。

(3) 休日診療（歯科）実績

区分 年度	休日昼間	
	休 日 数 (日)	池 袋 (人)
19年度	73	543
20年度	72	508
21年度	73	540
22年度	72	472
23年度	72	529

(4) 休日調剤実績

区分 年度	休 日 昼 間				休日 準夜	土曜 準夜	準夜
	休 日 数 (日)	内 科 系 (人)	歯 科 系 (人)	合 計 (人)			
19年度	73	2,432	297	2,729	618	244	862
20年度	72	2,582	247	2,829	718	313	1,031
21年度	73	3,380	293	3,673	1,203	469	1,672
22年度	72	3,105	219	3,324	995	497	1,492
23年度	72	3,443	227	3,670	1,018	523	1,541

[5] 東京都保健医療情報センターにおける夜間休日連絡通報受理業務

区民等からの緊急な通報に対応できるように、東京都保健医療情報センターに連絡通報受理業務を委託している。

なお、保健所の業務時間外である夜間・休日においては、「東京都医療機関案内サービスひまわり」としてホームページ及び電話にて24時間案内している。

連絡通報受理業務対象
・ 感染症関係
・ 精神保健関係
・ 食中毒関係
・ こう傷事故等動物関係
・ 予防接種による副反応関係
・ 光化学スモッグ関係
・ 飲料水汚染事故関係
・ 苦情関係
・ その他異例事項

22. 在宅医療の推進

区民が自宅で安心して療養できる体制を整備するため、平成22年度から区内関係団体で構成する会議体を運営し、医療及び介護スタッフの連携強化を図っている。また、在宅医療関係者の連携強化につながる事業及び区民への普及啓発事業を合わせて実施している。

[1] 在宅医療連携推進会議

地域医療連携ネットワークの構築及び課題の解決を目的として、会議を設置・開催した。また、個別の課題解決を目的とした部会を設置した。この会議は下記の職種の委員で構成され、年3回開催している。

構成：学識経験者、医師（診療所、病院）、歯科医師、薬剤師、
看護師（病院、訪問看護ステーション）、介護支援専門員、
理学療法士（病院、診療所）、高齢者総合相談センター職員、
区民、保健所長

[2] 事業実績

(1) 在宅医療に関する研修

① 在宅医療コーディネーター研修

在宅医療に関わるスタッフ（主として介護支援専門員）を対象に、在宅医療に関する知識習得と他職種連携を目的とした研修を実施した。

② 医療コミュニケーター研修

訪問介護に携わる方（ヘルパー）を対象に、医学的知識の基礎や医療職とのコミュニケーションについての研修を実施した。

□研修実績

区分 年度	研修名	実施日程	回数（回）	受講者数（人）
22年度	在宅医療コーディネーター研修	平成22年10月～ 平成23年3月	6	61
23年度	医療コミュニケーター研修	平成23年11月	4	28

（注）医療コミュニケーター研修について、うち1回は病院での現地研修を行ない、病院内の見学やロールプレイ等を行なった。

(2) 区民向け講座

区民に対し在宅医療についての知識を普及啓発するために、在宅医療に関する講座を開催している。

□講座実績

区分 年度	講 座 名	概 要	参加者数 (人)
22 年度	知って安心！やさしい医療健康講座「安心できるドクターの見つけ方」	信頼できる「かかりつけ医」を見つけるためのヒントや医師とのコミュニケーションの取り方について看護師による講座	86
23 年度	知って安心！やさしい医療健康講座「くすりと薬剤師の正しい使い方」	在宅医療を受ける患者及びその家族が不安に感じる薬の副作用、使用方法、注意点などについて薬剤師による講座。	110

(3) 在宅医療交流会

区内の在宅医療、介護関係者のネットワークづくりを推進することを目的とし、今後の介護保険制度の動向に関する講演のほか、在宅医療の事例検討を実施した。

参加職種：区内診療所及び病院医師、歯科医師、薬剤師、病院看護師、訪問看護師、歯科衛生士、介護支援専門員、理学療法士、高齢者総合相談センター職員、学識経験者、区民等

区分 年度	開催年月日	参加者数 (人)	場 所
22年度	平成23年2月5日	72	豊島区医師会館
23年度	平成24年3月3日	72	豊島区勤労福祉会館

(4) 在宅医療コーディネーターモデル事業

病院から退院して在宅医療を希望する区民が円滑に在宅生活を送るために、医療、介護等のニーズに対応した適切なサービスを提供することができるよう、在宅医療コーディネーターを設置する。又、医療関係者、介護サービス事業者等の連携体制の構築を支援するモデル事業を実施し、検証をする。モデル事業期間は平成24年1月～8月とし、その後本格実施とする。

平成23年度事例実績（平成24年1月～3月）：4事例

23. 豊島健康診査センター

医療法人財団豊島健康診査センターは、超高齢社会、介護保険制度に対応した地域医療の基盤整備として区と区医師会において共同設立した。MR I、マルチスライスCT等の高度医療機器を配備し、画像診断及び検体分析の両面において高度な検査体制を供し、地域医療を支援する精密検査機関としての役割を担うことにより、地域医療の高度化を図り、もって区民の健康の推進・増進に寄与するために運営している。

所 在 地	豊島区上池袋2丁目5番1号健康プラザとしま5~7階
名 称	医療法人財団 豊島健康診査センター
面 積	1,705.26 m ²
開設年月日	平成11年9月1日

[1] 豊島健康診査センターが担う役割

(1) 地域医療を支援する精密検査機関

区民の身近なかかりつけ医の依頼に基づき、高度な精密検査を迅速に行ない、精度の高い検査結果を提供するなど地域医療の充実、強化に寄与する。

(2) 豊島区が実施する各種健康診査の拠点施設

豊島区が実施する特定健康診査、長寿健康診査、学童健康診査、各種がん検診などにおける画像診断や検体・細胞の分析検査を受託して行なう。

[2] 主な検査機能

(1) 画像診断部門

- ・ MR I (磁気共鳴断層撮影装置) 検査
- ・ マルチスライスCT検査
- ・ 乳房X線検査
- ・ 骨密度測定検査
- ・ 超音波検査
- ・ 電子内視鏡検査
- ・ 胃部X線テレビ撮影
- ・ 胸部X線単純撮影
- ・ 眼底検査

(2) 臨床検査部門

- ・ 血液生化学検査 (肝機能、脂質代謝、糖代謝、腎機能等)
- ・ 貧血検査
- ・ 便潜血反応検査
- ・ 白血球検査
- ・ 咳痰・細胞診検査
- ・ 血液血清学的検査 (感染症、腫瘍マーカー等)

[3] 事業実績

(1) 画像診断部門

地域の医療機関からの依頼や区の委託事業等により画像診断を実施している。

(単位：件)

年 度 区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
MR I 診断	2,841	2,485	2,470	2,230	2,044
C T 検査	5,176	5,089	7,104	8,324	7,662
内視鏡診断	254	279	380	337	362
超音波診断	380	582	583	566	654
骨塩定量検査	4,324	3,144	3,291	2,806	3,118
乳房撮影診断	3,180	3,292	5,413	5,880	7,331
消化管撮影診断	5,432	5,864	7,569	10,048	8,591
一般撮影診断	13,112	14,332	16,631	18,190	18,304
計	34,699	35,067	43,441	48,381	48,066

(2) 自費診療事業

中小企業及び私立学校等から健診を受託している。

(単位：件)

年 度 区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
事業所健診（※1）	6,720	7,707	7,665	8,024	8,681
健保家族特定健診 (※2)		1,433	1,645	1,522	1,488
個人健診	1,871	1,392	1,209	1,157	1,144
私立学校学生 ・生徒健診	18,685	19,102	18,994	17,259	18,105
自費検査他	1,254	1,096	1,517	1,262	1,125
計	28,530	30,730	31,030	29,224	30,543

(※1) 事業所健診には、平成20年度から「協会けんぽ」の健診を含む。

(※2) 健保家族特定健診は平成20年度から始まり、人間ドック学会の集合契約（健診センターが参加）及び豊島区医師会の集合契約（医療機関が参加）によりセンターが検査及び情報処理した件数。

(3) 臨床検査事業

医師会員医療機関からの血液・生化学等の臨床検査と、区から受託した健診による検査を実施している。

(単位：件)

年 度 区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
血液・生化学検査	286,370	273,947	269,145	272,767	270,410
便潜血反応検査	6,068	6,420	10,177	10,831	11,355
細胞診検査	8,972	9,787	12,573	13,385	15,719
その他	80,016	77,075	77,503	74,564	75,246
計	381,426	367,229	369,398	371,547	372,730
心電図・眼底視力等	29,535	31,371	31,762	30,496	31,835

(4) 保健事業

区が実施した特定・長寿健康診査の検体検査及び各種がん検診、学校保健法による児童・生徒の健診、労働安全衛生法に基づく教職員・区職員の健診等を受託している。

(単位：件)

年 度 区 分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
高齢者医療確保法による特定・長寿健診等	41,165	35,463	34,045	35,142	34,507
区民がん検診等(※1)	15,283	19,187	32,195	38,656	41,650
公害健康被害補償による健診	317	374	241	255	317
学校保健法による健診	23,480	23,284	23,493	23,919	23,252
教職員健診・がん検診	1,630	1,652	1,679	1,661	1,728
区職員健診・がん検診 特定保健指導(※2)	3,630	4,056	4,005	4,214	4,101
豊島区国保・都職員共済・健保等の委託による保健指導		417	561	602	625

(※1) 平成20年度から区民がん検診等に骨密度・肝炎検査を追加している。

(※2) 平成20年度から区職員健診に特定保健指導分を含んでいる。

附 屬 機 関 等

1. 附属機関等一覧

平成24年4月1日現在

名 称	根 抠	所 掌 内 容
1. 保健所運営協議会 委嘱 区長 年月日 平成一年一月一日 会長 1名 委員 29名 計30名 任期 2年 開催 年1回	地域保健法第11条 豊島区保健所運営協議会条例(昭和50年3月15日 豊島区条例第31号)	豊島区内の公衆衛生及び保健所の運営に関する事項について審議すること (平成15年度から休止中)
2. 大気汚染障害者認定審査会 委嘱 区長 年月日 平成23年 4月 1日 会長 1名 委員 6名 計 7名 区条例 10名以内 任期 2年 開催 月1回	都条例 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例 豊島区大気汚染障害者認定審査会条例(昭和50年3月15日 豊島区条例第33号)	都条例に基づき医療費を助成するため、大気汚染に係る健康障害者の認定に必要な調査審議すること
3. 公害健康被害認定審査会 委嘱 区長 年月日 平成24年 1月27日 会長 1名 委員 12名 計13名 任期 2年 開催 月1回	公害健康被害の補償等に関する法律第45条 豊島区公害健康被害認定審査会条例(昭和50年12月24日 豊島区条例第61号)	公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者の更新認定及び補償給付に必要な調査審議すること
4. 公害健康被害診療報酬審査会 委嘱 区長 年月日 平成24年 4月 1日 会長 1名 委員 4名 計 5名 区条例 6名以内 任期 2年 開催 月1回	公害健康被害の補償等に関する法律第23条 豊島区公害健康被害診療報酬審査会条例(昭和50年12月24日 豊島区条例第62号)	公害健康被害の補償等に関する法律に規定する疾病にかかっていると認定された者に関する診療報酬点数について、審査すること
5. 予防接種健康被害調査委員会 委嘱 区長 健康被害発生時に委嘱 会長 1名 委員 7名以内 計8名以内 任期 調査報告終了まで 開催 隨時	豊島区予防接種健康被害調査委員会設置要綱 (昭和55年4月1日区長決裁)	予防接種による健康被害もしくはその疑いの発生に際し、医学的な見地から調査すること
6. 感染症の診査に関する協議会 委嘱 区長 年月日 平成23年 4月 1日 会長 1名 委員 11名 計12名 任期 2年 開催 月2回・随時	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条 豊島区感染症の診査に関する協議会条例(平成11年3月23日 豊島区条例第20号)	就業制限の通知、入院勧告、入院の期間の延長並びに結核患者の医療費用負担を審議すること、就業制限、入院の措置の報告に関し、意見を述べること

名 称	根 抱	所 掌 内 容
7. 健康プラン推進会議 委嘱 区長 年月日 平成23年 9月20日 会長 1名 委員 12名 計13名 任期 2年 開催 年3回	健康プラン推進会議設置要綱 (平成21年10月1日 健康担当部長決定) ※設置期間は平成24年3月31日まで	健康プランの推進、評価について意見を述べること、その他の健康施策に關し、意見を述べること
8. 豊島区がん対策推進会議 委嘱 区長 年月日 平成一年一月一日 顧問 1名 会長 1名 委員 18名 計20名 任期 1年 開催 年5回	豊島区がん対策推進会議設置要綱 (平成22年4月1日 健康担当部長決定)	豊島区においてがん対策を推進するにあたり、区の現状の検証、がん対策に関する条例の制定及びがん対策に関する計画の策定等について専門的な見地から検討すること (平成23年度は休止)
9. 豊島区在宅医療連携推進会議 委嘱 区長 年月日 平成23年 7月20日 会長 1名 委員 18名 計19名 任期 1年 開催 年3回	豊島区在宅医療連携推進会議設置要綱(平成22年6月1日 健康担当部長決定)	区民の医療に携わる関係機関の連携を強化し、豊島区の在宅医療体制を整備・推進すること

2. 委 員 名 簿

[1] 豊島区大気汚染障害者認定審査会 (7人)

(任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日)

平成24年4月1日現在

区分	氏名	現職等
医師会推せん	中本 譲 阿部 敏尚 武藤 敬	高田馬場病院院長 阿部医院院長 武藤クリニック院長
専門医師	赤柴 恒人 橋本 光司 馬場 美智子	日本大学医学部附属板橋病院教授 日本大学医学部附属板橋病院准教授 都立大塚病院内科医長
保健所長	石原 浩	豊島区池袋保健所長

[2] 豊島区公害健康被害認定審査会 (13人)

(任期：平成24年1月27日～平成26年1月26日)

平成24年4月1日現在

区分	氏名	現職等
医師会推せん	中本 譲 阿部 敏尚 武藤 敬 石井 宏 大橋 泰彦 吉澤 孝之 松浦 真理子	高田馬場病院院長 阿部医院院長 武藤クリニック院長 たじま医院院長 大橋内科クリニック院長 要町病院院長 松浦クリニック院長
専門医師	赤柴 恒人 橋本 光司 馬場 美智子 田下 浩之	日本大学医学部附属板橋病院教授 日本大学医学部附属板橋病院准教授 都立大塚病院内科医長 帝京大学医学部附属病院
弁護士	神田 将	茅場町総合法律事務所
保健所長	石原 浩	豊島区池袋保健所長

[3] 豊島区公害健康被害診療報酬審査会 (5人)

(任期：平成24年4月1日～平成26年3月31日)

平成24年4月1日現在

区分	氏名	現職等
医師会推せん	中本譲 阿部敏尚 久野伸夫	高田馬場病院院長 阿部医院院長 めじろ内科クリニック院長
専門医師	馬場美智子	都立大塚病院内科医長
薬剤師会推せん	遠藤信一郎	平和通り保健薬局代表

[4] 豊島区予防接種健康被害調査委員会 (7人)

(任期：平成23年6月3日～平成23年6月23日)

平成23年6月3日現在

区分	氏名	現職等
医師会推せん	清水充 後藤伊織 湊通嘉	豊島区医師会 公衆衛生部管掌副会長 豊島区医師会 公衆衛生部担当理事 豊島区医師会 公衆衛生部副委員長
専門医師	多屋馨子	国立感染症研究所 感染症情報センター室長
区職員	村主千明 佐藤正俊 田中敦子	豊島区池袋保健所長 豊島区健康担当部長 豊島区池袋保健所参事

(注) 予防接種による健康被害もしくはその疑いの発生に際し、委員を委嘱し、委員会を招集する。

任期は調査報告が終了したときまでとする。

[5] 豊島区感染症の診査に関する協議会 (12人)

(任期：平成23年4月1日～平成25年3月31日)

平成23年4月1日現在

区分	氏名	現職等
感染症指定医療機関等	尾形英雄 橋本修 市岡正彦 栗屋敬之	結核予防会複十字病院副院長 日本大学医学部附属板橋病院教授 東京都保健医療公社豊島病院副院長 東京都保健医療公社豊島病院小児科医員
医師会推薦	尾形滋 吉澤孝之 中本譲 高橋清輝 安康善雄	尾形医院院長 要町病院院長 高田馬場病院院長 高橋診療所長 安康レディースクリニック医長
学識経験者	吉田和夫 川島仟太郎 中谷三保子	エルム法律事務所 川島法律事務所 平成帝京大学健康メディカル学部長

[6] 豊島区健康プラン推進会議 (13人)

(任期：平成23年9月20日～平成24年3月31日)

平成23年9月20日現在

区分	氏名	現職等
学識経験者	星 旦二	首都大学東京大学院都市環境科学研究科都市システム科学域教授
医師会推せん	遠藤正之 後藤伊織	豊島区医師会理事 豊島区医師会理事
歯科医師会推せん	高田 靖	豊島区歯科医師会専務理事
薬剤師会推せん	大澤 誠	豊島区薬剤師会会长
公募	武藤節子 福島茂 佐賀滋穂	区民
区職員	村主千明 佐藤正俊 樋口友久 田中敦子 鈴木祐子	豊島区池袋保健所長 豊島区健康担当部長 豊島区生活衛生課長 豊島区健康推進課長 豊島区長崎健康相談所長

[7] 豊島区在宅医療連携推進会議 (19人)

(任期：平成23年7月20日～平成24年3月31日)

平成23年7月20日現在

区分	氏名	現職等
病院関係者	田城孝雄 安井俊行 前島康子 黒田雅枝 厚美道子 深澤雅世 志村裕子 川松祐司 阿部輝	順天堂大学スポーツ健康科学部健康学科教授（衛生公衆衛生学） 東京都立大塚病院内科部長 東京都立大塚病院看護部看護科主任 豊島区訪問看護ステーション 南池袋訪問看護ステーション ふくろうの杜高齢者総合相談センター 居宅介護支援事業所 株式会社サン・キューブ (介護支援専門員) 千川篠田整形外科（理学療法士） 長汐病院理学療法科長
地域医療関係者	清水充彦 久保信彦 吉澤明孝 平井貴志 若島将伸 高田靖 遠藤信一郎 江村公良	豊島区医師会副会長 豊島区医師会理事 豊島区医師会理事 豊島区医師会 豊島区医師会 豊島区歯科医師会専務理事 豊島区薬剤師会副会長 豊島区薬剤師会副会長
区民委員	古瀬恵子	区民
区職員	村主千明	豊島区池袋保健所長

3. 平成23年度財政補助団体一覧

団 体 名	事 業 名	平成23年度 会員数(人)
(社) 豊 島 区 薬 剤 師 会	使用済み注射針回収事業	133
(社) 東京都歯科技工士会豊島支部	介護施設入所者の義歯の名入れ事業及び技術と資材に関する事業（特に学術）	36
東京都薬物乱用防止推進豊島地区協議会	覚せい剤等薬物乱用防止推進普及啓発活動事業	14
豊 島 区 救 急 業 務 連 絡 会	救急業務活動推進事業	17
豊 島 区 池 袋 食 品 衛 生 協 会	食品衛生の普及啓発と食品衛生自治指導員による巡回指導事業	1,282
N P O 法 人 動 物 を 愛 す る 会	ワンワン祭り	20
K H J ホ ッ ト ラ イ ン の 会	引きこもる若者の就労を目指した電話相談事業	32
と し ま コ ス モ ス の 会	精神保健福祉ボランティアによる「フリースペース」の運営	26
子 ど も の 会	引きこもり青年とさをり織り印刷事業	29

豊島区の保健衛生（事業概要）

平成24年版

平成24年9月発行

発行編集 豊島区保健福祉部・池袋保健所
〒170-0013
所在地 東京都豊島区東池袋1-20-9
電話(3987)4203
印 刷 有限会社オール印刷工業
(頒布価格) 600円

本書は、古紙を利用した再生紙を使用しています。

